

令和元年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」

I

令和2年3月10日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 堀 雅 博

目次

序章	1
第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 包括外部監査の方法	2
5 包括外部監査の期間	7
6 包括外部監査人及び補助者	7
7 利害関係	8
第2 報告書の構成	8
1 全体の構成	8
2 個別の構成（第3章から第4章）	9
3 巻末資料	10
第1章 岐阜県の教育の現状	11
第1 本章の概要	11
第2 岐阜県の教育	11
1 「第2次岐阜県教育ビジョン」	11
2 平成30年度 岐阜県教育委員会の基本方針	13
3 「新 子どもかがやきプラン 地域と共に創る 新たな学びのスタイル」	15
第3 教育予算	16
1 岐阜県教育委員会の予算の状況	16
2 教育委員会予算の概要（平成30年度）	18
第4 岐阜県の県立高等学校	28
1 高等学校	28
2 岐阜県立の高等学校	28
3 県立高等学校の一覧	30
第5 岐阜県の県立特別支援学校	33
1 特別支援学校	33
2 岐阜県立の特別支援学校	33
3 県立特別支援学校の一覧	34
第6 教育委員会	35
1 教育委員会	35
2 教育委員会事務局	36

3	教育委員会事務局（本庁各課）の事務分掌	38
4	教育事務所の分掌事務	41
第2章	県立高等学校、県立特別支援学校における事務手続	43
第1	本章の概要	43
第2	事務手続の概要と監査項目	43
1	学校運営	43
2	情報管理（セキュリティ）	43
3	物品（備品、消耗品及び動物）	47
4	施設関係	52
5	私費会計	58
6	契約関係	60
7	債権管理	62
8	生産物の価格設定	63
9	合理的配慮	64
10	職員の管理	65
11	いじめ対策	66
第3	包括外部監査の対象範囲	67
1	財務監査	67
2	監査の着眼点	69
3	結論	69
第3章	県立高等学校	71
第3章の1	岐阜地区	71
第1	岐阜高等学校	71
1	学校の概要	71
2	監査の重点及び監査手続	72
3	情報管理（セキュリティ）	72
4	物品（備品、消耗品及び動物）	73
5	施設	74
6	職員の管理	75
7	一般財団法人岐高会	76
第2	岐阜北高等学校	80
1	学校の概要	80
2	監査の重点及び監査手続	81
3	情報管理（セキュリティ）	81
4	物品（備品、消耗品及び動物）	82
5	施設	84

6	私費会計	84
7	債権・契約	84
8	職員の管理	85
9	学校内規	86
第3	長良高等学校	87
1	学校の概要	87
2	監査の重点及び監査手続	88
3	物品（備品、消耗品及び動物）	88
4	施設	90
5	私費会計	91
6	職員の管理	92
第4	岐山高等学校	93
1	学校の概要	93
2	監査の重点及び監査手続	94
3	情報管理（セキュリティ）	94
4	物品（備品、消耗品及び動物）	96
5	施設	97
6	私費会計	97
7	職員の管理	98
第5	加納高等学校	99
1	学校の概要	99
2	監査の重点及び監査手続	101
3	情報管理（セキュリティ）	101
4	物品（備品、消耗品及び動物）	102
5	施設	104
6	私費会計	105
7	職員の管理	106
8	学校内規	106
第6	羽島北高等学校	107
1	学校の概要	107
2	監査の重点及び監査手続	108
3	情報管理（セキュリティ）	108
4	物品（備品、消耗品及び動物）	109
5	施設	110
6	私費会計	111
7	職員の管理	111
第7	岐阜総合学園高等学校	113
1	学校の概要	113

2	監査の重点及び監査手続	114
3	学校運営	115
4	情報管理（セキュリティ）	115
5	物品（備品、消耗品及び動物）	116
6	施設	117
7	私費会計	118
8	職員の管理	119
第8	岐阜城北高等学校	120
1	学校の概要	120
2	監査の重点及び監査手続	121
3	情報管理（セキュリティ）	121
4	物品（備品、消耗品及び動物）	122
5	施設	123
6	私費会計	126
7	職員の管理	126
第9	岐阜商業高等学校	128
1	学校の概要	128
2	監査の重点及び監査手続	130
3	学校運営	131
4	情報管理（セキュリティ）	131
5	物品（備品、消耗品及び動物）	133
6	施設	134
7	私費会計	135
8	株式会社G I F U S H O	135
第10	岐南工業高等学校	137
1	学校の概要	137
2	監査の重点及び監査手続	139
3	情報管理（セキュリティ）	139
4	物品（備品、消耗品及び動物）	140
5	施設	142
6	私費会計	145
7	債権・契約	145
8	職員の管理	148
第11	各務原高等学校	149
1	学校の概要	149
2	監査の重点及び監査手続	150
3	情報管理（セキュリティ）	150
4	物品（備品、消耗品及び動物）	151

5	施設	154
6	私費会計	155
7	職員の管理	156
8	学校内規	157
第12	各務原西高等学校	158
1	学校の概要	158
2	監査の重点及び監査手続	159
3	情報管理（セキュリティ）	159
4	物品（備品、消耗品及び動物）	160
5	施設	162
6	職員の管理	163
7	学校内規	164
第13	岐阜各務野高等学校	165
1	学校の概要	165
2	監査の重点及び監査手続	166
3	情報管理（セキュリティ）	166
4	物品（備品、消耗品及び動物）	167
5	施設	167
6	職員の管理	169
7	学校内規	170
第14	本巣松陽高等学校	170
1	学校の概要	170
2	監査の重点及び監査手続	171
3	情報管理（セキュリティ）	172
4	物品（備品、消耗品及び動物）	172
5	施設	175
6	私費会計	177
7	債権・契約	178
8	職員の管理	178
9	学校内規	180
第15	岐阜農林高等学校	180
1	学校の概要	180
2	監査の重点及び監査手続	182
3	情報管理（セキュリティ）	182
4	物品（備品、消耗品及び動物）	183
5	施設	187
6	私費会計	188
7	債権・契約	190

8	職員の管理	191
第 16	山県高等学校	192
1	学校の概要	192
2	監査の重点及び監査手続	193
3	情報管理（セキュリティ）	193
4	物品（備品、消耗品及び動物）	194
5	施設	197
6	職員の管理	198
第 17	羽島高等学校	199
1	学校の概要	199
2	監査の重点及び監査手続	200
3	物品（備品、消耗品及び動物）	201
4	施設	201
5	債権・契約	202
6	職員の管理	204
第 18	岐阜工業高等学校	205
1	学校の概要	205
2	監査の重点及び監査手続	208
3	情報管理（セキュリティ）	209
4	物品（備品、消耗品及び動物）	209
5	施設	212
6	職員の管理	215
7	学校内規	216
第 19	華陽フロンティア高等学校	216
1	学校の概要	216
2	監査の重点及び監査手続	218
3	情報管理（セキュリティ）	218
4	物品（備品、消耗品及び動物）	219
5	私費会計	220
6	債権・契約	221
7	職員の管理	222
8	学校内規	223
第 3 章の 2	西濃地区	225
第 20	揖斐高等学校	225
1	学校の概要	225
2	監査の重点及び監査手続	226
3	物品（備品、消耗品及び動物）	226

4	職員の管理	227
第 21	池田高等学校	229
1	学校の概要	229
2	監査の重点及び監査手続	230
3	物品（備品、消耗品及び動物）	230
4	施設	231
5	私費会計	233
6	職員の管理	231
第 22	大垣北高等学校	233
1	学校の概要	233
2	監査の重点及び監査手続	234
3	情報管理（セキュリティ）	234
4	物品（備品、消耗品及び動物）	236
5	施設	236
6	私費会計	237
7	職員の管理	238
第 23	大垣南高等学校	238
1	学校の概要	238
2	監査の重点及び監査手続	239
3	物品（備品、消耗品及び動物）	239
4	施設	240
5	職員の管理	241
第 24	大垣東高等学校	242
1	学校の概要	242
2	監査の重点及び監査手続	243
3	情報管理（セキュリティ）	244
4	物品（備品、消耗品及び動物）	244
5	私費会計	245
6	職員の管理	246
7	学校内規	247
第 25	大垣西高等学校	248
1	学校の概要	248
2	監査の重点及び監査手続	249
3	情報管理（セキュリティ）	249
4	物品（備品、消耗品及び動物）	249
5	施設	252
6	職員の管理	253
7	学校内規	253

第 26	大垣養老高等学校	254
1	学校の概要	254
2	監査の重点及び監査手続	256
3	情報管理（セキュリティ）	256
4	物品（備品、消耗品及び動物）	256
5	施設	258
6	私費会計	259
7	債権・契約	260
8	職員の管理	262
9	学校内規	263
第 27	大垣商業高等学校	263
1	学校の概要	263
2	監査の重点及び監査手続	265
3	情報管理（セキュリティ）	265
4	物品（備品、消耗品及び動物）	266
5	施設	268
6	私費会計	269
7	職員の管理	269
第 28	大垣工業高等学校	270
1	学校の概要	270
2	監査の重点及び監査手続	272
3	情報管理（セキュリティ）	272
4	物品（備品、消耗品及び動物）	273
5	施設	274
6	私費会計	277
7	債権・契約	277
8	職員の管理	278
第 29	大垣桜高等学校	279
1	学校の概要	279
2	監査の重点及び監査手続	280
3	情報管理（セキュリティ）	280
4	物品（備品、消耗品及び動物）	280
5	施設	281
6	私費会計	282
7	職員の管理	283
第 30	不破高等学校	284
1	学校の概要	284
2	監査の重点及び監査手続	286

3	情報管理（セキュリティ）	286
4	物品（備品、消耗品及び動物）	286
5	施設	287
6	私費会計	290
7	職員の管理	291
8	学校内規	293
第 31	海津明誠高等学校	293
1	学校の概要	293
2	監査の重点及び監査手続	294
3	情報管理（セキュリティ）	294
4	物品（備品、消耗品及び動物）	295
5	施設	296
6	職員の管理	297
7	いじめ対策	299
第 3 章の 3	美濃地区	300
第 32	郡上北高等学校	300
1	学校の概要	300
2	監査の重点及び監査手続	301
3	学校運営	301
4	情報管理（セキュリティ）	302
5	物品（備品、消耗品及び動物）	303
6	施設	307
7	私費会計	309
8	債権・契約	310
9	職員の管理	311
第 33	郡上高等学校	312
1	学校の概要	312
2	監査の重点及び監査手続	313
3	物品（備品、消耗品及び動物）	313
4	施設	314
5	私費会計	318
6	職員の管理	322
第 34	武義高等学校	323
1	学校の概要	323
2	監査の重点及び監査手続	324
3	情報管理（セキュリティ）	324
4	物品（備品、消耗品及び動物）	326

5	施設	329
6	私費会計	330
7	職員の管理	330
第 35	関有知高等学校	331
1	学校の概要	331
2	監査の重点及び監査手続	332
3	物品（備品、消耗品及び動物）	333
4	施設	334
5	私費会計	337
6	職員の管理	338
7	学校内規	340
8	中濃校舎（廃校舎）	341
9	エアライフル射撃場	343
第 36	関高等学校	344
1	学校の概要	344
2	監査の重点及び監査手続	345
3	物品（備品、消耗品及び動物）	345
4	施設	346
5	私費会計	348
6	職員の管理	348
第 3 章の 4	可茂地区	350
第 37	加茂高等学校	350
1	学校の概要	350
2	監査の重点及び監査手続	351
3	情報管理（セキュリティ）	352
4	物品（備品、消耗品及び動物）	352
5	施設	354
6	私費会計	354
7	債権・契約	354
8	職員の管理	355
9	白川校舎（廃校舎）	357
第 38	加茂農林高等学校	358
1	学校の概要	358
2	監査の重点及び監査手続	359
3	情報管理（セキュリティ）	359
4	物品（備品、消耗品及び動物）	360
5	施設	364

6	私費会計	366
7	職員の管理	367
第 39	八百津高等学校	368
1	学校の概要	368
2	監査の重点及び監査手続	369
3	情報管理（セキュリティ）	370
4	物品（備品、消耗品及び動物）	371
5	施設	372
6	私費会計	377
7	職員の管理	378
第 40	東濃高等学校	378
1	学校の概要	378
2	監査の重点及び監査手続	379
3	物品（備品、消耗品及び動物）	380
4	施設	381
5	私費会計	382
6	職員の管理	383
第 41	東濃実業高等学校	385
1	学校の概要	385
2	監査の重点及び監査手続	386
3	物品（備品、消耗品及び動物）	386
4	施設	387
5	私費会計	388
6	職員の管理	389
第 42	可児高等学校	391
1	学校の概要	391
2	監査の重点及び監査手続	392
3	情報管理（セキュリティ）	392
4	物品（備品、消耗品及び動物）	393
5	施設	394
6	職員の管理	394
7	交通安全	395
第 43	可児工業高等学校	396
1	学校の概要	396
2	監査の重点及び監査手続	397
3	情報管理（セキュリティ）	397
4	物品（備品、消耗品及び動物）	398
5	施設	400

6	私費会計	402
7	債権・契約	403
8	職員の管理	403
第3章の5 多治見地区		406
第44 多治見高等学校		406
1	学校の概要	406
2	監査の重点及び監査手続	407
3	物品（備品、消耗品及び動物）	407
4	施設	409
5	私費会計	410
6	職員の管理	412
第45 多治見北高等学校		414
1	学校の概要	414
2	監査の重点及び監査手続	415
3	情報管理（セキュリティ）	416
4	物品（備品、消耗品及び動物）	417
5	私費会計	418
6	職員の管理	419
7	学校内規	420
第46 多治見工業高等学校		421
1	学校の概要	421
2	監査の重点及び監査手続	423
3	学校運営	423
4	情報管理（セキュリティ）	423
5	物品（備品、消耗品及び動物）	424
6	施設	426
7	私費会計	428
8	職員の管理	430
9	学校内規	432
第47 瑞浪高等学校		432
1	学校の概要	432
2	監査の重点及び監査手続	434
5	施設	434
3	情報管理（セキュリティ）	435
4	物品（備品、消耗品及び動物）	437
6	私費会計	438
7	職員の管理	439

第 48	土岐紅陵高等学校	441
1	学校の概要	441
2	監査の重点及び監査手続	442
3	情報管理（セキュリティ）	443
4	物品（備品、消耗品及び動物）	443
5	施設	445
6	私費会計	446
7	職員の管理	447
8	いじめ対策	448
第 49	土岐商業高等学校	449
1	学校の概要	449
2	監査の重点及び監査手続	450
3	情報管理（セキュリティ）	450
4	物品（備品、消耗品及び動物）	451
5	施設	452
6	私費会計	453
7	契約	455
8	職員の管理	455
9	学校内規	457
10	土岐商ショップ	457
第 50	東濃フロンティア高等学校	458
1	学校の概要	458
2	監査の重点及び監査手続	459
3	情報管理（セキュリティ）	459
4	物品（備品、消耗品及び動物）	460
5	施設	461
6	私費会計	464
7	職員の管理	465
8	学校内規	465
第 3 章の 6	恵那地区	467
第 51	恵那高等学校	467
1	学校の概要	467
2	監査の重点及び監査手続	468
3	情報管理（セキュリティ）	468
4	物品（備品、消耗品及び動物）	470
5	私費会計	472
6	職員の管理	472

7	学校内規	473
第 52	恵那南高等学校	474
1	学校の概要	474
2	監査の重点及び監査手続	475
3	学校運営	475
4	情報管理（セキュリティ）	475
5	物品（備品、消耗品及び動物）	476
6	施設	478
7	職員の管理	479
第 53	恵那農業高等学校	481
1	学校の概要	481
2	監査の重点及び監査手続	482
3	情報管理（セキュリティ）	482
4	物品（備品、消耗品及び動物）	484
5	施設	488
6	私費会計	489
7	生産物売払収入の価格決定	490
8	職員の管理	491
9	学校内規	492
第 54	中津高等学校	493
1	学校の概要	493
2	監査の重点及び監査手続	495
3	情報管理（セキュリティ）	495
4	物品（備品、消耗品及び動物）	496
5	施設	498
6	私費会計	500
7	職員の管理	501
8	学校内規	503
第 55	坂下高等学校	504
1	学校の概要	504
2	監査の重点及び監査手続	505
3	情報管理（セキュリティ）	505
4	物品（備品、消耗品及び動物）	506
5	施設	507
6	私費会計	508
7	職員の管理	509
8	学校内規	511
第 56	中津商業高等学校	511

1	学校の概要	511
2	監査の重点及び監査手続	513
3	情報管理（セキュリティ）	513
4	物品（備品、消耗品及び動物）	515
5	施設	517
6	私費会計	519
7	職員の管理	519
第 57	中津川工業高等学校	520
1	学校の概要	520
2	監査の重点及び監査手続	521
3	情報管理（セキュリティ）	521
4	物品（備品、消耗品及び動物）	522
5	施設	524
6	職員の管理	525
7	学校内規	527
第 3 章の 7	飛騨地区	528
第 58	益田清風高等学校	528
1	学校の概要	528
2	監査の重点及び監査手続	529
3	学校運営	529
4	物品（備品、消耗品及び動物）	530
5	施設	531
6	私費会計	533
7	債権・契約	534
8	職員の管理	536
第 59	斐太高等学校	538
1	学校の概要	538
2	監査の重点及び監査手続	539
3	情報管理（セキュリティ）	539
4	物品（備品、消耗品及び動物）	540
5	施設	543
6	私費会計	545
7	債権・契約	547
8	職員の管理	549
第 60	飛騨高山高等学校	550
1	学校の概要	550
2	監査の重点及び監査手続	554

3	情報管理（セキュリティ）	554
4	物品（備品、消耗品及び動物）	556
5	施設	557
6	私費会計	563
7	債権・契約	564
8	職員の管理	566
9	学校内規	567
第 61	高山工業高等学校	568
1	学校の概要	568
2	監査の重点及び監査手続	569
3	物品（備品、消耗品及び動物）	569
4	施設	572
5	私費会計	574
6	債権、契約	577
7	職員の管理	578
8	学校内規	580
第 62	吉城高等学校	580
1	学校の概要	580
2	監査の重点及び監査手続	581
3	情報管理（セキュリティ）	581
4	物品（備品、消耗品及び動物）	583
5	施設	586
6	職員の管理	587
第 63	飛騨神岡高等学校	589
1	学校の概要	589
2	監査の重点及び監査手続	590
3	物品（備品、消耗品及び動物）	590
4	施設	593
5	私費会計	594
6	職員の管理	595
7	学校内規	596
第 4 章	岐阜県立特別支援学校	598
第 4 章の 1	岐阜地区	598
第 1	岐阜盲学校	598
1	学校の概要	598
2	監査の重点及び監査手続	599
3	情報管理（セキュリティ）	599

4	物品（備品、消耗品及び動物）	600
5	施設	601
6	債権・契約	601
7	職員の管理	602
第2	岐阜豊学校	603
1	学校の概要	603
2	監査の重点及び監査手続	604
3	情報管理（セキュリティ）	605
4	物品（備品、消耗品及び動物）	605
5	施設	607
6	債権・契約	608
第3	長良特別支援学校	608
1	学校の概要	608
2	監査の重点及び監査手続	610
3	情報管理（セキュリティ）	610
4	物品（備品、消耗品及び動物）	610
5	施設	612
6	私費会計	612
7	債権・契約	612
8	職員の管理	613
第4	岐阜希望が丘特別支援学校	614
1	学校の概要	614
2	監査の重点及び監査手続	615
3	情報管理（セキュリティ）	616
4	物品（備品、消耗品及び動物）	616
5	私費会計	618
第5	岐阜本巣特別支援学校	618
1	学校の概要	618
2	監査の重点及び監査手続	620
3	情報管理（セキュリティ）	620
4	物品（備品、消耗品及び動物）	621
5	施設	623
6	生産物の価格決定	625
7	職員の管理	625
第6	岐阜清流高等特別支援学校	627
1	学校の概要	627
2	監査の重点及び監査手続	628
3	情報管理（セキュリティ）	628

4	物品（備品、消耗品及び動物）	629
5	施設	630
6	生産物売払い収入	631
7	職員の管理	631
第7	羽島特別支援学校	632
1	学校の概要	632
2	監査の重点及び監査手続	633
3	情報管理（セキュリティ）	633
4	物品（備品、消耗品及び動物）	634
5	施設	634
6	私費会計	635
7	債権・契約	636
8	職員の管理	637
第4章の2	西濃地区	639
第8	揖斐特別支援学校	639
1	学校の概要	639
2	監査の重点及び監査手続	640
3	情報管理（セキュリティ）	640
4	物品（備品、消耗品及び動物）	641
5	施設	641
6	債権・契約	644
7	職員の管理	644
第9	大垣特別支援学校	645
1	学校の概要	645
2	監査の重点及び監査手続	646
3	情報管理（セキュリティ）	647
4	物品（備品、消耗品及び動物）	647
5	施設	651
6	債権・契約	652
7	職員の管理	653
8	いじめ	654
第10	西濃高等特別支援学校	654
1	学校の概要	654
2	監査の重点及び監査手続	655
3	学校運営	655
4	情報管理（セキュリティ）	656
5	物品（備品、消耗品及び動物）	656

6	私費会計	657
7	債権・契約	657
8	職員の管理	659
9	定期監査資料	660
第 11	海津特別支援学校	660
1	学校の概要	660
2	監査の重点及び監査手続	662
3	情報管理（セキュリティ）	662
4	物品（備品、消耗品及び動物）	662
5	債権・契約	664
6	職員の管理	664
第 4 章の 3	美濃地区	666
第 12	郡上特別支援学校	666
1	学校の概要	666
2	監査の重点及び監査手続	667
3	物品（備品、消耗品及び動物）	667
4	施設	668
5	私費会計	670
6	職員の管理	671
7	統合問題	673
第 13	関特別支援学校	673
1	学校の概要	673
2	監査の重点及び監査手続	674
3	情報管理（セキュリティ）	675
4	物品（備品、消耗品及び動物）	675
5	施設	677
6	私費会計	678
7	債権・契約	680
8	職員の管理	680
第 14	中濃特別支援学校	681
1	学校の概要	681
2	監査の重点及び監査手続	683
3	物品（備品、消耗品及び動物）	683
4	施設	685
5	私費会計	685
6	債権・契約	686
7	医療的ケア	686

8	職員の管理	687
9	いじめ対策	688
10	分教室	688
第4章の4 可茂地区		690
第15	可茂特別支援学校	690
1	学校の概要	690
2	監査の重点及び監査手続	691
3	物品（備品、消耗品及び動物）	691
4	施設	692
5	私費会計	693
6	職員の管理	694
第4章の5 多治見地区		696
第16	東濃特別支援学校	696
1	学校の概要	696
2	監査の重点及び監査手続	698
3	情報管理（セキュリティ）	698
4	物品（備品、消耗品及び動物）	699
5	施設	700
6	債権・契約	700
7	学校安全	701
8	職員の管理	701
第4章の6 恵那地区		703
第17	恵那特別支援学校	703
1	学校の概要	703
2	監査の重点及び監査手続	704
3	情報管理（セキュリティ）	704
4	物品（備品、消耗品及び動物）	705
5	施設	706
6	私費会計	707
7	債権・契約	707
8	職員の管理	708
第4章の7 飛騨地区		711
第18	下呂特別支援学校	711
1	学校の概要	711

2	監査の重点及び監査手続	712
3	施設	712
4	私費会計	712
5	職員の管理	714
6	学校内規	715
第19	飛騨特別支援学校（本校）	715
1	学校の概要	715
2	監査の重点及び監査手続	717
3	情報管理（セキュリティ）	717
4	施設	718
5	私費会計	718
6	債権・契約	719
7	職員の管理	720
8	学校内規	721
第20	飛騨特別支援学校（高山日赤分校）	721
1	学校の概要	721
2	監査の重点及び監査手続	723
3	施設	723
4	職員の管理	724
5	学校内規	724
第21	飛騨吉城特別支援学校	724
1	学校の概要	724
2	監査の重点及び監査手続	725
3	情報管理（セキュリティ）	726
4	物品（備品、消耗品及び動物）	726
5	施設	729
6	私費会計	730
7	債権・契約	731
8	職員の管理	731
第5章	教育委員会事務局等	733
第1	本章の概要	733
第2	教育総務課	733
1	教育総務課の分掌事務	733
2	監査の重点及び監査手続	733
3	学校評議員会	733
4	学校運営協議会	734
5	地域連携による活力ある高校づくり	735

6	障害者への合理的配慮	736
第3	教育管理課	737
1	教育管理課の分掌事務	737
2	監査の重点及び監査手続	737
3	学校内規	737
4	公文書管理	738
5	個人情報の管理	739
6	学校法律相談	740
第4	教育財務課	741
1	教育財務課の分掌事務	741
2	監査の重点及び監査手続	741
3	情報セキュリティ	742
4	物品（備品、消耗品及び動物）	745
5	施設	751
6	私費会計	758
7	契約関係	765
8	債権管理	767
9	生産物の価格設定	771
第5	教職員課	773
1	教職員課の分掌事務	773
2	監査の重点及び監査手続	774
3	労務管理	774
4	教職員の自動車	778
5	部活動のマイクロバス等	779
第6	教育研修課	780
1	教育研修課の分掌事務	780
2	監査の重点及び監査手続	780
3	岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標	780
4	ハラスメント研修	781
第7	学校安全課	781
1	学校安全課の分掌事務	781
2	教育事務所の分掌事務	781
3	監査の重点及び監査手続	782
4	防犯カメラ	782
5	いじめ事案の対応	783
6	交通安全	785
7	非常変災時への対応	785
第8	学校支援課	786

1	学校支援課の分掌事務	786
2	監査の重点及び監査手続	787
3	学校支援課の事業	787
4	学校評価の公開	789
5	毒物・劇物の管理	789
6	文学座との協定	790
第9	特別支援教育課	791
1	特別支援教育課の分掌事務	791
2	監査の重点及び監査手続	791
3	奨学奨励費の制度	791
4	刃物の使用管理簿	792
5	寄宿舎の有効活用	793
6	医療的ケア	793
7	障害者差別解消法	794
第10	体育健康課	795
1	体育健康課の分掌事務	795
2	監査の重点及び監査手続	795
3	部活動の指導	795
4	岐阜県高等学校体育連盟に対する補助金	797
5	特別支援学校体育連盟に対する補助金	798
6	高等学校及び特別支援学校高等部の運動部活動の後援会等に対する補助金	800
7	その他の運動部活動に関する補助金	800
第11	文化伝承課	801
1	文化伝承課の分掌事務	801
2	監査の重点及び監査手続	801
3	岐阜県高等学校文化連盟に対する補助金	802
4	特別支援学校文化連盟に対する補助金	803
5	岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金	803
6	著作権の研修	804
終章	課題と提言	805
第1	はじめに	805
第2	現状の課題	805
第3	提言	806
1	権利義務関係を明確にすること	806
2	法規範など根拠に立ち返った事務処理を徹底すること	807
3	学校と教育委員会との間の連携を充実させること	807

第4 最後に 808

巻末資料

序章

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校

(2) 外部監査の対象期間

原則として、平成30年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

(1) 教育予算の占める割合が大きいこと

教育委員会所管経費は平成30年度予算において1724億円、令和元年度において1731億円であり、一般会計当初予算に占める割合は20%を超えている。また、平成30年度教育委員会所管経費のうち、高等学校費20.7%、特別支援教育費9.5%であり、県立学校に関する予算が全体の30%を超えている。このように、岐阜県の財政規模においても、県立高等学校等に関する予算は大きな割合を占めている。

(2) 第3次岐阜県教育ビジョンの策定

岐阜県は、平成26年3月に策定した教育基本法に基づく岐阜県教育振興基本計画「第2次岐阜県教育ビジョン」（平成26年度～30年度）の成果や検証を踏まえ、社会経済情勢の変化や新しい課題に対応していく「第3次岐阜県教育ビジョン」（令和元年度～令和5年度）を平成31年3月に策定したところであり、令和元年度（平成31年度）より、今後各種施策を展開していくこととしている。「第3次岐阜県教育ビジョン」の初年度に監査を実施することにより、当該ビジョンにおける施策を展開する中で、指摘や意見を検討しやすいのではないかと考えた。

(3) 岐阜市立中学校におけるいじめ事案や千葉県野田市立小学校の虐待事案など、学校の対応について、世間の耳目を集める事案があるほか、岐阜県でも、特別支援学校の講師自死事件の報道があった。近年は、文部科学省が推進しよう

としているスクールロイヤー制度（学校現場において、弁護士から法的助言を受けることができる制度である。岐阜市や関市においても、独自にスクールロイヤー制度が実施されており、岐阜県弁護士会が弁護士を推薦している。）など学校に対する関心は高いと思われる。また、学校に関する記事が多数掲載されるなど、県立高等学校及び県立特別支援学校に対する県民の関心は高い。

（４）県立高等学校等をテーマにした監査は、平成 24 年度の包括外部監査があるほか、平成 25 年度及び平成 26 年度においても行政監査がなされている。

しかし、その後も、定期監査において、毎年、各部局の中で教育委員会に対する指摘・指導・検討が最も多く、50 件を超えている。また、予備調査においても、債権管理や物品管理などに課題がうかがわれ、過去の包括外部監査、行政監査、定期監査の措置状況を踏まえて、検討する意義がある。

平成 24 年度の包括外部監査については、公認会計士監査人による監査であるところ、本年度は、弁護士監査人による監査であって、有効性、経済性、効率性などの 3 E 監査のほか、具体的な事実認定を踏まえた適法性監査を重点的に行うため、過去の包括外部監査とは視点が異なり意義はあると考えた。

また、過去の包括外部監査や監査委員による定期監査及び行政監査との関係では、その措置状況について適切になされているかを広く確認することができることになり、その意味でも意義があると考えた。

（５）結語

以上の理由により、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」を監査テーマと選定した。

４ 包括外部監査の方法

（１）対象部署等

ア 本監査においては、教育現場である県立高等学校 63 校及び県立特別支援学校 21 校（飛騨特別支援学校本校及び同校高山日赤分校をそれぞれ 1 校と数えた場合）の監査に重点を置いた。また、教育委員会事務局（教育総務課、教育管理課、教育財務課、教職員課、教育研修課、学校安全課、学校支援課、特別支援教育課、体育健康課）に対してヒアリングを実施するほか、現地機関である教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）についても、往査をして、現地でヒアリングを実施した。

イ テーマに関連する知事部局として、競技スポーツ課、地域スポーツ課、文化伝承課など部活動の補助金に関連する部署も対象課とした。また、法務・情報公開課、財政課、出納管理課、管財課、情報企画課、公共建築課、航空宇宙産業課についても、対象課とした。

ウ 補助金等の財政援助団体として、岐阜県高等学校体育連盟、岐阜県特別支援学校体育連盟、岐阜県高等学校文化連盟、岐阜県特別支援学校文化連盟についても、現地ヒアリング等を実施した。

エ 学校に協力している外部団体として、PTA（育友会）、部活動後援会、同窓会などがあり、団体徴収金から、支出をしている。これらの外部団体についても、アンケートや現地ヒアリングにより、公費・私費負担区分等ガイドラインの観点などから、財務監査として、調査を行った。

オ 上記エと関連するが、一般財団法人岐高会（岐阜高等学校）、株式会社G I F U S H O（岐阜商業高等学校）、一般財団法人大垣工業高等学校同窓会（大垣工業高等学校）の3法人について、学校に協力している外部法人として、関係人調査により、ヒアリングや資料徴求し、調査を行った。

（2）監査手続の概要

教育現場である県立高等学校 63 校及び県立特別支援学校 21 校の全 84 校を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえて、全 84 校に、往査をして、現地において、ヒアリング等を実施した。

詳細は、巻末資料添付の監査日程及び各学校や各教育委員会事務局の「監査手続」部分等に記載している。ここでは本年度の監査手続の全体概要を示す。

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

教育委員会事務局に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の教育事務の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

平成 31 年 4 月 12 日：教育総務課

平成 31 年 4 月 18 日：教育財務課

平成 31 年 4 月 24 日：体育健康課

平成 31 年 4 月 25 日：教職員課、教育管理課、学校支援課、特別支援教育課

平成 31 年 4 月 26 日：学校安全課、教育研修課

↓

サンプルとして抽出した各学校に対する予備調査（現場の把握）

↓

令和元年 5 月 9 日：華陽フロンティア高等学校

令和元年 5 月 10 日：大垣特別支援学校

令和元年 5 月 16 日：岐阜高等学校

令和元年 5 月 21 日：中津商業高等学校

令和元年5月22日：可児工業高等学校
令和元年5月23日：恵那農業高等学校
令和元年6月5日：東濃特別支援学校
令和元年6月10日：岐阜北高等学校
令和元年6月11日：可児高等学校
令和元年6月14日：恵那特別支援学校
令和元年6月18日：大垣桜高等学校
令和元年6月21日：岐阜工業高等学校
令和元年6月24日：吉城高等学校、高山工業高等学校
令和元年6月26日：関高等学校、岐阜商業高等学校
令和元年7月4日：郡上北高等学校
令和元年7月10日：斐太高等学校、飛騨高山高等学校（岡本キャンパス）
令和元年7月11日：加納高等学校
令和元年7月16日：土岐商業高等学校、東濃フロンティア高等学校
令和元年7月18日：大垣北高等学校、大垣工業高等学校
令和元年7月26日：岐阜盲学校
令和元年7月29日：岐阜本巣特別支援学校
令和元年7月31日：岐阜聾学校

教育委員会事務局に対するヒアリング（現場から把握した個別論点の確認）

上述のとおり、現場把握目的のヒアリングを実施したが、各学校の事務実態の概要及び特徴を把握する必要があると考えた。

そこで、各学校の事務等、調査項目を網羅したアンケートを作成し、令和元年7月18日、行政管理課及び教育総務課を通じ、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校に対してアンケートを送付し、全ての学校から回答を得た。

なお、アンケートの様式については、巻末資料として添付した。

↓

全学校に対するアンケートによる照会（網羅性）

全学校に対する往査（現地ヒアリング）（網羅性）

平成24年度の包括外部監査と異なり、サンプリング調査をせず、全学校を対象とすることにした。学校ごとに、個別の問題があることや、全学校を横並びで調査することによって、より統一的・全体的な視点で検討することができると考えたためである。また、サンプリング調査では、調査を受ける学校と調査を受けない学校との間で不平等感が生じ、調査を受けた学校にとっては、指摘や意見を受け入れにくい面もあるのではないかと考えた。より納得して、指摘や意見を受け入れてもらうためにも、全校を調査した方が良いと考えたこともある。

そのため、全ての学校に対してアンケートを実施して、アンケート回答や回答の裏付けとなる資料を徴求した。その上で、全ての学校現場を往査し（監査人自

身も、全ての学校を訪問した。)、ヒアリング等を実施し、できる限り、統一的な視点で調査し、報告した。

しかし、人員や時間の制限もあり、完全に統一化することは困難な面もあることから、本報告における指摘・意見について措置をとる際には、自校だけでなく、他校の指摘・意見も参考にしていきたい。

県内の高等学校及び特別支援学校を6つの地域（岐阜A地区、岐阜B地区、西濃、中濃と可茂、多治見と恵那、郡上と飛騨）に分けて、1つの地域に赴くチームを、監査人、弁護士補助者2名、公認会計士か税理士1名の合計4名で構成し、2名以上で往査することとした。

学校現場のヒアリングは、概ね、以下の流れで、進んだ。

①10分程度で、学校の概要や特徴について、説明を受ける。

②アンケートの項目に従って、2時間～2時間半程度、ヒアリングをするとともに、資料を徴求する。アンケートの回答が、学校の実態と合致していないこともあるため、アンケートの回答についても、資料とともに確認をした。アンケートの項目に限らず、関連事項についても、ヒアリングを実施した。

③30～40分で、学校の現場を視察する。事務室、職員室、化学準備室、図書室、進路指導室、生徒指導室、備蓄品倉庫、体育館、音楽室、プール、同窓会館、作業所など、学校の特徴やヒアリングの目的に応じて、各所を確認した。

概ね、3時間～3時間半程度のヒアリング等を実施し、時間が足りない場合などは、再度、往査することもあった。

なお、学校によっては、演習林や農場を保有している学校や、ボート部など部活動のため、土地等を借りている学校もある。これらの学校についても、現場を確認することを重視して、全ての現場を往査して、確認した。

その他、高等学校63校及び特別支援学校21校そのものではないが、教育財務課が管理する廃校となった中濃校舎（第3章の35 関有知高校）や白川校舎（第3章の37 加茂高等学校）、中津商業高等学校付近の貯水池の現況等についても、確認を行った。

関係人調査

地方自治法第252条の38第1項では、「監査のため必要があると認めるときは監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは、関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定されている。

本監査において、岐阜高等学校、岐阜商業高等学校、大垣工業高等学校の関係で、関係人の調査が必要であると考え、令和元年11月27日に、一般財団法人岐高会に対して、令和元年12月3日に、株式会社G I F U S H O、令和元年10月28日に、一般財団法人大垣工業高等学校同窓会に対して、それぞれ関係人調査を実施した。同調査については、事前に地方自治法第252条の38第1項規定の

監査委員協議を経ている。この点についての報告は、第3章の「第1 岐阜高等学校」、「第9 岐阜商業高等学校」、「第28 大垣工業高等学校」の各項目で記載している。

研修教材の視聴

令和元年に作成された研修ビデオ（ハラスメント対策）を、Eラーニングにより、視聴した。

過去の包括外部監査及び定期監査、行政監査における措置状況の検証

平成24年度の岐阜県の包括外部監査中、県立高等学校及び県立特別支援学校にかかる指摘・意見、措置状況について、検証を実施した。大垣特別支援学校や教育委員会等に対するヒアリングで確認した。また、平成25年度及び平成26年度の行政監査における指摘等に対する措置状況についても、検証を実施した。物品の購入計画や物品の発注時期等について、各学校に対するヒアリング等で、確認した。

(3) 主な監査の観点

包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断（指摘・意見）を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって検証することが重要である。

本監査における主な監査の観点は、次のとおりである。

適法性—事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規定である要綱等を含めて、根拠に従って学校にかかる事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく学校の事務執行は、結果として最善の結果（例えば、授業料など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない学校の事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく学校の事務執行が必要である（地方自治法第242条、同第242条の2、国家賠償法第1条）。

学校の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点
を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

有効性 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

経済性 事務執行が、より少ない費用で実施できないか

効率性 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び同第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第252条の37第1項）。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、学校の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつも、有効性、経済性、効率性といった各種観点も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかを検証した。

公平性

地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定している。

学校の事務執行でみれば、各生徒や各保護者に対して、公平な取扱をしているかが問題となる。

透明性

私費会計の状況を開示するほか（公費・私費負担区分等ガイドライン参照）、学校評議員会の議事状況などを開示することとなっている（学校教育法第62条、第82条、第42条、同施行規則第104条第1項、第135条、第66条）。

5 包括外部監査の期間

平成31年4月1日～令和2年3月10日

6 包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第252条の32第1項）。監査人を含め弁護士11名、公認会計士1名、税理士2名の合計14名体制で監査を実施し、各専門による多角的視点による監査とした。過去の岐阜県の監査で最多の人数であり、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

外部監査人	弁護士	堀	雅	博
補助者	弁護士	和	田	恵
補助者	弁護士	竹	中	雅史
補助者	弁護士	尾	藤	望
補助者	弁護士	鈴	木	友美
補助者	弁護士	平	松	卓也
補助者	弁護士	渡	辺	俊介
補助者	弁護士	安	田	和広
補助者	弁護士	黒	宮	崇宏
補助者	弁護士	田	中	敦
補助者	弁護士	豊	田	聡子
補助者	公認会計士	井	上	学
補助者	税理士	米	津	覚登
補助者	税理士	新	開	章

7 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

1 全体の構成

序 章

第 1 章 県立高等学校及び県立特別支援学校の現状

第 2 章 事務手続の概要と監査の対象及び監査の手法

第 3 章 県立高等学校

第 4 章 県立特別支援学校

第 5 章 教育委員会事務局等

終 章 課題と提言

巻末資料

第 1 章では、岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校の現状を報告する。本監査における「対象」を明らかにする意味で重要と考える部分である。岐阜県の教育基本方針、教育予算及び教育事業に続き、県立高等学校及び県立特別支援学校について概要と全体像を報告する。

第 2 章では、県立高等学校及び県立特別支援学校における事務の全体像を報告する。この章では、まず岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校における

基本的な事務手続を紹介し、事務ごとに具体的な監査項目を設定している。何について監査をするのか、その意味はどこにあるのかを記載している。この点は、第3章以下で報告する個別の学校について共通した監査項目となる。

第3章及び第4章は、教育現場である各県立学校の報告である。本監査のメインとなる部分である。第3章では県立高等学校を、第4章では県立特別支援学校をそれぞれ報告した。県立高等学校及び県立特別支援学校においては、事務手続や発生しうる財務リスクが異なる部分があることから、章を分けている。

第5章では、教育現場である県立高等学校及び県立特別支援学校を支援ないし指導、監督する教育委員会事務局について、報告する。学校現場だけでは対応できず、教育委員会事務局が対応すべき課題があるため、本章を設けた。第3章及び第4章と同様に、重要な章である。「第7 学校安全課」において、教育事務所が、学校現場と教育委員会事務局の橋渡しをしていることから、紹介する。その他、文化伝承課、出納管理課や管財課など学校に関連する知事部局や、岐阜県高等学校体育連盟などの関係団体についても、併せて、記載をすることとした。終章では、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

2 個別の構成（第3章から第4章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

第5章においても、同様の構成で報告している。

概要

各学校の概要、平成29年度、平成30年度のデータを掲載するなどし、各学校の特徴を示すよう、可能な限り、情報を記載した。部活動についても、部活動後援会や補助金などにより、財務監査と関連するため、学校の特徴として、取り上げた。



監査の重点及び監査手続

当該学校ごとの実際の監査手続の詳細を記載した。なお、当該学校の概要を踏まえ、監査を実施するにおいて特に重視した部分が存在する場合には、監査の重点を併せて記載した。



事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、【指摘】や【意見】、【参考報告】とはしないが、特徴がある事実関係については、【事実関係】だけを記載しているものもある。



適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。



判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる現地機関や対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方をを用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案した。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、平成 30 年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和元年度（平成 31 年度）中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には（改善報告）という形で明記した。

判断（【参考報告】）

当該学校が他校の参考になる取組をしていると判断した場合に、そのことを明示して、他校が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、他校の参考になると判断したものは、「参考報告」として明示することとした。

3 巻末資料

巻末資料 1 として、「指摘及び意見の一覧」を、掲載した。

巻末資料 2 として、「参考報告一覧」を、掲載した。

巻末資料 3 として、具体的な監査経過を示すため、「令和元年度 外部監査の日程」を添付した。

巻末資料 4 として「岐阜県の行政機構図（平成 31 年 4 月 1 日現在）」を、巻末資料 5 として、「岐阜県教育委員会の行政組織図」を添付した。

巻末資料 6 として、「アンケート」の様式を添付した。

その他、巻末資料として、本報告書で引用する根拠、様式を一部掲載した。

第1章 岐阜県の教育の現状

第1 本章の概要

本監査は、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」をテーマとする。

「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」を検討する前提として、各学校を運営していく基となる岐阜県の教育基本方針と、各学校で予算を執行していくための前提となる岐阜県の教育予算及び事業概要を確認することが目的である。

「第2」において、岐阜県の教育基本方針について報告する。

「第3」において、岐阜県の教育予算及び事業について報告する。

「第4」において、「岐阜県の県立高等学校」、第5において、「岐阜県の県立特別支援学校」を紹介し、監査の対象を示す。

「第6」において、岐阜県の教育委員会の全体像を示し、監査の対象を示す。

第2 岐阜県の教育

1 「第2次岐阜県教育ビジョン」

岐阜県では、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにする計画として、また、教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画として、岐阜県議会における議決を経て、平成20年12月に、「岐阜県教育ビジョン」を策定した。「岐阜県教育ビジョン」は、平成21年度から平成25年度にかけての5年間の計画であり、平成26年3月に、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定した。「第2次岐阜県教育ビジョン」の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間である。平成31年3月には、新たな教育課題に対応した計画として、「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定した。計画期間は、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの5年間である。

本監査は、平成30年度を対象としていることから第2次岐阜県教育ビジョンについて、以下、概要を報告する。

(1) 「ぎふの人間像」の実現

『高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」』

岐阜県では、学校、家庭、地域、企業等が一体となって、この「清流の国ぎふ」の未来を担う子どもたちに、清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をも

ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心)を育ていくとともに、3つの力(自立力・共生力・自己表現力)をバランスよく身に付けさせます。

そして、高い志とグローバルな視野をもって自分の夢に挑戦し、家庭・地域・職場において豊かな人間関係を築くとともに、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成を目指すことを岐阜県教育の基本理念としています。

(2) 清流スピリット

「清流スピリット」とは、「清流の国ぎふ」で生まれ育った子どもたちが、急速に変化し続ける社会の中で、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心」を、美しい清流にたとえ表したものです。

「清流スピリット」を育むことで、人と自然とのつながりや、人と人とのつながりを実感しつつ、ふるさとの魅力や課題を見つけ、学び合い、行動し、持続可能なふるさとの発展に貢献できる人づくりを目指します。

(3) 3つの力

先行き不透明な現代社会を生き抜いていくために必要な資質として、今後直面するであろう様々な課題に対し、子どもたちが3つの力(自立力・共生力・自己表現力)をバランスよく身に付けることで、一人一人の多様な個性や能力を開花させ、自らの人生を豊かにするとともに、地域社会の持続的な発展に貢献できる力を養います。

【自立力】

自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応しながら、たくましく生き抜いていく力。

具体的には、「自主性」、「自信・自己肯定感」、「学ぶ意欲」、「勤労観・職業観」、「健康・体力」、「自己管理能力」など。

【共生力】

他者との共感や思いやりの心に基づき、「人と人、人と社会、人と自然」との関わりやつながりを大切にし、協調性をもって豊かな人間関係を広げ深めていく力。

具体的には、「自他の人格や生命の尊重」、「社会性・コミュニケーション能力」、「思いやりの心」、「道徳性、規範意識」、「多様性を認める心」、「郷土愛」など。

【自己実現力】

想像力と創造力を発揮しながら、高い志をもって夢に挑戦し続け、グローバル

な視野で様々な課題を考えつつ、身近な地域や社会の発展のために貢献できる力。

具体的には、「自らを高める力」、「個性を磨く力」、「継続する力」、「目標を設定する力」、「グローバルな考え方」など。

(4) 地域社会人

本県で生まれ育った子どもたちが、将来このふるさと岐阜の地に根を下ろし、「3つの力」をバランスよく身に付けながら、①社会を生き抜くための確かな学力と自己肯定感に裏付けされた豊かな人間性を備え、②高い志とグローバルな視野をもって未来を切りひらく新しい価値を創造し、③個人や社会の多様性を尊重しつつ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、④「清流スピリット」を次の世代へとつなげていくことができる人材を、地域社会人と位置付けています。

また、少子高齢化や過疎化が進む中、それぞれの地域における人々の暮らしや自然、文化や産業など、地域社会が今後も持続的に発展していけるかという観点から、問題意識をもって学び、行動できる人材の育成を図ります。

2 平成30年度 岐阜県教育委員会の基本方針

～「清流の国ぎふ」の明日をひらく教育の推進～

第2次岐阜県教育ビジョンに基づき、以下のとおり、平成30年度岐阜県教育委員会の基本方針が定められている。

(1) 時代や社会の変化に対応した新しい教育

ア 第3次岐阜県教育ビジョンの策定

教育施策を総合的・計画的に推進するための指針の策定

(2) 教職員の働き方改革の推進

ア 勤務環境の整備・改善

教職員の労務管理の適正化や事務効率の向上による長時間勤務の解消

イ 外部人材を活用した教員サポート体制の整備

機能的な学校組織体制の構築による教職員の長時間勤務の解消

ウ いじめ・不登校への対応強化

(3) 多様なニーズに対応した教育

- ア 専門高校における地域の担い手育成
地域産業や社会の担い手育成における専門高校の活動への支援
- イ 演劇等を通じた高校生のコミュニケーション能力の育成
自己表現力の向上を図るための人間関係形成能力の育成
- ウ 外国人児童生徒への日本語の定着に向けた取組み
授業内容を理解するための汎用的カリキュラムの開発
- エ 地域連携による活力ある高校づくりの推進
小規模校と地域社会が強く結び付いて行う学習活動の支援
- オ 発達障がい等のある児童生徒への支援の強化
発達障がいのある児童生徒の学びやすい環境づくりの推進
- (4) 確かな学力の育成
 - ア 理数教育フラッグシップハイスクールの指定
理数科の課題研究の手法や指導方法の普及と汎用的カリキュラムの開発
 - イ 新学習指導要領への対応
教科横断的な教育や主体的・対話的で深い学びの実現への授業の改善
 - ウ 県立高校における進学指導の強化
進学指導に対応できる学習支援員の配置や教員の指導力向上講座の開催
- (5) 豊かな心と健やかな体を育む教育
 - ア いじめ・不登校への対応強化
児童生徒等のいじめ・不登校などの課題に迅速に対応できる体制の整備
 - イ ふるさと教育の推進
公立学校を対象に本県が世界に誇る地域資源を巡る体験学習の実施
 - ウ 全国高等学校総合体育大会の開催
全国高等学校総合体育大会を東海ブロックで開催
- (6) 安全・安心な教育環境づくり
 - ア 県立学校施設の整備の推進
老朽化対策を中心とした県立学校施設の教育環境の改善
 - イ 経済的な理由による修学困難な生徒への修学支援の推進
家庭の状況に応じた各種奨学金の貸与

ウ 県立学校への災害用備蓄品の整備
帰宅困難時の児童生徒や職務にあたる教職員の携帯トイレなどの整備

3 「新 子どもかがやきプラン 地域と共に創る 新たな学びのスタイル」

岐阜県教育委員会においては、平成18年3月に「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育子どもかがやきプラン」を策定し、各地域の特別支援教育の核となる特別支援学校の整備や、特別支援教育を推進するための体制整備に取り組んできた。

「岐阜県長期構想」、「岐阜県教育ビジョン」が目指す方向性、さらには、障がいのある子どもたちやその保護者のニーズを踏まえながら、今後の特別支援教育のより一層の充実を目指し、平成21年3月に「子どもかがやきプラン」を改訂した。今後10年の方向性や取り組むべき課題を明らかにし、特に、平成21年度から概ね5年間を目途に実施する施策の具体的な計画をまとめた。

その後、岐阜県教育委員会では、「子どもかがやきプラン」に基づき、障がいのある子どもへの教育環境整備を推進してきたが、岐阜清流高等特別支援学校の整備をもって当初の計画が概ね完了することになった。今後は、地域の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに対応することができるよう、さらに質の高い教育を目指して、新たな政策の方向性を示すため、平成29年3月に、「新 子どもかがやきプラン」が策定された。

「新 子どもかがやきプラン」の概要は、以下の通りである。

(1) 重点政策① 県内各地域への高等特別支援学校機能の整備

岐阜以外の地域においても、平成30年度から順次、高等特別支援学校（総合産業科）の機能を整備します。

ア 軽度知的障がいのある生徒を対象に、一般企業等への就労を目指して職業教育を中心的に行う新しいタイプの学校「高等特別支援学校」を、県内各地域に整備。

イ 高等特別支援学校機能の整備と合わせて、特別支援学校高等部において新たな作業コースを開発するなど、作業学習の在り方を検討

(2) 重点施策② 発達障がい等のある児童生徒への支援強化

児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた教育を提供するために、新たな学びの場の整備やそれぞれの学びの場をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

ア 中学校において、発達障がい等のため学習や生活において困難さのある生徒を対象に、1～3人程度の集団で行う「個別支援教室」の導入について研究を実施。

イ 高等学校において、他の生徒と適切にかかわるためのルールを身に付けた

り、自分の思いを積極的に表現する力を高めたりするため、「少人数コミュニケーション講座」を導入。

ウ 特別な支援を必要とするすべての児童生徒を対象に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、それらを小学校から中学校、中学校から高等学校、そして卒業後の進路先へと確実に引き継ぐシステムを構築。

エ 高等学校へ進学する段階において、適切な進路情報を提供し、教育相談を通じてニーズに応じた進路先を選択できるような仕組みを構築。

オ 障がいのある生徒が県立高等学校への進学を希望する場合は、受験や学校生活において必要となる合理的配慮を、事前協議を踏まえて提供。

カ すべての県立特別支援学校に、コミュニティ・スクール制度を導入し、地域と一体となった学校づくりを推進。

(3) 重点施策③ 学びの場を支える教員の専門性向上

それぞれの学びの場において、児童生徒の障がいの特性や状態に応じて、適切な指導支援を行うことができるよう、教員の専門性を高めます。

ア コア・スクールにおいて、各障がい種の専門領域に関する指導的立場の教員（コア・ティーチャー）を計画的・継続的に養成

イ 小・中学校、高等学校において、発達障がい支援のコア・ティーチャーを養成。

第3 教育予算

1 岐阜県教育委員会の予算の状況

(1) 教育予算の概要

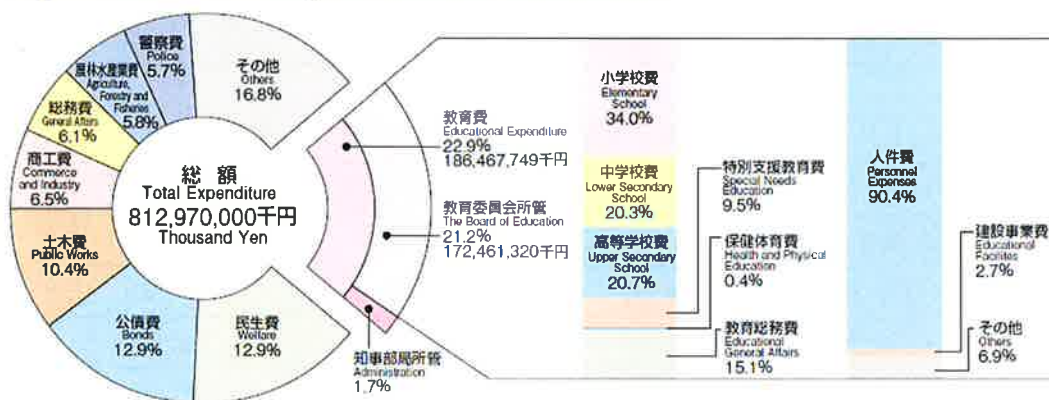
平成30年度の岐阜県の一般会計当初予算は8129億7000万円で、前年度当初予算に比べ0.2%の増となっている。教育委員会所管予算は、総額は1724億6132万円で、前年度当初予算に比べ2.4%の増となっている。

令和元年度の岐阜県の一般会計当初予算は8258億6000万円で、前年度当初予算に比べ1.6%の増となっている。教育委員会所管予算は、総額は1731億4481万1000円で、前年度当初予算に比べ0.4%の増となっている。いずれも、岐阜県予算全体の21.0%を占め、最も多額の費目である。

平成 30 年度

県教育予算 Gifu Educational Budget for Fiscal Year 2018

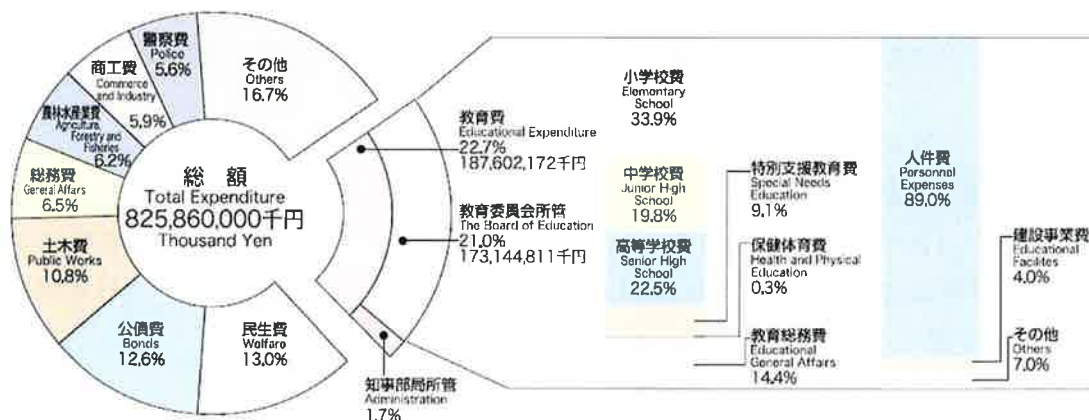
県予算に占める割合の一番高い教育費は、使い方もきめ細かく配慮されています。



令和元年度

県教育予算 Gifu Educational Budget for 2019 Fiscal Year

県予算に占める割合の一番高い教育費は、使い方もきめ細かく配慮されています。



(2) 教育委員会関係予算の推移

教育委員会所管経費のうち、高等学校費は、20%を超えており、特別支援学校費は、9%前後で推移している。

■一般会計予算及び教育委員会所管予算の推移

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県予算	811,390	812,970	825,860
教育委員会所管予算	168,393	172,461	173,145
所管予算の占める割合	20.8%	21.2%	21.0%

■教育委員会関係予算 当初予算の内訳比推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教育総務費	14.7%	15.1%	14.4%
小学校費	34.2%	34.0%	33.9%
中学校費	21.0%	20.3%	19.8%
高等学校費	21.0%	20.7%	22.5%
特別支援教育費	8.8%	9.5%	9.1%
保健体育費	0.3%	0.4%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

2 教育委員会予算の概要（平成 30 年度）

平成 30 年度教育委員会予算のうち、主要な事業について、報告する。

(1) 第 3 次岐阜県教育ビジョンの策定

教育振興基本計画策定等事業費	213 万円
本県が目指すべき教育の理念や方向性を再確認し、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として「第 3 次岐阜県教育ビジョン（計画期間 H 31～35 年度）」を策定。	

(2) 教職員の働き方改革の推進

ア 勤務環境の整備・改善

教員出退勤管理システム整備事業費	657 万円
教員の適正な労務管理のため、全ての県立学校に教員一人ひとりの勤務時間を常時把握できるシステムを導入	
管理費（全日制）（うち高性能印刷機導入分）	6000 万円
生徒等に配布する大量の印刷物の作成時間を短縮し、事務の効率化を図るため、県立学校に高性能印刷機を導入	
研修事業費（うち Web 会議システム導入分）	89 万円

教員の遠方からの研修参加の負担軽減を図るため、総合教育センターと飛騨地区の県立学校9校に簡易なWeb会議システムを導入	
研修事業費（うち学校管理マネジメント等研修分）	150万円
適正な職場管理を図るため、学校管理職等に対するメンタルヘルスやハラスメント防止、労務管理等をテーマとした研修を開催	
教職員ハラスメント等防止等対策審議会設置費	360万円
ハラスメント等や過労死の疑いのある事案を調査・審議する第三者機関を設けるとともに弁護士による外部相談窓口を設置	

イ 外部人材を活用した教員サポート体制の整備

部活動アシスタント設置事業費	1億3028万円
県立学校に、週休日及び休日も含めた部活動指導を行うことができる部活動アシスタントを配置	
学校現場における業務改善加速事業費	1991万円
各県立学校及び市町村立学校において業務改善に集中的に取り組む事業や地域へ教員業務アシスタントを配置し、効果を検証	
スクールカウンセラー設置費・事業推進費	2億5240万円
悩みのある児童生徒を支援するため、臨床心理士等を公立学校へ継続配置するのに加え、各公立高校・特別支援学校において、スクールカウンセラーによる教職員の研修を実施	
スクールソーシャルワーカー活用事業費	1507万円
児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等を小・中学校へ継続派遣するのに加え、新たに公立高校及び特別支援学校へ派遣	
いじめ・不登校等未然防止事業費	240万円
児童生徒の自己肯定感等を高める学校づくりを通して、いじめ等を未然防止するため、学識経験者、医師等を公立学校等に派遣	

(3) 多様なニーズに対応した教育

ア 専門高校における地域の担い手育成

専門高校活性化に向けた総合戦略事業費	660万円
各地域の産業や社会の担い手育成において、専門高校が果たすべき役割を、地域レベルで検討する場として地区協議会を設置するとともに、専門高校における地域の特色を生かした教育の在り方について研究。飛騨高山高校、岐南工業高校、土岐商業高校、大垣桜高校の4校が実践研究校として指定されている。	

イ 演劇等を通じた高校生のコミュニケーション能力の育成

高等学校における演劇等ワークショップ事業費	800 万円
演劇等の自己表現を通して、コミュニケーション能力や自己表現力の向上を図るため、県立高校にプロの演出家や俳優等を講師として招へいし、演劇表現等のワークショップを開催する。山県高校、羽島高校、揖斐高校、不破高校、東濃高校、恵那南高校において、開催されている。	

ウ 外国人児童生徒への日本語の定着に向けた取組み

高等学校における外国人生徒支援教員の配置	教職員 10 人
日本語指導の必要な外国人生徒が複数名在籍する高校に対して教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間の日本語指導に対応	

エ 地域連携による活力ある高校づくりの推進

地域連携による活力ある高校づくり推進事業費	1850 万円
高校ごとに、学校関係者、市町関係者、地域の産業界代表者等により構成する協議会を組織し、地元の市町や企業等と一体となって、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進	

オ 発達障がい等のある児童生徒への支援の強化

発達障がい児童生徒支援事業費	449 万円
学校の要請に応じ、発達障がい等のある児童生徒の支援方法を教員へ適切に助言するために、大学教授や医師、臨床心理士、教員OB等を派遣	
高等学校特別支援教育支援員配置事業費	4023 万円
発達障がいのある生徒や肢体不自由・病弱等の生徒が在籍する高校へ支援員を配置し、学校での学習や生活を支援	
発達障がい等総合支援推進事業費	349 万円
発達障がい等のある児童生徒への教育的ニーズに応じた学びの場として、中学校での「個別支援教室」の研究を継続するとともに、新たに高校（不破高校、東濃高校、東濃フロンティア高校（通））において、「少人数コミュニケーション講座」を開設	

カ 高等特別支援学校の全県展開

西濃高等特別支援学校施設整備事業費	5515 万円
平成 30 年 4 月開校の西濃高等特別支援学校の実習棟の改修工事及び音楽室・図書室棟の実施設計を実施	
就労支援コーディネーター事業費	729 万円

高等特別支援学校における就労支援体制の充実を図るために、就労支援のノウハウを持つ人材「就労支援コーディネーター」を配置	
高等特別支援学校職業教育実習事業費	1101万円
高等特別支援学校（岐阜清流、西濃）の各専門コースでの実習に必要な原材料等の購入経費	
高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成事業費	328万円
就労に向けた専門的な職業教育実施のため、専門教科担当教員の指導力向上を図るとともに、高等特支機能の全県展開に向け、教科指導できる教員を養成	
高等特別支援学校入学者選抜事務費	57万円
高等特別支援学校における入学者選抜を実施	

キ 特別支援教育の充実

岐阜希望が丘特別支援学校施設整備事業費	10億0109万円
岐阜希望が丘特別支援学校の第2期建設工事（体育館、ジャグジープール、グラウンド等）を実施	
岐阜本巣特別支援学校施設整備事業費	3億4369万円
生徒数増加が続いている岐阜本巣特別支援学校の狭隘化の解消及び学習環境の改善を図るため、改修整備工事を実施	
スクールバス購入費	3936万円
スクールバス運行委託費	1億7215万円
スクールバス添乗員	9240万円
長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを配備し、運行	
特別支援学校・学級インクルーシブ教育システム構築事業費	1166万円
特別支援学校や特別支援学級・通級指導教室における質の高い教育の提供と教員の専門性向上、一人ひとりの多様なニーズに応じて地域の子どもや人々と共に学び合う交流及び共同学習の推進	
特別支援教育ネットワーク強化事業費	760万円
障がいのある子どもが社会的自立を目指すために各地域において特別支援教育ネットワークを構築し、就学前から高校卒業後までの一貫した支援を実施	
特別支援学校のセンター的機能の充実	教職員7人
特別支援教育における地域のセンターとしての機能を発揮するため、教員を配置。岐阜盲学校（視覚障がい教育）、岐阜聾学校（聴覚障がい教育）、長良特別支援学校（病弱教育）、岐阜希望が丘特別支援学校（肢体不自由教育）、岐阜清流高等特別支援学校（軽度知的障がい教育）が、コア・スクールとして位置づけられている。	

理療科臨床実習事業費	84 万円
岐阜盲学校において、理療師としての専門的な技術・態度等を錬成するため、外来患者を対象に臨床体験学習を実施。第4章の第1で、報告する。	
特別支援学校高等部職業教育実習事業費	1593 万円
高等部の生徒が社会の一員として障がいに応じて積極的に自立、社会参加するために、勤労の意義について学習するとともに、職業生活に必要な能力を高めるために実習及び作業を実施	
就学奨励費	2 億 7382 万円
特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減	
特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金	75 万円
特別支援学校におけるスポーツの推進を図るため、特別支援学校ふれあいスポーツ大会の開催を支援。第5章の第10において、報告する。	

ク 産業教育の充実

専門高校生地域連携推進事業費	480 万円
専門高校生が、日頃の学習で得た知識や技術を活用し、地域と連携して実践的な課題解決等の活動に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の本県を担う産業人を育成。	
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業費	3000 万円
専門高校が企業等と連携・協働して、航空宇宙産業を担う人材育成、ソフトウェア開発、地域の農業に貢献できる人材育成等の取組みを通して、高度な知識・技術を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する事業。岐阜農林高校と岐阜工業高校が、国（文部科学省）より指定されている。	
農業科実習費	1 億 8919 万円
生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業高校（岐阜農林高校、大垣養老高校、郡上高校、加茂農林高校、恵那農業高校、飛騨高山高校）において実習を実施している。第5章の第4で、報告する	
産業教育振興設備整備費	1 億 9000 万円
産業教育の充実を図るため、実習装置・設備を整備するとともに、整備済みの装置や設備の修繕等を実施している。第5章の第4で、報告する。	
学校農場基盤整備費	585 万円
生産の効率化を図り、生産性の向上に資するとともに、生徒の実験実習における安全を確保するため、県立学校の農場基盤を整備しており、第5章の第4で、報告する。	

ケ 情報教育の推進

学校間総合ネット管理運営費・更新費	1億2496万円
県内の小中、高、特別支援学校を光ファイバーで接続した教育情報ネットワークを整備し、保守・管理を実施	

コ 教職員の資質能力の向上と体罰・不祥事の根絶

研修事業費	909万円
経験年数や職務に応じて、教職員として身に付けるべき資質・能力を習得することや専門的知識を高めることを目的とした研修等を実施	
初任者研修非常勤講師	非常勤講師742人
学校ごとの新規採用教員の配置に応じて指導教員を配置するとともに、初任者が校外研修等を受講する際の後補充非常勤講師の設置	

サ 学校マネジメントの推進

学校評議員等設置費	113万円
教員の意識改革、県民の意見を反映した学校改革の観点から、県立学校に地域住民等で構成する学校評議員等を設置	
学校運営協議会等設置費	44万円
学校運営に協議会委員の意見を反映させたコミュニティ・スクールにすることで、開かれた学校づくり、地域に根差した学校づくりを推進	
学校関係者評価の実施	—
学校運営の改善を図るとともに、説明責任を果たすため、学校評議員、学校運営協議会委員、保護者、地域住民等による学校関係者評価を実施	
教育目標や課題の改善方法を明示したマニフェスト等の導入（県立高校）	—
学校課題を明確化し、教育方針・重点目標等を含む学校の教育目標や、何を、いつまでにどのくらいまで取り組むのかを明示したマニフェスト等に基づいた学校運営を推進。取組みの結果については、自己評価を実施するとともに、その結果を踏まえた学校関係者評価を実施	
特別非常勤講師設置費	788万円
学校教育の多様化と活性化に対応するため、地域の各分野で優れた知識や技術を有する人を学校長の裁量で選定し、非常勤講師として配置	

(4) 確かな学力の育成

ア 理数教育フラッグシップハイスクールの指定

理数教育フラッグシップハイスクール事業費	1200万円
次期学習指導要領において求められる、自らが主体的に課題を発見し、その解決を	

図ることができる生徒の育成を推進するため、県内6高校（岐阜高校、岐山高校、岐阜農林高校、大垣東高校、恵那高校（国指定）、吉城高校）を指定し、教育カリキュラムを研究・開発

イ 県立高校における進学指導の強化

進学指導推進事業費	640万円
近年減少傾向にある、いわゆる難関大学への県立高校からの合格者数の増加を図るため、普通科がある高校を中心に、教師の進学指導力向上や生徒の学力向上を推進。岐阜北高校、加納高校、本巣松陽高校、大垣南高校、加茂高校、可児高校が指定されている。	

ウ グローバル社会で活躍できる人材の育成

スーパーグローバルハイスクール事業費	3200万円
高校におけるグローバル・リーダーの育成を推進するため、英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を目指す県立高校を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、重点的に支援。岐阜商業高校、大垣北高校（国指定）、関高校、多治見北高校、斐太高校が指定されている。	
海外交流支援事業費	1230万円
海外留学を促進するために高校生の海外留学（原則1年間）への支援、県立高校における海外の姉妹校との交流などの海外研修事業を実施	
専門高校生国際化推進事業費	730万円
経済のグローバル化に対応し、異文化理解・国際感覚を有した職業人を育成するために、毎年専門高校4校（加茂農林高校、東濃実業高校（商）、多治見工業、瑞浪高校（生活））を研究指定校とし、国際理解を深める調査研究の授業の実施や各種取り組みを推進	
農業高校生海外実習派遣費	892万円
生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業後継者育成のため、農業高校生をアメリカ、ブラジル・ドイツ・オランダへ派遣	
外国語指導助手等設置費・活動費	7296万円
外国語教育の充実と国際理解教育、国際化に対応した教育を推進するため、県立学校16校に重点的に外国語指導助手を配置	

エ 確かな学力の育成

高校指導法改善	教職員5人
高校において英語等の授業で習熟度別少人数指導を実施するため配置	
魅力ある高校づくり推進事業費	1112万円

生徒自ら課題を発見し解決するカリキュラム開発や国際的教育プログラム(国際バカロレア)の導入調査などを実施	
理科・数学教育設備充実費	1750万円
学習指導要領に対応した理科教育に関する備品の整備及び老朽化した備品の更新を推進し、理科教育を充実	
教科用図書選定審議会費	69万円
県内の学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、教科書の研究を実施	
基礎学力定着のための学習改善事業費	250万円
必要とされる学力を、生徒が確実に身に付けられる授業の改善及び指導方法の研究と、身に付けた生徒の力を適切に測ることができるテストの研究開発を実施	

(5) 豊かな心と健やかな体を育む教育

ア いじめ・不登校への対応強化

岐阜県いじめ防止等対策審議会設置費	138万円
教育委員会の附属機関として「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置し、いじめ防止等対策の取組みについて審議を行い、県立学校では対応が困難な重大事態が発生した場合は調査を実施	
県立学校いじめ防止等対策組織運営費	378万円
全ての県立学校において、いじめ防止等の対策のための組織を設置し、その取組みについて検討や検証を行い、重大事態が発生した場合は調査を実施	
いじめ、不登校対応教員の配置	教職員 69人
いじめ、不登校が深刻化した生徒指導の困難校に配置(校内の指導体制の確立、教員の指導・研修、他機関との連携、保護者の啓発等を担当)	
いじめ不登校対策事業	非常勤講師 155人
児童生徒数が急増し、問題が発生しやすくなる学年に非常勤講師を配置し、担任とのチーム・ティーチングにより、きめ細かく対応	
地域担当生徒指導充て指導主事	教職員 13人
警察、各学校の生徒指導主事及び各種協議会と連携し、補導業務や不審者対策等地域の広域的な生徒指導を担当。第5章の7で、報告する。	
いじめ問題対応講座の実施	—
いじめの早期発見、早期対応について、教員研修を実施	

イ ふるさと教育の推進

岐阜県ふるさと教育表彰事業費	41万円
学校における「ふるさと教育」の実践を広め、県内学校の「ふるさと教育」への機	

運を一層高めるため、優れた取組みを実践している学校を顕彰

ウ 全国高等学校総合体育大会の開催

全国高等学校総合体育大会開催事業費（夏季大会）	1億3076万円
全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の開催にあたり、会場となる市（岐阜市・各務原市・海津市・高山市）の実行委員会に対して開催費を助成するとともに、会場を中心に、高校生が街頭や主要駅において広報活動等を実施	

エ 運動部活動の充実と適正化に向けた取組み

学校体育指導事業費	250万円
体育の授業や運動部活動を担当している教職員に対し、指導力の向上を図る研修会等を実施	
県高等学校体育大会補助金	200万円
高校の運動部の活性化を図るため、県高等学校総合体育大会、県高等学校新人大会、県高等学校定時制通信制総合体育大会の開催を支援	
県立高等学校運動部活動振興費補助金	726万円
県立高校及び特別支援学校高等部の運動部活動に支援し、生徒、保護者の負担を軽減	
運動部指導者派遣・研修事業費	1084万円
高校の運動部活動に専門的技量を有する社会人指導者を派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施	
全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金	1584万円
保護者及び学校の経済的負担軽減と高校生のスポーツ振興を図るため、選手・監督の派遣を支援	
東海高等学校総合体育大会負担金	100万円
東海高等学校総合体育大会の円滑な運営を図るため、大会に要する経費の一部を負担	

オ 食育の推進

県立学校給食運営事業費	1億3140万円
児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために栄養バランスのとれた学校給食を提供	

（6）安心・安全な教育環境づくり

ア 県立学校施設の整備の推進

学校建設費	29億3337万円
-------	-----------

学校建設費のうち、校舎等改修	25億 3698万円
学校建設費のうち、その他施設整備	3億 9639万円
老朽校舎改築事業費	1200万円
老朽化が著しい高校（6校舎）の規模や配置、工程等設計の諸条件を整理するため、基本計画を策定	

イ 経済的な理由による修学困難な生徒への修学支援の推進

県選奨生奨学金	9616万円
学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全であって経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与	
高等学校奨学金	1753万円
勉学意欲がありながら、経済的理由により高校等での修学が困難な生徒に対して、成績要件なしで奨学金を貸与	
子育て支援奨学金	1956万円
教育費の負担が大きくなる高校生の時期に、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の生徒を対象に、成績要件や所得要件なしに奨学金を貸与	
定時制・通信制課程修学奨励費	806万円
高等学校の定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）	
公立高等学校等就学支援金	43億 8905万円
保護者（親権者）全員の市町村民税所得割額が304,200円未満の生徒に対して授業料に充てるための就学支援金を支給	
高校生等奨学給付金	4億 7776万円
保護者（親権者）が岐阜県に在住し、保護者（親権者）全員の市町村民税所得割が非課税である世帯の公立高校生等に対して奨学給付金を給付	
定時制修業年限弾力化	教職員2人
修業年限3年を希望する生徒の増加に対応し、特設授業を開設	
定時制通信制教科書等給与費補助金	155万円
勤労青少年の高等学校定時制通信制課程への修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、必要な教科書購入費を補助	

ウ 県立学校への災害用備蓄品の整備

県立学校災害用備蓄品整備事業費	3200万円
大規模災害発生時に一定数の帰宅困難者が出ることを想定し、その対応にあたる職員の非常食、児童生徒及び職員の非常用携帯トイレ及び衛生用品を各学校に整備	

エ 危機管理体制の充実

県立学校緊急保安警備委託費	2688 万円
防犯、火災監視及び非常事態発生時の対応等を警備会社に委託し、学校の安全と危機管理体制を強化	
学校安全支援事業費	275 万円
公立学校に防災や防犯、交通安全の各分野の専門家を派遣する等により、児童生徒の安全教育の推進と職員の安全管理を充実	
県立学校 A E D 整備事業費	189 万円
心肺停止時における救急救命の観点から、県立高校及び特別支援学校に A E D を設置	
日本スポーツ振興センター共済給付金	1 億 2256 万円
県立学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害、死亡に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給	

第 4 岐阜県の県立高等学校

1 高等学校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校である（学校教育法第 50 条）。

2 岐阜県立の高等学校

63 校の県立高等学校が存在する。

(1) 全日制課程（61 校）

普通科（理数科及び英語科を含む。）のみを設置する学校	28 校
職業学科のみを設置する学校	17 校
普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校	8 校
普通科と職業学科と総合学科を設置する学校	2 校
職業学科と総合学科を設置する学校	2 校
総合学科のみを設置する学校	4 校

(2) 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は、以下のとおりである。

定時制課程のみ	1 校（東濃フロンティア高等学校）
全日制課程と定時制課程の併置	6 校（岐阜商業高等学校、岐阜工業高等学校、

	大垣商業高等学校、大垣工業高等学校、 加茂高等学校、中津高等学校)
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置	1校（飛騨高山高等学校）
定時制課程と通信制課程の併置	1校（華陽フロンティア高等学校）

（3）通信制課程

華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置

【平成 30 年度 県立高等学校一覧】

(人)

地区名	学校名	課程	学科	生徒数
岐阜	岐阜	全日制	普通	1,085
19校	岐阜北	全日制	普通	1,080
	長良	全日制	普通	1,115
	岐山	全日制	普通・理数	1,077
	加納	全日制	普通・音楽・美術	1,171
	羽島北	全日制	普通	874
	岐阜総合	全日制	総合	836
	岐阜城北	全日制	生活産業、総合	709
	岐阜商業	全日制・定時制	商業	1,272
	岐南工業	全日制	工業	821
	各務原	全日制	普通・理数・英語	901
	各務原西	全日制	普通	876
	岐阜各務野	全日制	商業・情報・生活産業	747
	本巣松陽	全日制	普通	714
	岐阜農林	全日制	農業	836
	山県	全日制	普通	374
	羽島	全日制	普通	557
	岐阜工業	全日制・定時制	工業	1,164
	華陽フロンティア	定時制・通信制	普通	910
西濃 12校	揖斐	全日制	普通・生活産業	436
	池田	全日制	普通	475
	大垣北	全日制	普通	966
	大垣南	全日制	普通	719
	大垣東	全日制	普通・理数	927
	大垣西	全日制	普通	715
	大垣養老	全日制	農業・総合	709
	大垣商業	全日制・定時制	商業・情報	865
	大垣工業	全日制・定時制	工業	1,052
	大垣桜	全日制	生活産業	588
	不破	全日制	普通	326
	海津明誠	全日制	普通・商業・生活産業	552
				8,330
中濃 5校	郡上北	全日制	普通	294
	郡上	全日制	普通・農業・総合	691

	武義	全日制	普通・商業	585
	関有知	全日制	普通・生活産業	444
	関	全日制	普通	834
				2,848
可茂	加茂	全日制・定時制	普通・理数	962
7校	加茂農林	全日制	農業	588
	八百津	全日制	普通	351
	東濃	全日制	普通	328
	東濃実業	全日制	商業・生活産業	703
	可児	全日制	普通	804
	可児工業	全日制	工業	588
				4,324
多治見	多治見	全日制	普通	652
7校	多治見北	全日制	普通	719
	多治見工業	全日制・専攻科	工業	473
	瑞浪	全日制	普通・生活産業	434
	土岐紅陵	全日制	総合	341
	土岐商業	全日制	商業	591
	東濃フロンティア	定時制	普通	219
				3,429
恵那	恵那	全日制	普通・理数	674
7校	恵那南	全日制	総合	189
	恵那農業	全日制	農業	440
	中津	全日制・定時制	普通	627
	坂下	全日制	普通・生活産業	190
	中津商業	全日制	商業	478
	中津川工業	全日制	工業	444
				3,042
飛騨	益田清風	全日制	普通・商業・総合	596
6校	斐太	全日制	普通	835
	飛騨高山	全日制・定時制・通信制	普通・農業・商業・生活産業	1,087
	高山工業	全日制	工業	423
	吉城	全日制	普通・理数	355
	飛騨神岡	全日制	総合	200
				3,496
<県合計> 63校				42,588

第5 岐阜県の県立特別支援学校

1 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である（学校教育法第72条）。

2 岐阜県立の特別支援学校

21校の県立特別支援学校（うち1校は分校）が存在する。

（1）特別支援学校が対象とする障害の種類は、以下のとおりである。

視覚障害
視覚に障害のある児童生徒を対象にして、点字を用いたり文字を拡大したりするなどの工夫と配慮のもとに、各教科の学習や自立に向けての専門的な教育を行っている。岐阜盲学校の1校がある。
聴覚障害
聴覚に障害のある幼児児童生徒を対象にして、早い時期から補聴器を使って「音」の存在に気付いたり、「ことば」の力を付けたりするための、きめ細かな指導や自立に向けての専門的な教育を行っている。岐阜聾学校の1校がある。
知的障害
身辺自立に必要な基本的な生活習慣や自立と社会参加に必要な習慣、知識、態度を生き生きとした学習の中で身につけることができるように、教科の学習のほか、実生活にみられる課題を中心とした生活単元学習を行っている。岐阜本巣特別支援学校、岐阜清流高等特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、西濃高等特別支援学校、海津特別支援学校、郡上特別支援学校、中農特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨特別支援学校本校、飛騨吉城特別支援学校の15校がある。
肢体不自由
運動機能に障害のある児童生徒が、可能な限り自分の力で生活を送ることができるよう、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション能力等の向上に関する教育を行っている。 岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜本巣特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、海津特別支援学校、郡上特別支援学校、関特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨特別支援学校高山日赤分校、飛騨吉城特別支援学校の14校がある。

【平成 30 年度 県立特別支援学校一覧】 (人)

地区名	学校名	生徒数
岐阜地区 7校	岐阜盲学校	48
	岐阜聾学校	89
	長良特別支援学校	63
	岐阜希望が丘特別支援学校	79
	岐阜本巣特別支援学校	214
	岐阜清流高等特別支援学校	92
	羽島特別支援学校	156
西濃地区 4校	揖斐特別支援学校	96
	大垣特別支援学校	251
	西濃高等特別支援学校	24
	海津特別支援学校	50
美濃地区 3校	郡上特別支援学校	39
	関特別支援学校	54
	中濃特別支援学校	222
可茂地区 1校	可茂特別支援学校	285
多治見地区 1校	東濃特別支援学校	215
恵那地区 1校	恵那特別支援学校	149
飛騨地区 4校	下呂特別支援学校	43
	飛騨特別支援学校	118
	高山日赤分校	12
	飛騨古城特別支援学校	31
< 県合計 >	21校	2330

第6 教育委員会

1 教育委員会

(1) 教育委員会の組織

岐阜県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織され、氏名および任期は次のとおりである。

【教育委員会の組織】（平成 31 年 4 月 1 日現在）

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	安 福 正 寿	平30. 4. 1～令3. 3. 31
教育長職務代理者	稲 本 正	平31. 3. 17～令5. 3. 16
委 員	野 原 正 美	平28. 4. 1～令2. 3. 31
委 員	森 口 祐 子	平28. 3. 24～令2. 3. 23
委 員	竹 中 裕 紀	平29. 7. 18～令3. 7. 17
委 員	近 藤 恵 里	平29. 10. 15～令3. 10. 14

（2）教育委員会の会議

岐阜県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月 1 回開催されている。平成 30 年度は定例会議が 12 回、臨時会議が 3 回開催された。

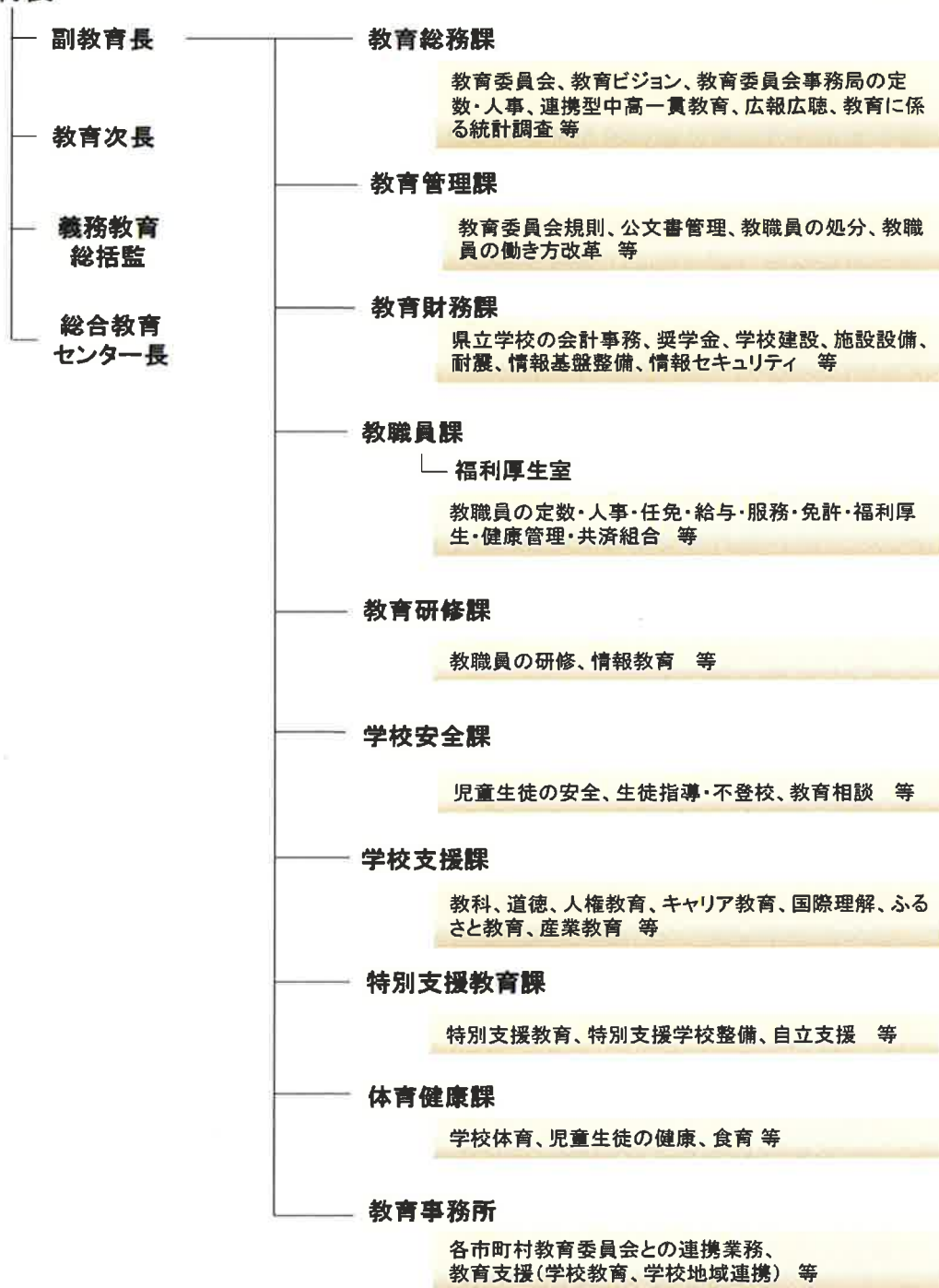
2 教育委員会事務局

県教育委員会の権限に属する事務等処理させるため、県教育委員会に事務局が置かれている。事務局には 9 課（本庁）及び 6 教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）が置かれている。

岐阜県教育委員会事務局組織

教育長

H30.4.1現在



3 教育委員会事務局（本庁各課）の事務分掌

（1）教育総務課

- ア 教育委員会における県民の窓口に関する事。
- イ 教育委員会における議会の窓口に関する事。
- ウ 教育委員会の会議に関する事。
- エ 教育委員会委員の秘書に関する事。
- オ 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関する事。
- カ 自治体教育の推進に関する事。
- キ 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関する事。
- ク 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）の設置及び廃止に関する事。
- ケ 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関する事。
- コ 県立高等学校の入学定員に関する事。
- サ 県立高等学校の入学者選抜のあり方（通学区域のあり方に関する事を含む。）に関する事。
- シ 事務局の組織及び編制に関する事。
- ス 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。
- セ 栄典、ほう賞及び表彰に関する事。
- ソ 広報及び広聴に関する事。
- タ 教育に係る調査及び統計に関する事。
- チ 予算の編成及び決算に関する事。
- ツ 教育事務所に関する事。
- テ 事務局内各課の連絡調整に関する事。
- ト 他課の所掌に属さない事務に関する事。

（2）教育管理課

- ア 文書の管理に関する事。
- イ 公印に関する事。
- ウ 公文書の公開等情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- エ 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関する事。
- オ 教職員の懲戒に関する事。
- カ 教育に係る苦情等及びその調整に関する事。
- キ 教育に係る苦情等の対応の審査に関する事。
- ク ハラスメント及び過労死等の防止に関する事。

ケ 教職員の勤務環境の改革に関する事。

(3) 教育財務課

ア 県立学校の施設の整備（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及びその他の公有財産の管理に関する事。

イ 県立学校の経理に関する事。

ウ 市町村立学校の施設の整備の助成に関する事。

エ 県立高等学校の授業料の減免に関する事。

オ 児童及び生徒の就学援助に関する事。

カ 修学奨励に関する事。

キ 県立学校の情報基盤の管理に関する事。

(4) 教職員課

ア 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関する事。

イ 学校に勤務する職員の勤務評定に関する事。

ウ 学級編制及び教職員定数に関する事。

エ 教育職員の免許に関する事。

オ 職員の福利厚生及び保健に関する事。

カ 公務災害補償に関する事。

キ 恩給、退隠料及び退職手当に関する事。

ク 公立学校共済組合及び財団法人岐阜県教職員互助組合（昭和四十七年二月十六日に財団法人岐阜県教職員互助組合という名称で設立された法人をいう。）に関する事。

ケ 児童手当に関する事。

コ 県立学校の管理（組織及び編制に関する事に限る。）に関する事。

サ 市町村の教育委員会及び市町村立学校の組織及び運営に関する事（市町村立学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。

シ 公立専修学校及び公立各種学校に関する事。

ス 女性教職員の活躍の推進に関する事。

* オ、カ、キ、ケは、教職員課内にある福利厚生室の分掌事務である。

(5) 教育研修課

ア 教育職員の研修に関する事。

イ 教育の情報化に関する企画立案及び調整に関する事。

- ウ 教育関係機関との連携に関する事。
- エ 情報教育に係る児童及び生徒の実習に関する事。
- オ 教育関係資料の収集に関する事。
- カ 総合教育センターの施設運営に関する事。

(6) 学校安全課

- ア 学校安全に関する事。
- イ 生徒指導に関する事。
- ウ 学校における情報モラルに関する事。
- エ 教育相談に関する事。

(7) 学校支援課

- ア 県立学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関する事。
- イ 県立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- ウ 市町村立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。
- エ 学校教育の調査研究に関する事。
- オ 学校教育の教科等の指導に関する事。
- カ 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- キ 教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関する事。
- ク 県立学校の生徒及び児童の入学、就学及び退学に関する事。
- ケ 県立高等学校の入学者選抜の実施に関する事。
- コ 幼稚園教育に関する事。
- サ へき地教育の指導に関する事。
- シ 産業教育の振興及び指導に関する事。
- ス 人権教育に関する事。
- セ P T Aに関する事。

(8) 特別支援教育課

- ア 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関する事。
- イ 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関する事。
- ウ 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関する事。
- エ 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関する事。

- オ 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関する事。
- カ 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- キ 県立特別支援学校の人権同和教育に関する事。
- ク 公立学校の特別支援教育の推進に関する事。
- ケ 公立学校の特別支援教育の調査研究に関する事。
- コ 特別支援教育の就学奨励に関する事。
- サ 特別支援教育に関する教育研究団体の指導及び助言に関する事。
- シ 特別支援教育の関係資料の収集に関する事。
- ス 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関する事。
- セ 県立特別支援学校の施設の整備に関する事。

(9) 体育健康課

- ア 学校保健に関する事。
- イ 学校給食及び学校における食育に関する事。
- ウ 学校体育に関する事。
- エ 運動部活動に関する事。

4 教育事務所の分掌事務

(1) 教育事務所の組織体制

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）を設置している。教育事務所の分課、分掌事務は次のとおりである。

ア 学校職員課

管理調整係	所内庶務、物品の出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）

イ 教育支援課

学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
学校地域連携係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談

(2) 教育事務所の役割

各教育事務所の「教育支援課、学校地域連携係」の分掌事務（生徒指導等）が、

本監査テーマである県立高等学校及び県立特別支援学校に関連する。

具体的には、各教育事務所に配置された岐阜県地域担当生徒指導主事が、各学校と教育委員会との間を繋ぐ役割を果たしている。第5章の「第7 学校安全課」で報告する。

第2章 県立高等学校、県立特別支援学校における事務手続

第1 本章の概要

第1章において、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」の現状について報告した。

県立高等学校及び県立特別支援学校において、日常的に、様々な事務執行がなされており、本監査では、事務手続が適時・適切に行われているかを調査するものである。

「第2」において、県立高等学校及び県立特別支援学校における主な事務手続やその根拠となる規範を報告する。また、本監査における監査項目及び監査資料を報告する。これらは、第3章及び第4章で報告する個別の各県立高等学校及び県立特別支援学校の検証に当たり、共通する監査項目となる。また、第5章で報告する教育委員会事務局等の検証においても、共通する監査項目となる。

「第3」において、教育委員会各課及び行政管理課と包括外部監査の対象について議論する機会があったことから、監査人の考え方を示した。

第2 事務手続の概要と監査項目

1 学校運営

(1) 学校評価等

【事務手続の概要】

高等学校及び特別支援学校は、学校評価、学校運営協議会や学校評議員会の議事について、ホームページなどで公開している。

【規範】

高等学校及び特別支援学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、とされている（学校教育法第62条、第82条、第42条、同法施行規則第104条第1項、第135条、第66条）。

【監査項目及び監査資料】

事務手続の概要によるとおり、学校評価、学校運営協議会や学校評議員会の議事について、ホームページにおいて公表しているか確認した。予備調査や往査の前に、各学校のホームページを閲覧して、確認した。

2 情報管理（セキュリティ）

(1) 情報セキュリティチェックシート

【事務手続の概要】

岐阜県では、2か月に1回、情報セキュリティチェックシートという情報セキ

セキュリティについての問題5問を、教員及び事務職員に回答させている。教員は、県立学校グループウェアのアンケート機能で回答するか、書面で回答している。事務職員は、RENTAI（岐阜県行政情報ネットワーク。県庁等県の機関を結ぶネットワークであり、財務会計システム等の各種業務系システムや電子メール、インターネット等が利用でき、組織及び県職員間の情報共有等に利用されている。）により、行政事務用ネットワークを利用して、e-learningシステムにて回答している。80パーセント以上（5問中4問以上）の正解率でなければ合格とはならず、合格するまで、再回答することとなる。取扱管理者は、セキュリティチェックシートの回答状況について確認し、セキュリティ責任者に報告する。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（5）情報セキュリティに関する研修 ①情報セキュリティ研修」において、「ア 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティを確保するため、職員等に対して情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策についての必要な研修を行わなければならない」、「エ 研修は、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない」と規定されている。

【監査項目と監査資料】

非常勤講師についても、パソコン等を操作する者も存在する。また、答案の持ち帰りなど個人情報を取り扱う者もいる。しかし、予備調査におけるヒアリングにおいて、非常勤講師は、時間の制約があり、情報管理について注意喚起等が行われる職員会議に出席せず、セキュリティチェックシートも、回答させていないとする学校が多かった。

そこで、非常勤講師にも情報セキュリティチェックシートの回答を提出させているのかを確認した。あわせて、職員会議に出席しない非常勤講師に対する情報管理の研修がどのように行われているかについても、確認した。

監査資料は、非常勤講師に配布した職員会議の資料、セキュリティチェックシートなどである。

（2）USBメモリ等の外部記録媒体の管理

【事務手続の概要】

USBメモリなどの外部記録媒体については、使用の都度、「使用期間」を事前に明記し、使用の許可と返却の確認を、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」（様式2）を用いて、取扱管理者から受けることとしている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事

項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目の記載がある。

【監査項目】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」に基づく管理がなされているか確認した。また、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、使用の許可と返却の確認がなされているのか、適切な「使用期間」が設定されているのかを確認した。

監査資料は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に基づく「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」である。

（3）答案用紙等の持出

【事務手続の概要】

答案の持出前に予め、管理職が、持ち出し簿の申請許可欄に押印し、返却時に返却確認欄に確認印を押印することとなっている。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5適正管理（条例第9条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【監査項目及び監査資料】

答案の管理責任者は、持ち出す答案用紙等の種類、使用目的、持出期間を考慮し、持出の可否を判断し、確認印を押しているのか、答案の返却を確認のうえ、確認印を押しているのかを確認した。

監査資料は、答案用紙等の外部持ち出し簿等である。

(4) パソコン等の持出／持込・使用

【事務手続の概要】

パソコンの持出・持込前に予め、管理職が、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿に押印し、返却時に返却確認欄に確認印を押印することとなっている。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ③パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【監査項目及び監査資料】

「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に基づく管理がなされているか確認した。また、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿において、使用の許可と返却の確認がなされているのか、適切な「使用期間」が設定されているのかを確認した。

監査資料は、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」等である。

(5) 防犯カメラの情報

【事務手続の概要】

防犯カメラを設置している学校があるが、盗難事件等により、警察等に外部提供する事例があった。また、防犯カメラに記録された動画等の画像データについて、個人情報の取得や管理が問題となり得る。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【監査項目及び監査資料】

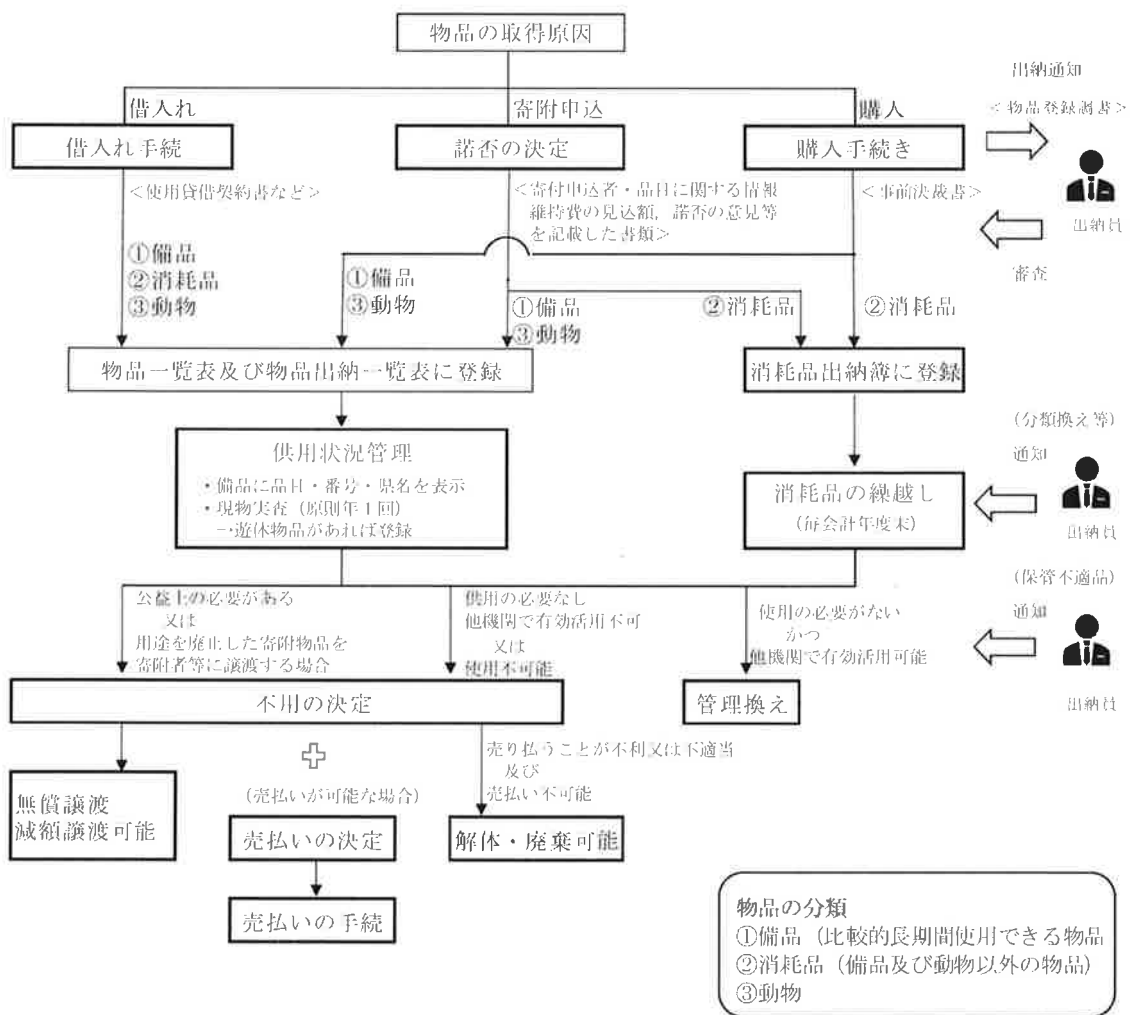
防犯カメラの表示装置に表示され、又は記録装置によって記録された情報には、個人情報が多分に含まれている。よって、適切かつ慎重に情報を取り扱うため、

防犯カメラ設置の目的、管理責任者及びその責務、画像の管理のルールを定めた規程等が存在するのを確認した。

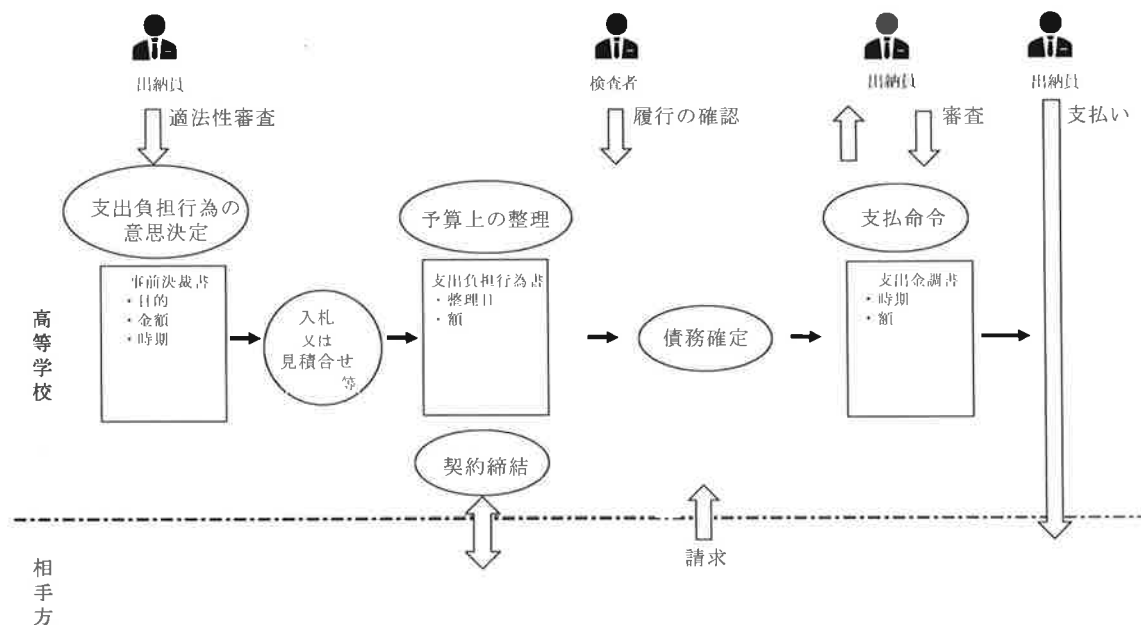
また、規程等が存在しない学校においても、岐阜県個人情報保護条例に基づいて、情報取得や情報提供をしているのを確認した。

監査資料は、各学校における防犯カメラの情報の規程等と、外部提供時における決裁書面である。また、現場で、防犯カメラの設置場所を確認し、現場ヒアリング等で、防犯カメラの設置目的や設置の必要性を確認した。

3 物品（備品、消耗品及び動物）



(1) 事前決裁書等



【事務手続の概要】

学校において、授業等で使用する消耗品や備品を購入するほか、機械等について、修繕工事や保守点検を委託している。

学校において、支出負担行為をしようとするときには、目的、予定金額、時期等明らかにした書類でその意思を決定する（岐阜県会計規則第9条）とされ、事前決裁書の作成が必要とされている。

次に、事前決裁書の内容については、出納員（事務局長や事務部長）により記載されている事項が法令等に違反していないかの審査が行われ（同規則第11条）、その後、事前決裁書に基づいて、契約その他の行為を行うとともに、支出負担行為の時期及び額を明確にし、予算上の整理を支出負担行為書により行う（同規則第10条）。

そして、実際に契約に基づいた行為が行われると、その履行の確認は、検査者が行い、その後、契約の相手方からの請求書の提出を受けた後、債務を確定し、出納員に支出金調書により支出命令がなされる（同規則第38条）。

出納員は、支出命令についての審査を行い（同規則第12条）、内容に問題がないと判断すれば支払を行う（同規則第42～44条の5）。

【監査の項目及び監査資料】

発注書や納品書の受領後に、事前決裁書等を作成していないかを確認した。具

体的には、アンケートのほか、ヒアリング、事前決裁書と見積書、発注書、納品書の日付が同一のものがないかを確認した。

(2) 借入物品

【事務手続の概要】

物品の借入れをする場合は、使用貸借契約書や借受書などにより、借入れをした物品の内容を明らかにする。物品は、備品、消耗品、動物に分類（5万円以下の物品及び破損しやすい物品は消耗品に分類される）され、購入物品については、備品及び動物を物品一覧表に登録し、消耗品は登録しない。これに対し、借入物品については、消耗品を含む全ての物品を物品一覧表に登録し、使用状況等を管理することとなっている。

つまり、借入物品は、消耗品であっても、現物実査の対象となる。

P T Aや部活動後援会、同窓会などから、パソコン等の備品を借りている場合のほか、市町村や民間団体から、楽器を借りている例がある。

【規範】

岐阜県会計規則 86 条の 2 「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れする物品の内容を明らかにした書類により借入れ手続きを執らなければならない。」

また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）としている。

上記のとおり、その管理する物品について現物実査をしなければならない（同規則第 92 条の 3）とし、「物品の現物実査実施要領」において、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとしている（同要領第 6）。

【監査の項目及び監査資料】

P T Aなどから借入をする際に、使用貸借契約書や借受書などがあるかどうかを確認した。また、物品一覧表に掲載されているのか、現物実査の対象となっているのかを、P T A等の備品台帳等や物品一覧表等に基づき、ヒアリング等で、確認した。

(3) 図書

ア 図書の寄附

【事務手続の概要】

図書について、P T Aで予算が決定され、当該予算の範囲内で、図書選定委員会において、購入する図書を決定している。図書については、図書システムにより、取得の原因が、県費による購入か、P T A予算による購入か、寄贈なのかを分類して、登録している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【監査の項目及び監査資料】

P T A 予算により購入した図書を廃棄する際に、P T A の承諾をとっていない学校がほとんどであることから、P T A による図書の購入は、寄附であると考えられる。P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、③維持費の見込額も明らかにした上で、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手順をとる必要がある。寄附採納の決裁書類により、寄附採納手順がとられているかどうかを確認した。

イ 図書の廃棄

【事務手順の概要】

不用となった図書について、除籍決定がなされる。除籍決定された図書は、古紙回収業者へ売却するか、業者に有料ないし無料で引き取ってもらう。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（略）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条第 2 項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」としている。同条 3 項は、「岐阜県財産条例（昭和 39 年岐阜県条例第 3 号）第 6 条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」と規定している。

岐阜県財産条例第 6 条には、物品の無償譲渡又は減額譲渡に関する規定があり、「物品は、次の各号の一に該当するときは、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。 一 公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。 二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品または工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」とある。

【監査の項目及び監査資料】

アンケート及び定期監査資料により、図書の廃棄において、不用決定をしてい

るか、売り払いや廃棄の手続が適正に行われているか確認をした。

(4) 現物実査の方法

【事務手続の概要】

1年に1回、物品一覧表と、現物が整合しているかを確認するために、現物実査が行われる。時間がかかるため、夏休みなどまとまった時間に行われることが多い。ただし、現物実査の対象となる物品は、消耗品を除く備品及び動物である。

【規範】

岐阜県会計規則第92条の3は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

【監査の項目及び監査資料】

平成30年に実施された物品総点検の報告書のほか、校舎内を回る際に、物品一覧表と現物の整合性を確認した。また、現物実査の時に、実査担当者が記録した書類を閲覧し、現物実査における確認状況を検討した。

(5) 薬品の管理

【事務手続の概要①】

毒物及び劇物（アンモニアや過酸化水素水など）については、鍵のかかる保管庫に保管し、保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をする。

【規範】

毒物及び劇物取締法第12条第3項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【監査の項目及び監査資料】

化学準備室において、保管庫やアンモニアや過酸化水素水など薬品を保存する冷蔵庫に、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示があるかを確認した。

【事務手続の概要②】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

これを受けて、各学校において、薬品管理規程が定められており、管理記録簿の整備が義務づけられている。管理記録簿には、「品名」ごとに、「取得年月・使用日・使用料・使用目的・使用者及び残量」などを記載することが求められてい

る。

【監査の項目及び監査資料】

各学校における薬品管理規程と管理記録簿を確認し、所定の記載事項が漏れなく記載されているかを確認した。

(6) 遊休物品

【事務手続の概要】

学校長は、現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、遊休物品が他の物品と容易に区別できるよう、物品一覧表中の当該物品の「遊休物品」欄に記録する。

学校長は、遊休物品について、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがない場合は、次の手順で処理する（岐阜県会計管理規則第99条）。

(1) 使用見込みがないものは、管理換えにより有効活用を図る。

(2) 管理換えを行う場合は、RENTAI 掲示板の「(165) 遊休物品の有効活用」の階層を活用する。

(3) 管理換えによる有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分（売払い、廃棄）する。

【監査の項目及び監査資料】

使用されていない物品があるかどうか、使用されていない物品について、「遊休物品」登録されているかどうか、管理換えを検討されているか、不用決定がなされているかなどを確認した。アンケートのほか、学校現場の視察において確認した使用されていない物品の現認のほか、物品一覧表を確認した。「遊休物品」の登録により、物品の使用状態を把握し、管理換えを検討し、不用決定後は、売却や廃棄処分を検討することになる。

4 施設関係

(1) 鍵の管理

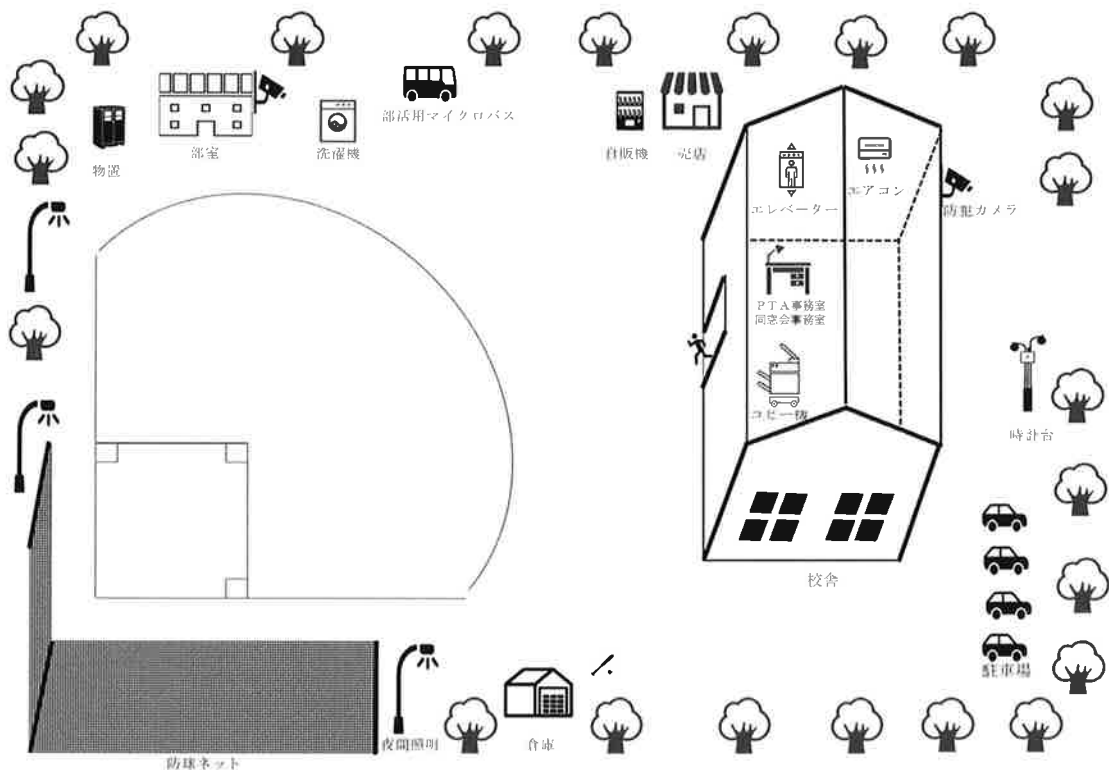
【事務手続の概要】

貸し出し鍵管理簿には、「貸出日」、「貸出時刻」、「使用場所」、「借用者」、「返却時間」を記入する欄が設けられており、鍵を使用する者は、記入欄に必要事項を記載して、鍵を借りる。鍵を返却する際には、返却時間を記載する。

【監査の項目及び監査資料】

貸し出し鍵管理簿のほか、事務局における鍵の管理状況を確認した。

(2) 物置等、コンテナ、雨天練習場、夜間照明、防球ネット、洗濯機



【事務手続の概要】

ア 学校その他の教育機関の用に供する財産（教育財産）は、地方公共団体の長の統括の下に教育委員会が管理するものとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号、第 28 条第 1 項）。教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができ（同法第 25 条第 1 項）、教育長は、教育委員会から委任された事務その他その権限に属する事務の一部を学校の職員に委任することができるものとされている（同法第 25 条第 4 項）。

県は、教育委員会が教育長に委任する権限から除外する事項として「教育財産の管理（使用許可及び使用許可の取消しに関するものを除く。）に関すること」を定め（教育長に対する権限の委任等に関する規則第 1 条第 1 項第 20 号）、教育長が学校の校長に権限を委任する事項として、「教育財産の使用許可（重要なものを除く。）又は使用許可の取消しに関すること」を定めている（教育長の権限の委任に関する規程第 2 条第 13 号）。

これにより、教育財産の使用許可（重要なものを除く。）は、校長が行うこととなる。なお、教育機関の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めることとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 1 項）のを受け、県は、岐阜県立高等学校管理規則を定め、校長は学校の施設

及び設備（備品を含む）の管理を統括する（同規則第 30 条第 1 項）。

イ 各学校において、学校用地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない物置等、コンテナ、雨天練習場、防球ネット、夜間照明、洗濯機などが複数設置されていた。育友会や野球部等の部活動の保護者が設置したものもあったが、学校によっては、誰が所有者か確認できないものもあった。これらの物品等について、使用貸借契約を交わしていないし、物置等の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【監査の項目及び監査資料】

物置等についての所有者を把握しているかどうかについて確認した。

また、所有者が学校（岐阜県）ではなく、学校が借りていない場合は、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可しているかどうかの確認をした。現場往査において、グラウンド等を視察し、物置等の設置物を現認し、定期監査資料等から、行政財産の目的外使用許可がとられているかについて、確認した。

なお、各学校のグラウンドに設置されている物置等については、敷地に固定されていない物がほとんどであった。

【物置や洗濯機等に関する議論】

ア 物置や洗濯機等については、各部活動の保護者が設置したものが多く、それぞれ、特定の部活動が使用している。部活動で使用される物置等の設置について、どのような手続が妥当なのかが論点となった。

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領の第 2 の「3 許可の扱いとしないもの（許可の対象外）」として、「⑧学校教育法第 50 条及び第 72 条に規定する目的に関連し、学校教育活動のために使用する場合」とある。

部活動の位置づけについては、平成 29 年の学習指導要領においても、教育課程外であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」としながらも、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされている。

上記の記載からは、部活動のために学校用地等を使用することが、「⑧学校教

育法第 50 条及び第 72 条に規定する目的に関連し、学校教育活動のために使用する場合」に該当するのかが、不明確であった。

そこで、監査人は、岐阜県内の大学において、部活動の研究している方から、部活動に関する理論的な説明を聞きたいと考え、説明していただいた。しかし、現時点では、理論的にも、学校における部活動の位置付けはあいまいであることが分かり、部活動で使用することが学校教育活動のために使用する場合に該当するのかは分からなかった。そのため、物置や洗濯機等について取るべき手続についても、明確とはならなかった。

イ 次に、監査人は、現場の実態に即した処理にするために、各学校の認識を確認することとした。この点に関連して、各学校に対するヒアリングでは、学校が物置等を借りているのではなく、部活動に置かせているという認識を述べている学校が多かった。

他方、物置や洗濯機等を置かせているが、それは部活動のためであり、学校教育活動のために使用する場合であるから、目的外使用許可は不要であるという認識を述べる学校や、学校が物置や洗濯機等を借りているという認識を述べる学校も存在した。

ほとんどの学校では、物置等について使用貸借契約を締結せず、物置等の設置場所について行政財産の目的外使用許可手続もとらない状態であった。このように使用貸借契約も目的外使用許可もない状態である場合、どのような理由で、特定の部活動のために使用する物置等を後から学校に設置することができるのか、その法的根拠が不明確となる。また、学校においても、管理の対象から、物置等が外れてしまうことになってしまう。現実には、各学校を訪問した時に、すでに、所有者が不明となっている物置等があり、撤去等の手続が困難となっている事例も散見された。

何らかの手続をとって、管理をする必要があることは明らかである。

ウ 次に問題となるのは、どのような手続が妥当かという点である。手続としては、学校が保護者会との間で物置等の使用貸借契約を締結するか、保護者会等が行政財産の目的外使用許可をとることが考えられる。学校が贈与を受けたという法的構成も考えられないではないが、寄附採納や無償譲渡の手続もなく、現物実査等もしていない状況では、贈与を受けたという法的構成は難しいと考えた。

使用貸借契約と行政財産の目的外使用許可手続についてどちらが妥当であるかについて、現時点では、監査人は、次のように考えている。現実には、学校教育活動のためであるという理由で、無制限に学校施設の利用が認められているわけではない。そもそも、部活動後援会や P T A は、学校教育活動のために存在する団体であると評価できるが、その事務局の学校内設置については、行政財産の目的外使用許可を必要としている。また、土曜講座等についても、生徒のために

実施されており、教育目的のためといえるものであるが、文部科学省は、行政財産の目的外使用許可手続をとることとしている。

部活動のために設置・使用される夜間照明や防球ネットについても、行政財産の目的外使用許可がとられていた。実際には、部活動のためであるという理由だけで、物品や工作物の設置が、無制限に、行政財産の使用目的の範囲内となるわけではない。また、部活動と体育の授業で使用する物品（例えば、サッカーボールやバスケットボールなど）についても、部活動用の物と体育の授業用の物は、厳密に区別されている。このような実態からも、部活動に関連するので学校教育活動目的であるという抽象的な理由だけでは、行政財産の目的の範囲内と結論づけることは、難しいのではないかと考えた。

エ そこで、監査人は、部活動のためという点だけでなく、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、物置や洗濯機等、その物品等を設置等することが本来想定されているかという観点から検討すべきではないかと考えた。すなわち、部活動目的や学校教育活動目的という抽象的な概念による検討だけではなく、物品等の性質や使用実態という具体的な事実関係を踏まえた観点からも、検討する必要があると考えた。

この点、物置や洗濯機等が、全ての学校において、全ての部活動のために、設置されているわけではない。県費により、全ての部活に全ての学校で、設置される部室と、物置や洗濯機等は、性質が異なると思われる。そこで、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、その物品等が設置等することが想定されていないとして、行政財産の目的外使用許可が妥当であると考えた。

本監査において、往査していく中で、郡上高等学校や高山工業高等学校のように、野球部保護者会等が物置等の設置場所を使っているという認識で、行政財産の目的外使用許可の手続をとっている学校が存在した。現時点においては、現場の感覚としても、行政財産の目的外使用許可の方が、使用貸借契約よりも、合致しているのではないかとと思われる（ただし、エアコンにおいて、以前は、目的外使用許可とされていたものが、平成31年度から、使用貸借契約や寄附採納手続がとられるようになったように、時代によって、考え方が変わる可能性もある。）。

各学校の報告においては、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、その物品等が設置等することが想定されていない物置や洗濯機等の設置については、学校用地等を「本来の教育目的以外の目的で使用する場合」に該当する場合として、行政財産の目的外使用許可を必要という論証をしている。

オ なお、行政財産の目的外使用許可については、郡上高等学校や高山工業高等学校の事例にならって、野球部保護者会等が、権利能力なき社団として、所有者

及び申請者となり得る団体であることを前提として検討した。そのため、野球部保護者会等が、権利能力なき社団と認められるための要件（①団体としての組織を備え、②多数決の原理が行われ、③構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、④その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。最高裁判所昭和39年10月15日判決参照）を満たしていない場合は、行政財産の目的外使用許可の申請者等など結論部分が変わる可能性がある。

カ また、大垣工業高等学校のように、物置等が設置されている学校用地が借地の場合や、郡上特別支援学校のように校舎を借りている場合は、行政財産の目的外使用許可ではなく、貸主の承諾を得た転貸が必要である。この場合も、岐阜県公有財産規則第27条の2には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とあるため、行政財産の目的外使用許可に準じた手続をなすことになる。

（3）マイクロバス

【事務手続の概要】

部活動で利用されているマイクロバスが、学校用地内に複数駐車されている。同バスは、部活動の遠征等で使用される。同バスの運転は、部活動の顧問や保護者会の一員が運転することが多い。

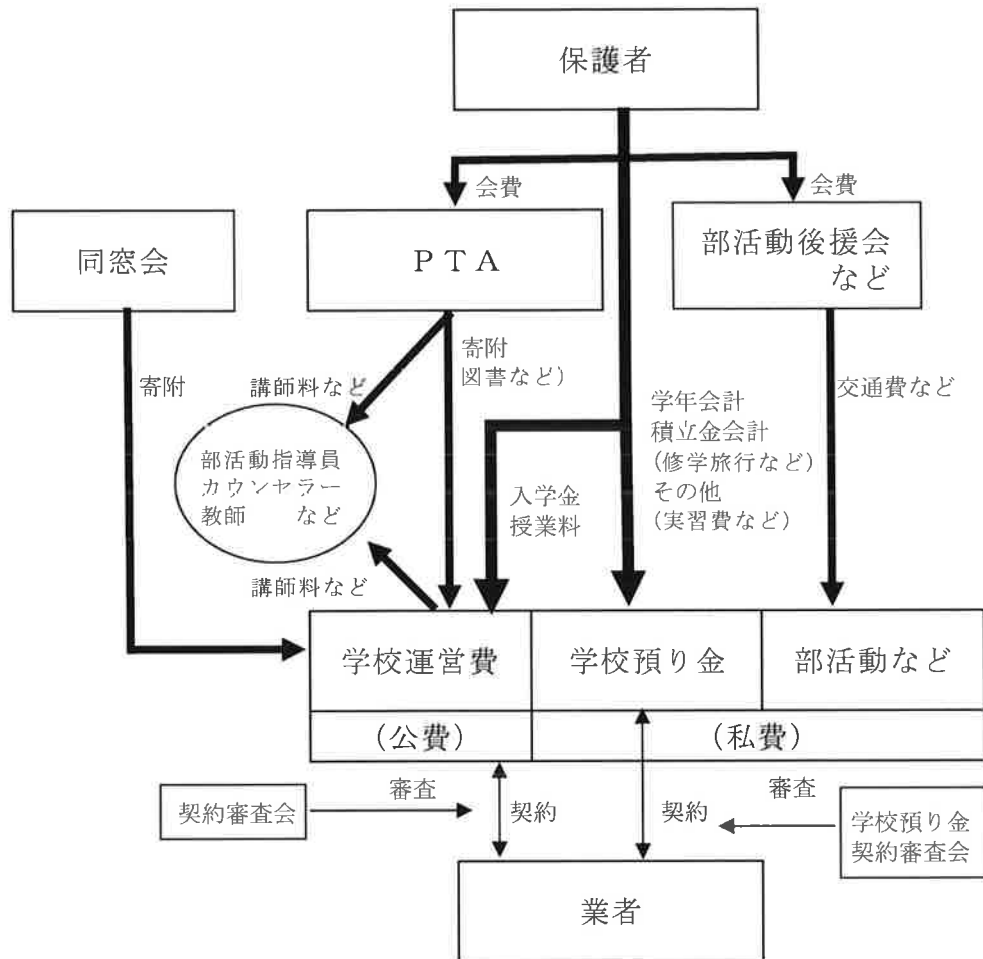
【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲外となる場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【監査の項目及び監査資料】

学校が駐車及び使用を認めているマイクロバスなどで部活動の遠征に出た途中で、事故が起きた場合、損害賠償請求を受けるおそれがある。各学校において、マイクロバスの車検証のほか、運転免許証や任意保険証などを確認しているのか、駐車位置について決まっているのかを、ヒアリング等で、確認した。また、行政財産の目的外使用許可手続をとっているかについても、確認をした。

5 私費会計



(1) 公費・私費ガイドラインに則った支出（設備費用等）

【事務手続の概要】

職務専念義務免除申請により、事務局長や事務部長等は、PTAや部活動後援会の会計等も担当していることが多い。PTA総会で、予算が承認されると、予算の範囲内で、図書のほか、除雪機を購入したり、グラウンドの整備費用を支出したりするなど予算が執行される。現実には、学校長や事務局長等が、PTA会長の承諾を得た上で、会計上の手続を進める。学校長は、会計上の負託を受けていることから、現金の出納を行う。

【規範】

学校教育法第5条、地方財政法第27条の3と同条に対する見解において、学校の管理運営に係る経費特に施設整備に係る経費は、設置者負担が原則であり保護者への負担転嫁が禁止されている。

これを受けて、私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【監査の項目及び監査資料】

グラウンドの整備費用、除雪車両の購入費用や維持費用など、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当するものについて、PTA等の団体会計から支出されていないか、支出されている場合、県費で負担することを検討したか確認した。具体的には、PTA等の予算及び決算資料のほか、PTA等の備品台帳を確認した。

(2) 公費・私費ガイドラインに則った支出（部活動指導員等）

【事務手続の概要】

部活動指導員やスクールカウンセラーなどの人件費についても、PTA等の総会において承認を得て、PTA等団体会計からの支出がなされている。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則がうたわれているところ、「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、県立学校共通の水準を維持するために必要な教育活動費は原則として公費負担とされている。

また、「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」には、保護者負担の軽減や会計事務に携わる職員の事務量を削減して本来の校務時間を確保することなどを目的として、「公費負担するべきものを主務課との協議等（情報提供や意見交換等）なく支援を受けることは避けるべきである」（60）とされている。

【監査の項目及び監査資料】

部活動指導員やスクールカウンセラー費用について、団体会計から支出されているか、支出されている場合の理由や経緯について、PTA等の予算及び決算資料をもとに、ヒアリングなどで確認した。

(3) 学校預り金運営委員会の開催

【事務手続の概要】

各学校に「学校預り金事務取扱要領」等が規定されている。学校預り金運営委員会において、予算の承認、監事監査終了後の決算（案）の承認を得た後、保護者に報告することとされている。

【監査の項目及び監査資料】

学校預り金運営委員会の開催を確認するため、運営委員会の議事録や式次第を確認して、予算及び決算の承認、監事監査が行われているかを確認した。

(4) ホームページへの掲載

【事務手続の概要】

ホームページ担当の教職員が、学校預り金の決算等、PTA等の決算等、部活動後援会の決算等について、学校のホームページに掲載する。ホームページへの掲載に当たっては、校長等管理職の決裁を経ている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第1章 総則」「2 私費（学校諸費）を經理する学校の責務」「(3) 説明責任と情報開示」に、「学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」とある。

【監査の項目及び監査資料】

各学校のホームページを確認し、学校預り金の決算等や、PTA等の決算等、部活動後援会の決算等について、掲載されているかを確認した。

6 契約関係

(1) 一者随意契約

【事務手続の概要（規範）】

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項（随意契約）では、「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、第 2 号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。また、同項第 5 号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。同項第 6 号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」と規定し、同項第 7 号は、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」と規定する。

岐阜県会計規則第 141 条第 1 項は、「収支命令者等は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合）にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」としている。

岐阜県会計規則取扱要領第 141 条関係の第 1 項「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「(二) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工

又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定する。また、同第1項において、「(五) 緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき。」とされ、同第3項において、「第一項(五)に該当する場合としては、例えば、罹災者の救助を委託する場合であって、二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けていたのでは救助の時機を失するときがある。」と規定する。さらに、同第1項において、「(六) 競争入札に付することが不利と認められるとき。」「(七) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とされ、同4項において、「第一項(六)又は(七)に該当する場合としては、「(五) 分解しなければ見積り難い機器の修繕を発注するとき」と規定する。

随意契約事務処理要領では、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書の作成」の項目で、説明書を作成しなければならない契約として、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する契約」としている。また、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」及び「特定の者を選定した理由」(同項第5号)、「不利」又は「著しく有利な価格(同項第6号又は第7号)について、説明書に記載することとしている。

そして、随意契約事務処理要領では、「説明書は、県内部の説明資料にとどまらず、契約情報のインターネット公開における公開資料も兼ねることとなるため、県民の誤解や疑念を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」としている。

【監査の項目及び監査資料】

当該随意契約の契約書のほか、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書を確認した。具体的には、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明」、「選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明」を確認し、その説明が妥当かどうか、具体的な記載となっているかどうかを確認した。緊急随意契約や特定随意契約に重点を置いて、確認した。

(2) 学校用地の賃貸借契約及び使用貸借契約

【事務手続の概要】

一部の学校では、学校用地について、賃貸借契約及び使用貸借契約が締結されている。「岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則」第2条において、学校長は、「地方教育機関に係る事務で地方機関の長に令達された範囲内の歳出予算の執行及びこれに関連する行為に関すること」として、賃貸借契約の締結権限等を有する。他方、使用貸借については、歳出予算の執行及び関連する行為に該当しない。

したがって、賃貸借契約については、学校長名義で契約を締結し、使用貸借契約については、知事名義で契約を締結する。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「終始当命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」

【監査項目及び監査資料】

賃貸借契約書ないし使用貸借契約書を徴求し、契約書の存在及び、明渡の猶予期間など契約内容の妥当性について、確認した。

7 債権管理

(1) 授業料等

【事務手続の概要】

授業料を「公の施設に関する使用料」（地方自治法第 225 条）として、入学金を「特定のもののためにする手数料」（同法第 227 条）として、公債権と捉える。そのため、5 年の消滅時効期間が経過すると、時効の援用無く、消滅する（地方自治法第 236 条）。各学校において、事務局から、納期限までに支払がない場合、督促状を発送し、催告書を送付する。また、電話による催告のほか、教職員による家庭訪問等が行われる。

【規範】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第 3 では、「校長は、第 2 に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」を規定する。第 4 は、「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10 日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第 3 に規定する催告書を再度交付するものとする」と規定する。第 5 は、「校長は、第 4 に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」と規定する。第 6 は、「校長は、第 2 から第 5 までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」と規定する。

また、第 1 の④では、「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第 2 以下の手続を行うとともに、校内に別表 1 に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならない。」と規定する。

【監査項目及び監査資料】

督促状や催告書、分納誓約書、経過記録を確認して、授業料等徴収事務等の取扱要綱に従った手続が、なされているかを確認した。

(2) 徴収停止、訴訟提起

【事務手続の概要（規範）】

地方自治法施行令第171条の2では、「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。（中略）3 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。」と規定している。そして、「相当の期間」とは、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して普通地方公共団体の長が決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね一年を限度とすべきであろう」と解釈されている（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 1036頁）。

また、地方自治法施行令第171条の5では、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。（中略）2 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。3 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」と規定されている。

【監査項目及び監査資料】

時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過させると、財産の管理を違法に怠ったと評価される危険性がある。また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることにもなる。

そのため、督促状や催告書、分納誓約書、経過記録を確認して、地方自治法施行令に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止を行っているのかを確認した。

8 生産物の価格設定

(1) 高等学校

ア 市場価格、原価などの資料

【事務手続の概要】

市場価格や原価を考慮して、価格決定を行う。価格決定の決裁は、「価格決定調書」に基づいて行われる。

【監査項目及び監査資料】

地方自治法第 237 条 2 項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定する。したがって、生産物の価格設定が、「適切な価格」であることを示す史料があるかを確認する必要がある。

市場価値や原価の資料について、添付するなどして、価格決定の根拠を明確にしているか、「価格決定調書」及びその添付資料を確認した。

(2) 特別支援学校

ア 学校評議員会、学校運営協議会の意見

【事務手続の概要】

「特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項」(4 (2))において、「作業製品の販売価格等については、過去 3 年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、学校長が額を定める。」とされている。

すなわち、特別支援学校の生産物については、評議員会や学校運営協議会の意見を聞いて、価格設定をする。

【監査項目及び監査資料】

ホームページなどで、議事録を閲覧し、学校評議員会や学校運営協議会において、作業製品の販売価格等について意見を聞いているかを確認した。

イ 市場価格、原価などの資料

【事務手続の概要】

市場価格や原価を考慮して、価格決定を行う。価格決定の決裁は、「価格決定調書」に基づいて行われる。

【監査項目及び監査資料】

地方自治法第 237 条 2 項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定する。したがって、生産物の価格設定が、「適切な価格」であることを示す史料があるかを確認する必要がある。

市場価値や原価の資料について、添付するなどして、価格決定の根拠を明確にしているか、「価格決定調書」及びその添付資料を確認した。

9 合理的配慮

【監査項目及び監査資料】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第 7 条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）の第 2 項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢

及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されている。限られた教育予算の中、どのような工夫しているか、アンケートやヒアリングにより、確認をした。

10 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事務手続の概要（規範）】

①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務については、教育職員に対し時間外勤務を命ずる（岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項）。①～④に該当する場合、時間外勤務命令簿に記載して、申請することとなっている。

【監査項目及び監査資料】

時間外勤務命令簿を確認して、ヒアリングを実施し、時間外勤務命令及び時間外勤務命令簿の記載が適切になされているかを確認した。

(2) 安全衛生委員会

【事務手続の概要（規範）】

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程第11条と労働者安全衛生規則第23条第1項により、事業者（全学校）は安全衛生委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は安全衛生委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【監査項目及び監査資料】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成しているか、安全衛生委員会の議事録により、確認した。

(3) 衛生管理者

【事務手続の概要（規範）】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

また、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医

師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

岐阜県教育委員会では、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、衛生管理者として、毎週 1 回の学校巡視をするよう、各学校に指導している。

【監査項目及び監査資料】

衛生管理者（教頭等）が、毎週 1 回、学校を巡視しているか、記録を作成しているかについて、職場巡視チェックリストやアンケートの回答をもとに、ヒアリング等で、確認した。

（4）産業医

【事務手続の概要（規範）】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第 1 項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

岐阜県教育委員会では、教職第 497 号平成 29 年 9 月 8 日付副教育長通知などにより、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、産業医の学校巡視を実施するよう、各学校に指導している。

【監査項目及び監査資料】

産業医が、1 か月に 1 回以上、校内巡視をしているか、巡視記録により、確認した。

11 いじめ対策

【事務手続の概要（規範）】

いじめの事案がうかがわれる場合、学校において、事実関係の調査を行い、教育委員会事務局学校安全課へ報告する。いじめにより、30 日以上欠席となったり、自傷行為があったりした場合などには、「重大事態」として、岐阜県教育委員会の附属機関である「岐阜県いじめ防止等対策審議会」で、対応を議論する。また、各学校に設置されている「いじめ防止等対策委員会」においても、対応を議論する。

【規範】

いじめ防止対策推進法第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対

処)において、「重大事態」に対処するため、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされている。また、重大事態については、「1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。転出・退学事案については、「退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。」とされている(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省) 3～4頁)。また、相当の期間とは、30日間を目安とするとされている(「いじめの防止等のための基本的な方針」31～32頁(平成29年3月14日最終改定文部科学大臣決定)、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年8月22日改定 岐阜県) 16頁)。

調査の主体については、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断することとされている(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」6頁)。また、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識することとされている(同2頁)。

【監査項目及び監査資料】

いじめ防止対策委員会の議事録、「重大事態」の調査報告書、いじめ事案についての調査メモなどを確認し、ヒアリングを実施した。監査項目としては、①「重大事態」に該当するが、被害者生徒や保護者の意向から、「重大事態」として取り扱わなかったも事案があるかどうか、②転学事案や長期欠席事案など、「重大事態」がうかがわれる事案について、学校として事実関係を調査し、記録を整理できているかの2点である。いじめの対応を誤った場合、学校(岐阜県)に対する損害賠償リスクが高まることや、いじめ防止対策委員会など予算を伴ういじめ防止やいじめ対策の措置について、有効に機能しているかどうかを確認するため、財務監査として、調査をした。

第3 包括外部監査の対象範囲

1 財務監査

(1) はじめに

アンケートの作成において、包括外部監査の対象範囲について、包括外部監査を担当する行政管理課と、被監査部局である教育委員会事務局と、協議する機会があったので、包括外部監査の範囲について検討した。

(2) 包括外部監査の対象範囲としての財務監査

ア 「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第252条の37第1項）。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である（1489頁）。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手續、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706頁）とされている。

イ 「新基本法コンメンタール地方自治法」村上順ら3名編 490頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるため、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるとものとされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査と比べても、数字を前提にしさえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

(3) 「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 706頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の当否を予算執行の当否の視点から監査することは可能であると考ええる。

2 監査の着眼点

(1) 適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

(2) 3E監査

地方自治法第252条の37第2項は、「監査をするに当たっては、・・・法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされたかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とされている。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる3E監査も必要となる。

3 結論

以上述べた考え方のほか、平成27年度千葉県や平成29年度札幌市など各自治体において実施された公立学校に関する包括外部監査の監査状況などを踏ま

え、監査人は、①適法性の観点^を踏まえ、損害賠償リスクが高いと考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

そのため、物品管理、施設管理、債権管理、契約関係だけではなく、情報管理、私費会計、労務管理のほか、いじめ問題や障害者差別解消法の問題など弁護士が取り扱うことが多い問題に関する事務事業についても、①②の観点から、客観的な判断が可能と考えられる問題は、幅広く取り上げている。

他方、学校現場や教育委員会の事務事業に対する監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があることから、できる限り、学校や教育委員会事務局等の意見を聞いて、協議した。

第3章 県立高等学校

第3章の1 岐阜地区

第1 岐阜高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市大縄場3丁目1番地

(2) 生徒数（平成31年4月8日現在） (人)

	男	女	合計	定員
普通科	644	448	※1,092	1,080

※帰国生徒，原級留置数を含む。

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	養護助教諭	1	業務専門職	2	
教頭	2	2	講師	4	非常勤講師	4	
教諭	62	61			学校医等	7	
養護教諭	2	1					
実習助手	2	2					
事務職員	5	5					
計	74	72	計	5	計	13	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	401	0	401
平成30年度	353	0	353

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・陸上部
- ・軟式野球部：第65回東海高等学校総合体育大会出場
- ・自然科学部生物班：全国高校総合文化祭 文化連盟賞、第20回日本ストックホルム青少年水大賞 優秀賞 全国2位、国際学生科学技術フェア 動物化学部門 世界2位、第4回高校生国際シンポジウム 生物分野 最優秀賞、ポスター発表生物分野 最優秀賞、東海地区理科研究発表会 最優秀賞

- ・自然科学部化学（東海地区高校化学研究発表交流会 優秀賞、討論賞）
- ・書道部：全国高等学校書道パフォーマンス選手権大会書道パフォーマンス甲子園出場
- ・文芸部：全国高校文芸コンクール 小説部門 優秀賞
- ・吹奏楽部：東海吹奏楽コンクール 銀賞
- ・クイズ研究部：全国高校生金融経済クイズ選手権県大会 優勝
- ・図書部：県大会 優勝、全国高校ビブリオバトル全国大会参加
- ・自然科学部サイエンス班：科学の甲子園 実技競技 優勝、総合4位
- ・海外研究部：全日本高校模擬国連大会 審査員特別賞、世界大会参加等

（6）特色

昭和23年8月18日、岐阜県岐阜第一高等学校と岐阜県岐阜女子高等学校とが統合され、岐阜県立岐阜高等学校となった。前者は、明治6年認可された「岐阜町小学義校及び付設仮中学」に起源を持ち、後者は、明治33年に認可された「岐阜市立高等女学校」に起源を持つ。全日制普通科であり、平成30年4月入学生から単位制へと移行した。

百折不撓・自彊不息を校訓とし、世界で活躍する人材を育成するため、「グローバルリーダー育成事業」を行っている。

また、県から、理数科教育フラッグシップハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜高等学校は、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、林間学舎を所有する一般財団法人岐高会についても、その定款などの関係資料の確認をするなどして監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年5月16日及び同年10月3日、岐阜高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、答案持出簿等提出資料の書類監査を行った。同年11月19日に、（一財）岐高会が所有する林間学舎について現地視察し、同月27日、（一財）岐高会について、関係人調査により、ヒアリングや書類監査を実施した。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）答案持出簿

【事実関係】

答案持出簿に持出し及び返却の確認欄が設けられておらず、答案を持ち出す場合は、申請を受け、校長が許可をしているが（教頭が処理し、事後決裁）、返却の確認はしていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐阜高等学校】

情報の管理としては、校外に持ち出したものが校内に戻されたことを確認しなければ不十分である。校外に持ち出したものと校内に戻したものが一致することを点検する手続とし、その旨確認できる書式とすべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

P T A 会計で、防犯カメラが設置されており、録画データは、一定期間保管した後、自動的に消去される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜高等高校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）美術品の寄附手続

【事実関係】

平成 30 年 6 月 28 日、卒業生の親族から、絵画 3 点の寄附申込みがあり、学校長は、寄附を承諾している。

その際、美術教諭からの意見を聴取したが、その記録は残されておらず、評価

額、維持費用等の検討をしたか否かが不明である。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜高等学校】

経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、これを検証することができるよう、評価額の資料を添付し、維持費の見込額を記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

(2) 図書

平成 30 年度教育振興費決算書によると、図書費として、190 万 4860 円の支出がある。寄贈図書及び P T A が購入した図書につき、寄附採納手続をとっていない。後者は、P T A 所有のまま管理しているとのことである。

また、平成 31 年 1 月 18 日付決裁の図書館書籍の除籍・廃棄についての決裁書によれば、平成 30 年度、P T A 費購入資料 1226 冊、寄贈資料 30 冊が除籍処分となったが、決裁欄には P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜高等学校】

使用及び処分権が岐阜高等学校に移転しており、実質的には寄附である。図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

校舎内各室の鍵の使用簿には、「貸出日」、「貸出時刻」、「使用場所」、「借用者」、「返却時間」を記入する欄が設けられているところ、返却時間が記載されていない箇所が散見された。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐阜高等学校】

学校の施設及び設備を適切に管理するため、返却の記録がなされていない鍵の存否を確認するとともに、鍵の返却時には、使用簿への記載が正確になされているかを確認すべきである。

(2) 硬式野球部で使用する整備用自動車

【事実関係】

グラウンド整備用として、職員（硬式野球部顧問）所有の車両が、岐阜高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜高等学校】

当該車両の使用場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 10 回開催されている。しかし、議事録は、平成 31 年 2 月 21 日分しかない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 岐阜高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成保存すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、毎日、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視の結果を記録すべきである。

7 一般財団法人岐高会

(1) 概要

設立年月日	昭和 42 年 2 月 23 日
主たる事務所	岐阜市大縄場三丁目 1 番地岐阜県立岐阜高校学校内
目的等	林間学舎及び他所施設の整備拡充を図り、これら諸設備を提供することで、岐阜県内外の生徒の野外教育及び環境教育を推進するとともに福利厚生を増進し、もって教育の振興、発展に寄与すること
設立の経緯	生徒と教師が都塵を離れた広大な自然の中で起居を共にし、以って健全な心身を養い、円満な情操を培う人間形成を実現するための環境、期間、経費等の制約の少ない校外施設を所有し、かつこれを効率的に運用するため、任意団体である P T A が主体となり、本法人を設立することとなった。
評議員会	P T A 会長（経験者） 2 名、校長経験者 1 名

(3名)		
理事会(14名)	理事長(1名)	P T A会長経験者
	常務理事(2名)	校長、P T A会長経験者
	理事(10名)	P T A役員(経験者)
監事(2名)	P T A会計監査委員	
庶務(3名)	教頭2名、高校教諭1名	
会計(2名)	高校事務部長1名、事務長補佐1名	

(2) 林間学舎「友学館」

P T Aからの寄附を財源として、昭和43年7月13日、林間学舎が建設された

(「友学館」の名称は、平成18年度岐高会理事会において、応募の中から決定した。)

(土地)

所在地 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾293

地積 4,749.68 m²

(建物)

宿舎棟 鉄筋コンクリート造4階建 624.52 m²

玄関ホール 鉄筋コンクリート造平屋建 37.80 m²

食堂棟 鉄筋コンクリート造一部地階 268.58 m²

在学生の学舎活動で利用する他、①県内の公共機関、教育機関、各種公益団体、②岐阜高等学校の職員、在学生、卒業生、学校職員OBなどが利用者の中にある団体も利用可能となっている。

利用料は、小学4年生以上 一人1泊500円、日帰り使用一人1日200円である。



林間学舎「友學館」

【事実関係】

林間学舎につき、固定資産税が課税されており、これを納めているが、不動産登記がなされていない。

【規範】

不動産登記法によれば、新築した建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない（第47条）、その義務がある者がその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処する（第164条）、とされている（新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の適用前に生じた事項にも適用するとされている（附則第2条））。

【意見 岐阜高等学校】

表題登記の申請が義務付けられている趣旨は、権利の客体である不動産の現況を適正かつ迅速に公示することにより、取引の安全と円滑を図り、ひいては登記制度に対する国民の信頼維持することにある。

また、登記により、権利関係を明らかにすることは、権利関係に関する紛争を未然に防ぐことに資する。

岐高会は、岐阜高等学校とは別法人ではあるが、役員の多くは同校のPTA役員及び役員経験者であり、同校は、岐高会の主たる事務所の所在地となっているほか、庶務や会計として人員を提供するなど、密接な関係を有している。

岐阜高等学校は、岐高会の常務理事である校長を通じて、所有権保存登記をすよう求めるのが望ましい。

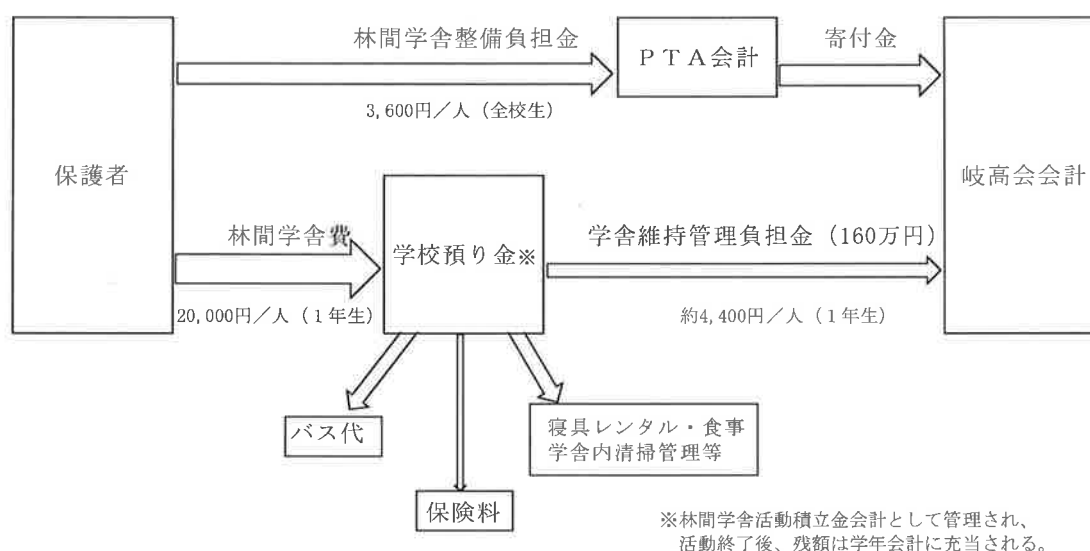
(3) 林間学舎「友學館」の利用状況

【事実関係】

岐阜高等学校では、毎年、7月下旬から8月初旬にかけて、1年生の宿泊研修に、林間学舎「友學館」を利用している。

費用は、林間学舎費（学校預り金）として保護者から徴収し、岐高会に対する施設を利用するための負担金としての学舎維持管理負担金（160万円）、バス代、保険料、寝具レンタル・食事代に充当し、残額は、学年諸費に充当管理し、卒業時、清算している。このほか、PTA費として、全学年の生徒から、林間学舎整備負担金（3,600円／年）を徴収し、岐高会に、同額を寄附している。

岐高会の正味財産増減計算書では、学舎維持管理負担金の科目は、「PTA負担金」となっている。



【事実関係】

岐阜高等学校は、学校預り金契約審査会の審査を経て、高山市内の有限会社Aとの間で、委託費135万5000円で、一者随意契約として、平成30年度林間学舎活動管理委託契約を締結した。

【規範】

岐阜高校学校預り金事務取扱要領によれば、随意契約を締結しようとする場合は、公費の取扱いに準じ、原則として二人以上の者から見積書を徴するものとする、とされている（第8条第1項）。

【意見 岐阜高等学校】

一者随意契約とした理由は、近隣に、約360名が利用する施設の清掃・食事を提供する業者がないから、とのことである。

しかしながら、林間学舎「友學館」と有限会社Aとは、50km以上の距離があ

り、自動車で移動したとしても、1時間程度を要することからも、「近隣」といえるかは疑問である。

学校預り金の適正な執行を確保するため、他者の見積りも取り、比較検討することが望ましい。

【事実関係】

岐阜高等学校と岐高会との間には、林間学舎の利用について、何ら契約を締結していない。

【意見 岐阜高等学校】

前述のように、預り金会計から、岐高会に対して、学舎維持管理負担金として、継続的に、年額 160 万円が支払われているが、林間学舎利用料との関係が明らかとはなっていない。また、林間学舎活動は学校行事であるが、建物内の事故が発生した際、その責任負担の取決めがなされていない。万一、事故が起こってしまった場合、預り金から保険料を支出した旅行保険で対処するとのことであるが、保険で填補できない損害が発生する事態も想定され、紛争となる恐れがある。

継続的に学舎維持管理負担金を支払う根拠、事故が発生してしまった際の責任などを明確にすることも含め、岐高会との契約を締結することが望ましい。

第2 岐阜北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市則武清水 1841-11

(2) 生徒数(平成 31 年 4 月 8 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	519	559	1,078	1,080

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	学校医	6	
教頭	2	2			薬剤師	1	
教諭等		63			非常勤講師	8	
養護教諭	2	2			業務専門職	2	
実習助手	2	1					
事務職員	4	4					
司書	1	1					

学校用務員	0	0					
計		72	計	6	計	17	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	354	0	354
平成 30 年度	358	0	358

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・自然科学部：缶サット甲子園 2018 全国大会 (ベストプレゼンテーション賞)
- ・陸上競技部：東海高等学校総合体育大会 男子 1500m・5000m、女子走り高跳び、4×400mリレー出場
- ・水泳部：東海高等学校総合体育大会 (男子 100m・200m平泳ぎ-400mメドレーリレー出場-女子 100m・200mバタフライ-200m個人リレー-400m・800m自由形-400m・800mフリーリレー-400mメドレーリレー出場)
- ・吹奏楽部：全日本アンサンブルコンテスト東海大会 サクソフォン六重奏 銅賞、打楽器五重奏 銀賞等

(6) 特色

昭和 16 年 5 月 12 日開校した岐阜市立中学校を起源とする岐阜市立高等学校が、昭和 23 年 9 月 1 日、岐阜市立女子高等学校及び岐阜市立農業高等学校と統合した。昭和 26 年 4 月 1 日、農業科は岐阜県立岐阜農業高等学校に移った後、昭和 31 年 4 月 1 日、岐阜県立岐阜北高等学校となった。

「変わらぬ色の三つ柏 若き生命 高き志操 ペンの象る英知をもちて」を校訓とする全日制普通科の高等学校である。

また、県から、地域共創フラッグシップハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

P T A から、空調設備一式の寄附を受けことから、決裁書など寄附採納手続に関する書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 10 日及び 10 月 15 日、岐阜北高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

同窓会費で、防犯カメラが設置されており、データはハードディスクに保存され、一定期間保管後、上書きにより消去される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜北高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）椅子の寄附手続

【事実関係】

平成27年4月7日、同窓会から、椅子の寄附申込みがあり、学校長は、寄附を承諾している。

その際、維持費用の検討をしたうえでの寄附の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜北高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（2）薬品

【事実関係①】

理科薬品の管理記録簿として、「薬品（毒・劇物）受払簿」、「薬品使用簿」が作成されており、年2回、「薬品（毒・劇物）管理簿」のチェックが行われている。

【規範】

理科薬品の保管管理規程（内規）では、「薬品記録簿」「薬品管理簿 無機」「薬

品管理簿 有機」「毒・劇物薬品台帳」の記録簿を置くことになっており、「薬品記録簿」には、薬品全体の一覧と在庫数量記載すること、各薬品管理簿には、薬品名、数量、購入年月日、使用年月日、使用目的、現有量を適切に記入すること、年2回、薬品の在庫点検を行い、「毒・劇物薬品管理簿」を校長等に提示することとなっていた。また、管理責任者である理科主任（平成31年4月1日からは化学主任）は、規程に基づき管理の適正に務める、とされている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

規程と管理記録簿の名称が不一致であると、混乱を招く虞があるため、規程に沿った管理記録簿を整備すべきである

なお、上記指摘を受け、規程の「毒・劇物薬品台帳」については、「毒・劇物薬品管理簿」に訂正したので、改善報告とする。

【事実関係②】

「薬品使用簿」には、日付、使用者、薬品名、残量（g：ml）、使用目的、備考欄が設けられているが、実験準備の担当者が1人に固定されていることから、使用者欄への記載がない。

【規範】

上記規程では、管理責任者である理科主任（平成31年4月1日からは化学主任）は、規程に基づき管理の適正に務める、とされている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

責任の所在を明らかにし、管理責任者が適正に薬品の管理を行うため、使用者を明記すべきである。

上記指摘を受け、使用者を明記する運用に変更したので、改善報告とする。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計決算によると、図書費として、48万6463円の支出があるが、寄附採納手続をとっていない。また、平成30年度、PTA費で購入した図書294冊、寄贈図書1冊を除籍処理し、廃棄したが、PTAの同意は取っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜北高等学校】

P T Aなどからの図書等の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、平成 30 年度以前に P T A 費で購入した図書についても、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

(1) P T A 所有の物置

【事実関係】

P T A 所有の物置が設置されており、野球部の道具を入れている。当該物置については、P T A の物品台帳に記載しているが、行政財産の目的外使用許可あるいは使用貸借契約の締結はしていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜北高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

P T A の執行委員会の後、学校預り金運営委員会は開催されているが、議事録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

後日、疑義を生じさせないため、議事録を作成し、予算及び決算に関する議事が運営委員会に諮られたことを記録すべきである。

上記指摘を受け、令和元年度第 1 回学校預り金運営委員会の議事録を作成したので、改善報告とする。

7 債権・契約

(1) 物品購入の一者随意契約

【事実関係】

生徒用机天板修繕及び生徒用椅子購入をすることとし（予定価格 57 万 2400 円）、一者随意契約により、予定価格で業者に発注した。一者随意契約の理由は、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に当たるというものであり、その説明として、「・・・このまま、毎日使用している生徒がケガをしたり、授業等に支障をきたす恐れがあり、春季長期休暇中に早急に修繕及び購入を行う必要がある。」と記載されていた。ヒアリングによれば、机等の買替えの必要性は認識していたが、予算から必要な消耗品から順次購入するため、残額が分からず、年度末となる、とのことであった。

【規範】

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項（随意契約）では、「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、第 5 号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。

岐阜県会計規則第 141 条（見積書の徴取）は、「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」と定める。また、「随意契約事務処理要領」によれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく緊急随意契約を行う場合は、随意契約理由書内の「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明する」との記載がある。

【指摘 岐阜北高等学校】

緊急性のため、随意契約とする場合であっても（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号）、二人以上の者から見積書を提出させるべきである。見積合せをしていたのでは時機を失するのであれば、その理由を具体的に記載すべきである。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、安全衛生委員会として会議形式で開催し、議事録を作成しているのは年 1 回であるが、企画委員会や保健厚生に関する職員研修と兼ねるなどしているとのことであった。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして

労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐阜北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医に対して、出退勤の報告を出すなど、頻繁に連絡を取っているほか、産業医は、年に4回、校内巡視を行っている、とのことである。しかし、巡視の記録を作成したのは、2回であった。

【規範①】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

【指摘① 岐阜北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 岐阜北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

校舎等管理規程の施行細則中、金庫に保管する重要書類を特定する条文を、同規定の第6条とすべきところ、第7条としていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

同規定は、3回改正されていることから、改正時に条文の誤記が生じたものと推測される。上記誤記を訂正するとともに、内規を改正する際には、他の規程との整合性を確認すべきである。

上記指摘を受け、規程を改正したため、改善報告とする。

第3 長良高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市長良西後町 1716 番地 1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	559	528	1,091	1,080

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	7	講師	14	
教頭	2	2			学校医	4	
教諭	55	49			学校歯科医	2	
養護教諭	2	2			学校薬剤師	1	
実習助手	2	1			業務専門職	2	
事務職員	5	5					
計	67	60	計	7	計	23	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	396	3	399
平成 30 年度	381	3	384

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・水泳部 全国JOCジュニアオリンピックカップ出場、全国高校総体出場、東海高校総体出場
- ・空手部 全国高校総体出場、東海高校総体出場

- ・陸上競技部 東海高校総体出場
- ・書道部 全国高校総合文化祭参加
- ・演劇部 中部日本高等学校演劇大会 1 位
- ・コーラス部 NHK全国学校音楽コンクール東海北陸ブロック大会出場

(6) 特色

始まりは、昭和 23 年に岐阜市立商業高等学校と岐阜市立女子商業高等学校が統合されて岐阜市立商業高等学校である。昭和 24 年に岐阜市立長良高等学校と校名を改め、普通科と商業科の課程を置いた。昭和 28 年 4 月からは普通科だけの高等学校となり、昭和 31 年 4 月に県立に移管した。令和元年度から、地域共創フラッグシップハイスクール指定校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備の権利関係、学校施設の使用に係る手続及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 10 月 21 日及び令和 2 年 1 月 17 日に、管理職のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) P T A 購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、P T A が購入した備品も存在する。学校は、P T A との間で、平成 11 年 4 月 1 日付で、P T A 備品出納簿に記載する物品についての使用貸借契約書を作成し、その後に購入された備品については、異動通知書により契約したものとみなすとしている。

これらの備品について、学校の物品一覧表に記載されておらず、現物実査の対象にもなっていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 は、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）とされている。

【指摘 長良高等学校（改善報告）】

P T A から借り入れて使用する備品についても、出納を行い、物品一覧表及び

物品出納一覧表に記載すべきである。

令和元年11月、一覧表が作成されたため、改善報告とする。

(2) P T A購入図書

【事実関係】

図書室には、P T Aが購入した図書がある。

学校は、P T Aの所有で学校の所有ではないという認識であり、寄附手続はなされていない。しかし、使用貸借契約書は作成されておらず、その他に返還合意の存在を示すものはない。また、P T Aが購入した図書を廃棄する際にP T Aの承認を得ていない。承認を得ていない理由は、消耗品だからというのが学校の見解であった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 長良高等学校】

仮に消耗品であっても、所有者の承諾なく廃棄することはできない。使用貸借契約書は作成されていないこと、廃棄の際に承認を得ていないこと、ほとんどの学校に図書を借り入れているという認識がないことから、P T Aが購入した図書を受け入れた際において、返還合意がなされていたとは到底いえず、実体としては、学校が寄附を受けたものというべきである。岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) 遊休物品

【事実関係】

視聴覚室に、オーバーヘッドプロジェクター、ビデオデッキなど、故障していないが使用されていない物品が存在するが、不用決定はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第99条第1項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 長良高等学校（改善報告）】

故障はしていないが使用されていない物品は、管理換えによって有効な活用

を図り、それができないものは、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

令和元年12月に不用決定を行い、令和2年1月に廃棄したため、改善報告とする。

4 施設

(1) テニスコートの夜間照明

【事実関係】

テニスコートに夜間照明が設置されている。この夜間照明は、部活動後援会会計で設置されたものであり、テニス部のみによって使用されている。

部活動後援会と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、テニスコートの夜間照明設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 防球ネット等の投光器

【事実関係】

グラウンドに設置されている既存の防球ネット等の支柱に、夜間照明として投光器が取り付けられている。この投光器は、部活動後援会が購入したものあり、グラウンドを使用する部活動のために使用されている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、投光器が取り付けられている防球ネット等の支柱について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に野球部が使用する物置が設置されている。この物置は、部活動後援会が購入したものであり、野球部のために使用されている。

部活動後援会と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、グラウンド上の物置の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4) マイクロバスの駐車

【事実関係】

学校の敷地内に 3 台のマイクロバスが駐車されている。野球部保護会がリースしているもの、男子バレー部保護会がリースしているもの、女子バレー部顧問の親戚所有のものである。このバスは、野球部、男子バレー部、女子バレー部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、それぞれの部の保護会又は所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会は開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

学校は、学校預り金事務取扱要領を設け、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得なければならないと定めている（第14条）。

【指摘 長良高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

6 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート回答等によると、安全衛生委員会を開催したのは年に2回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 長良高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成保存すべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は「毎日」とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 長良高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

第4 岐山高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市長良小山田 2587 番地 1

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	469	367	836	840
理数科	162	78	240	240
計	631	445	1,076	1,080

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	5	業務専門職	2	
教頭	2	2			非常勤講師	8	
教諭	58	54			学校医	4	
養護教諭	2	2			学校歯科医	2	
実習助手	3	3			学校薬剤師	1	
事務職員	4	4					
司書	1	1					
計	71	67	計	5	計	17	0

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	356	0	356
平成 30 年度	357	2	359

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・生徒会：ボランティア活動 長良川清掃活動 災害義援金の募金活動等
- ・陸上競技部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子 800m 4 位 女子 100m ハードル 6 位 女子 4×400m リレー 6 位／東海高等学校総合体育大会出場
- ・体操部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子団体優勝、女子団体 2 位／東海高等学校総合体育大会 男子団体 7 位 女子 8 位／全国高等学校総合体育大会 男子団体 女子個人 出場
- ・生物部：日本生物学オリンピック 2018 予選 優良賞／高校生バイオサミット in 鶴岡 審査員特別賞
- ・科学部：岐阜県児童生徒科学作品展 優秀賞

- ・地学・物理部：岐阜県自然科学系部活動研究発表交流会 優秀賞
 - ・写真部：岐阜県青少年美術展 優秀賞／岐阜県高等学校写真コンテスト 優秀賞
 - ・郷土研究部：岐阜県高等学校総合文化祭 ポスターセッション 優秀賞
 - ・放送部：全国高等学校放送コンテスト アナウンス部門 出場
 - ・水泳：岐阜県高等学校総合体育大会 男子 200m平泳ぎ 6位 男子 100m平泳ぎ 6位 女子 50m自由形 7位 女子 100m背泳ぎ 4位／東海高等学校総合体育大会 上記4名出場
 - ・ラグビー：岐阜県高等学校総合体育大会 合同Bチーム 3位
- 等

(6) 特色

昭和 33 年、理工系を重視する高等学校として開校され、昭和 44 年には、岐阜県初の理数科を設置した。文部科学省から、平成 15 年（3 年間）及び平成 18 年（5 年間）に、スーパーサイエンスハイスクールの指定を、県からは、理数教育フラッグシップハイスクールの指定を受けている。全日制で、普通科と理数科がある。

「躍進岐山」を合言葉に掲げ、生徒が思考力・判断力・表現力を伸ばし、問題発見力、課題解決力を養うための「探究の時間」を設けている。

2 監査の重点及び監査手続

「探究の時間」を設けるなど、独自の工夫をしていることから、時間外勤務命令簿など、労務管理に関する書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日、岐山高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

USBメモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが見られた。また、取扱管理者により、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、印漏れが散見された。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモ

り及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 岐山高等学校】

使用区分が、「庁内使用」、「庁外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要なことから設けたと考えられる。取扱管理者は、使用全件につき、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

（2）答案持出簿

【事実関係①】

答案の持出簿には、持出期間の欄が設けられているが、実際の返却日を記録する欄は設けられていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5 適正管理（条例第9条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

長期間、答案が持ち出されていないか、など確認し、答案を適正に管理するため、答案の持出簿を県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリストに沿った様式にすべきである。

上記指摘を受け、答案持出簿の様式を変更したので、改善報告とする。

【事実関係②】

答案持出簿の30年度末度の最終頁につき、持ち出しの申請がなされていないのに、その頁の全ての持出許可・返却確認欄にそれぞれ教頭の確認印が押してあった。

【指摘 岐山高等学校】

答案の持出申請前に予め、申請許可欄及び返却確認欄に確認印が押されている場合、たとえ、申請の許可がなかったとしても持ち出すことができるし返却されなかったとしても、形式上、返却が確認されたことになり、答案の適切な管理ができていないことになる。

答案の管理責任者は、持ち出す答案用紙等の種類、使用目的、持出期間を考慮し、持出の可否を判断し、確認印を押すべきであるし、答案の返却を確認のうえ、確認印をおすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

理科薬品の管理記録簿として、「毒・劇物 薬品簿（個表）」が作成されており、これを確認したところ、使用後の質量は記入されていたが、使用前質量、使用量が記入されていない箇所が散見された。

【規範】

岐山高等学校の「理科薬品の保管管理規定」には、「5. 管理記録簿の整備」として、（1）「薬品受払簿」「薬品保管簿」「薬品保管簿（毒・劇物）」の記録簿を置く。（2）「薬品受払簿」には受払を記載する。（3）「薬品保管簿」には薬品全体の一覧と在庫数量を記載する。（4）「薬品保管簿」には毒・劇物の薬品名・数量・購入年月日・使用年月日・使用量・使用目的・使用者・及び残量を適切に記入する。

【指摘 岐山高等学校】

適切に管理するため、使用量を計測の上、記録すべきである。

【指摘 岐山高等学校】

規程と管理記録簿の名称が不一致であると、混乱を招く虞があるため、規程に沿った名称の管理記録簿を整備すべきである

（2）図書

【事実関係】

平成30年度PTA特別会計歳入歳出決算書によると、図書費として、87万3484円の支出があるが、寄附採納手続をとっていない。また、平成30年度、PTA費で購入した図書229冊を除籍処理し、廃棄したが、PTAの同意はとっていない。

本年度から、PTA費で購入した図書については、寄附採納手続をとっている

とのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

P T A などからの図書に寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、平成 30 年度以前に P T A 費で購入した図書についても、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

上記指摘を受け、平成 30 年度以前に P T A 費で購入した図書について、寄附採納手続をしたため、改善報告とする。

5 施設

（1）野球部が使用するピッチングマシン及び物置 2 棟

【事実関係】

事務室の右手には、野球部が使用しているピッチングマシンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、所有者が不明であり、行政財産の目的外使用許可はとっていない。後日確認したところ、グラウンド西側の物置は野球部保護者が設置したもの、グラウンド南側の物置は P T A 備品、ピッチングマシンは部活動育成会備品とのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐山高等学校】

ピッチングマシン及び物置の設置場所について、それぞれ所有者に対し、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催していない。

【規範】

「岐阜県立岐山高等学校学校預り金事務取扱要領」の第6条（予算及び会計年度）の第1項において、「校長は、毎会計年度開始前に、学校徴収金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第14条において、校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

学校預り金運営委員会を開催し、事業計画（案）及び予算（案）、決算（案）の承認を得るべきである。

上記指摘を受け、令和2年2月12日、学校預り金運営委員会を開催し、事業計画（案の承認を得たので改善報告とする。

7 職員の管理

（1）時間外勤務

【事実関係】

管理棟玄関及び事務室の鍵・セキュリティキーにつき、土日など緊急時に備え、生徒指導のため、常時、担当の教員が保有するなどし、待機している。

【規範】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条によれば、原則として、教育職員については、時間外勤務を命じないものとされており、その例外を規定する「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務等に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、教育職員に対し時間外勤務を命ずることができる」とされている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

担当の教員は、生徒指導のため、いつでも対応できるよう、常時待機していることになる。一般的に、生徒指導における時間外勤務は、時間外勤務を命ずることはできない。しかしながら、子どもの人命に関わる場合や緊急を要する生徒指導の場合等は、「非常災害等やむを得ない場合に必要業務」に含まれる。子どもの人命に関わる場合や緊急を要する生徒指導に備えての待機は、時間外勤務命令をすべきである。

上記指摘を受け、生徒指導の緊急対応用に常時保有させていた玄関等の鍵については、非常災害等の緊急時のみに貸し出し、同時に時間外勤務命令をすることとしたので、改善報告とする。

（2）安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、安全衛生委員会を年 12 回開催しているとのことであるが、議事録は、平成 31 年 2 月 20 日開催のものしか残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

安全衛生委員会開催毎に議事録を作成し、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、職員室の掲示板に掲示するなどして、職員に周知すべきである。

上記指摘を受け、安全衛生委員会開催毎に議事録を作成する運用に改め、令和 2 年 1 月 31 日、委員会開催毎に議事録を作成したので、改善報告とする。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 6 回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

上記指摘を受け、産業医による学校巡査の記録を作成する運用に改め、令和 2 年 1 月 31 日、学校巡視の記録を作成したため、改善報告とする。

第 5 加納高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県岐阜市加納南陽町 3 丁目 17 番地

(2) 生徒数（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
--	---	---	----	----

普通科	470	485	955	960
音楽科	15	71	86	120
美術科	14	106	120	120
計	499	662	1161	1200

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	2	非常勤講師	47	
教頭	2	2			学校医	4	
教諭	64	65			学校歯科医	2	
養護教諭	2	2			薬剤師	1	
実習教諭・ 実習助手	2	2			学校業務専門職	2	
事務職員	4	5					
司書	1	1					
計	76	78	計	2	計	56	0

(4) 進路状況 (令和元年9月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	386	1	387
平成30年度	383	5	388

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・陸上競技部 全国大会出場
- ・水泳部 全国大会出場
- ・空手道部 全国大会出場
- ・バトミントン部 東海大会出場
- ・放送部 全国大会出場
- ・地域研究部 全国大会出場

(6) 特色

全日制であり、普通科320名、音楽科40名、美術科40名の入学定員である。音楽科、美術科を設置する県内唯一の公立高校である。

平成30年度には「進学指導重点校」、平成31年度には「地域共創フラグシップハイスクール(FRH)」の指定を岐阜県教育委員会から受けている。

2 監査の重点及び監査手続

加納高等学校は、普通科、音楽科、美術科を併設する高等学校であり、高等学校一般に論点となりうる課題に加えて、音楽科、美術科に特有の課題（楽器、美術モチーフの調達など）がないかどうかという点に着目し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月11日及び同年10月8日、加納高等学校の管理職（校長、教頭、事務部長、係長）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、PTAの備品台帳等の提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿（平成30年度）」によれば、USBメモリについて、平成30年7月3日から平成31年3月31日に渡り、貸し出したままとなっている例があった。これは、PTA職員とのデータの受け渡しのためにUSBを毎日使用する必要があり、事務部長が管理し、使用していたとのことである。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 加納高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も貸し出しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。外部記録媒体の使用期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

校内には、PTAが所有する防犯カメラが設置されている。当該カメラについては、県がPTAから借り受けている。

平成30年度、校内で盗難事件があったことから、警察の依頼により映像を提出したが、その際決裁手続をとっていない。また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範①】

岐阜県立加納高等学校個人情報保護方針（プライバシーポリシー）では、個人情報の第三者への提供について、法令の定める場合を除き、関係する個人の同意

を得ることなく、事前・事後・事別にかかわらず、個人情報を第三者へ開示・提供することをしない旨定められている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 加納高等学校】

本件については、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法197条2項）に基づいて、岐阜県警に提供しているわけではない。したがって、「法令の定めがある場合」にあたるかは不明である。決裁をしなければ、どうして、上記要件に該当したのか検証することができない。決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【規範②】

防犯カメラにより人の顔を撮影録画することは、個人情報の収集にあたる。

個人情報の収集にあたっては、利用目的の明確化、目的達成のための必要な範囲内といった制約があり、収集した個人情報についても、適正な管理、利用や提供の制限などの制約がある（岐阜県個人情報保護条例）。

【意見 加納高等学校（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

なお、この点については、学校において防犯カメラの運用規程を作成し、令和2年1月14日から施行しているため、改善報告とする

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）卒業制作

【事実関係】

卒業生が作成した卒業制作のうち、優秀作品をPTAが買い上げ、学校に展示している。

ヒアリングによれば、PTAから県が借り受けて展示しているという認識とのことだが、県の台帳には、借入物品として当該作品は掲載されておらず、またPTAと県の使用貸借契約書もない。

【規範】

岐阜県会計規則86条の2によれば、収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れする物品の内容を明らかにした書類により借入れ手続を執らなければならないとされている。

また、同規則88条の2では、収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならないとされている。

【指摘 加納高等学校】

P T Aから借りているのであれば、借入物品として台帳に掲載するとともに、使用貸借契約書を作成すべきである。

なお、この点については、往査後 P T A 役員と相談し、寄附を受けることになったとのことである。

(2) 使用貸借契約書の保存

【事実関係】

令和元年受験の定期監査資料によれば、平成 14 年度に借り入れた借入物品として、「機械器具 教養機器」があがっている。これは、音楽科で使用する楽器（チェンバロ）を、岐阜県立加納高等学校同窓会から借りているものである。ヒアリングにおいて、当該借入れの契約書を確認しようとしたところ、既に保存期間を経過したため、廃棄したとのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 42 条では、「完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例による。」とされ、岐阜県公文書規程第 68 条第 1 項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第 4 項では「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（*以下略）」と定められている。

また、同規程第 68 条第 5 項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第 35 条第 4 項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第 73 条第 1 項では、「主務課長（注：学校においては、それぞれの事務を分掌する責任者）は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者（注：学校においては、教頭及び事務部長又は事務長）に協議しなければならない。」とされ、同条第 2 項では「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。（*以下略）」と定められている。

【指摘 加納高等学校】

使用貸借契約の契約期間中は「事案の処理が完結した」とはいえない。

上記楽器については、現在も使用貸借契約が継続しているのであるから、公文書規程における保存期間は進行していない。よって、使用貸借契約書の保存期間

は経過していない。

契約書類の保存期間については、契約の存続期間が終了した時点から起算されるものとして扱うべきである。

なお、上記楽器については、往査後、同窓会役員と相談し、寄附を受けることになったとのことである。

(3) 図書

【事実関係】

P T Aが購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。ヒアリングによれば、P T Aの所有物を借りていると認識しているとのことであったが、貸借の契約書は存在しない。また、平成 30 年度の図書除籍（廃棄）に関する決裁書類を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書選定委員、主任、図書部、教頭、事務部長、校長の押印欄があるが、P T A会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 加納高等学校】

使用貸借契約書は作成されていないこと、廃棄の際に承認を得ていないこと、ほとんどの学校に図書を借り入れているという認識がないことから、P T Aが購入した図書を受け入れた際において、返還合意がなされていたとは到底いえず、実体としては、学校が寄附を受けたものというべきである。岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続きをとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の倉庫

【事実関係】

グラウンド上に、部活動後援会費で購入した野球部の倉庫及びピッチングマシーンが存在するが、これらの設置場所について、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

野球部の倉庫及びピッチングマシンの設置場所について、目的外使用許可の取扱いをすべきである。

なお、上記倉庫等は、いずれも往査後に部活動後援会（PTA）から県に寄付された。

（２）野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立加納高等学校硬式野球部保護者会」と車体に明記された野球部保護者会のマイクロバスが、加納高等学校の敷地内に駐車されている。しかし、マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、駐車場所について目的外使用許可の手続きはとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続き」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（３）洗濯機

【事実関係】

学校内に洗濯機が6台あり、うち3台はPTAで購入したものであるが、当該PTA所有の洗濯機について、使用貸借契約等の契約は締結されておらず、また、設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続きはとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続き」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

PTA所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続きをとるべきである。

6 私費会計

（１）学校預り金に関する情報開示

【事実関係】

加納高等学校のホームページにおいては、PTA会計の予算書・決算書が掲載されているが、学校預り金については掲載されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインによれば、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要があるとされている。

【指摘 加納高等学校】

学校預り金についても、予算書・決算書を掲載し情報開示すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加納高等学校（改善報告）】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

なお、この点については往査後の令和2年1月から記録作成を開始しているため、改善報告とする。

8 学校内規

(1) 薬品管理規程

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程（「学校における毒物及び劇物の保管管理について」）は、職員必携に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 加納高等学校】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校における毒物及び劇物の保管管理について」を職員必携に掲載すべきである。

第 6 羽島北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県岐阜市柳津町北塚 3 丁目 110 番

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
普通科	378	450	828	840

(3) 組織及び構成（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	5	非常勤講師	5	
教頭	1	1	再任用パートタイム	1	学校医	6	
教諭	45	41			学校薬剤師	1	
養護教諭	2	2			業務専門職	2	
実習助手	1	1					
事務職員	4	4					
司書	1	1					
計	55	51	計	6	計	14	1

*雇員：教員業務アシスタント（第 3 種）

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	304	7	311

平成 30 年度	308	4	312
----------	-----	---	-----

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・フェンシング部 岐阜県高等学校総合体育大会 女子団体優勝 等
- ・水泳部 第 66 回岐阜県高等学校総合体育大会水泳競技大会 女子 200m 自由形 6 位（東海大会出場）等
- ・吹奏楽部 第 16 回ジュニア打楽器アンサンブルコンクール全国大会 打楽器八重奏 優秀賞 等
- ・放送部 岐阜県高等学校放送コンテスト アナウンス部門 2 位（全国大会出場） 等
- ・書道部 県青少年美術展 青年部書道部門 入選 4 名 等
- ・写真部 平成 30 年岐阜県青少年美術展 青年部写真部門 優秀賞、入選 9 名
- ・囲碁将棋部 第 42 回全国高校囲碁選手権岐阜県大会 男子団体 3 位 等

(6) 特色

平成 31 年 4 月 1 日より単位制普通科に学科改編された。

国際交流に力を入れており、隔年でオーストラリア研修を行ったり、国際交流プログラムとして、地元の外国人留学生を学校に招いて交流したり、異文化理解をテーマに授業を行うなどの取り組みを行っている。

2 監査の重点及び監査手続

羽島北高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。特に、防犯カメラのデータ提供、施設管理、学校預り金運営委員会、職員の管理に注目した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 10 日、羽島北高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、教務主任等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

平成 30 年度に校内で盗難事件があり、警察の依頼により、防犯カメラの映像を警察に提供したが、決裁手続をとっていない。

学校によれば、学校の窓ガラスが割れ、校内の物品が盗難にあったため、緊急の措置を要すると判断して岐阜県警に提供したとのことである。

また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程

はない。

【規範】

岐阜県立羽島北高等学校個人情報の保護に関する規程第8条では、「本校が保有する個人情報は、それぞれの業務場所でのみ利用することとし、前条の規定により特定された目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。(1) 本人の同意があるとき(2) 生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき(3) 法令の定めるところにより、行政機関等から依頼があったとき(4) 成績処理や大学院等入試統計等、校長が正当な理由があると認めたとき」と規定している。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

学校によれば、本件については、「生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき」に該当すると判断したため、岐阜県警に提供(目的外利用ないし第三者提供)したとのことであるが、決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【意見 羽島北高等学校(改善報告)】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

この点につき、学校では、令和2年3月1日を施行日とする「岐阜県立羽島北高等学校防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」を制定したことから、改善報告とする。

4 物品(備品、消耗品及び動物)

(1) 図書

【事実関係】

平成30年度教育振興費会計決算書によると、図書館充実費の費目において、「図書館用書籍」として、59万6596円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていなかった。また、平成31年2月28日付「図書の廃棄について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、部長、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

図書室を視察した際に確認したところ、PTA以外からの寄贈図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾

否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 羽島北高等学校（改善報告）】

P T A などからの図書（図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和元年 5 月 20 日付け決裁書類「学校用図書の寄附申込みの受理について（伺い）」によれば、令和元年度においては、P T A からの図書の寄附申込みに対して、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続がとられていることから、改善報告とする。

5 施設

（1）進路指導振興会

【事実関係】

校長、教頭、教諭及び事務長が職務専念義務の免除を受けて校内で岐阜県立羽島北高等学校進路指導振興会の事務に従事している点について、目的外使用許可をとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 羽島北高等学校（改善報告）】

岐阜県立羽島北高等学校進路指導振興会に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

この点につき、令和元年 12 月 27 日付けで目的外使用許可をしたため、改善報告とする。

（2）各部屋の鍵

【事実関係】

鍵貸出簿を設けているが、持出時間または返却時間が未記入であったり、その両方が未記入となっている箇所が多数みられた。貸出簿を確認した範囲では、職員氏名欄に特定の職員の氏名が記入されている部分について、全て持出時間及び返却時間の両方が未記入となっていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 羽島北高等学校】

鍵貸出簿に鍵の持出時間及び返却時間を記入させる目的は、鍵の所在及び使用者を把握することにあると考えられるところ、未記入では目的を達成できない。鍵貸出簿には持出時間及び返却時間を確実に記入させるべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校によれば、PTA役員会と併せて開催しているとのことであったため、学校に対してPTA役員会の議事録の提出を求めたところ、学校からは学校預り金運営委員会の開催を説明できる資料は見つからないとの回答がなされた。PTA役員会では、学校預り金の予算・決算資料は配付されていない。

【規範】

岐阜県立羽島北高等学校学校預り金事務取扱要領第6条1項「校長は毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 羽島北高等学校】

PTA役員会では学校預り金の予算・決算資料が配付されておらず、予算・決算に関して預り金運営委員会の承認を得ているとは言いがたい。予算・決算について、預り金運営委員会を開催して承認を得るべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成31年1月24日分しかない。

また、上記1月の開催以外は、職員会議で啓発資料を配布していることをもって、安全衛生委員会ととらえているとのことである。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検

証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭、保健厚生部長）は、毎日1回学校巡視を行い、毎月1回各職員の安全点検記録をもとに学校巡視を行っている。しかし、衛生管理者による巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 羽島北高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。

産業医による巡視の報告書はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第7 岐阜総合学園高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市須賀2丁目7番25号

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
総合学科	274	558	832	840

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	10	非常勤講師	21	1
教頭	2	2	養護助教諭	1	業務専門職	1	
教諭等	61	51			A L T	1	
養護教諭	2	1			校医	5	
実習助手	5	4			薬剤師	1	
事務職員	5	5					
司書	1	1					

学校用務員	1	1					
計	78	66	計	11	計	29	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	243	72	315
平成 30 年度	207	71	278

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・男子ホッケー部：全国高校総体 準優勝 等
 - ・女子ホッケー部：東海高校選手権 優勝 等
 - ・弓道部：国民体育大会 少年女子の部 出場 等
 - ・男子バスケットボール部：岐阜地区高等学校総合体育大会 3位 等
 - ・女子バスケットボール部：岐阜市民バスケットボール大会 優勝 等
 - ・ソフトテニス部：県高校総体 団体3位 個人3位 等
 - ・美術部：岐阜県総合文化祭 デザイン部門 優秀賞、奨励賞 等
 - ・太鼓部：全国高校総合文化祭 文化連盟賞 等
 - ・吟詠剣詩舞部：全国高等総合文化祭 文化連盟賞 等
 - ・書道部：岐阜県総合文化祭書道展 優秀賞 等
 - ・吹奏楽部：岐阜県吹奏楽コンクール県大会 金賞 等
 - ・箏曲部：岐阜県高等学校総合文化祭 金賞 等
- 等

(6) 特色

平成9年4月1日、岐阜西工業高等学校と岐阜第一女子高等学校が統合され、岐阜総合学園高等学校となった。入学定員は、全日制の総合学科280名である。

2 監査の重点及び監査手続

ホッケー部をはじめ、部活動が活発であることから、PTA備品台帳など、グラウンド等にある部活動関連設備に係る契約関係及び関連書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月28日、岐阜総合学園高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。さらに、令和2年1月14日、追加ヒアリングを行った。

3 学校運営

(1) 学校評価

【事実関係①】

ホームページ上に、平成 20 年度から平成 28 年度までの自己評価が掲載されていたが、平成 29 年度は掲載されていない。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする（学校教育法第 62 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 66 条）。

岐阜県立高等学校管理規則第 7 条の 2 第 3 項は「校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。」と定める。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く自己評価を公表することができる方法である。よって、学校評価の結果を、ホームページに掲載すべきである。

【事実関係②】

ホームページ上に、平成 20 年度から平成 28 年度までの学校関係者・学校評議員のアンケートによる評価が掲載されていたが、平成 29 年度以降は掲載されていない。

【規範】

高等学校は、自己評価の結果を踏まえた当該高等学校の生徒の保護者その他の当該高等学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする、とされている（学校教育法第 62 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 67 条）。

【意見 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く学校評価を公表することができる方法である。よって、学校評価の結果を、ホームページに掲載すべきである。

4 情報管理（セキュリティ）

(1) パソコンの持出簿

【事実関係】

パソコンの持出簿には、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、印漏れが散見された。その理由を問い合わせたところ、「違う内容のものを誤って持出簿に記載していたため、書損で削除した部分であり、印漏れには当たらない。」とのことであった。しかし、書損で削除した部分にも

取扱管理者確認欄に押印されている箇所がある。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

取扱管理者は、記載内容を確認したうえで、確認印を押すべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 遊休物品

【事実関係】

岐阜西工業高等学校で使用していたプレカット実習装置一式（高さ 160cm、幅 300cm、奥行き 260cm／取得価格 15,000,000 円）が故障したまま、木材工芸実習室に保管されている。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条では、「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」「収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」と規定されている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校 学校支援課】

使用見込みがないのであれば、不用の決定をし、売却又は廃棄による処分をすべきである。

(2) 図書

平成 30 年度 P T A 会計収支決算書によると、図書整備費として、94 万 6003 円の支出があり、私費で購入した図書 1020 冊が廃棄された。図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(3) P T A 物品使用貸借契約書

【事実関係】

P T A との間で、「P T A 等備品購入一覧表」に記載する備品を対象とする P T A 物品使用貸借契約を締結しており、備品の維持管理に要する経費は協議して定めることになっているが、協議されたことはなく、維持管理費は P T A が負担している。また、年度毎にまとめられた「P T A 備品台帳」は作成されているが、「P T A 等備品購入一覧表」は作成されていない。

「P T A 備品台帳」には、芝刈り機や洗濯機などの備品が記載されている。芝刈り機は物品一覧に記載しているが、洗濯機は、専ら部活用であるとして、物品一覧に記載していないとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）とされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

「P T A 備品台帳」が「P T A 等備品購入一覧表」に該当するのかが確認した上で、該当するのであれば、借入備品については、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

6 施設

(1) 洗濯機

【事実関係】

学校内に、P T A で購入した洗濯機が 2 台あるが、当該 P T A 所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」

により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

P T A 所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続をとるべきである。

(2) 部活動保護者が保有するバス

【事実関係】

部活動保護者の車両4台が、岐阜総合学園高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

当該車両の駐車場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 野球部後援会の倉庫

【事実関係】

グラウンドには、岐阜総合学園高等学校野球部後援会が保有する倉庫が設置されているが、行政財産の目的外使用許可がなされていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

倉庫の設置場所につき、野球部後援会に、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

7 私費会計

(1) 情報開示

【事実関係】

学校諸費会計に関する情報のうち、種類及び各金額は、ホームページに掲載しているが、使途は掲載せず、全保護者に配付する会計報告書に記載している。

【規範】

岐阜県教育委員会「公費・私費負担区分ガイドライン」(平成 25 年 3 月)によれば、より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に対する説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその用途、各種会計の予算書や決算書、方針決定に至る経緯(議事録等)などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある、とされている。

【意見 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、各学校諸費の用途も、ホームページに掲載することが望ましい。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会は、年 1 回開催し、議事録を作成しているが、その他は職員会議の場で行っており、議事録を作成していない。また、いずれの場合も、産業医の出席はない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医の巡視は、年に 6 回とのことである。産業医の巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第8 岐阜城北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市三田洞 465-1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
総合学科	195	281	476	480
生活文化科	7	230	237	240
全学年	202	511	713	720

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	8	非常勤講師	14	
教頭	2	2	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭	51	47			学校医	3	
*初任者研修	1	1			学校歯科医	1	
養護教諭	1	0			学校薬剤師	1	
実習助手	4	3					
事務職員	4	4					
司書	1	1					
計	65	59	計	9	計	21	1

・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	153	71	224
平成30年度	156	74	230

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・硬式野球部、ゴルフ部
- ・陸上競技部：第61回東海陸上競技選手権大会 女子やり投げ 1名出場等
- ・美術部、吹奏楽部、情報処理部等
- ・書道部：平成30年度全日本高等学校書道教育研究会賞 優秀賞等
- ・簿記部：第40回東海地区高等学校商業実務総合競技大会
簿記の部 団体 12位等

(6) 特色

平成16年4月1日、岐阜藍川高等学校と岐阜三田高等学校が統合され、岐阜城北高等学校となった。全日制であり、総合学科160名、ファッション学科120名の入学定員であった。

平成21年10月21日に、学科改編が決定され、総合学科と生活文化科となり、現在に至る。総合学科には、ビジネス系列、会計系列、情報系列、人文科学系列、芸術文化系列と5つの系列がある。生活文化科には、子ども生活コース、ファッションコース、食生活コースがある。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜城北高等学校は、岐阜市北部において、芸術文化系列を持つ唯一の高等学校であり、平成16年に統合してできた高等学校である。高等学校の統廃合に伴う施設の管理状況や学校預り金のほか、寄附手続に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月25日、岐阜城北高等学校の管理職（校長、教頭2名）、事務長、教務主任等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、旧藍川高等学校校舎のグラウンドについての覚書や寄附採納に関する書類など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) パソコンの管理

【事実関係】

パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿によると、以下の3つの長期持出・持込事案があった。①平成29年4月17日～平成30年3月31日にかけて、「岐阜県高野連の事務処理」のため、高野連のパソコン1台が持出されていた。②平成30年5月11日～平成31年3月29日（申請期間は、平成31年3月31日まで）にかけて、「岐阜県高野連の事務処理」のため、高野連のパソコン1台が持込されていた。③平成30年8月8日～平成31年3月26日（申請期間は、平成31年3月26日まで）にかけて、「生徒会活動で使用する」ため、パソコン1台が持込・使用されていると記録されていた。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ③パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

①②については、ほぼ1年、パソコンの持出と持込を認めている。また、③については、毎日返却をしているとのことであるが、記録上は、半年以上、パソコンの持込・使用を認めている。①②③については、実質的には、情報セキュリティ責任者（教頭）の管理を離れてしまっていると評価せざるを得ない。高野連や生徒会といった比較的長期間の使用が予想されるとしても、申請期間については、1ヶ月を上限とすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【参考報告 岐阜城北高等学校】

現物実査の際に確認を行った物品には、毎年度異なる色のシールを備品整理票又はその付近に貼り、一目で確認済みかどうかを判別できるようにしている。

（2）エアコンの寄附手続

【事実関係】

平成31年4月1日に、岐阜城北高等学校PTAからなされた、物理室（物理実習室）、音楽室、視聴覚室にあるエアコン（評価額8,358,000円）の寄贈について、「岐阜城北高等学校で学ぶ生徒の安全で快適な教育環境のため」として、岐阜城北高等学校長は、寄附を承諾している。

しかし、平成31年1月29日に、教育財務課から示された様式に、維持費用等の記載をする欄がなかったためか、維持費用等の検討をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

維持費の見込額を検討した決裁書面により、寄附採納の決裁をすべきである。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計収支決算書によると、図書充実費として、図書室新聞、教育図書の購入費用として、89万3940円分の支出がある。PTAからの図書寄贈については、寄附採納手続をとっていない。また、（公財）日本教育公務員弘済会からの図書の寄附についても、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

P T A、（公財）日本教育公務員弘済会などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

（1）グラウンド上の物置及びブルペン

【事実関係】

グラウンド北東部には、野球部が使用しているブルペンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部保護者会が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合には、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会の所有するブルペンの設置場所及び物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（2）グラウンの夜間照明

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンドの夜間照明を設置したのは、野球部保護者会と思われるが、明確には分からないとのことである。また、夜間照明の設置について許可したものの、寄附採納手続もとっていないし、行政財産の目的外使用許可もとっていないとのことであった。平成 30 年度部活動後援会会計予算（案）及び平成 30 年度部活動後援会会計収支決算書によると、部活動後援会から、「光熱水費」として、グラウンドの夜間照明料が 11 万 7582 円が支出されていたことから、夜間照明は、部活動のために設置されて使用されていると認められる。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 岐阜城北高等学校】

グラウンド夜間照明の所有者を把握すべきである。

【規範 岐阜城北高等学校】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 岐阜城北高等学校】

グラウンドの夜間照明の所有者に対して、夜間照明の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 旧藍川高等学校校舎のグラウンド

【事実関係】

平成 28 年 3 月 22 日に、岐阜県教育委員会特別支援課と岐阜県立岐阜城北高等学校との間で、開校予定の岐阜清流高等特別支援学校グラウンドの使用について、覚書が締結された。同日付の「岐阜清流高等特別支援学校グラウンドの使用について」と題する決裁書において、「覚書の内容については、開校後も、岐阜城北高野球部がグラウンド使用するという約束の基本方針を明文化したものであり、細部については、開校前に改めて取り決める予定です。」と記載されていたが、取決めはなされていない。

また、グラウンドには、岐阜城北高等学校野球部保護者会が所有する倉庫が設置されている。覚書の第 3 条（4）には、「倉庫等の整理整頓及び清掃」という項目はあるものの、倉庫等をグラウンドに設置する根拠となる取決めもなく、行政財産の目的外使用許可もなされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会が、岐阜清流高等特別支援学校のグラウンドに倉庫を設置する根拠がない状態である。当初の予定通り、倉庫等をグラウンドに設置する根拠

も明記した覚書の細部を明文化した取決めを、岐阜清流高等特別支援学校との間において締結し、野球部保護者会に、岐阜清流高等特別支援学校に対する行政財産の目的外使用許可の申請をさせるべきである。

(4) 生活産業教育部会

【事実関係】

岐阜県産業教育振興会の生活産業教育部会に関して、校長が副部会長として、教頭が書記として、事務長が会計として、職務専念義務の免除がなされている。ヒアリングによると、部会の総会を校内で行っているほか、毎年、事務局を担当しているとのことである。しかし、行政財産の目的外使用許可はなされていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

岐阜県産業教育振興会の生活産業教育部会から、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可について判断をすべきである。

(5) 野球部保護者会が所有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立岐阜城北高等学校野球部」と車体に明記されたマイクロバスなど、少なくとも3台の野球部保護者会の車両が、岐阜城北高等学校内に駐車されている。

しかし、使用貸借契約の目的物として引用されているPTAの物品台帳及び同窓会の物品台帳には、マイクロバスの記載はないことから、岐阜城北高等学校との間で使用貸借している物品となっていない。また、マイクロバスなどの駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきであ

る。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

次年度新入生向け卒業アルバムのほか修学旅行について、学校預り金契約審査会の開催はなされている。しかし、各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されていない。

【規範】

「岐阜県立岐阜城北高等学校学校預り金事務取扱要領」の第6条（予算及び会計年度）の第1項において、「校長は、毎会計年度開始前に、学校徴収金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定されている。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、予算及び決算の承認を得るべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成30年2月20日分しかなく、「第2回学校保健安全委員会」と記載されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 岐阜城北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年52回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する

ことができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

「職場巡視チェックリスト」を用いて、衛生管理者による学校巡視の記録を作成すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に2回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

【指摘① 岐阜城北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 岐阜城北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第9 岐阜商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市則武新屋敷 1816 番地 6

(2) 生徒数（平成 31 年 4 月 8 日現在）

全日制課程 (人)

	男	女	合計	定員
情報処理科	208	150	358	360
国際コミュニケーション科	25	97	122	120
流通ビジネス科	177	262	439	440
会計システム科	110	128	238	240

定時制課程 (人)

	男	女	合計	定員
商業科	40	32	72	160

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在）

全日制課程 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	17	
教頭	1	1	実習助手	1	養護講師	—	
教諭等	69	66	栄養士	—	看護講師	—	
養護教諭	2	2	看護講師	—	業務専門職	1	
事務職員	4	5			介護専門職	—	
実習助手	4	3			炊事員	—	
栄養教諭	—	—			校医等	7	
介護員	—	—			校務補助員	—	
学校司書	1	1			作業補助員	—	
学校用務員	1	1			A L T	1	
充指導主事	2	2					
計	85	82	計	7	計	26	0

定時制課程 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員

校長	—	—	常勤講師	1	非常勤講師	4	
副校長	1	1	実習助手	—	養護講師	—	
教諭等	10	9	栄養講師	1	看護講師	—	
養護教諭	1	0	看護講師	—	業務専門職	—	
事務職員	1	1	養護助教諭	1	介護専門職	—	
実習助手	—	—			給食指導員	—	3
栄養教諭	—	—			校医等	—	
介護員	—	—			校務補助員	—	
					作業補助員	—	
計	13	11	計	3	計	4	3

(4) 進路状況

全日制課程

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	298	96	394
平成 30 年度	292	105	397

定時制課程

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	1	22	23
平成 30 年度	6	15	21

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

全日制

- ・男女テニス部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、全国高等学校選抜大会 等
- ・男女陸上競技部：国民体育大会 等
- ・男子バレーボール部：全日本バレーボール高等学校選手権大会 国民体育大会 等
- ・男女バドミントン部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、ジュニアオリンピックカップ全日本バドミントン選手権大会等
- ・女子バスケットボール部：全国高等学校バスケットボール選手権大会
- ・男女水泳部：国民体育大会、全国高等学校総合体育大会東海ブロック
- ・男女空手部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、国民体育大会等
- ・女子ハンドボール部：全国高等学校選抜大会
- ・女子スキーモーグル：国民体育大会冬季大会 少年女子 2 位
- ・吹奏楽部：マーチングバンド全国大会中編成の部 金賞 3 位

- ・速記部：全国高等学校速記競技大会 団体優勝 個人優勝・準優勝・3位、
全国高等学校選抜速記競技大会 団体準優勝 個人3位 等
- ・ワープロ部：全国高等学校ワープロ競技大会
- ・E D P部：全国高等学校情報処理競技大会 団体優勝 個人準優勝・3位
- ・珠算部：全国高等学校珠算・電卓競技大会
- ・簿記部：全国高等学校簿記コンクール全国大会 団体優勝 個人優秀賞2名、
優良賞1名、全国高等学校 I T・簿記選手権大会簿記部門等
- ・書道部：国際高校生選抜書展 個人準大賞
- ・英会話部：高等学校英語スピーチコンテスト
- ・茶華道部：Ikenobo 花の甲子園 2018 全国大会 団体優秀校等
定時制
- ・男子バスケットボール：岐阜県高等学校定通制総合体育大会 3位

(6) 特色

全日制と定時制があり、全日制は、昭和23年8月18日、岐阜市立岐阜商業高等学校と岐阜市立女子商業高等学校とが統合され、岐阜市立岐阜商業高等学校となった。前者は、明治36年に認可された「岐阜市立岐阜商業学校」に起源を持ち、後者は、昭和10年に認可された「岐阜市立女子商業学校」に起源を持つ。昭和24年、岐阜市立岐阜商業高等学校は、学区制実施により消滅し、生徒は、長良高等学校、岐阜高等学校、加納高等学校の商業課程に配置されたが、同26年、岐阜県立岐阜商業高等学校が設立され、上記各高等学校商業課程生徒を編入生として迎え入れた。不撓不屈を校訓とする。

定時制は、昭和15年に設置された「岐阜市立商業学校の第二本科(夜間課程)」に起源を持ち、昭和23年、市立岐阜商業高等学校第二部、昭和24年、長良高等学校定時制を経て、昭和33年、岐阜県立岐阜商業高等学校に移管した。

全日制は「流通ビジネス科」、「会計システム科」、「情報処理科」、「国際コミュニケーション科」に分かれている。平成28年、株式会社G I F U S H Oを設立した。定時制は、三年修業制を導入している。

また、県から、スーパーグローバルハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施するとともに、株式会社G I F U S H Oに着目して、株主名簿など株式会社G I F U S H Oに関する資料を確認し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年6月26日及び同年10月21日、岐阜商業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。令和元年12月3日、関係人調査として、株式会社G I F U S H Oの株主であるP T Aの代表者であるP T A会長から、ヒアリ

ングをした。

3 学校運営

(1) 学校評価

【事実関係】

自己評価の結果及び関係者評価の結果を、ホームページに掲載していない(全日制は、平成21年度分から同26年度分を掲載している。)

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする(学校教育法第62条、第42条、同施行規則第104条第1項、第66条)。

岐阜県立高等学校管理規則第7条の2第3項は「校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。」と定める。

【指摘 岐阜商業高等学校(改善報告)】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が自己評価の結果を知ることができる方法である。よって、学校評価(自己評価及び関係者評価)結果を、ホームページに掲載すべきである。

上記指摘を受け、遅くとも、令和2年1月31日までに、ホームページ上に自己評価及び関係者評価を掲載したため、改善報告とする。

4 情報管理(セキュリティ)

(1) USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

定時制のUSBメモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持ち込み時は「外部持込」を選択」との記載があるが、区分の選択をしていないケースが多数見られた。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体(以下「パソコン等」という。)を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

使用区分が、「庁内使用」、「庁外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要なことから設けたと考えられる。取扱管理者は、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

県費で、防犯カメラが設置されており、データは上書きにより、自動的に削除される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜商業高等学校（改善報告）】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

上記意見を受け、防犯カメラシステム管理運用規程を作成し、令和2年2月1日から施行している。

(3) レンタルサーバー

【事実関係】

定時制は、県のサーバーを使用しているが、全日制は、独自のドメインを取得するため、部活動後援会が、株式会社Hとの間で、レンタルサーバーサービス契約を締結している。契約関係を示す資料は請求書のみで、契約書は見当たらない（作成したかも不明）、とのことである。請求書には、「レンタルサーバーサービス」の内容として、マスタートメイン、契約更新日、延長期間（1年）、プラン「スタンダード」、料金額が記載されている。

部活動後援会会計から料金を支払ったあと、全日制のホームページの一部を、株式会社G I F U S H Oが使用しているという理由で、同社から、料金の半額が、部活動後援会に支払われている。

【規範】

岐阜県会計規則第109条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しな

ければならない。」

【指摘 岐阜商業高等学校】

学校（岐阜県）は、物品の借入ではないが、部活動後援会が権利を有するレンタルサービスを利用するのであるから、学校（岐阜県）と部活動後援会との間で、利用条件、利用期間などを定めた契約書を作成すべきである。

【指摘 岐阜商業高等学校】

学校（岐阜県）と部活動後援会との上記契約書には、株式会社G I F U S H Oとの関係も明確に規定しておくべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄附採納手続

【事実関係】

平成30年4月5日、企業から、「G I F U S H O活動に活用いただける品」を寄贈したいとして、パソコン及び周辺機器の寄付申込みがあり、学校長は、寄附を承諾している。

しかし、維持費用等の検討をしたうえで、寄付の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（2）図書

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費として、118万2383円の支出がある。PTAからの図書の寄附については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

PTAからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜

県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) P T A 購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、プロジェクター、書庫、バレーボール支柱等、P T A が購入した備品も多数存在する。これらの備品について、学校は、明示的に借入れの手続をしていないが、寄附手続はしていないことから、黙示的に借入れをしているものといえる。これらの備品については、年度毎に、P T A 備品台帳として記録している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 岐阜商業高等学校】

借入備品については、借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

6 施設

(1) 部活動後援会が所有するマイクロバス等

【事実関係】

岐阜商業高等学校の敷地内の駐車場に、各部の部活動後援会所有のマイクロバス 5 台、大型バス 1 台が駐車されている。駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜商業高等学校】

当該車両の使用場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 野球部の設置した物置

【事実関係】

テニスコートの北側に、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜商業高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

7 私費会計

(1) 情報開示

【事実関係】

学校諸費会計に関する情報は、PTA 総会で報告し、欠席の場合、生徒に資料を配布しているが、ホームページに掲載していない。

【規範】

岐阜県教育委員会「公費・私費負担区分ガイドライン」(平成 25 年 3 月)によれば、より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に対する説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯(議事録等)などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある、とされている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、学校諸費会計など、これに関する情報を、ホームページに掲載すべきである。

8 株式会社 G I F U S H O

(1) 概要

設立年月日	平成 28 年 2 月 2 日
本店所在地	岐阜市正木中 1 丁目 2 番 1 号
目的	1. 飲料水、酒類及び食料品、の製造、加工、販売 2. 食料品(健康食品やサプリメントを含む)、衣料品、衣料雑貨品、日用雑貨品、化粧品、アクセサリー、スポーツ用品、情

	報機器、玩具・文具等の販売及び輸出入 3. 飲料水、食料品（健康食品やサプリメントを含む）、衣料品、衣料雑貨品、日用雑貨品、化粧品、アクセサリ、スポーツ用品、情報機器、玩具・文具等を販売するネットショップの運営、管理 4. 靴等履物の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入 5. 資格取得に関する書籍、教育出版物の企画、制作、出版及び販売 6. パソコン教室、スポーツ教室、簿記教室棟の体験・学習教室の企画、運営 7. イベント等の各種チケットの売買に関する業務及びそれらに関するコンサルティング 8. アプリ等デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売 9. 広告宣伝物、印刷物等の企画、デザイン、制作、配信、販売 10. インターネットを利用した各種情報提供サービス 11. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	1500 株
発行済株式数	1250 株（うち P T A が 1197 株所有、自己株式 53 株）
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。
役員	取締役（5 名／同窓会 O B または元 P T A 会長）
	代表取締役（1 名）
	監査役（1 名）

（2）運営

【事実関係】

学年諸費として、1年生の人数に応じた「出資金」を徴収し（2000円×人数）、学年会計から P T A 出資金特別会計へ振替している。P T A は、株式会社 G I F U S H O から、同社が有する自己株式を、1年生の人数に応じて、譲渡を受ける。

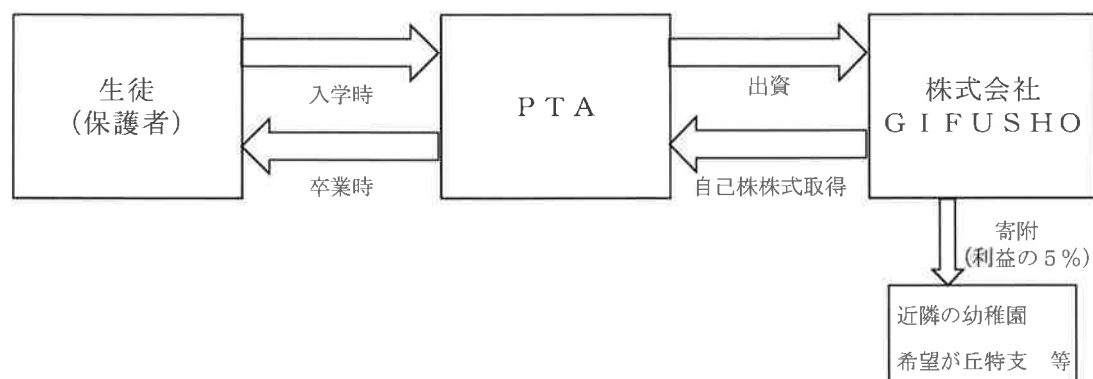
株主である P T A は、その意思決定を生徒に委託しており、生徒は、事実上、「株主総会」を開催し、意思決定を行っている。クラス毎に、そのクラスで決定した物の仕入れ・販売など営業活動を行い、全体として利益を上げており、卒業生である税理士に依頼し、納税も行っている。生徒の決定内容を、株式会社 G I F U S H O の株主総会、取締役会で、それぞれ決議している。利益は、「株主総

会」の意思決定により、株式会社G I F U S H Oは、利益の5%で近隣の幼稚園や岐阜希望が丘特別支援学校等に本を寄附した。

卒業など、生徒が岐阜商業高等学校を去る際には、「出資金」はP T Aから生徒に返金される。また、学校を去った生徒の人数に応じて、株式会社G I F U S H Oは、自己株式として、P T Aから、株式を取得している。

以上の「出資金」と株式の取得を表すと、下記の図<お金の流れ>のようになる。P T Aの保有する株式数は、在学する生徒の人数に応じて、変動する。

<お金の流れ>



株式会社G I F U S H Oの活動の際、損害が発生した場合、県費で加入しているインターンシップ保険により填補される。

岐阜商業高等学校と株式会社G I F U S H Oの間には、契約は締結されていない。

【意見 岐阜商業高等学校】

事業の運営を実践的に体験学習することができる有意義な企画であり、今後、継続されると考えられる。生徒に何かあったときの労働基準法上の問題、労災上の問題、取引先との問題等のトラブルを未然に防ぎ、また発生した場合、適切に対処するためにも、岐阜商業高校と株主総会G I F U S H Oとの間で、協力義務の存在及びその内容の確認などについて、取決めを行うことが望ましい。

第10 岐南工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市本荘 3456-19

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在)

(人)

学科	男	女	合計	定員
機械	231	4	235	280
自動車	117	3	120	120
電気	110	7	117	120
電子	114	4	118	120
建築	95	23	118	120
土木	108	11	119	120
全学年	775	52	827	880

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	実習助手	5	講師	14	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭	60	54			実習補助専門職	1	
講師	0	3			学校医等	6	
養護教諭	2	2					
実習助手	16	11					
事務職員	5	5					
計	85	77	計	5	計	23	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	99	198	297
平成30年度	67	201	268

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・レスリング部：JOCジュニアオリンピック・カデット部 個人優勝等
- ・自転車競技部：全国高等学校総合体育大会 団体優勝 個人4位等
- ・陸上競技部：全国高等学校総合体育大会 ハンマー投げ出場
- ・自動車研究部：若年者ものづくり協議会全国大会 東海地区代表
- ・建築研究会：全国高校生建築製図コンクール 銀賞(実質1位)
- ・工業部等

(6) 特色

始まりは、昭和18年2月に設立された岐阜市立工業学校である。その後、昭和31年4月、県立移管により、岐阜県立岐南工業高等学校に改称された。機械科、自動車科、電気科、電子科、建築科、土木科があり、ものづくり産業を支え

る技術者を輩出している。建築単独の学科は岐阜県内唯一である。「専門高校活性化に向けた総合戦略事業」の対象校となっている。部活動が盛んで、日本一となる部活動もある。

2 監査の重点及び監査手続

工業高等学校であり、物品の発注及び管理業務が多いことから、物品管理について、監査を実施した。また、部活動が盛んであることから、部活動に関する備品等についても、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。また、令和元年9月25日、岐南工業高等学校の管理職等（校長、教頭2名、事務長、教務主任）のヒアリングを行った。令和2年1月8日、岐南工業高等学校の管理職等（校長、事務長）の追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の持出し

【事実関係①】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、許可欄に押印がないものがあった。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条、第7条、第8条「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けなければならない。」「職員等は、USBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、使用記録簿に必要事項を記入し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けなければならない。」

【指摘 岐南工業高等学校】

許可欄に押印がないと情報セキュリティ取扱管理者の許可を得たのかどうか分からない。USBを庁舎外へ持ち出したり、利用したりする際には、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得て、それを示す押印をすべきである。

【事実関係②】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、目的を「学校案内、学校説明会の為」、使用期間を「H31.4.18～H31（R2の誤記）.3.31」として、1年間の使用期間で申請しているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票において、外部記録媒体に関する「適切な使用期間の設定」との監査項目として、「外部記録媒体の使用の際、

「使用記録簿」(様式2)の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い(長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。)。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も使用しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。使用期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

(2) 生徒情報の校外持出し

【事実関係】

自宅で採点するために答案用紙を校外に持ち出すことがある。その際には、「生徒情報校外持出伺」に記入することになっている。持出伺に対して許可をするという書式及び手続となっているが、答案用紙を校内に戻した時に点検する書式となっていないため、点検していない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト(平成29年2月改訂版)」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿(固有)に記入し、個人情報管理者(学校長)の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル(平成20年3月31日制定)」の「第5 適正管理(条例第9条)」の「(6)外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、**【外部へ持ち出す際の手続き(例)】**とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐南工業高等学校】

情報の管理としては、校外に持ち出したものが校内に戻されたことを確認しなければ不十分である。

校外に持ち出したものと校内に戻したものが一致することを点検する書式にすべきである。

4 物品(備品、消耗品及び動物)

(1) PTA購入備品

【事実関係】

PTAが購入し、学校が使用している備品が存在する。例えば、生徒会室にある「デジタルカメラ」や、用務員室にある「草刈り機」や「芝刈り機」、電子科にある「生徒用ロッカー」などである。これらの備品について、学校は、借入れの手続も、寄附手続もしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず、P T Aが作成する備品台帳があるのみであり、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 岐南工業高等学校】

P T Aが購入した備品を学校が使用するのであれば、P T Aとの間で使用貸借契約書を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。これらの備品についても、現物実査を行うべきである。

（2）パソコンの毀損

【事実関係】

平成 31 年 1 月 23 日、執務室（本館棟 2 階 生徒指導室）内の事務机上において、教員が、昼食時に味噌汁を飛び散らせ、数 10 cm 離れた位置にあった校務用パソコンのキーボードにかけたことにより、起動しなくなったという事故があった。

事務局から、教育財務課に電話連絡するとともに、納入業者に連絡し、修理費用の見積を依頼した。同年 2 月 6 日に、納入業者から見積金額が提示されたが、5 万円未満であったことから、教育財務課に、その旨報告し、教育財務課と協議して、事故報告しないこととした。

同年 2 月 22 日、修理代 3 万 1407 円を修理業者へ支払いをしたが、当該教員への損害賠償請求はしていない。

（3）薬品

【事実関係】

「毒劇物管理簿」については、「使用量」を記載する欄がない。また、「薬品受払簿」については、「使用者」及び「使用量」を記載する欄がない。

【規範】

岐阜県立岐南工業高等学校薬品管理規定の 7「薬品室等には、「薬品管理簿」「薬品保管簿（毒物・劇物）」「化学物質安全性データシート（MSDS）」を置

き、「薬品保管簿」には全薬品一覧と在庫数量を記載し、「薬品保管簿（毒物・劇物）」には、毒物、劇物の製品名、数量、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量を記入する。」

【指摘 岐南工業高等学校】

「毒劇物管理簿」及び「薬品受払簿」について、毒物、劇物の製品名、数量、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量を正確に記載することが可能な書式に改訂して、記録すべきである。

（４）図書

【事実関係】

図書室には、PTAが購入した図書がある。「平成30年度PTA会計決算報告」の「図書費」では、「図書購入代 94万4457円」の支出がある。これらの図書について、借入れの手続きも、寄附手続きもなされていない。学校は借りているという認識ではないので、実質的にはPTAが学校に寄附申込みをし、学校がこれを承諾して図書を取得したものと見える。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐南工業高等学校（改善報告）】

PTAが購入した図書を受け入れる際には、その諾否を決定するといった寄附手続きをすべきである。

平成31年度（令和元年度）から、購入の都度、学校への寄附手続きをとっている。また、平成30年度以前の図書については、平成31年4月に、一括して、寄附採納手続きを行ったので、改善報告とする。

（５）遊休物品

【参考報告 岐南工業高等学校】

レスリングマット72枚組（GMC）について、使用しない見込みとなったことから、平成30年7月29日、中津商業高等学校へ管理換えをした。使用見込みのない物品を他校へ管理換えした例として参考となるので、報告する。

5 施設

（１）体育館の目的外使用許可

【事実関係①】

岐阜県バスケットボール協会に対し、体育館の目的外使用許可（使用料免除）

をした。平成 30 年 4 月 17 日から平成 31 年 3 月 28 日まで毎週火曜日及び木曜日の 19 時 30 分から 21 時 30 分までの使用であった。

使用目的及び用途は、①国民体育大会に向けた岐阜県成年男子バスケットボール選抜チームの強化練習、②清流アスリート強化事業の強化指定チームであるプロバスケットチーム S の強化練習である。

これは、岐阜県競技力向上対策本部長（県知事）から各県立学校長に対して発せられた「国民体育大会に向けた競技力向上対策事業に係る県立学校体育関係施設の目的外使用について（依頼）」という文書に基づいてなされたものである。この文書では、国民体育大会に向けて、各競技団体が県団体長名をもって申請する競技力向上対策事業については、学校教育に支障がない場合、申請の期間が 1 年を超えない目的外使用について（「岐阜県公有財産規則」第 15 条第 6 号に基づいて）学校長が許可すること、「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（通知）」の別表 1 使用料の減免基準表の区分 13（2）に基づいて）使用料の全額を免除することが依頼されている。

上記使用目的及び用途の②については、競技力向上対策事業ではないため、学校が競技スポーツ課に問い合わせたところ、プロバスケットボールチーム S には国体出場の主要メンバーが在籍しており、体育協会との協議で、使用許可申請に記載すると申し合わせができていたため、目的外使用許可（使用料免除）をしてよいとの回答であった。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）、行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第 15 条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない（同規則第 16 条）、行政財産の使用許可をしようとするときは、使用の可否及び使用料の減免の可否を判断しなければならない（岐阜県公有財産事務処理規程第 13 条第 1 項、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第 2 条第 3 条）。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（平成 15 年 3 月 24 日付け管第 380 号経営管理部長通知）の区分 13（2）では、「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」に、使用料全額を免除できるとされている。

【意見 岐南工業高等学校】

県の施策の実効性がより高まると認められるのは、あくまでも県の事業の対象となっている国体チームの練習であって、そのチームメンバーの一部が所属するプロバスケットボールチームの練習も同じ扱いにしてよいか疑問である。

使用許可の可否及び使用料全額免除の可否について、慎重に検討した上で、適法性の根拠理由を明らかにしておくことが望ましい。

【事実関係②】

上記の目的外使用の際、体育館の鍵は、使用者が使用后持ち帰り、翌朝に返却されている。鍵の管理簿は作成していない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐南工業高等学校】

鍵の管理簿を作成すべきである。

(2) 部活動保護者会のマイクロバス

【事実関係】

学校の敷地内に2台のマイクロバスが駐車されている。野球部保護者会が購入したもの、バレー部保護者会が購入したものである。このバスは、野球部、バレー部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第238条の4第7項）、行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第15条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない（同規則第16条）。

【指摘 岐南工業高等学校】

校長は、それぞれの部の保護者会又はバスの所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否を判断すべきである。

(3) P T A購入の洗濯機

【事実関係】

P T Aで購入した洗濯機2台が、敷地内に設置されている。部活動のために使用されているものである。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第238条の4第7項）、行政財産の使用許可は、一

定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第 15 条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない（同規則第 16 条）。

【指摘 岐南工業高等学校】

校長は、PTA に、敷地内の洗濯機設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否を判断すべきである。

6 私費会計

（1）PTA によるプリンターの寄附

【事実関係】

平成 22 年度に PTA で調達したプリンターが、授業・実習用等文書の印刷用に使用されていたところ、当該プリンターが故障したことから、平成 29 年 11 月 16 日、PTA が、「エプソン プリンター 1 台 9 万 9360 円」を購入し、同年 11 月 20 日、寄附採納手続をした。平成 29 年 11 月 20 日付寄附物品意見書では、「公費・私費ガイドラインでは、公費にて調達すべきであるが、①現有のプリンターが PTA 備品であること、②業務において常時使用する物品であり、ただちに対応すべきものであることから、PTA において調達し、寄附することとしたもの。」とされている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第 2 章「公費と私費」の 1 「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

そもそも、平成 22 年度に PTA で調達した現有のプリンターが授業・実習用等文書の印刷用に使用されていたのであるから、公費で調達すべきものであった。平成 29 年 11 月 20 日寄附採納をした「エプソン プリンター 1 台」のように、授業・実習用文書等の印刷に用いるプリンターについては、公費で調達することを検討すべきである。

7 債権・契約

（1）授業料等

【事実関係】

平成 21 年度授業料の滞納分（平成 30 年度の調定額 3 万 9600 円）がある。平成 21 年から、督促、催告、面接、納入計画書の提出、一部納付をしてきたが、平成 28 年 1 月 15 日に納入計画書を受領した以降、架電、催告書の送付をしているものの、接触ができていない。徴収停止、履行延期の特約も処分もしていない。

【規範①】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第3～第6「校長は、第2に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第3に規定する催告書を再度交付するものとする」「校長は、第4に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」
「校長は、第2から第5までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」第1④「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第2以下の手続を行うとともに、校内に別表1に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならない。」

【指摘① 岐南工業高等学校】

家庭訪問して面談したり、納付誓約書を徴求したりするとともに、必要があれば授業料等未納対策検討委員会を設置すべきである。

【規範②】

地方自治法施行令第171条の2では、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定する。また、地方自治法施行令第171条の5では、徴収の停止を規定する。

【指摘② 岐南工業高等学校】

それでもなお支払がないのであれば、相当期間（1年間）を目処に、訴訟提起等の法的手続を取るか、徴収の停止をすべきである。

（2）損害賠償金

【事実関係】

平成20年に校舎放火事件があり、被告人に対する損害賠償請求権（平成30年度の調定額1715万8750円）がある。平成24年に最初の金銭債務承認書、支払計画書を受領し、2万円×7回の分納はあったものの、その後、催告、所在調査、面談、支払計画書の受領を繰り返すも納付はなく、平成28年3月に面談して支払計画書を受領した以降、所在不明となり、所在調査をしていたところ、平成30年3月、石川県で面談することができ、金銭債務承認書、課税状況等確認の同意書を受領し、催告書を手交した。しかし、支払いはなされていない。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定するが、同条の但し書きでは、徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情があると認めるときは、この限りではないと規定する。

また、同施行令第 171 条の 5 は、徴収停止を規定する。

【意見 岐南工業高等学校】

債務者から金銭債務承認書を取得できており、学校としての対応に問題はない。もっとも、債務者の状況からすると債権回収の可能性はかなり低いと思われ、債権管理の業務の負担やそれに伴う職員の負担と、一方で債権回収の現実的可能性などを総合考慮したうえで、地方自治法施行令第 171 条の 2 但し書きにある事実上の徴収停止や、出所後の状況により、同施行令 171 条の 5 に定める徴収停止などの措置を講じることを検討することが望ましい。

(3) 修繕の一者随意契約

【事実関係】

フライス盤が故障して使用できない状態となったため、修繕を発注することとし（予定価格 95 万 0400 円）、二人以上の者から見積書の徴収をしない随意契約（一者随意契約）により、当該機械の納入業者に発注した（契約金額 88 万 5600 円）。

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書には、「競争入札に付することが不利と認められるとき又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に当たるとして、「分解しなければ、見積り難い機器の修繕」とだけ記載されていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 141 条第 1 項「随意契約を締結しようとするときは、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」同規則第 141 条第 2 項第 4 号「見積書を提出させることが困難又は不相当であると認めるときは、見積書の徴取を省略することができる。」

県は、随意契約事務処理要領を設け、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、「競争入札に付することが不利と認められる」又は「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができるの見込まれる」事情を具体的に記載すること、特に、「不利」と認められる事情、「有利」と見込まれる事情の記載にあたっては、金額の積算根拠等を具体的に示しながら記載することとしている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐南工業高等学校】

「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、金額の積算根拠等は全く示されておらず、分解しなければ見積書を作成できない

と分かるだけの事情が具体的に記載されていない。当該機械の納入業者以外に修繕することができる業者が存在するのかわからないのかも明らかにされていない。「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、「競争入札に付することが不利と認められる」事情を具体的に記載し、「見積書を提出させることが困難又は不適當であると認めるとき」に当たることを合理的に跡付け又は検証できるだけの文書を作成すべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は年1回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにならなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）による学校巡視の頻度は、年70回とのことである。しかし、その結果を記載した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐南工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなど

して、その結果を記録すべきである。

第 11 各務原高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市蘇原新生町 2 - 63

(2) 生徒数 (令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	393	401	794	800
理数科	25	6	31	40
英語科	10	24	34	40
計	428	431	859	880

(3) 組織及び構成 (令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	講師	15	
教諭等	54	46	実習助手		看護講師		
養護教諭	2	2	栄養講師		業務専門職		1
事務職員	4	4	看護講師		介護専門職		
実習助手	3	3			給食指導員		
栄養教諭					校医等		
介護員					校務補助員		1
校務員	1	1			作業補助員		1
計	65	57	計	8	計	15	3

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	285	17	302
平成 30 年度	297	17	314

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・サッカー部：東海総体 3 位
- ・ラグビー部：東海選抜大会 B ブロック 第 3 位
- ・ゴルフ 国体東海ブロック大会出場
- ・その他運動部：陸上競技部、硬式野球部、男女バスケットボール部、女子バレー

一部、男女テニス部、女子ハンド部、卓球部、弓道部、剣道部、水泳部が県総体等に出場

- ・美術部：高等学校総合文化祭 入選
- ・書道部：高等学校総合文化祭 優秀賞
- ・吹奏楽部：東海アンサンブルコンテスト 銅賞等
- ・囲碁部：全国選手権大会男子個人 3位
- ・その他文化部：自然科学部、E S S、茶華道部、放送部等

(6) 特色

昭和46年に設置された、全日制普通科の高等学校である。

昭和61年オーストラリア・クイーンランド州立ケンモア高校と、平成15年カナダ・ブリティッシュコロンビア州キャリハイ高校と、同29年にアメリカ・カリフォルニア州セリトス市ホイットニー高校と、それぞれ姉妹校提携を結んでいる。

2 監査の重点及び監査手続

プールがあることから、その利用状況に着目し、学校施設使用許可申請書等の資料を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月8日、各務原高等学校において、ヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 情報セキュリティチェックシート

【事実関係】

情報セキュリティに関する独自の研修は行っておらず、職員に対しては、職員会議において、情報の取扱いについて注意を促しているとのことである。常勤職員を対象として、隔月でセキュリティチェックシートの提出を求めているが、セキュリティチェックシートを提出しているか否かは確認していない。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (4) 情報セキュリティに関する研修 ①情報セキュリティ研修」において、「ア 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティを確保するため、職員等に対して情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策についての必要な研修を行わなければならない」、「エ 研修は、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない」とされている。

【指摘 各務原高等学校】

セキュリティチェックシートが提出されなければ、職員の情報セキュリティに対する理解度を認識することができない。セキュリティチェックシートが提出されているか確認し、提出していない職員に対しては、提出を求めるべきである。

(2) USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

USBメモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが見られた。また、取扱管理者により、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、押印漏れが散見された。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 各務原高等学校】

使用区分が、「庁内使用」、「外部持込」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要なことから設けたと考えられる。取扱管理者は、使用全件につき、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 備品購入手続

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、納品後に事前決裁書を作成することがあるとのことであった。備品購入の事前決裁の申請前に見積りをとっておき、申請と同日の見積書を添付するため、形式上、書類は整えているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第9条「収支等命令者は、支出負担行為をしようとするときは、

その目的、予定金額、時期その他必要な事項を明らかにした書類（以下「事前決裁書」という。）によりこれを決定しなければならない。」

【指摘 各務原高等学校】

事前の決裁を経た上で、備品の購入をすべきである。

（２）遊休物品

【事実関係】

第２実験室の棚に、新型の物を購入したため、ほぼ使用していない、型が古い顕微鏡が 28 台、保管されていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 各務原高等学校】

使用見込みがないのであれば、不用の決定をし、売却又は廃棄による処分をすべきである。

（３）５万円以下の物品の寄附

【事実関係】

平成 27 年度、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から、金属身長計等 15 点の寄附の申込みがあり、各務原高等学校長は、そのうち 5 万円を超える 3 点についてのみ、寄附採納手続をしている。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

5 万円以下の物品についても、寄附採納手続をすべきである。

（４）PTA 物品使用貸借契約書

【事実関係】

「PTA 物品使用借用契約書」では、貸借の対象は、「PTA 備品出納簿に記載する物品」と特定されているが、「PTA 備品出納簿」は作成されておらず、

「P T A購入備品台帳」をもってこれに代えている。

【意見 各務原高等学校】

契約の解釈に疑義をもたせないため、P T Aとの間で、文言を訂正の上、契約を交わすことが望ましい。

(5) P T A所有のコピー機

【事実関係】

図書室には、P T A購入備品台帳には掲載されていないP T Aの所有するコピー機が設置されており、図書室での執務に使用している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 各務原高等学校】

借入備品については、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(6) 生徒が制作した絵画

【事実関係】

廊下には、生徒が制作した絵画が多数飾られているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

権利関係が不明確であると、勝手に処分することができず、また破損した場合に損害賠償責任が発生する虞がある。学校に占有を移転する際、期限などの条件を記した使用貸借契約を締結する、もしくは寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にすべきである。

(7) 薬品

【事実関係】

管理簿では、薬品の種類ごとに、管理されている。

使用の際に記入する薬品払出伝票には、「年月日」、「薬品名」、「使用前及び後の量」、「使用量」、「内容（授業・課研・部活）」、「取扱者」の欄が設けられているが、「使用量」、「内容（授業・課研・部活）」、「取扱者」欄の記入がなかった。

【規範】

内規「学校における毒物及び劇物の保管管理について」では、「管理簿を備え、それに品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を適切に記入する。」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

薬品を適切に管理するため、内規に則り、使用量、使用目的、使用者を記入すべきである。

(8) 図書

令和元年度図書館運営委員会議事録によると、平成30年度、PTA会計から、図書費として、19万3737円の支出があり、決裁書類によると、PTA費で購入した図書914冊が廃棄された。図書の寄附については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

事務室の入り口の壁に、各部屋の鍵が保管されており、使用者が、使用中であることを示すマグネットのネームプレートを貼ることになっている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 各務原高等学校】

マグネットのネームプレートを貼る方法では、記録として残らないため、後日、鍵が紛失した際、検証ができない。紙媒体で、使用日、使用する鍵、使用者などを記録すべきである。

(2) 部活動後援会会長所有のマイクロバス

【事実関係】

部活動後援会会長所有の車両が、各務原高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 各務原高等学校】

当該車両の駐車場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) プールの使用許可

【事実関係】

各務原市消防本部から、消防救助訓練を使用目的とする各務原高等学校プールの使用許可の申請があり、校長名において、これを許可している。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 各務原高等学校】

消防救助訓練を使用目的とする各務原高等学校プールの使用につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

平成 30 年度決算（案）及び平成 31 年度予算（案）を諮り、承認を得るための預り金運営委員会を、PTA 役員会の議事の一部として行ったが、資料の添付のみで、議事録を作成していない。

【規範】

各務原高等学校預り金事務取扱要領第6条によれば、「校長は毎年会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」、第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」とされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

（2）樹木伐採費用

【事実関係】

平成30年同窓会会計決算書によれば、「正門横時計木伐採」の費用が、同会計から支出されていた。伐採を行った理由は、同窓会が所有する正門横の時計の上に設置されているソーラーパネルが木の陰になったからとのことであった。

【規範】

公費・私費ガイドラインによれば、樹木剪定費用は、施設設備管理費として、原則として、公費負担とするものとされている。

【指摘 各務原高等学校】

時計は、同窓会の所有であるとのことであるが、実質的には寄附を受けていたものと思われる。樹木の伐採費用については、公費で負担することを検討すべきである。

7 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、平成30年度における安全衛生委員会の開催回数は14回であるとのことであったが、議事録を作成したのは1回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 各務原高等学校】

開催ごとに議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医に対し、衛生管理者の巡視の結果を踏まえ、気づいた点などの情報を提供しているが、産業医の巡視は、年に3回とのことである。産業医の巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 各務原高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 学校内規

【事実関係】

ヒアリングによれば、職員に対し、内規集を配布し、改正があれば、随時差し替えを行っているとのことである。内規集の目次では、「Ⅶ 諸規程」は、「2 気象に関する警報発表時の対応について」、「3 気象に関する警報発表時のマニュアルについて」、「4 非常災害時における組織体制」、「5 図書館規程」「6 保健室の利用について」となっている。しかし、本文は、「2. 大雨・台風等における生徒の投稿指導について」の第3項の次頁に、「3. 図書館規程」、「4.

保健室の利用」が掲載され、次頁は、「3-1」から始まる、生徒の登下校に関する記載があり、その後は目次どおりの規程となっている。Ⅷ章は、「防災」である。

その他、頁数の重複や、目次と規程の不一致が散見された。

【指摘 各務原高等学校】

内規集が適切に整理されていないと、どの規程が適用されるか不明確になり、混乱が生ずるおそれがある。

目次を、本文に合うよう訂正するとともに、「3-1」から始まる記載が、「気象に関する警報発表時のマニュアル」であるか、掲載漏れはないか確認し、適宜補正のうえ、災害に関する規程等は「Ⅷ 防災」に収めるなど、適切に整理すべきである。

第12 各務原西高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市那加東亜町 24-1

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在） (人)

	男	女	合計	定員
普通科	360	518	878	880

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	8	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭	57	54			学校医	4	
養護教諭	2	1			学校歯科医	2	
実習助手	1	1			学校薬剤師	1	
事務職員	5	5					
計	67	63	計	6	計	17	1

・雇員：校務補助員

(4) 進路状況（令和元年5月1日現在） (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	314	3	317
平成30年度	270	1	271

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

・バドミントン部

岐阜県バドミントン選手権大会 男子単 2 部 3 位

岐阜県バドミントン選手権大会 男子複 2 部 優勝

・吹奏楽部

東海吹奏楽コンクール 高校 A 編成の部 銀賞

中部日本個人・重奏コンテスト本大会 ホルン 金賞

・文芸部

岐阜県高等学校文化連盟文芸部会文芸コンクール 評論部門第 1 位、小説部門第 3 位

(6) 特色

全日制単位制高校であり、普通科 280 名の入学定員である。

昭和 58 年 4 月に開校し、平成 24 年度に創立 30 年目を迎えた。平成 8 年度の入学生（全県一学区で募集）から、年次進行で岐阜県で初めての全日制課程普通科単位制高校に改編された。

2 監査の重点及び監査手続

各務原西高等学校は、普通科・単位制の高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。特に、防犯カメラのデータや外部記録媒体などの情報セキュリティ、物品及び施設の管理、職員の管理に注目した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 20 日、各務原西高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、係長）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。さらに、令和 2 年 1 月 20 日に、追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に数台設置されているところ、映像を外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることに

より、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 各務原西高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

(2) 外部記録媒体

【事実関係】

外部記録媒体の使用記録簿を確認したところ、デジタルカメラ用SDカードについて、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、1か月ごとに、使用期間を1か月間として特定の者から使用申請がなされ、当該使用者が継続して使用している。使用目的は、行事の記録、学校ホームページの作成、情報の授業のためと記載されている。

ヒアリングによれば、4月には入学式や対面式などの各種の行事があり、その都度の使用ではなく、長期に使用する場合があり、また学校のホームページには、毎日更新しているものがあるため、長期の使用を認めているとのことであった。また、貸し出している間の使用状況までは把握していないとのことであった。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条第1項第2項、第11条第1項によれば、情報セキュリティ管理者は、使用管理簿により、外部記録媒体の利用状況等を適切に管理するとされ、また、職員等が外部記録媒体を利用しない場合は、外部記録媒体を施錠された場所に一括して保管して、管理するとされている。

【意見 各務原西高等学校】

長期間貸し出したままにすると、紛失等の恐れが高まるし、仮に紛失等の問題が生じた場合に、速やかに対応することが困難となる。

貸出の期間は、原則として当日中とすることが望ましいが、使用の目的や曜日等の関係で数日にわたり貸し出さざるを得ない場合にも、必要最小限の期間に限定することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、いずれも平成30年度に、PTAの予算で設置したものであるが、寄附採納の手続きはとっておらず、PTAとの間で使用貸借契約等の契約も締結していない。

【規範】

平成 28 年 6 月 1 日付教財第 374 号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「P T A 等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長と P T A 会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 各務原西高等学校】

現状、P T A 所有の防犯カメラを学校に設置する法的根拠が不明確な状態であるから、P T A との間で、使用貸借契約の締結や寄附採納等の手続をとり（あわせて、備品登録する。）、設置の根拠を明確化すべきである。

なお、令和 2 年 2 月 4 日に開催された P T A 執行部会で県への寄附について承諾を得ており、同月 25 日時点で寄附の手続中とのことである。

（2）現物実査

【参考報告 各務原西高等学校】

各務原西高等学校では、実査担当者、現場補助者に加えて、供用主任者も現物実査を行っており、物品実査に用いている物品一覧表には、3 名で確認したことが分かるように、物品ごとに、上記 3 名の個人印がそれぞれ押印されている。

なお、利用している物品一覧表の書式自体は他校と同じものであり、押印欄が設けられているわけではないが、学校独自で押印箇所を定め、現物実査依頼文書において記入・押印方法を図示している。

事務の経過を事後的に確認検証できるように工夫しており、参考になるため報告する。

（3）図書

【事実関係】

P T A により購入された図書については、寄附採納手続を行っていない。また、P T A 購入図書を含む図書の除籍に関する決裁書類を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、図書主任、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原西高等学校】

P T Aからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドに部活動で使用している物置が存在するが、県有資産であることを示すシールが貼付されていないものもある。当該シールが貼付されていない物置については、台帳に記載がなく、他の資料からも所有者が分からない状態である。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条において、「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘① 各務原西高等学校】

所有関係が不明であると、廃棄・修繕の際に処理に困ることになるため、当該物置の所有関係を把握すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘② 各務原西高等学校】

当該物置が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

所有者が不明である場合は、無主物先占（民法第 239 条第 1 項）により県の所有物として登録することを検討すべきである。

(2) 洗濯機

【事実関係】

学校には洗濯機が 3 台あり、うち 2 台は県費で購入したものであるが、残りの 1 台は、職員が使用していたものを引っ越し時に寄贈したものである。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）

も含まれている。

【指摘 各務原西高等学校】

職員が学校に寄附をしたということであれば、寄附採納手続をとるべきである。

(3) 各部屋の鍵

【事実関係】

鍵について、貸出簿は設けられていない。

ヒアリングによれば、運用としては、使用する者の氏名をメモ用紙に記載して貸し出している。返却後はメモ用紙を破棄しているため、使用の記録は残らない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 各務原西高等学校】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのかを事後的にも確認できるように、メモ用紙への記載のみならず、鍵貸出簿を設けて記録化すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、平成30年度、安全衛生委員会を開催したのは1回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 各務原西高等学校】

毎月1回以上安全衛生委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎月一回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 各務原西高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 各務原西高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

7 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程である「理科薬品の保管管理規定」については、職員必携に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 各務原西高等学校】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「理科薬品の保管管理規定」を、職員必携に掲載すべきである。

第 13 岐阜各務野高等学校

1. 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市鵜沼各務原町 8 - 7 - 2

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
ビジネス科	151	319	470	480
情報科	47	71	118	120
福祉科	11	104	115	120
全学科	209	494	703	720

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	
教頭	2	2	常勤実習助手	1	学校医	6	
教諭	50	50			学校薬剤師	1	
養護教諭	1	1			非常勤講師等	16	
実習助手	3	2					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	61	60	計	7	計	25	0

(4) 進路状況 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	162	108	270
平成 30 年度	155	113	268

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

・ホッケー部 (男子)

国民体育大会東海ブロック大会少年男子の部優勝

第 73 回国民体育大会少年の部 5 位 (岐阜選抜 1 名)

・フェンシング部 (男女)

東海高等学校総合体育大会 男子学校対抗の部 出場

女子個人サーブルの部 優勝・第 2 位

男子個人フルーレ・エペの部 第 2 位

- アジアカデ サークット台北大会 出場
- 全日本フェンシング選手権大会男子団体出場
- ・珠算・電卓部
 - 全国高等学校珠算・電卓競技大会岐阜県予選会
 - 電卓の部 種目別競技 伝票算 3等
- ・簿記部
 - 全国高等学校簿記コンクール（全国大会）個人出場
 - 全国高等学校 I T ・簿記選手権大会（簿記部門）
 - （全国大会）団体出場

（6）特色

平成 17 年 4 月 1 日、岐阜県立各務原東高等学校と岐阜県立岐阜女子商業高等学校が統合され、岐阜各務野高等学校となった。全日制であり、ビジネス科 160 名、情報科 40 名、福祉科 40 名の入学定員である。

部活動が盛んであり、全国大会や東海大会等で優秀な成績をあげる部活動もある。現在、体育系 9 部、文化系 16 部が活動している。

2 監査の重点及び監査手続

情報管理、物品管理、施設管理、職員管理に着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 20 日、岐阜各務野高等学校の管理職（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）校務用パソコンの持ち出し

【事実関係】

岐阜各務野高等学校では、校務用パソコンを学校外に持ち出す際には、「校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿」に、持ち出し日、使用者名、機種名、ホスト名（端末番号）、理由を記入し、学校長の許可を得ることとされている。

現地往査の際、上記記録簿を確認したところ、家庭クラブ用パソコンの持ち出しについて、「持ち出し日」の日付と、「持ち帰り日」欄の日付の間に、2 か月半以上もの間隔があるものがあつた。持ち出しの理由欄には、「発表用データ作成の為」と記載されている。

学校担当者に確認したところ、生徒が学校内でコンクールのデータを作成したもので、貸し出し中は顧問が学校内の鍵のかかる場所に保管していたという

回答であった。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

校務用パソコンを2か月以上も持ち出ししているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。持出期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係①】

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館閲覧用図書」として、53万6007円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。また、「図書の除籍について」を確認したところ、除籍に関する決裁欄には、係、部長、事務長補佐、事務長、教頭2名、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 部活動後援会所有の物置

【事実関係】

校内に部活動後援会所有の物置が存在するが、当該物置に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

当該物置の設置場所について、部活動後援会から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 部活動後援会が所有する車両

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、車体に「県立岐阜各務野高校ホッケー部」と記載されたマイクロバス及び「県立岐阜各務野高校野球部」と記載されたトラックが、学校の敷地内に駐車されている。これらの車両は部活動後援会の所有するものであるが、使用貸借などの取決めはなく、また、駐車場所の目的外使用許可の手続もとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

マイクロバス、トラックなど部活動後援会所有の車両について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 洗濯機

【事実関係】

学校には洗濯機が 8 台あり、うち 4 台は専ら部活動で使用するために保護者から寄贈を受けたものである。当該洗濯機については部活動後援会が寄贈を受けたものとみるべきであるが、同洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

部活動後援会所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可

申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 1 回開催されているだけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。」とし、同 4 項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者（教頭）は、年 1 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 岐阜各務野高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回巡視を行うべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 2 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

7 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校諸規程集に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

「学校における毒物及び劇物の保管管理について」については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校における毒物及び劇物の保管管理について」を学校諸規程集に掲載すべきである。

第 14 本巣松陽高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜本巣市仏生寺 859 番地の 1

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計
全学年	310	405	715

(3) 組織及び構成（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員

校長	1	1	常勤講師	5	非常勤講師	9	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭	48	44			学校医師	5	
養護教諭	1	1			薬剤師	1	
実習助手	2	0					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
技能職員	0	0					
計	56	51	計	5	計	17	0

(4) 進路状況 (令和元年9月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	234	5	239
平成30年度	227	8	235

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・ソフトボール部：県高校総合体育大会兼全国・東海高校総合体育大会兼予選大会 ベスト8等
- ・陸上競技部：岐阜地区選手権大会 女子走り幅跳び優勝 (個人) 等
- ・書道部：県高校総合文化祭書道展 個人 優秀賞等

(6) 特色

平成16年4月1日、本巣高等学校と岐陽高等学校が統合され、本巣松陽高等学校となった。全日制であり、普通科240名の入学定員である。岐阜県教育委員会から進学指導重点校に指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

本巣松陽高等学校は、普通科・単位制の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月13日、本巣松陽高等学校の管理職 (校長、教頭、事務長、教務部長等) のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納決裁書類や使用貸借契約書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や第2グラウンド、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係①】

単位制高校であり、各生徒がロッカーに、スマートフォンなど貴重品を入れている。防犯カメラは、数台、ロッカールームなどに設置されている。

盗難事故があったことから、警察の依頼により、映像を提出したが、決裁手続をとっていない。また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範】

岐阜県立本巣松陽高等学校個人情報保護に関する規程第8条では、「本校が保有する個人情報は、それぞれの業務場所でのみ利用することとし、その目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。（1）本人の同意があるとき（2）個人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき（3）法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」と規定している。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

本件については、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法197条2項）に基づいて、岐阜県警に提供しているわけではない。したがって、「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」とはいえるかは不明である。「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」または、「個人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき」に該当しなければ、岐阜県警に提供（目的外利用ないし第三者提供）することは、許されない。決裁をしなければ、どうして、上記要件に該当したのか検証することができない。決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【意見 本巣松陽高等学校（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

なお、令和2年1月9日、企画会議により、岐阜県立本巣松陽高等学校防犯カメラ管理運用規程が制定され、メールや文書回覧により、周知された。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年9月13日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入について年間計画を定めていない。都度必要なものもあるため、定めていないとのことである。

【規範】

平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 本巣松陽高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 寄附手続

【事実関係】

平成28年4月28日、本巣松陽高等学校は、(公財)日本教育公務員弘済会岐阜支部から、「キーボード式タブレットPC1台、プロジェクター1台、ケーブル1本」について、教育図書等の助成申請書を提出している。

しかし、維持費用等の検討をしたうえで、寄附の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

「平成31年度 薬品簿」では、11月18日～同月20日、12月6日の使用日において、「使用量」の記載がない。また、11月19日の後に、10月17日の記載がある。また、11月19日の「使用前」の欄については、「505.0」を抹消して、「506.3」と記載し、11月18日の「使用后」の欄にある「506.3」と数値を合わせていた。

「薬品受払簿」（水酸化ナトリウム）では、平成31年2月14日、同月15日、

6月5日、10月17日、11月18日、同月10日、12月6日と、「使用量」の記載がなかった。

【規範】

「薬品（毒物・劇物等）管理規程」の第4条（管理記録）では、「（1）管理簿を備え、品名（使用試薬・受入・廃棄）、使用（取得）年月日・使用日時・用途・使用者名・使用量を記入し、試薬等の使用者は残量を適切に記入する。」とされている

【指摘 本巣松陽高等学校】

薬品簿については、11月19日の記載の後に、10月17日の記載があることや使用前の記載を訂正していることなどから、後日、まとめて、記載していることが分かる。また、薬品簿も薬品受払簿も、使用量の記載がなく、使用量や残量の記載の正確性に疑問がある。

使用のたびに、使用簿や薬品受払簿について、使用量や残量を、正確に記載すべきである。

【事実関係②】

化学準備室には、過酸化水素水及びアンモニアを保管している冷蔵庫が配置されていた。しかし、冷蔵庫には、「医薬用外劇物」の表示がなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法第12条第3項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

過酸化水素水及びアンモニアを保管している冷蔵庫については、「医薬用外劇物」の表示をすべきである。

なお、令和元年12月24日までに、「医薬用外劇物」の表示がなされた。

（4）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館閲覧用図書」として、49万9522円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。また、「平成30年度 第1回廃棄図書について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

P T A などからの図書に寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和 2 年 2 月 28 日、寄附採納手続を行ったため、改善報告とする。

（5）洗濯機

【事実関係】

洗濯機が 8 台あり、4 台は県費で設置している。残りの 3 台（現在は 4 台）のうち 2 台については教諭の物であり、2 台については同窓会の物である。洗濯機は、家庭科実習やモップ洗い、作業着洗濯、体育ビブス洗濯のため、学校が使用している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

洗濯機の所有者を確認した上で、同窓会等が学校に寄附をしたということであれば、寄附採納手続をとるべきである。

なお、令和元年 12 月 16 日に、教職員から、洗濯機 2 台、寄附採納手続を執った。令和 2 年 1 月 8 日に、同窓会から、洗濯機 2 台、寄附採納手続を執った。

5 施設

（1）購買部と自動販売機

【事実関係】

平成 30 年 2 月 23 日付で、個人事業主は、「生徒及び職員が利用するパン（調理パンを含む）等の販売」を目的として、行政財産使用許可更新申請書を提出している。しかし、個人事業主には、パンの販売に必要な営業許可書がない。同日、覚書により、個人事業主は、法人事業者に対して、販売に関する業務を委託することとしている。法人事業の代表者と個人事業主は、夫婦である。個人事業主は入札名簿登録をしているが、法人事業者は入札名簿登録していない。他方、パンの販売に必要な営業許可書について、個人事業主は保有していない。本巣松陽高等学校では、パンの販売と自販機の販売を一緒に受託することを条件としている。

【規範】

行政財産の目的外使用許可証において、転貸は禁止されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

個人事業主には、パンの販売に必要な営業許可書がないにも関わらず、「生徒及び職員が利用するパン（調理パンを含む）等の販売」を目的として、行政財産の目的外使用許可を申請しており、最初から、法人事業主に、パン等の販売を委託することを予定している。転貸と評価される状態である。

パンの販売に必要な営業許可書がある本件の法人事業者などに、行政財産の目的外使用許可の申請をさせるべきである。

(2) グラウンド上のソフトボール部保護者会の物置

【事実関係】

第2運動場北東部には、ソフトボール部が使用している物置が設置されていた。ヒアリングによると、ソフトボール部保護者会が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 本巣松陽高等学校】

ソフトボール部保護者会の保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立本巣松陽高等学校野球部」と車体に明記された野球部保護者会の車両が、本巣松陽高等学校の運動場に駐車されている。しかし、マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 本巣松陽高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきであ

る。

(4) 各部屋の鍵

【事実関係】

「校舎鍵貸出・返却簿」が設けられている。しかし、事務室において、鍵の使用者が、校舎鍵管理表（ホワイトボード）に、使用している校務分掌名（進路指導部など）を記載するものの、「校舎鍵貸出・返却簿」には、記載していない。提出された頁においても、「N○26～N○43」として、「貸出月日」が（平成29年）10月21日、11月2日、（平成30年）4月29日、5月19日、6月1日、10月5日、（平成31年）2月1日、3月6日、（令和元年）5月17日、6月7日、6月7日、6月28日、10月5日、10月25日、11月1日、11月8日と順番に記載されている。しかし、往査した9月13日の記載がない。往査した日は、ホワイトボードに、5番（小会議室）の鍵の貸出が記載されていた。

【規範】

校舎鍵管理表（ホワイトボード）の上部に、「校舎、鍵を使用・返却するときは、事務机上の「校舎鍵貸出・返却簿」先生用に記入して下さい。」と記載されている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのか分かるように、ホワイトボードへの記載のみならず、「校舎鍵貸出・返却簿」への記載を徹底すべきである。

なお、令和2年1月9日、企画会議により、「校舎鍵貸出・返却簿」への記載を徹底するよう、メール及び文書回覧で指導した。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されているが、議事録を作成していない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

令和2年2月14日に、学校預り金運営委員会を開催し、議事録を作成した。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成29年6月～平成30年3月分の高等学校授業料について、9万9000円を滞納している生徒がいる。平成29年7月10日より、督促状を発付し、催告を繰り返している。また、何度か自宅に電話をしているが通じず、現在に至っている。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第171条の5は、徴収の停止を規定する。

【指摘 本巣松陽高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから1年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令171条の2に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は、平成31年2月19日に、年1回開催されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 本巣松陽高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年7回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働

者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 本巣松陽高等学校】

衛生管理者は、少なくとも、毎週一回巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 本巣松陽高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に12回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、「平成30年度 産業医 業務実績記録簿」によると、平成30年4月13日、5月15日、6月15日、7月17日、8月13日、9月19日、10月16日の7回についてのみ、職場巡視をしていると記載されている。11月～3月は、職場巡視がなされていない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 本巣松陽高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、職員必携に掲載されていない。また、図書に関する規定については、職員必携に掲載されている「図書館規程」と、監査資料として提出された「学校図書館規定」とで、内容が異なっていた。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

「薬品（毒物・劇物等）管理規程」及び「図書館規程」については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「薬品（毒物・劇物等）管理規程」とともに、現在、適用されている「図書館規程」を学校内規に掲載すべきである。

なお、令和2年1月8日の企画委員会において、職員必携に、「薬品管理規程」と最新の「図書館規程」を入れることとした。

第15 岐阜農林高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

本巣郡北方町北方 150 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
流通科学	38	81	119	120
園芸科学	26	93	119	120
動物化学	25	93	118	120
森林科学	88	31	119	120
環境科学	99	21	120	120
食品科学	33	87	120	120
生物工学	81	36	117	120
合計	390	442	832	840

(3) 組織及び構成(令和元年10月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	2	1	講師	5	非常勤講師	11	7
教頭	2	2	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭等	56	52	養護助教諭	1	実習補助専門職	2	
養護教諭	2	1	事務職員	1	A L T	1	
実習助手	19	18			特別教育支援員	1	
事務職員	4	4			障がい者支援 専門職	1	
司書	1	1			農場管理支援員	7	
実習補助員	1	1			学校医等	7	
計	86	80	計	8	計	32	7

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	185	95	280
平成 30 年度	189	88	277

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

運動系

- ・相撲部：県高校優勝大会団体優勝、東海選抜高校相撲大会優勝等
- ・男子バスケットボール部：県総体5位、東海総体出場等
- ・女子バスケットボール部：県高校新人大会3位等
- ・水球部：県高校総体2位、東海総体7位
- ・馬術部、ソフトボール部 等

文科系

- ・演劇部：県高校演劇大会 2 位等
- ・写真部、書道部、放送部 等

(6) 特色

令和 2 年に創立 120 周年を迎える歴史ある高校であり、流通科学科をはじめとする 7 学科を有する日本最大規模の農林高校である。平成 24 年度に、文部科学省より、スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けた。さらに、平成 30 年度には、スーパープロフェッショナルハイスクールの指定も受けて、地域の食・農・環境の持続的な発展に貢献する人材育成の研究を行っている。また、県教育委員会より、理数教育フラッグシップハイスクールの指定も受け、国際性の高い科学技術系人材の育成等を目指している。相撲部や演劇部などの部活動も盛んである。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜農林高等学校は、農林高等学校であることから、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、農林高校であることを踏まえ、現場確認を中心とした監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 31 日、岐阜農林高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、同年 11 月 29 日に、中津川市にある蘭畑を視察し、同年 12 月 4 日に演習林を視察し、また、同月 10 日に、農場視察を中心に、追加でヒアリングを行った。さらに、アンケートによる照会のほか、提出資料について書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 外部記録媒体等の取扱い

【事実関係】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録」によると、デジタルカメラやSDカード等について、同一の教員が複数のカメラを同時に目的欄に「授業・実習・特別活動の映像記録，教材作成」、使用期間欄に「平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日」と記載して使用している事例（平成 30 年 4 月から平成 30 年 6 月にかけて 42 事例）が認められた。特定の部署において、全ての教員が上記と同様の取扱いをしていた。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式 2）の「使用期間」に関し、1 ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1 ヶ月単位で許可しているか。）。また、許

可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

外部記録媒体使用記録簿の性質からして、本来であれば、使用の都度、記録簿を作成すべきである。上記事実関係に照らすと、事実上、使用者が管理をしていると評価せざるを得ず、既に管理者の管理を離れていると評価せざるを得ない。

情報セキュリティ取扱管理者は、使用目的を踏まえた使用期間となっているかを確認した上で使用を認めるべきである。

(2) 防犯カメラの規程

【事実関係】

平成 28 年 10 月 17 日に育友会が購入した防犯カメラ一式について、使用貸借契約を締結して設置しているが、防犯カメラの運用に関する規定はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜農林高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規定を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の管理

【事実関係】

平成 29 年度の物品の現物実査の際に、物品台帳に登録されているカッター 1 台について、供用主任者から写真の提出がなされなかったため、状況を確認したところ、現物を捜索中とのことであった。平成 30 年度に捜索したが、発見できず、その後の職員へのヒアリングにおいて、時期は不明であるものの故障して修理不能となったカッター 1 台を処分したことがある旨報告がなされた。職員によると、故障した当該物品については、備品整理票が貼付されていなかったため、備品でない（消耗品である）と判断して廃棄処分したとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 96 条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」

岐阜県会計規則第 92 条の 3（物品の照合）「収支等命令者は、原則として毎年度 1 回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

【指摘 岐阜農林高等学校（改善報告）】

備品整理票が貼付されていなかったのであれば適切に貼付して管理すべきであり、付した備品整理票が剥がれたのであれば、明らかに安価と思われる物品を除き、備品整理票が剥がれた可能性がないか、備品台帳で確認すべきである。なお、平成 31 年 1 月 31 日の時点で、以下の再発防止策等を講じている。

現物実査時においては、写真付き台帳と確認の上、確実な実査を実施し、備品整理票の貼付の有無のみならず文字の擦れなども確認し、必要に応じて再作成の上、常に判読可能な備品整理票の貼付に努めること、物品処分時においては、必ず事務の物品管理担当者に事前連絡の上、処分手続を行うことを徹底するとともに、備品整理票の貼付がない物品であっても、明らかに安価と思われる物品以外は剥がれている可能性がないか写真付き台帳を確認する。

（2）寄附手続

【事実関係】

アンケート結果によると、平成 25 年度から平成 30 年度において、1 件（全自動製氷機）寄附採納した旨回答がなされたため、寄附採納の決裁の提出を依頼し確認したところ、価格として「370,440 円」の記載はあるが裏付け資料はなく、また、維持費の見込額として「電気、水道料金 年間約 20,000 円程度」と記載があるが算定根拠となる資料は添付されていなかった。ヒアリングにおいて、評価額については、育友会会計資料により確認できるため問題ない旨回答を得た。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

評価額に関する裏付け資料について、育友会会計の資料から明らかであり問題ない旨回答がなされたが、学校と育友会とは別組織であるから、評価額に関する裏付け資料がないことが正当化されるわけではない。寄附採納に際して、評価額に関する裏付け資料を添付すべきである。

また、維持費の見込額についても算定根拠となる資料がなければ、維持費の見込額が正しく記載されているかが決裁書類からは明らかとならない。維持費の見込額についても、算定根拠となる資料を添付すべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

防爆用鍵付き冷蔵庫に過酸化水素水を保管しているが、冷蔵庫は化学準備室にある薬品庫に保管されていない。

【規範】

岐阜農林高等学校の理科薬品の保管管理規程では「1. 保管庫の設置 (1) 薬品は全て、化学準備室にある薬品庫に保管する。」とされている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

アンモニアや過酸化水素水が保管されている冷蔵庫が化学準備室内にあるが、薬品庫におかれていない。理科薬品の保管管理規程が現場の実情に合致していないのであれば改定すべきである。また、同規程が合理的なものであれば、薬品が保管されている冷蔵庫は規程に基づき化学準備室にある薬品庫で保管すべきである。

(4) 農薬

【事実関係①】

農薬の管理状況を確認するため、作物部門において劇物・毒物の有無をヒアリングしたところ、管理責任者及び事務局の認識としては劇物・毒物は保管していないとのことであったが、劇物・毒物を示すシールが保管庫に貼付されていたため、担当者に確認したところ、劇物・毒物があると回答があり、現に劇物・毒物を保管していた。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない(同法第11条第1項)としている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

毒物や劇物の盗難や紛失防止のためには、毒物や劇物の所在の把握が前提として必要になるところ、担当者を除き管理責任者等が毒物や劇物の所在を把握していないという現状は問題がある。毒物や劇物の所在を把握すべきである。

【事実関係②】

作物部門及び草花部門において、管理責任者等の点検状況を確認したところ、草花部門においては年1回の点検が行われている旨回答がなされ、校長の押印がある回覧の書類が作成されていた。他方、作物部門においては学期ごとに点検が行われている旨回答がなされたが、点検結果の記録は存在しなかった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至

る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

岐阜農林高等学校の校内規程集に掲載されている「農場の安全教育」「管理責任者・部門責任者は学期に1回、薬品庫、農薬庫及び薬品・農薬の点検と受け払い簿の点検をする。」

【指摘 岐阜農林高等学校】

作物部門においては、点検結果の記録を作成すべきである。

また、草花部門においては、「農場の安全教育」に基づき、管理責任者及び部門責任者は、学期ごとに点検を行うべきである。

(5) 図書

【事実関係①】

平成30年度、育友会会計での図書購入が403冊(315,720円)なされており、平成31年4月26日付けで図書一覧を添付したうえで寄附採納手続を行っているが、それ以前に寄贈された図書については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品(備品及び動物以外の物品)も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

平成30年度以前における寄贈図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

【参考報告 岐阜農林高等学校】

岐阜農林高等学校は、育友会会計で購入した図書(平成30年度)について適切に寄附採納手続が行われている数少ない学校であり、参考となる。

(6) 洗濯機

【事実関係】

相撲部部室横に相撲部が使用している洗濯機が1台あり、顧問に確認したところ、保護者から相撲部への寄贈品である旨回答がなされた。この洗濯機は、学校用地内に設置されているが、寄附採納の決裁はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規

則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

洗濯機について、保護者からの寄贈品ということであれば寄附採納の決裁をすべきである。

5 施設

(1) 育友会

【事実関係】

育友会は、平成 30 年 4 月 1 日、事務室の一部（5.0 m²）を団体事務執行目的で目的外使用許可を受けているところ、育友会には 1 名専従職員がおり、また、学校職員 6 名が職務専念義務を免除され育友会の事務に従事しているとのことであった。

【規範】

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する手続き」1「申請の手続」イ②「各種団体等が事務室の一部を使用（共用）する場合で、使用部分を明確に区画することができない場合にあっては、許可希望数量を 1 人当たり 5 平方メートルとすること。県職員が職務専念義務免除により使用する場合も同様とする。」

【指摘 岐阜農林高等学校】

目的外使用許可を受ける面積は 35 m²（5 m²×7 人）となるはずである。目的外使用許可事務処理要領に基づき正確な面積で申請させ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(2) マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、バスケット部（2 台）及び野球部（1 台）が管理し部活動で使用しているマイクロバスが学校用地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可はとっておらず、また、学校と育友会等との間でマイクロバスの使用貸借契約の締結もされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜農林高等学校】

マイクロバスの所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 鍵の管理

【事実関係】

岐阜農林高等学校においては、鍵の使用簿により鍵の利用状況を管理しているが、往査の際に確認したところ、生徒指導室の鍵が使用中であったが、使用簿に記載がされておらず、理由を尋ねたところ、常時使用する鍵については使用簿への記載をしないことがあるとのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜農林高等学校】

鍵の使用簿に使用者等を記入させる目的は、鍵の所在及び使用者を把握することにあると考えられるところ、未記入では目的を達成できない。鍵の使用簿には鍵の所在及び使用者が把握できるように記載すべきである。

(4) 演習林（揖斐川町藤橋村）

【事実関係】

演習林については、平成30年度は7月23日24日の二日間、森林科学科の授業で利用されている。演習林の管理や利用について、学校として、ルールを定めていない。また、復命書等出張に関する資料はあるが演習林を利用する際の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見 岐阜農林高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

6 私費会計

(1) アスファルト舗装工事

【事実関係①】

平成30年度、育友会の会計において、財産管理費として校内道路舗装工事費が支出され、校内通路のアスファルトの舗装工事が行われた。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手續に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

そして、私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。具体例として、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」とある。

【指摘 岐阜農林高等学校】

校内通路のアスファルトの舗装工事費は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当することから、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。校内通路のアスファルトの舗装工事費については、公費で負担することを検討すべきである。

また、育友会の総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(2) グラウンドの照明

【事実関係】

ヒアリング及び提出資料（平成27年7月15日付岐阜農林高等学校グラウンド照明の改修承認申請書）によると、グラウンドの照明を設置したのは、育友会であり、その後、学校に対して工作物の無償譲渡が行われ、野球部、ソフトボール部や陸上部などの部活動のために利用されているとのことである。

【規範】

岐阜県においては、「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」が策定されている。

同質疑応答集には、照明に係る電気代の負担について記載があり、「部活動にかかる電気代の負担については以下によらねたい。①学校設置者である県が当初から整備した施設の照明機器活用に係る電気代・・・公費②部活動後援会などが目的外使用許可を受けて設置した照明機器の電気代・・・私費（当該設置者負担）③過去に私費整備され寄附を受けているものの部活動のみで使用している照明機器の電気代・・・分離配線工事を公費負担し分離後電気代を私費負担（該当あれば事前に教育財務課へ協議）④過去から学校がPTA等から貸与を受けている照明機器で部活動でのみ使用している照明機器の電気代・・・貸与解消（返却）

し私費負担」とされている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

照明を部活動でしか利用していないのであれば、質疑応答集③に基づき、分離配線工事を公費負担し分離後、電気代を育友会に負担させるべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成 20 年度に調定した高等学校授業料 4300 円について、平成 30 年度に時効完成を理由に不納欠損の整理を行った。当該債権管理の状況を確認したところ、平成 24 年度に一部の支払がなされたのち支払はなく、その間、数多くの架電（平成 25 年度には少なくとも 29 回、平成 26 年度には 6 回、平成 27 年度には 12 回、平成 29 年度には 9 回）をしているが応答はなく、また、納入催促の文書を 7 回作成送付し、自宅訪問を 5 度している。

また、平成 24 年度の最後の支払以前には、保護者と面談する等の目的から、兄弟が通学する県立高等学校の職員から、兄弟の滞納状況や保護者懇談の時間を聞くなどしている。

【規範①】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第 171 条の 5 は、徴収の停止を規定する。

【指摘① 岐阜農林高等学校】

最後の支払以降、1 年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令 171 条の 2 に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきであった。

【規範②】

岐阜県個人情報保護条例第 6 条は個人情報の収集制限について規定しており、同条第 3 項において、「実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 1 本人の同意があるとき。 2 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。 3 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 4 出版、報道等により公にされているとき。 5 次条第一項第一号から第五号までの規定のいずれかに該当して、他の実施機関から提供を受けるとき。 6 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 7 前各号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は本

人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。」とされている。

【指摘② 岐阜農林高等学校】

平成 24 年度の最後の支払以前には、保護者と面談する等の目的から、兄弟が通学する県立高等学校の職員から、兄弟の滞納状況や保護者懇談の時間を聞くなどしており、個人情報²を第三者から収集しているが、岐阜県個人情報保護条例第 6 条第 3 項ただし書きの各号のいずれかに該当する事情を認めることはできない。

条例に定める例外事由が認められない場合には、個人情報を第三者から取得することは避けるべきである。

8 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年に 50 回、学校巡視を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年 6 回、校内巡視を行っているとのことであるが(平成 30 年 4 月 13 日、7 月 20 日、8 月 24 日、10 月 19 日、12 月 21 日、平成 31 年 2 月 13 日)、それ以外の機会に学校職員と産業医がやりとりをしている事実は確認できなかった。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第16 山県高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県山県市中洞 44 - 1

(2) 生徒数(令和元年7月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	189	130	319	480

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	4	事務専門職	1	
教頭	1	1			キャリアプランナー	1	
教諭等	33	29			業務アシスタント	1	
養護教諭	1	1			非常勤講師	10	
実習助手	1	1			校医等	6	
事務職員	3	3			校務補助員		1
学校用務員	2	2					
計	42	38	計	4	計	19	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	41	72	113
平成 30 年度	37	85	122

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・ 体育系 (バレーボール、バスケットボール、テニス、硬式野球、陸上競技)
- ・ 文科系 (吹奏楽、I T、茶道、ハンドメイド、科学研究、歴史研究、文芸、美術)

吹奏楽部 (中部日本吹奏楽コンクール岐阜大会 高校小編成 銅賞)、文芸部 (高等学校総合文化祭文芸コンクール 短歌部門 2 位、俳句部門 3 位)、歴史研究部 (高等学校総合文化祭 ポスターセッション 優秀賞) 等

(6) 特色

昭和 27 年 4 月 21 日、地域の強い要望により、岐阜市立長良高等学校山県分校として開校し、岐阜県立長良高等学校山県分校に移管された後、昭和 42 年 4 月 1 日、岐阜県立山県高等学校として独立し、全日制の普通科過程となった。

平成 28 年から、山県市役所、市教育委員会、地元商工会、地域関係者などの協力を得て、「山高 M I R A I (未来) プロジェクト (学校活性化協議会)」を開始した。

2 監査の重点及び監査手続

山県高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、物置等の設置状況や学校預り金など、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 28 日及び令和 2 年 2 月 6 日に、山県高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、部活動後援会の備品台帳など、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが多数見られた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 山県高等学校】

使用区分が、「庁内使用」、「庁外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要なことから設けたと考えられる。取扱管理者は、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

県費及びPTA費で、防犯カメラが設置されており、データは、一定期間保存される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規定は無く、第三者への情報提供の可否は、校長が判断している。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 山県高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【事実関係】

平成28年にプロジェクターを買い替えたが、物品一覧からの除去が漏れていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 92 条の 3 「その管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

物品の現物実査実施要領第 1 「現物実査により次の事項を確認することをその目的とする。（1）現物と物品帳簿の整合性の確認物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること（2）利用状況の確認当初予想したとおりに利用されていること又は利用されていないこと（3）維持管理状況の確認物品が正常な状態で維持管理されていること」

【指摘 山県高等学校】

現物実査は、一覧表に記載されている物品についてのみではなく、管理する物品（存在する物品）について行うべきである。

（2）寄附採納手続

【事実関係】

P T A から、防犯カメラの寄附を受けた際、寄付採納の手続をとっていない。また、同窓会から、プロジェクターの寄附を受けたが、寄付採納の手続を失念しており、今年度手続をしたとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 山県高等学校】

評価額の資料を添付し、維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（3）薬品の管理

【事実関係】

薬品保管簿の「払」欄に、「①589→585」矢印の下に「4」というように、使用前及び使用後の重量、使用量の記載がされていたが、「①590→591」矢印の下に「8」という記載のように、数値が合わない記載が見られた。

【規範】

山県高等学校の内規「理科薬品の保管管理規程」によると、「薬品保管簿（毒・劇物）」には、毒・劇物の薬品名・数量・購入年月日・使用年月日・使用量・使用目的・使用者・及び残量を適切に記入する、と規定されている。

【指摘① 山県高等学校】

規程に沿って、適切に記入すべきである。

【事実関係】

薬品受払簿の使用量及び使用目的への記入漏れがあった。

【規範】

山県高等学校の内規「理科薬品の保管管理規程」によると、薬品受払簿には、受払を記載する、と規定されている。

【指摘② 山県高等学校】

規程に沿って、適切に記入すべきである。

(4) 図書

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書館充実費として、49 万 9495 円の支出がある。P T A 費からの図書購入及び他団体等からの寄贈図書については、寄附採納手続をとっていない。また、平成 30 年度は、P T A 費で購入された図書 402 冊、寄贈図書 32 冊が除籍された。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 山県高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

(5) P T A 及び部活動後援会備品

【事実関係】

トレーニングマシン等、P T A 費で購入された備品は P T A 備品台帳に、部活動後援会費で購入された備品は部活動後援会備品台帳に登録されているが、どちらも使用貸借契約締結等の手続がとられていない。

【規範】

県が管理しなければならない「物品」には、地方公共団体の所有に属する動産だけでなく、地方公共団体が使用のために保管する動産も含まれる（地方自治法第 239 条第 1 項）ため、借り入れている物品も管理の対象である。

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない

い。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3 「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 山県高等学校】

P T A 等が購入した備品を、寄附手続をとることなく使用するのであれば、借入れの手続をとったうえ、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、現物実査を行うべきである。

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

鍵の使用簿には、月日、鍵の名称（「多目的」、「音楽室」等）、氏名、返却日の欄があるが、返却日の記入漏れが散見された。鍵は、123 本あり、どこの鍵であるかシールが貼られており、ナンバリングもされている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 山県高等学校】

返却の記録がなされていない鍵の存否を確認するとともに、鍵の返却時には、使用簿に返却日を記入すべきである。

【意見 山県高等学校】

返却日の記載がなされていない鍵について、返却されているのか、返却されてはいるが返却日の記入漏れなのかを確認しやすくするため、使用簿に、鍵の番号を記入することが望ましい。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上に、少なくとも 3 つ物置が存在するが、ヒアリングによれば、野球部保護者会が所有かと思われるとのことであった。

これらの物置に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条において、「公有財産を所管する部局長は、その

所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘 山県高等学校】

当該物置の所有関係を把握すべきである。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 山県高等学校】

当該物置が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

ヒアリングによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

また、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

岐阜県教育委員会では、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、衛生管理者として、毎週 1 回の学校巡視をするよう、各学校に指導している。

【指摘 山県高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医による職場巡視は、年に 1 回だけとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第 1 項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

岐阜県教育委員会では、教職第 497 号平成 29 年 9 月 8 日付副教育長通知などにより、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、産業医の学校巡視を実施するよう、各学校に指導している。

【指摘 山県高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第 17 羽島高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 200 番地の 2

(2) 生徒数 (令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	221	277	498	560

(3) 組織及び構成 (令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	非常勤講師	10	
教頭	1	1	実習助手	1	県立学校事務専門職	1	
教諭	39	35			県立学校業務専門職	2	
養護教諭	1	1			キャリアプランナー	1	
実習助手	1	0			特別支援教育支援員	1	
事務職員	2	2			教育業務アシスタント	1	

司書	1	1			学校医	4	
学校用務員	0	0			学校歯科医	1	
					学校薬剤師	1	
計	46	41	計	9	計	22	0

(4) 進路状況 (令和元年9月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	86	72	158
平成30年度	95	79	174

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・柔道部 岐阜県総合体育大会地区予選 女子個人 予選通過
岐阜県新人大会地区予選 男子個人3名 予選通過
- ・弓道部 岐阜県総合体育大会地区予選 男子個人2名 予選通過
女子個人2名 予選通過
岐阜県新人大会地区予選 男子個人4位
- ・科学部 岐阜県自然科学部系研究発表会 団体 奨励賞
第17回A I Tサイエンス大賞 団体 奨励賞
- ・書道部 岐阜県青少年美術展 書道部門 入選1名
岐阜県総合文化祭書道展 奨励賞1名
- ・吹奏楽部 第61回中部日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞
第56回岐阜県吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞
第73回東海吹奏楽コンクール 銅賞
日本管楽合奏コンテスト全国大会 優秀賞

(6) 特色

全日制であり、普通科160名の入学定員である。

平成30年度及び平成31年度に、岐阜県の「高等学校における演劇等ワークショップ事業」の認定を受け、プロの演出家等を講師に招き、演劇表現のワークショップを通して、コミュニケーション能力や自己表現力の育成を図っている。

2 監査の重点及び監査手続

薬品、図書を含む物品の管理、施設管理、契約等に着眼して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年10月4日、羽島高等学校の管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、図書の除籍に関する決裁書類や随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

化学準備室内に備え付けられた鍵のかかる冷蔵庫には、劇物にあたる薬品が保管されているが、当該冷蔵庫には「劇物」の文字が表示されていなかった。

【規範】

羽島高等学校毒物・劇物取扱要綱4（1）によれば、毒物・劇物の保管にあたっては、保管場所毎に「毒物」・「劇物」の文字を表示するとされている。

【指摘 羽島高等学校】

「劇物」の文字を表示すべきである。

（2）図書

【事実関係①】

P T Aが購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。ヒアリングによれば、学校の認識としては、当該図書はP T Aの所有物という認識とのものであるが、学校の運用実態からして、P T Aから寄贈を受けていると見られる。

一方で、「平成30年度第1回 除籍資料について」を確認したところ、P T A購入分の書籍632冊の除籍が決定されているが、除籍に関する決裁欄には、主任、図書渉外部長、事務長、教頭、校長の押印欄はあるものの、P T A会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条によれば、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 羽島高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

（1）プレハブ倉庫

【事実関係】

グラウンドにプレハブ倉庫が存在するが、ヒアリングによれば、その所有関係は不明の状態である。

当該プレハブ倉庫に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条において、「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘① 羽島高等学校】

当該プレハブ倉庫の所有関係を把握すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 羽島高等学校】

当該プレハブ倉庫が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 各部屋の鍵

【事実関係】

各部屋の鍵の管理については、事務室の鍵ボックスに職員の名前入りマグネットが備え付けられており、使用者が、自身の名前入りのマグネットを使用する鍵が掛かっていた位置に貼り付けるという方法で管理している。鍵ボックスの外側には、「注意 鍵を使用される方は名前のマグネットを使用する鍵の所に貼ってください。」と記載されている。

鍵の使用簿などはない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」。

【指摘 羽島高等学校】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのか分かるように、マグネット貼付のみならず、鍵の使用簿を設けて管理すべきである。

5 債権・契約

【事実関係】

①正門及び塀の改修工事（契約金額 242 万 8400 円）、②ブロック塀他改修工事（契約金額 162 万円）の請負契約が、いずれも緊急の必要があることを理由に一者随意契約で締結されている。

これらは、いずれも他自治体におけるブロック塀の倒壊事故に関連した改修である。

そのうち、①については、生徒が頻繁に通行する箇所であるが、②については、隣地との境界付近に存するブロック塀であるため、①を優先させることとして、平成30年7月25日から同年9月21日にかけて当初予算内で工事を行い、②については、補正予算により対応することとし、平成30年12月18日から平成31年2月28日の工期で行われた。

②の工事に関する事実経過は下記のとおりである。

平成30年9月中旬 教育財務課から営繕工事要求調書提出依頼

平成30年9月26日 業者から概算見積書の提出

平成30年9月26日 教育財務課へ営繕工事要求調書提出

平成30年12月18日 教育財務課から令達、事前決裁書作成

平成30年12月18日 業者から見積書の提出

平成30年12月18日 契約書作成

工期 平成30年12月18日～平成31年2月28日

平成31年2月28日 工事完成

上記の経過において、見積り合せを行うことができないほどの緊急性を有するといえるか不明であったため、見積り合せに要する期間について学校に確認したところ、平成30年12月18日の教育財務課からの令達日以降にしか、別の業者に見積依頼を行うことができないところ、見積り合わせには10日間程度の期間が必要であるため、見積り合せを行うと年内の発注が不可能となる。また、3月には卒業式、高校入試等の行事があり、2月末までに工事を完成する必要があるとの回答であった。

上記①の工事と上記②の工事の随意契約理由書は、2通とも一字一句異ならない内容であり、同理由書中「見積り合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「緊急に正門及び塀の改修をする必要である。また、学校行事、授業等に影響のない期間に早急に改修作業をする必要があるため。」と記載されている。

【規範】

岐阜県会計規則第141条は、収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を提出させなければならないとしつつ、「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」にあっては一人以上の見積書の提出で足りる旨定めている。

これを受けて、岐阜県会計規則取扱要領141条関係1(五)は、上記「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある」場合として、「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」を挙げている。

また、随意契約事務処理要領によれば、随意契約理由書（随意契約をすることができる場合に該当することの説明書）は、原則として競争入札によるべき契約を随意契約により行うにあたって、契約事務の公正性、透明性を確保することを目的に作成するものであるとされ、同説明書は、岐阜県庁ホームページにおいて公開を行っている契約情報の重要な公開項目の一つであり、県民にとってわかりやすい内容の説明書作成に努めなければならないとされている。さらに、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄については、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」とされている。

【指摘 羽島高等学校】

上記②の工事が「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」（岐阜県会計規則取扱要領 141 条関係 1（五））に当たるとしても、上記①の工事とは緊急性の程度及び内容が異なるはずである。現状の随意契約理由書の記載からはその違いは全く読み取れないし、抽象的な記載に止まるため、適法性の判断ができない。これでは、契約事務の公正性、透明性の確保という作成の目的も果たされない。

随意契約理由書の記載は、より具体的にすべきである。

6 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者は、年 40 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 羽島高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

（2）産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医による職場巡視は、年に 2 回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡

視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 羽島高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第18 岐阜工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

羽島郡笠松町常盤町 1700 番地

(2) 生徒数（令和元年8月1日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
1年生 航空・機械工学科群	118	2	120	120
1年生 電機・電子工学科群	74	6	80	80
1年生 建設・デザイン工学科群	38	42	80	80
1年生 化学・設備工学科群	61	19	80	80
2年生 航空機械工学科 3年生 機械科	154	6	160	160
2年生 電子機械工学科 3年生 電子機械工学科	78	2	80	80
2年生 電気工学科 3年生 電気科	78	1	79	80
2年生 電子工学科	78	2	80	80

3年生 電子科				
2年生、3年生 建設工学科	61	18	79	80
2年生、3年生デザイン工学科	22	57	79	80
2年生 化学技術工学科 3年生 化学技術科	56	20	76	80
2年生 設備システム工学科 3年生 設備システム科	64	16	80	80

定時制 (人)

	男	女	合計	定員
工業技術科	86	3	89	160

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在)

全日制 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	12	学校業務専門職	3	
教頭	3	3	常勤実習助手	5	非常勤講師	11	
教諭	76	68			学校医・学校薬剤師	6	
初任者研修定数	1	0					
養護教諭	2	2					
実習助手	19	14					
事務職員(一般)	4	4					
事務職員(司書)	1	1					
計	107	93	計	17	計	20	1

定時制 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	常勤講義補助教諭	1	非常勤講師	3	
教諭	10	10	常勤栄養職員 (兼務)	1	学校医・学校薬剤師 (全日制と重複)	6	
養護教諭	1	0					
実習助手	2	2					
事務職員(一般)	1	4					
学校栄養職員	1	1					
計	16	15	計	2	計	9	5

(4) 進路状況

全日制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	119	234	353
平成 30 年度	113	240	353

定時制 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	1	13	14
平成 30 年度	4	13	17

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・レスリング部
 - フリースタイル 65 kg 級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - 80 kg 級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - グレコローマンスタイル 55 kg 級 東海高等学校体育大会 (3 位)
 - 65 kg 級 東海高等学校体育大会 (3 位)
- ・サッカー部
 - 第 96 回全国高校サッカー選手権岐阜大会 (優勝)
- ・バレーボール部
 - 全日本ビーチバレージュニア男子選手権岐阜県予選会 (優勝)
 - 東海ビーチバレー選手権東海大会 (準優勝・第 3 位)
- ・ボクシング部
 - ピン級 東海高等学校総合体育大会 (優勝)
 - 全国高等学校総合体育大会 (3 位)
 - バンダム級 東海高等学校総合体育大会 (3 位)
 - 全国高等学校総合体育大会 (3 位)
 - フェザー級 全日本女子選手権大会 (優勝)
- ・ラグビー部
 - アシックスカップ全国高等学校 7 人制ラグビー大会岐阜県予選 (優勝)
 - 東海高等学校総合体育大会ラグビー大会 (B ブロック準優勝)
 - 第 97 回全国高等学校ラグビーフットボール選手権岐阜県大会 (準優勝)
- ・工学部門
 - 第 18 回高校生ものづくりコンテスト岐阜県大会
 - 化学分析部門 最優秀賞、優秀賞
 - 電子回路部門 最優秀賞、優秀賞
 - 測量部門 優秀賞
 - 第 18 回高校生ものづくりコンテスト東海大会
 - 電子回路組立部門 優勝、準優勝
 - 測量部門 準優勝

第 18 回高校生ものづくりコンテスト全国大会

電子回路組立部門 優勝

第 13 回若年者ものづくり競技大会

メカトロニクス職種 敢闘賞

・報道・放送部

第 65 回 NHK 杯全国高等学校放送コンテスト

研究発表部門 研究奨励賞

岐阜県高校生放送コンテスト

研究発表部門 1 位

(6) 特色

大正 13 年 7 月 26 日、岐阜県第一工業学校の設置が認可され、昭和 23 年 4 月 1 日から新制度により岐阜県立岐阜工業高等学校となり、平成 27 年には創立 90 周年を迎えた全日制・定時制高校である。地域では「笠高」の愛称で親しまれている。

現在、全日制課程については、航空・機械工学科群（120 名）、電気・電子工学科群（80 名）、建設・デザイン工学科群（80 名）、化学・設備工学科群（80 名）のくくり募集をし、定時制については、工業技術科（40 名）の募集を行っており、「礼儀正しく勤労を尊び創意工夫に努めよ」との校訓のもと、工業高校の性質上、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を行っている。

平成 27 年度から平成 30 年度にかけては、文部科学省の推進事業であるスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業の認定を受けている。

また、部活動の強豪校であり、ラグビー、バレーボール、サッカーなどが全国大会に出場しており、レスリング部の生徒も活躍している。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜工業高等学校は、工業高校であり、管理する物品数が多いことを踏まえ、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、部活動の強豪校であることから、部活動を支える育友会との関係についても幅広く監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 21 日に予備ヒアリングを行い、令和元年 10 月 8 日には、岐阜工業高等学校の管理職等（校長、副校長、教頭、事務部長等）のヒアリングを行った。令和元年 12 月 6 日に、航空宇宙産業課のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納の決裁文書や物品一覧表などの提出資料について書類監査を行った。そのほか、理科準備室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係①】

育友会がリース契約を締結している防犯カメラを設置しているが、防犯カメラの運用に関する規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【事実関係②】

平成29年度、自販機荒らしがあり、その際、警察に対して、録画データを提供した。なお、提供に際して、決裁手続は行われておらず、警察から捜査関係事項照会書の提出は受けていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜工業高等学校】

決裁手続により、警察に対して、個人情報の第三者提供をすると判断した理由を明確にすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）損害賠償

【事実関係】

令和元年6月、生徒がふざけて窓ガラスを割った事例について、保護者が業者と直接契約して修繕を行った事例が認められた。

【規範】

民法709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

同法 417 条「損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。」

当該規定は、同法 722 条 1 項により、不法行為に基づく損害賠償に準用されている。

岐阜県においては、公費私費ガイドラインが策定されており、同質疑応答集には、「原因者が特定され故意のものは、損害賠償として保護者に修理費を求めることとなる。一方、特定されないものは学校の施設管理にかかるものとして、公費負担すべきである。しかしながら、後日原因者が特定され負担を求めることもありうることから、小修繕であっても詳細写真を残すなど対応が必要である。」(92) とされている。

【指摘 岐阜工業高等学校】

生徒がふざけて窓ガラスを割った場合、学校に窓ガラスの修理費用の損害が発生することになるから、民法 417 条に基づく「別段の合意」（代わりに修繕をするという合意）がなされない限り、損害賠償請求をすべきであり、その際には、調定、納入通知の送付等必要な会計上の手続をとるべきである。

(2) 寄附手続

【事実関係】

平成 29 年 11 月 15 日、民間企業からプロジェクターの寄附採納を受け、また、平成 30 年 7 月 9 日、民間企業からドローンの寄附採納を受けている。寄附採納の決裁の提出を依頼したところ、寄附採納の決裁文書には、いずれの件についても、維持費の見込額に関する記載がなされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

岐阜県会計規則に則り、維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成し、寄附採納の決裁をすべきである。なお、今年度に入り、「スマート液晶視力計 架台セット」の寄附採納案件について、維持費の見込額を検討し寄附採納の決裁を行っているので、改善報告とする。

(3) 育友会からの借入物品

【事実関係】

平成 28 年 7 月 29 日、育友会との間で「育友会物品使用貸借契約書」を締結しており、当該契約書には次の記載がある。「貸渡人岐阜県立岐阜工業高等学校育

友会長を甲とし、借受人岐阜県立岐阜工業高等学校長を乙として、甲乙両当事者間において、次の条項により育友会物品使用貸借契約を締結する。」「(総則) 第1条 甲は育友会物品品目別一覧に記載する物品(以下、「物品」という。)を乙に貸渡し、乙はこれを借受けるものとする。」「(契約期間) 第2条」「(契約の変更) 第7条 この契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書により甲または乙に通知することをもって、この契約書による契約とみなす。」と記載されている。

また、定期監査資料には育友会からの借入物品として「電気炉」の記載があるが、育友会の備品台帳(同契約書第1条の「育友会物品品目一覧」と思われる)には記載がなく、契約書もないとのことである。

加えて、育友会がリース契約をしている防犯カメラは育友会の所有ではないため、育友会の備品台帳には記載がない。

さらに、育友会の備品台帳には、同契約が締結された平成28年7月29日以降に育友会が購入した備品(ノートパソコンやプロジェクター等)の記載があるが、上記使用貸借契約第7条が定める物品異動通知書の作成はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続きをしなければならない。」

同第88条の2第1項(物品帳簿等の備付け)「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

さらに、既に記載したとおり、平成28年7月29日付けの「育友会物品使用貸借契約書」には、「(契約の変更) 第7条 この契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書により甲または乙に通知することをもって、この契約書による契約とみなす。」との規定がある。

【指摘① 岐阜工業高等学校】

電気炉など平成28年前に使用貸借契約を締結し、育友会の物品品目別一覧表に記載がないものについては、契約関係を書面にて明らかにすべきである。

【指摘② 岐阜工業高等学校】

「育友会物品使用貸借契約書」締結後の借入物品については、同契約書の手続に基づき、「物品異動通知書」による通知の手続を踏むべきである。

【指摘③ 岐阜工業高等学校(改善報告)】

育友会がリース契約を締結しているため「育友会物品使用貸借契約書」の対象外である防犯カメラについても、契約を締結し、物品一覧表に記載すべきである。なお、令和元年11月1日、「防犯機器使用貸借契約書」を作成し、借入物品として登録がされたので、改善報告とする。

(4) 図書

【事実関係】

育友会会計での図書購入がなされているが、寄附採納手続を行っていない。また、寄贈された図書があるが、これらの図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

育友会などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。なお、令和2年1月22日付けの図書の寄附採納決裁においては、会計規則第86条の定めるところにより寄附申込の諾否が決定されているので、改善報告とする。

(5) 航空機

【参考報告 岐阜工業高等学校】

航空宇宙産業課の令和元年8月23日付定期監査資料の「第3 事務事業執行状況」において、「1 航空宇宙産業対策推進費」において、「(5) モノづくり教育プラザ（二期）整備事業費」のうち、「モノづくり教育プラザ実習用航空機等設置業務委託」として、293万9760円が支出されている。ヒアリングによると、この支出は、モノづくり教育プラザ2号館内に実習用として設置された2機の小型航空機の、移設費用及び外装の塗り替え費用であるとのことであった。

なお、1機は、中日本航空専門学校から岐阜工業高等学校へ直接譲渡されたものである。もう1機は、航空宇宙博物館（各務原市）から、県へ譲渡され、その後平成31年3月1日に、航空宇宙産業課から岐阜工業高等学校へ管理換えされている。「物品管理換調書」によると、いずれも取得価格は0円である。

取得価格が5万円以下であるが、「資料として価値が高いものその他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でない」と認められたもの（岐阜県会計規則第83条第2項第1号）として、物品一覧表に登録している事例として、参考となるため、報告する。

5 施設

(1) 物置

【事実関係】

グラウンドに物置が四つあり、ヒアリングにおいて、所有関係は不明であると回答を得たが、後日、いずれについても岐阜工業高等学校部活動後援会の所有であり、グラウンド北東の物置二つは陸上部が使用し、西南の物置二つはラグビー部が使用しているが、いずれについても、行政財産の目的外使用許可はとっていないとのことである。

<物置の写真>



物置 左 (B) 右 (A) 陸上部が使用



物置 左 (D) 右 (C) ラグビー部が使用



メーカー：イナバ 2002年2月の製造表示がある

【規範①】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 岐阜工業高等学校】

公有財産を適切に管理するため、物置の所有者を把握しておくべきである。

【規範②】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 岐阜工業高等学校】

いずれの物置の設置場所についても、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。

(2) 同窓会所有のマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、平成30年度に同窓会が購入し、育友会が管理し部活動で使用しているマイクロバスが学校用地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可はとっておらず、学校と育友会あるいは同窓会との間で使用貸借契約も締結されていない。

また、同窓会が平成30年度にリース契約を締結したマイクロバスもあるが、当該マイクロバスについても同様である。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政

財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜工業高等学校】

マイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成30年度、安全衛生委員会を12回開催したが、議事録が作成されたのは1回だけである。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。なお、予備ヒアリング後は、安全衛生委員会の開催前に資料を作成し、委員会の開催後に議事録を作成するよう改善したので、改善報告とする。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートヒアリングによると、衛生管理者は、年48回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、全てについて巡視の記録があるわけではない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付する

とともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜工業高等学校（改善報告）】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。なお、予備監査の翌月からは、職場巡視用チェックリストに基づき巡視記録を作成しているため、改善報告とする。

7 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「岐阜工業高等学校内規集」（平成 24 年 4 月 1 日改定）は各職員が冊子形式で管理しているが、必要に応じて改定されている。しかし、内規集は改定せずに職員会議で周知することとしており、また、同内規集には、薬品や図書に関するものは掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」

同条第 2 項「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

同第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」

【指摘 岐阜工業高等学校】

薬品や図書に関する規定は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、学校内規に掲載すべきである。岐阜工業高等学校においては、現在内規集の見直し中であり、令和元年 9 月 11 日に開催された企画委員会では、各分掌に見直し依頼がなされている。

第 19 華陽フロンティア高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市西鶉 6-69

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
--	---	---	----	----

定時制	256	273	529	800
通信制	154	175	329	720
全学年	410	448	858	1520

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	28	
副校長	1	1			学校業務専門職	1	
教頭	2	1			学校医	4	
教諭	62	60			学校歯科医	1	
養護教諭	2	1			学校薬剤師	1	
実習助手	1	0					
事務職員	6	6					
学校司書	1	1					
学校栄養職員	1	1					
学校用務員	1	1					
調理師	1	1					
計	79	75	計	6	計	35	5

・雇員：第1種1人、第2種4人

(4) 進路状況(令和元年6月1日現在) (人)

		進学	就職	その他	合計
平成 29 年度	定時制	67	59	35	161
	通信制	38	24	43	105
平成 30 年度	定時制	55	62	27	144
	通信制	32	15	34	81

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・定時制 男子バレーボール部(東海高等学校定時制通信制大会 2位等)
- ・定時制 女子バレーボール部(全国高等学校定時制通信制大会 ベスト8等)
- ・定時制 陸上競技部(県高等学校定時制通信制総合体育大会男子400m優勝等)
- ・定時制 剣道部(全国高等学校定時制通信制大会 男子個人優勝等)
- ・定時制 卓球部(県高等学校定時制通信制総合体育大会 8位等)
- ・定時制 ソフトテニス部(県高等学校定時制通信制総合体育 女子団体優勝等)
- ・通信制 バドミントン部(県高等学校定時制通信制総合体育大会 女子シングルス優勝等)

- ・通信制 ソフトテニス部（県高等学校定時制通信制総合体育 男子個人ダブルス 4位等）
- ・定時制 演劇部（県高等学校演劇大会岐阜地区大会 奨励賞等）

（6）特色

県下初の定時制課程と通信制課程を並置する単位制普通科の単独校で、平成12年4月に岐阜市大縄場から移転し開校した。

入学定員は定時制 200 人、通信制 240 人である。

「新 子どもかがやきプラン アクションプラン 2018」の重点施策の一つとして、障がいのある生徒のニーズに対応した学びの場を整備するため、少人数コミュニケーション講座が設けられている。

2 監査の重点及び監査手続

授業料等の滞納があるため債権管理に着目するとともに、薬品、図書を含む物品の管理、契約関係にも着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年5月9日及び令和元年10月30日、華陽フロンティア高等学校の管理職（校長、副校長、教頭、事務部長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室やグラウンド、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラを設置しているが、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

令和元年度、防犯カメラの映像について、警察から捜査関係事項照会（刑事訴訟法197条2項）を受けて提出した際には、決裁手続をとっている。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 華陽フロンティア高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

劇物を保管する冷蔵庫に、「毒物」「劇物」の表記がなされていなかった。

【規範】

華陽フロンティア高等学校の「毒物・劇物・一般薬品の保管管理について」の「3」においては、毒劇物を保管する保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるように「毒物」「劇物」の表示をする、毒物は赤字に白色で「毒物」の文字、劇物は白地に赤色で「劇物」の文字を表示する。また、毒物・劇物の名称などについても明示するとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

劇物を保管する冷蔵庫には、白地に赤色で「劇物」の文字を表示すべきである。

（2）図書

【事実関係①】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館図書」として、定時制について 24 万 9902 円、通信制について 5 万 9959 円の支出がある。

学校は、P T A 費で購入した図書については、P T A から寄附を受けたものと認識しているが、消耗品に該当するためという理由で、寄附採納手続を行っていない。また、図書の廃棄に関し、平成 31 年 2 月 21 日付「除籍・廃棄について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、係、部長、事務長補佐、事務長、教頭、副校長、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

P T A 以外からの寄贈図書についても、寄付採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

【事実関係②】

華陽フロンティア高等学校には、除籍・廃棄規準として、①刊行後年数が経過

しており、記述されている内容・資料・表記等が古くなり現状にそぐわないと思われる図書資料、②汚損・破損をしている図書資料、③複本があり保存分が確保されている図書資料、④利用頻度が著しく低く、内容が現状にそぐわない図書資料、⑤改訂版が出版されている図書資料、⑥蔵書点検を経て、5年以上不明の図書資料のいずれかに該当する図書を廃棄できるものとしている。

「除籍・廃棄について（伺い）」と題する決裁書類においては、除籍・廃棄の対象となった図書が、上記除籍・廃棄基準のうちどの規準に該当したために除籍・廃棄されたのかが記載されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

除籍・廃棄の決裁書類においては、除籍・廃棄の対象となった図書が、上記除籍・廃棄規準のうち、どの規準に該当したために除籍・廃棄されたのかを記載すべきである。

5 私費会計

(1) 学校徴収金運営連絡委員会について

【事実関係①】

アンケートによれば、決算（案）を図る学校預り金運営委員会は、PTA総会とは別に行われていない。

【規範】

岐阜県立華陽フロンティア高等学校学校徴収金事務取扱要領第5条によれば、校長は、学校徴収金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする「学校徴収金運営連絡委員会」を置くことを規定している。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

PTA総会とは別に、学校徴収金運営連絡委員会を開催すべきである。

【事実関係②】

学校預り金について、決算の監査は管理職、担当教諭が行っており、保護者は監事に入っていない。

その理由は、ヒアリングによれば、生徒の個別の状況を公表できないためとのことであった。

【規範】

岐阜県立華陽フロンティア高等学校学校徴収金事務取扱要領第13条によれば、校長は、学校徴収金に関する監査のため、会計ごとに監事を複数人置かなければ

ならず（第1項）、原則として、監事のうち1人以上は保護者を充てるものとされている（第2項）。

そして、「学校徴収金事務取扱要領の運用について」第13条関係においては、監事は、特に定めのある会計を除き、事務長及びPTA（校友会）会計監査1名とするとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

学校預り金の決算の監査に原則として保護者を充てるものとされているのは、預託の主体である保護者を監査に関与させることにより、預り金の適正な運用を確保するためであると考えられる。

「学校徴収金事務取扱要領の運用について」に従い、監事のうち1名は保護者（PTA（校友会）会計監査）とすべきである。

6 債権・契約

（1）授業料等

【事実関係】

滞納となっているある生徒の平成26年4月～同年10月分の高等学校授業料について、平成26年6月6日より、督促状を発付し、催告を繰り返している。また、何度か電話や臨宅をしているが支払われず、現在に至っている。

他にも、滞納となっている平成27年7月～9月分、同年11月分～平成28年2月分についても同様に、平成27年6月8日に督促状を發布して以降、催告を繰り返しているが、現在まで支払われていない。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第171条の5は、徴収の停止を規定する。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから1年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令171条の2に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

（2）一者随意契約

【事実関係】

平成30年7月24日、岐阜県立華陽フロンティア高等学校で実施する建築基準法第12条定期点検等委託業務（予定価格109万800円）について、一般競争入札を行った。

3者が入札したが、いずれの入札も予定価格を上回っていた。

開札の場に来たのは1者のみであり、他の2社は郵送による入札であったため、再度の入札を行わず、最低入札額を入札した業者と随意契約を行うこととし

た。随意契約理由書によれば、随意契約をすることができる理由は、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号）に該当するためとのことである。

【規範】

地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号によれば、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、随意契約によることができるとされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

上記事実関係によれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の要件に該当しない。

他の随意契約の要件に該当する事実も認められないから、再度の入札を行うべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成 30 年度、安全衛生委員会を開催したのは平成 31 年 1 月 31 日の 1 回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。」とし、同 4 項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

毎月 1 回以上安全衛生委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 華陽フロンティア高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と定めている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 華陽フロンティア高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に6回、校内巡視を行っているとのことである。平成30年度の校内巡視の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 学校内規

【事実関係】

現地往査にあたって学校から内規集を受領したが、当該内規集には、薬品（毒物・劇物等）の管理規程が含まれていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 華陽フロンティア高等学校】

薬品（毒物・劇物等）の管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、薬品（毒物・劇物等）の管理規程である「毒物・劇物・一般薬品の保管管理について」を、内規集に掲載すべきである。

第3章の2 西濃地区

第20 揖斐高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 1852 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

学科	男	女	合計	定員
普通科	144	62	206	220
生活環境科	30	162	192	220
合計	174	224	398	440

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	7	事務専門職	1	2
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	1	
教諭	32	30			非常勤講師	50	
養護教諭	1	1			産業医	1	
実習助手	2	1			学校医	4	
事務職員	2	2			学校歯科医	2	
用務員	1	1			学校薬剤師	1	
再任用職員	2	2					
計	42	39	計	8	計	60	2

(4) 進路状況(令和元年9月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	66	66	132
平成30年度	56	83	139

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・フェンシング部：岐阜県高等学校総合体育大会フェンシング競技
 - 女子個人サーブル 第6位
 - 女子個人フルーレ ベスト8
- 岐阜県高等学校新人大会フェンシング競技
 - 男子フルーレ団体 第3位
 - 男子サーブル団体 第3位

(6) 特色

大正8年に前身である揖斐郡立揖斐農林学校として設立された。昭和24年に現在の名称に改称し、それと同時に普通科、農業科をおく総合制高等学校となる。

昭和35年に農業科が廃止となるも、平成7年には生活環境科が設置された。

また、平成16年からは連携型中高一貫校となる。更に、平成28年からは地域との連携を図るべく、揖斐川町と連携協力に関する協定を締結している。

令和元年に創立100周年を迎える。

現在では、普通科1学年2クラス、生活環境科1学年2クラスという状況である。

2 監査の重点及び監査手続

揖斐川町に存在する唯一の高等学校であり、また、生活環境科が設置されているという特色に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月10日及び令和2年1月16日、揖斐高等学校の管理職（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品（備品）の現物実査

【事実関係】

平成30年に実施した現物実査において、備品台帳に登録されていた物品3台（草刈り機、チェンソー、テープレコーダー）が行方不明となっており、その後の調査で、平成28年度に既に廃棄されていたことが判明した。

【規範】

物品の現物実査実施要領第1によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第92条の3の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 揖斐高等学校】

当該3台については、少なくとも、平成29年度に行った現物実査の際にその行方が確認されていなければならなかったものであり、その当時の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認することを徹底すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲

などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

(2) 未使用備品

【事実関係】

長年（少なくとも4～5年）使用していない座高計が存在している。今後も使用する見込みがない。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 揖斐高等学校（改善報告）】

使用見込みがないのであれば、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

上記指摘を踏まえ、令和元年12月23日付けで不用決定した（令和元年度中に廃棄処分予定。）とのことであったので改善報告とする。

(3) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 揖斐高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、衛生管理者による職場巡視は、少なくとも週一回行われているとのことであるが、その記録が残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条において、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

更に、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 揖斐高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年 1 回しか行われていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 揖斐高等学校】

産業医に対して、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、

衛生管理者が行う巡視の結果等を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、学校を巡視するよう求めるべきである。

第 21 池田高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県揖斐郡池田町六之井 242 番地の 1

(2) 生徒数 (令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	173	295	468	480

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	講師	3	業務専門職	1	1
教頭	1	1			事務専門職	1	
教諭	30	27			特別支援教育支援員	1	
養護教諭	1	1			キャリアプランナー	1	
実習助手	1	1			非常勤講師	10	
事務職員	2	2			産業医	1	
司書	1	1			学校医	5	
用務員	1	1			薬剤師	1	
					スクールカウンセラー	1	
計	38	35	計	3	計	22	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	136	23	159
平成 30 年度	136	19	155

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

空手道部は、男女ともに、団体戦でインターハイ・東海総体にも出場するなど好成績を収めている。

また、文化系では吹奏楽部が、各種の岐阜県大会で金賞を取るなど、活躍している。

(6) 特色

創立 36 年（令和 2 年 4 月 1 日現在）と、県内高等学校の中で、十数年前に統廃合によってできた学校を除くと、一番新しい県立高等学校である。池田町、神戸町の合同で誘致をしていた。

平成元年度には 1 学年のクラスが 11 となったのを最大として、近年は減少傾向にあり、平成 19 年度以降は 1 学年 4 クラスとなっている。

平成 27 年度からユネスコスクールに指定され、福祉、国際、環境教育に重点を置いている。

2 監査の重点及び監査手続

池田町、神戸町の合同で誘致をしたということで、校舎敷地の所在地が池田町、グラウンド所在地が神戸町という、両町に位置するという特色に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 10 日、池田高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査に関する書類等の提出資料の書類監査を行った。また、グラウンド上に存在する倉庫の占有状況や事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品（備品及び動物）の現物実査

【事実関係】

平成 30 年度に実施した物品の総点検の結果、数で把握するとされている「特定物品」につき、それまで 661 品目と計上されていたものの、現時点における正しい品数としては 546 品目であることが判明した。しかし、いつ、いかなる理由により、品数が異なってしまっていたのかは不明である。

【規範】

物品の現物実査実施要領第 1 によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第 92 条の 3 の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 池田高等学校（改善報告）】

平成 30 年度よりも以前にも現物実査が実施されていたにもかかわらず、平成 30 年度の現物実査において初めて発覚したというものであり、それ以前の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

実態と整合する物品帳簿を作成すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲

などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

少なくとも現時点においては、判明した「特定物品」546品につき、配置図、写真、ラベル貼付により明確に管理がなされているので、改善報告とする。

(2) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。なお、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 池田高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部が使用している物置が設置されていた。これらの所有者はP T Aとされている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 池田高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を年2回しか行っていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条第 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようにならなければならない。」とされ、同第 4 項において、「事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 池田高等学校】

安全衛生委員会を、毎月 1 回以上は行うべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者による職場巡視について、少なくとも週一回以上行なわれているとのことであるが、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 池田高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

（3）産業医

【事実関係】

産業医の巡視については、年 2 回行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 池田高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

池田高等学校においては、学校預り金運営委員会が開催されたと報告されているものの（平成 30 年 2 月 15 日、同年 3 月 15 日）、その議事録が存在しない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 池田高等学校】

学校預り金運営委員会にて、事業計画（案）、予算（案）及び決算（案）の承認を受けた旨を記載した議事録を作成すべきである。

第 22 大垣北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市中川町 4 - 110 - 1

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	503	459	962	960

(3) 組織及び構成（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	2	業務専門職	1	2

教頭	2	2			非常勤講師	13	
教諭等	50	51			校医等	7	
養護教諭	2	2					
実習助手	1	1					
事務職員	4	5					
司書	1	1					
用務員	1	1					
計	62	64	計	2	計	21	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	315	1	316
平成 30 年度	322	0	322

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

運動系 14、文化系 15 の 29 部がある。平成 30 年度運動系では、卓球部 (個人) と特別部活動 (少林寺拳法) が全国大会に出場している。文化系では、音楽 (合唱部)、放送部が全国大会に出場した。

(6) 特色

県内有数の進学校である。またスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業の指定校でもある。

人間尊重を基調とし、智・徳・体の調和のとれたたくましく豊かな人間性を育み、高い志とグローバルな視野をもって人類・社会に貢献できる有能な人材を育成することを教育目標としている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、SGH事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 18 日及び同年 11 月 8 日、大垣北高等学校の管理職 (校長、教頭、事務長等) のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用 PC の持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 情報セキュリティ事故 1

【事実関係】

平成30年度に学校管理のCD-RWの亡失事故があった。当該CD-RWには、印刷業者に原稿を提出する媒体として利用していたものである。但し、個人情報が入っていなかったとのことである。CD-RW自体は鍵のかかる保管庫にて保管されていることから、外部の者によって取り出された可能性は低い。また、使用簿の記録上には、返却確認がされている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 大垣北高等学校】

亡失原因は定かでないものの、そもそも返還がされていないにもかかわらず、使用簿上返還がなされたと記録だけなされてしまっていたか、あるいは、返還がなされた以後に誤って廃棄されたかのどちらかである。

いずれにせよ、書き込まれていた情報によっては重大な事態となる可能性もあり、返還を受けた際には、責任者により確実な確認を行った上で、使用簿に確認を行った旨のサインをすべきである。

（2）情報セキュリティ事故2

【事実関係】

令和元年度に、非常勤講師の私物パソコンを使っての授業がなされていたところ、操作ミスにより、ホワイトボードに生徒のテストの得点が投影されてしまうという事故が起きた。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」1頁において、「文書を掲示する場合には個人情報の有無を確認し、適正に管理すること。」と規定されている。

【指摘 大垣北高等学校】

各生徒の点数という秘匿性の極めて高い情報の適正管理として、当該情報が保管されたパソコンをプロジェクターに繋がらないよう注意すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣北高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

（2）パソコンの使用貸借

【事実関係】

大垣北高等学校において実施されていた S G H 課題研究のために用いていたパソコンについては、業者から賃貸を受けていたが、同研究が終了したことに伴い、業者から無償提供を受けることとなった。もっとも無償提供を受ける当事者としては P T A であり、大垣北高等学校は P T A から更に使用貸借を受けるという仕組みがとられている。使用貸借期間は 1 年である。

【意見 大垣北高等学校】

契約関係が複雑であり、また使用貸借期間が 1 年という短期間が設定されているため、毎年度の更新負担も生じる。

端的に、大垣北高等学校の所有とすることが望ましい。

5 施設

（1）グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには部活動で使用している物置が設置されているが、その所有者は不明であり、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣北高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であるかを確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 大垣北高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

大垣北高等学校では、「岐阜県立大垣北高等学校預り金事務取扱要領」にて預り金運営委員会が設けられているところ、平成 30 年度の開催実績はない。学校によると、学校預り金契約審査会において、学校預り金の事業計画や予算、決算について、議論しているとのことである。

【規範】

大垣北高等学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は毎会計年度開始前に学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

【指摘 大垣北高等学校】

学校預り金運営委員会を開催して、学校預り金の会計種別ごとの事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)について承認を得るべきである。

(2) 教育財務課への報告内容

【事実関係】

教育財務課への預り金運営委員会の開催の状況に関する報告に関し、上記のとおり、実際は開催されていないのに、開催され、議事録作成がなされたとして、報告されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣北高等学校】

正しい報告をすべきである。

7 職員の管理

(1) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年6回行われているものの、その実施タイミングは不定期である（平成30年度は7、9、11、12、1、2、3月に実施）。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 大垣北高等学校】

産業医に対して、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果等を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、学校を巡視するよう求めるべきである。

第23 大垣南高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市浅中2丁目69番地

(2) 生徒数(平成31年4月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制普通科	378	340	718	720

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	3	業務専門職	2	2
教頭	1	1			非常勤講師	11	
教諭	42	39			学校医等	6	

養護教諭	1	1					
実習助手	1	1					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	50	47	計	3	計	19	2

(4) 進路状況(令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	237	0	237
平成30年度	234	6	240

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・フェンシング部：東海高等学校選抜 男子フルーレ団体 優勝
女子フルーレ団体 優勝
女子サーブル団体 優勝

(6) 特色

昭和24年に、学区制・総合制の実施に伴い、岐阜県立大垣高等学校と岐阜県立大垣実業高等学校が廃止、南北二校に分かれ、県立大垣北高等学校と同時に発足した。その後、昭和49年に現在の場所に移転。

現在では、人材の県外流出問題に対応するべく、ふるさと教育を実施している。また、平成29年からは、進学指導重点校事業に指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、進学指導重点校事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月18日及び及び令和2年1月17日、大垣南高等学校の管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書を除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 物品(備品、消耗品及び動物)

(1) 物品(備品及び動物)の現物実査

【事実関係】

平成30年に実施した現物実査において、備品台帳に登録されていた調光器1台(平成4年取得、帳簿登録価格22万0000円)の紛失が確認された。その紛失

時期も不明とのことである。なお、賠償責任はなしということで事案は終了している。

【規範】

物品の現物実査実施要領第1によれば、物品管理のため岐阜県会計規則第92条の3の規定に基づき、管理する物品と物品帳簿との照合を行うことにより、物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていることを確認するとされている。

【指摘 大垣南高等学校】

平成30年度よりも以前にも現物実査が実施されていたにもかかわらず、平成30年度の現物実査において初めて発覚したというものであり、それ以前の現物実査がずさんであったと評価せざるを得ない。

実態と整合する物品帳簿を作成すべきである。

なお、そもそも、高等学校においては管理すべき動産が多数存在することから、その実際の現物実査において、適正に行うことに困難も予想されるが、その範囲などを区切り、行う時期を分断した上で、意味のある実査を行うことも一考である。

(2) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣南高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置、プレハブ小屋、ベンチ

【事実関係】

グラウンドには野球部が使用している物置、プレハブ小屋、ベンチが設置されていた。これらの所有者はP T Aまたは野球部保護者会とされている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣南高等学校】

上記物置などが設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

平成 30 年度、安全衛生委員会が開催されたのは 11 回であり、開催のタイミングも月 1 回ではない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条（委員会の会議）第 1 項「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。」

【指摘 大垣南高等学校】

月に 1 回以上、安全衛生委員会を開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、衛生管理者による職場巡視は、週一回行われているものの、その記録としては年 6 回分の記録しか残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条においては、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

更に、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付する

とともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣南高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視回数は、年6回行われているものの、その実施タイミングは不定期である（平成30年度は5、10、11、12（12月は2回）、2月に実施）。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 大垣南高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第24 大垣東高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市美和町 1784 番地

(2) 生徒数（令和元年9月1日現在） (人)

学科	男	女	合計	定員
----	---	---	----	----

普通科	394	408	802	800
理数科	77	40	117	120
合計	471	448	919	920

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
			常勤講師		業務専門職		
校長	1	1	9		2		0
教頭	2	2			9		
教諭等	49	45			6		
養護教諭	2	1			1		
実習助手	3	2					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	61	55	計	9	計	18	0

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	308	1	309
平成30年度	321	0	321

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・テニス部：男子 個人シングルス 東海中日ジュニアテニス選手権大会
- ・陸上競技部：男子 110mH 全国大会出場
男子 400mH 東海大会出場
男子 5000mW 東海大会出場
女子三段跳び 東海大会出場
- ・水球部：男子 東海高校総体1位、男子 全国高校総体ベスト8

(6) 特色

全日制であり、普通科と理数科がある。理数科があることもあり、理数教育フラッグシップハイスクール (F S H) 事業指定校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、理数教育フラッグシップハイスクール事業の指定校であるという点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月11日、大垣東高等学校の管理職

(校長、教頭、事務長ら)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や寄附採納手続に関する書類などの提出書類の書類監査を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) SDカードの管理

【事実関係】

SDカードの貸出し記録上、年度当初に申請し、年度末に返却扱いをしているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査(所属監査・書面)調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」(外部記録媒体)として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」(様式2)の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い(長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。)。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 大垣東高等学校】

記録上は、約1年もの間、SDカードの貸出をしている状態となっており、情報セキュリティ責任者の管理を離れてしまっていると評価せざるを得ない。合理的な理由がない限り、貸出期間については、1ヶ月を上限とすべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの設置がなされているが、防犯カメラの運用管理に関する規程が存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣東高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品 (備品、消耗品及び動物)

(1) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となつていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。なお、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 大垣東高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

大垣東高等学校では、「岐阜県立大垣東高等学校預り金事務取扱要領」にて預り金運営委員会が設けられているところ、平成 30 年度の開催実績はない。

【規範】

大垣東高等学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は毎会計年度開始時に学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

【指摘 大垣東高等学校】

学校預り金運営委員会を開催して、学校預り金の会計種別ごとの事業計画（案）、予算（案）及び決算（案）について承認を得るべきである。

(2) 教育財務課への報告内容

【事実関係】

教育財務課への預り金運営委員会の開催の状況に関する報告に関し、上記のとおり開催がなされていないにもかかわらず、開催され、議事録作成がなされたとして、報告されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項によれば、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣東高等学校】

正しい報告をすべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年 34 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 大垣東高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による職場巡視について、巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 大垣東高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 3 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、

事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘① 大垣東高等学校】

少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による校内巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 大垣東高等学校】

記録がなければ産業医の学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、産業医の学校巡視の際には、その結果の記録化を求めるべきである。

7 学校内規

(1) 学校預り金事務取扱要領

【事実関係】

大垣東高等学校においては、学校預り金運営委員会の設置規範である「学校預り金事務取扱要領」が存在しているものの、規程集(職員必携)に掲載されていない。

そのため、職員間において、同委員会の設置規範の存在が知られておらず、また、同委員会も開催されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第3章の3「私費(学校諸費)会計の管理運営」「(1)適正な会計事務」において、「私費(学校諸費)の会計事務処理にあたっては、(略)「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA(育友会)会計事務取扱要領」により厳格な運用を行う。」とされている。

【指摘 大垣東高等学校】

学校預り金の会計事務処理については、取扱要領に基づいた厳格な運用を行うことが求められているため、取扱要領の内容は、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校預り金事務取扱要領」を職員必携に掲載すべきである。

第 25 大垣西高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市中曾根町大畔 147 番地 1

(2) 生徒数(令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	312	359	671	680

(3) 組織及び構成(令和元年 9 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	11	1
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭	38	32			学校医	5	
養護教諭	1	1			薬剤師	1	
事務職員	3	3					
学校司書	1	1					
計	45	39	計	7	計	19	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	227	7	234
平成 30 年度	235	2	237

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・アーチェリー部：全国高校総体男子団体出場、女子団体 9 位
- ・バドミントン部：全国高校総体女子団体出場、女子単出場、女子複出場
- ・美術部：全国高校総文祭出品
- ・書道部：全国高校総文祭出品
- ・写真部：全国高校総文祭奨励賞

(6) 特色

昭和 55 年に創立された全日制・普通科の高等学校である。「至誠一貫」の校訓のもと、人間尊重の基盤に立ち、知・徳・体の調和のとれた人格形成をめざし、自他に対して至誠を貫き、自主・自律の精神と創造性に富む資質の啓発を期することを教育目標としている。平成 31 年度から単位制を導入した。

2 監査の重点及び監査手続

物品管理、施設の管理及び職員の管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 11 日、大垣西高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査に関する書類や P T A 所有の備品処分の決裁書類等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【参考報告 大垣西高等学校】

防犯カメラ 4 台が、平成 18 年 1 月に育友会費で設置された。設置目的は、盗難防止である。平成 28 年 6 月に学校と育友会の間で賃貸借契約書（無償なので、実際は使用貸借契約である。）が締結され、借入物品として備品登録されている。また、「岐阜県立大垣西高等学校防犯カメラ管理要綱」（平成 28 年 6 月施行）が作成されている。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定されている。なお、大垣養老高校が令和元年に防犯カメラの管理要綱を策定する際に、上記管理要綱を参考にしている。

防犯カメラについて使用貸借契約が締結され、かつ、記録された情報の取扱いを規定した例として、参考になる。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 現物実査

【参考報告 大垣西高等学校】

現物実査の際には、備品が置いてある場所を記載した教室の図面を見ながら実査している。効率的に行うことができ、かつ、物品の所在を書き込むこともできる方法として参考になる。

【事実関係】

平成 30 年度の物品の総点検の際に作成された「物品の総点検実施計画書」において、現物確認後記載する「実施日」「実査担当者指名（変更後）」欄には実施日の記載はなく、変更した実査担当者の名前が実施日の欄に鉛筆書きでメモさ

れていた。

【規範】

平成 30 年 4 月 12 日付第 34 号「物品の総点検の実施について（通知）」は、「実査担当者は、物品一覧表に記録されている物品の存在、利用状況を確認して、物品一覧表と現物との突合を行い、突合後は別添 1 又は物品一覧表に実施日を記載する。」としている。また、同通知別添 1 「物品の総点検実施計画書」は、計画作成時に、実施予定時期、総点検の対象物品及び実査担当者氏名を記載し、現物確認後に実施日と実査担当者指名（変更後）を記載する様式になっている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣西高等学校】

実施日及び実際に実査を担当した者の氏名を正確に記載すべきである。

（2）遊休物品

【事実関係】

グラウンド横に使用していない焼却炉（取得年度平成 6 年度、取得価格 119 万 9950 円）がある。いつから使用していないかは明確ではないが、遅くとも学校の焼却炉で燃やしてはいけないといわれた時期からである（なお、ダイオキシン類等の有害物質の排出が問題となり、文部省から原則として使用を取りやめるよう通知が出されたのが平成 9 年である。）。しかし、撤去費用が捻出できず、そのままになっている。ヒアリング時に現物を確認したところ、錆などの劣化が確認された。



【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができな

い物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 大垣西高等学校 教育財務課】

学校における焼却炉の使用を全国的に廃止する通知がなされてから 20 年以上が経過している。本件焼却炉の状態からしても使用見込みがないことは明らかである。学校が不用決定をした上で、売却ができないのであれば、廃棄を検討すべきである。

また、教育財務課は、学校から予算要求があった場合、内容を確認のうえ、その必要性や優先度を踏まえ、必要があれば予算令達すべきである。

(3) 育友会物品の処分

【事実関係】

育友会から借り入れをしていた物品（モノクロレーザープリンター等）について、育友会に返却した上、処分し、育友会備品台帳から除却している。処分の決裁文書には、育友会理事（校長）と同参事（教頭）の決裁はあるが、同会長の決裁はない。

【規範】

岐阜県立大垣西高等学校育友会規約第 13 条第 4 項「理事（校長）は会長及び副会長を補佐し、予算執行等事務の執行について専決処分する。ただし、その内容が会長と協議して処理すべきものと認められるものについては、専決処分できない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 大垣西高等学校】

学校が借入をしていた育友会所有の財産を、実質的には、学校内部の決裁のみで処分している。育友会規約は、予算執行等事務の執行については校長が専決処分できるとしているが、同規約により育友会所有の財産の処分権限までも与えていると解することはできない。育友会所有の財産を処分する場合は、育友会の承認を得るべきである。また、承認を得たことについて、明確に記録すべきである。

(4) 図書

【事実関係】

平成 30 年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、21 万 4938 円分の支出がある。育友会からの図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣西高等学校】

育友会などからの図書に寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附手続をとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上に物置が設置されているが、ヒアリング時には所有者は不明との回答であった。物置には、主に球技大会・体育祭などに使用する授業用の物品が格納されている。また、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣西高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であることを確認すべきである。

【規範②】

不動産は、公有財産である（地方自治法第 238 条第 1 項）。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならず（岐阜県公有財産規則第 13 条）、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている（同規則第 27 条の 2）。

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならず（同規則第 26 条第 1 項）、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない（同規則第 26 条の 2 第 1 項）。また、校長は学校の施設及び設備（備品を含む）の管理を統括するとされている（岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項）

【指摘② 大垣西高等学校】

上記物置は、土地に定着しており、不動産に該当する。また、学校の行事で使

用する物品を保管するために使用している状況からすれば、学校が所有者から借りて使用しているといえる。所有者との間で使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

6 職員の管理

(1) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成 30 年度は、産業医は、年に 4 回、校内巡視を行ったとのことである。なお、令和元年度は、2 か月に 1 回、合計 6 回、巡視が行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 大垣西高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

7 学校内規

(1) 防犯カメラ管理要綱

【事実関係】

岐阜県立大垣西高等学校防犯カメラ管理要綱（平成 28 年 6 月施行）は内規集である職員必携には掲載されていない。また、ヒアリングの際には、防犯カメラのデータの取扱い等を定めた規程はないとの回答であった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣西高等学校（改善報告）】

防犯カメラ管理要綱は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、職員必携に掲載すべきである。

令和2年1月に職員必携が改訂され、防犯カメラ管理要綱が掲載されたので、改善報告とする。

(2) 毒物・劇物管理規程

【事実関係】

「大垣西高等学校毒物・劇物管理規程」は制定されているが、内規集である職員必携には掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣西高等学校（改善報告）】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「大垣西高等学校毒物・劇物管理規程」を、職員必携に掲載すべきである。

令和2年1月に職員必携が改訂され、毒物・劇物管理規程が掲載されたので、改善報告とする。

第26 大垣養老高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県養老郡養老町祖父江向野 1418 の 4

(2) 生徒数(令和元年4月8日現在)

(人)

学科	男	女	合計	定員
総合学科	85	272	357	360
生産科学科	49	67	116	120
食品科学科	36	83	119	120
環境園芸科	61	56	117	120
全学年	231	478	709	720

(3) 組織及び構成 (令和元年5月1日現在 定期監査資料から) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師	23	
教頭	2	2	常勤実習助手	1	支援員等	3	
教諭等	52	47	栄養士	1	学校医等	6	
初任者研修担当	1	0			業務専門職	2	
養護教諭	1	1			実習補助専門職	2	
事務職員	5	5					
司書	1	1					
栄養士	1	0					
計	79	71	計	8	計	36	4

(4) 進路状況 (定期監査資料から) (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	132	98	230
平成 30 年度	118	115	233

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・陸上競技部：東海選手権 女子ハンマー投げ 出場
- ・フェンシング部：全国選抜大会 女子団体エペ 5位
- ・柔道部：東海高校総体 女子 78 kg 超級出場
- ・なぎなた部：県高校総合体育大会 団体 2位 東海大会出場
- ・吹奏楽部：東海吹奏楽コンクール 銀賞等
- ・農業クラブ：農業クラブ全国大会農業鑑定競技会 分野園芸、食品、家畜 優秀賞

(6) 特色

大正 10 年に創立された大垣農業高等学校と昭和 23 年に創立された養老女子商業高等学校が、平成 17 年 4 月に統合し、現在の大垣養老高等学校となった。全日制で、岐阜県西濃地区唯一の総合学科と農業科を設置する高等学校である。総合学科には 4 つの系列があり、農業科には、生産科学科、食品科学科、環境園芸科の 3 学科が設置されている (令和 2 年度から再編成予定である。)。また、ユネスコスクール加盟校でもある。校内には、寄宿舎「いぶき寮」が設置されている。養老女子商業高等学校の旧校舎 (所在地：養老郡養老町押越 17 番 6。以下、「養老校舎」という。) については、一部部活動が利用している。

2 監査の重点及び監査手続

大垣養老高等学校は、農業科があることから、農場の管理等について着目した。また、養老校舎の利用状況等にも着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年11月8日、大垣養老高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行い、同年12月2日には養老校舎の現地調査とヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、薬品点検簿や寄付採納手続、バスの運用規程等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【参考報告 大垣養老高等学校】

令和元年9月に、PTAが防犯カメラ3台を不審者対策のために設置した。学校とPTAとの間で使用貸借契約を締結し、「岐阜県立大垣養老高等学校防犯カメラ管理要綱」を策定した。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定されている。

防犯カメラにより記録された情報の取扱いを規定した例として、参考になる。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄宿舎のエアコン

【事実関係】

寄宿舎事務室には、エアコンが、PTA会費で設置されており、PTA会計の物品一覧に記載されている。学校職員が使用するため経費負担は県となっているが、使用貸借契約の締結はされておらず、備品登録もされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

同規則第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 大垣養老高等学校】

寄宿舎のエアコンは、学校がPTAから使用貸借をしているものとして、使用貸借契約を締結し、備品登録すべきである。

（2）薬品管理

【事実関係】

「理科薬品点検簿」には、薬品の点検をした日にちを記載し、校長・教頭・事務部長・理科主任・担当者が確認して押印することになっている。点検は、年3

回行われているが、担当者以外の押印がされていない点検が多数ある。特に、平成 29 年は担当者以外に誰も押印しておらず、平成 30 年は、担当者と理科主任のみが押印している。

【規範】

「薬品の取扱要領等校内規程（大垣養老高等学校）」第 1 項「管理者（または管理者に依頼された者）は、購入量及び使用料と保有量（保管量）の確認を定期的に行う。記録用紙は半年ごとに校内決裁を受ける。」

【指摘 大垣養老高等学校】

薬品の点検について、半年ごとに校内決裁を受けるべきである。また、校内決裁を受けたことが分かるように記録を残すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計歳入歳出決算書によると、図書館用図書（雑誌等）として、19 万 7349 円分の支出がある。P T A からの図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣養老高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(4) A E D の設置台数及び設置場所

【事実関係】

A E D が、県費で購入したものが 1 台、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から使用貸借しているものが 1 台ある。1 台は、本校舎の体育館に、1 台は養老校舎の体育館に設置されている。

【意見 大垣養老高等学校 学校安全課】

農業高校であるため、本校舎は敷地も広く、生徒が屋外で作業する機会も多い。本校舎で設置されている体育館から敷地北側の水田まで 500 メートル以上離れており、駆け付けるために時間がかかってしまう。他校では一つの校舎に 2 台設置されていることからすれば、本校舎に 1 台のみの設置は、不十分である。早急に増設するのが望ましい。

(5) 芸術品の寄附採納手続

【参考報告 大垣養老高等学校】

校長室に展示されている書「自主創造」について、平成24年10月1日に寄附を受け、寄附採納手続を行った。取得価格は、寄贈者の自己申告価格である。

他校では、校内に展示されている書や絵画などの芸術品については、寄附採納手続がとられず、所有者が不明なものも見受けられる。寄附採納手続がとられている例として参考になる。

5 施設

(1) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するマイクロバス2台が校内に駐車されている。所有者は同窓会及び部活動後援会である。車検証や保険証券の写しを学校で保管しており、車検証上、所有者は自動車販売業者、使用者は保護者個人となっている。上記バスについては、駐車している敷地について目的外使用許可の手続はとられておらず、学校との間で使用貸借契約も締結されていない。

大垣養老高等学校諸規定のうち、「6. 部活動支援バス運用規程」が定められ、第5条（承認）において、「バスを利用する場合は、使用予定の7日前までに部活動支援バス使用承認願（部活動支援バス管理規程別記様式1）を提出し、校長の承認を受ける。」とされている。また、第12条ないし第17条において、燃料代・高速料金の負担について、休日・長期休暇で各部活動が使用する場合は、各部の負担とし、養老校舎の体育館への移動その他学校行事等で使用する場合及び高体連・高文連・高野連主催の大会や協会主催の大会に使用した場合は、部活動後援会会計において負担することとされている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

岐阜県会計規則第86条の2において、「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。

【指摘 大垣養老高等学校】

同窓会及び部活動後援会の所有するバスについては、規程があることや、校長がバスの使用について承認をしていること、使用を特定の部活動に限定していないことから、学校が同窓会及び部活動後援会から借りた上で、管理していると解される。その場合、同窓会及び部活動後援会との間で、マイクロバスについて、

使用貸借契約を締結すべきである。

一方、専ら部活動において使用され、かつ、経費を各部活又は部活動後援会が負担していることからすれば、利用・管理しているのはあくまでも各部活又は部活動後援会とも解しうる。その場合は、マイクロバスの駐車場所について目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部で使用している物置が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣養老高等学校】

物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 寄宿舍

【参考報告 大垣養老高等学校】

農業者経営育成研修等により、年間 1744 名の利用実績がある。寄宿舍の有効活用例として、参考となるため報告する。

(4) 養老校舎の管理

【事実関係】

養老校舎は、現在、体育館を部活動で、グラウンドを学校開放事業で養老町に貸し出す以外には使用されていない。

管理状況としては、週に 1 回、事務職員 1 人が訪問し、事務室や校長室等の校舎と体育館を確認している。グラウンドの草刈りのために 2 人がかりで出向くこともある。また、セキュリティ会社による定期的な訪問もある。

養老校舎の管理費用としては、電気、水道、浄化槽点検代、警備費用などで、年間 100 万円以上が支出されている。

【意見 大垣養老高等学校 教育総務課】

旧校舎の活用方法を検討するのが望ましい。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会が平成31年2月に開催されている。しかし、議事録等に記録がないため、学校預り金の予算や決算承認がされたかどうかは不明である。

【規範】

「学校預り金事務取扱要領」第6条第1項において、「校長は、毎会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

さらに、岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」すること、同条第5項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 大垣養老高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算及び決算について承認を得るべきである。また、承認をされている場合、承認された旨を明確に議事録に記録すべきである。

7 債権・契約

(1) コンクリートブロック撤去の随意契約

【事実関係】

大阪の震災による事故後、建築基準法に適合しない渡り廊下のコンクリートブロック塀の撤去のため、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして、特定の業者と一者随意契約をした。随意契約理由説明書には、見積合わせをしていたのでは時期を失する理由として、「緊急点検の結果、建築基準法に適合していない状況にあることが判明したものである。緊急に撤去して安全を確保する必要がある、見積り合わせをしていたのでは時期を失する」と記載されている。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

岐阜県会計規則第141条「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあつては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」

随意契約事務処理要領⑥別紙6「ウ「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄について「見積合せをしてい

たのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」

【指摘 大垣養老高等学校】

緊急性のため、随意契約とする場合であっても、原則として二人以上の者から見積書を提出するものとされている。

上記随意契約理由説明書の記載では、見積合わせをしては時期を失する理由が十分に説明されているとは言い難い。コンクリートブロック塀の修繕は、同時期に他校でも行われているが、設置個所や通行量によって緊急性が異なるため、指名競争入札によって修繕した事例や二人以上の見積合わせをした事例もある。設置場所の状況や工事完了期限等、緊急を要する事情を具体的に記載すべきである。

(2) 部室の鍵の修繕の随意契約

【事実関係】

野球部の部室の鍵が回りづらくなっていたため無理に開けようとしたところ、鍵が壊れる事故が起きたことをきっかけに、他の部室の鍵すべての修繕について、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして、特定の業者と一者随意契約をした。随意契約理由説明書には、見積合わせをしていたのでは時機を失する理由として、「鍵のドアへの取り付けが緩み、同様の事故が起きる恐れがあること」が記載されている。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

岐阜県会計規則第141条「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」

岐阜県会計規則取扱要領141条関係1（五）は、上記「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある」場合として、「緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき」を挙げている。

随意契約事務処理要領⑥別紙6「ウ「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄について「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明すること。」

【指摘 大垣養老高等学校】

本件では、野球部の部室と同様の事故が、他の部室でも起こる可能性が高いと

は直ちには考え難い。上記随意契約理由説明書の記載は、見積合わせをしていたのでは、時期を失する理由といえるか疑問である。同様の事故が起こる可能性及び緊急性を要する事情について、合理的に跡付け又は検証できるだけの理由を記載すべきである。

8 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

時間外勤務命令簿には、職員会議の場合のみ記載しており、生徒指導の場合は、時間外勤務があるものの、記載していない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項では、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」とされている。

【指摘 大垣養老高等学校】

生徒指導による時間外勤務は、「生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当するため、時間外勤務命令簿を記載すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎日職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。なお、産業医の職場巡視の際には、チェックリストを使用した巡視記録が作成されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の

結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣養老高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

9 学校内規

(1) 薬品の取扱要領等校内規程

【事実関係】

「薬品の取扱要領等校内規程（大垣養老高等学校）」は、内規として提出された「諸規程」には掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 大垣養老高等学校】

薬品の取扱要領等校内規程は、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、内規である「諸規定」に掲載すべきである。

第 27 大垣商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市開発町 4 丁目 300 番地

(2) 生徒数(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制（総合ビジネス）	158	242	400	400
全日制（会計）	102	137	239	240
全日制（情報）	71	47	118	120
全日制（小計）	331	426	757	760
定時制（商業）	26	32	58	160
合計	357	458	815	920

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

		定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
全 日 制	校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	
	教頭	2	2	常勤養護助教諭	1	非常勤講師	21	
	教諭等	47	43	常勤実習助手	2	校医等	7	
	養護教諭	1	1					
	実習助手	5	3					
	事務職員	3	3					
	司書	1	1					
	計	60	54					
定 時 制	副校長	1	1					
	教諭等	10	10					
	養護教諭	1	0					
	事務職員	1	1					
	計	13	12	計	9	計	30	4

(4) 進路状況

全日制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	219	76	295
平成 30 年度	199	80	279

定時制

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	3	13	16
平成 30 年度	8	7	15

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

全日制

- ・速記部：第88回全国高等学校速記競技大会 団体3位等
- ・簿記部：第38回全国高等学校IT・簿記選手権日商簿記 簿記部門 団体4位等
- ・ワープロ部：第65回全国高等学校ワープロ競技大会 団体7位等
- ・コンピューター部：第38回全国高等学校IT・簿記選手権 出場
- ・ITリサーチ部：第26回全国高等学校生徒商業研究発表大会 優秀賞
- ・体操部、陸上競技部：全国高等学校総合体育大会出場等

- ・弓道部：国民体育大会出場
- ・なぎなた部：幸村杯第3回全国高等学校男子なぎなた選手権大会 個人準優勝等

定時制

- ・バドミントン部：平成30年度全国高等学校定時制通信制体育大会 女子団体出場等

(6) 特色

明治35年に創立され、昭和23年に大垣女子商業高校と統合した西濃地域唯一の商業高校である。全日制の設置学科は、総合ビジネス科、会計科、情報科の3学科である。定時制の設置学科は、商業科である。

2 監査の重点及び監査手続

大垣商業高等学校は、伝統ある学校であることから、同窓会などの寄附や私費会計に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月28日、大垣商業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄付採納手続に関する書類やPTA物品使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 答案の持出しの管理

【事実関係】

教員が、答案を校外に持出しをする場合、「外部記録媒体・PC等の持出（使用）に関する申請書」を提出することになっている。申請書では、申請の際と、持出し終了報告の際に、校長、教頭、教務が確認し、印鑑を押すことになっている。しかし、平成30年6月8日申請日の同申請書には、終了報告の校長、教頭、教務の確認の印鑑がいずれも押されていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5適正管理（条例第9条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続（例）】とその

持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 大垣商業高等学校】

管理職が答案の持出終了の確認をし、確認をしたことを記録に残すべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

不審者対策のため、P T Aが平成 23 年に 7 台防犯カメラを設置した。現在も P T Aの所有である。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣商業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 寄附採納手続

【事実関係】

平成 27 年 10 月 7 日に、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から、デジタルCO2モニターなど 10 点（合計額 62 万 8404 円）について、寄附の申込があり、承諾している。しかし、維持費用等の検討をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 大垣商業高等学校（改善報告）】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

令和 2 年 1 月 6 日付けで、上記物品について、維持費の見込額を検討した上で寄附を受け入れる決定をしたので、改善報告とする。

(2) 図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計歳入歳出決算書によると、生徒希望図書購入費として、59万9857円分の支出がある。PTAが購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣商業高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) PTA及び部活動後援会からの借入物品

【事実関係】

PTAと学校との間で、平成7年4月1日に締結した「PTA物品使用貸借契約書」が更新されて継続している。上記契約書では「PTA備品出納簿に記載する物品」が使用貸借の対象となっており、「PTA購入品管理簿」及び「PTA部活動振興費購入品管理簿」が作成されている。上記管理簿には、吹奏楽部やなぎなた部など各部活動が使う物品が、各部活動の顧問を「使用者」として登録されている。

このように、学校が、PTA及び部活動後援会から、物品を借りている。しかし、学校において、備品登録はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2第1項「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない。」

岐阜県会計規則第88条の2第1項「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 大垣商業高等学校】

PTA及び部活動後援会から借りている物品について、学校の物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

(4) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、不審者対策のため、PTAが平成23年に7台設置した。現在もPTAの所有である。PTAと学校の間で使用貸借契約は締結されていないし、備品登録もされていない。

【規範】

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について(照会)」には、「PTA等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 大垣商業高等学校】

防犯カメラについて、PTAと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。なお、防犯カメラのデータの取扱いについても、管理主体や方法を明確にするなど、契約書に規定するのが望ましい。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上には物置が複数設置されており、使用しているのは野球部と陸上部である。いずれについても行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 大垣商業高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するバスが3台ある。使用しているのは野球部と女子バレーボール部とバスケットボール部である。所有者は保護者会会長名義となっている。いずれについても駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 大垣商業高等学校】

マイクロバスが駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 修学旅行費の取扱い

【参考報告 大垣商業高等学校】

全日制の修学旅行は、生徒が業者との間で直接契約しており、料金も直接支払いを行い、旅行業者の方で積立てている。そのため、学校預り金とはしていない。修学旅行費は、学校預り金から旅行業者に支払いをしている学校が多数を占めるため、参考報告とする。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、日常的に職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

なお、管理当番による巡視状況を記載した管理日誌は作成されており、管理職が確認をして押印するようになっている。ヒアリング後に、管理当番日誌の様式を変更し、管理当番が職場状況（職員室等）について、環境（照明・換気等）及び整理整頓について記載する欄が設けられた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣商業高等学校】

「職場巡視用チェックリスト」などにに基づき衛生管理者による職場巡視を行い、その都度記録化すべきである。管理当番日誌の様式変更は、一定の改善ではあるが、あくまでも管理当番による記録であり、衛生管理者による職場巡視の記録とはいえない。「職場巡視チェックリスト」による記録化を検討すべきである。

第 28 大垣工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市南若森町 301 番地 1

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
機械科	238	2	240	240
電子機械科	112	6	118	120
電気科	117	2	119	120
建設工学科	101	18	119	120
化学技術科	97	15	112	120
電子科	109	6	115	120
情報技術科	100	5	105	120
合計	874	54	928	960

定時制

(人)

	男	女	合計	定員
工業技術科	102	2	104	160

(3) 組織及び構成（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	非常勤講師	15	3
教頭	2	2	実習助手	3	業務専門職	2	
教諭等	69	62					
初任者研修定数	1	0			実習補助専門職	1	
養護教諭等	2	2			校医等	7	
実習助手	17	14			薬剤師	1	
事務職員	7	7					

計	99	88	計	11	計	26	3
---	----	----	---	----	---	----	---

定時制 (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	講師	2	非常勤講師	5	4
教諭等	10	8			校医等	5	
養護教諭等	1	1			薬剤師	1	
実習助手	2	2					
事務職員	1	1					
学校栄養職員	1	1					
計	16	14	計	2	計	11	4

(4) 進路状況

全日制 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	77	219	296
平成 30 年度	84	304	220

定時制 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	2	14	16
平成 30 年度	2	28	30

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

全日制

- ・ソフトテニス部：東海高等学校総合体育大会 学校対抗戦・個人戦出場等
- ・陸上競技部：東海陸上選手権大会 男子 3000mSC 8 位
- ・レスリング部：全国高等学校総合体育大会レスリング競技女子フリースタイル 5 位等
- ・バドミントン部：全国高等学校総合体育大会バドミントン競技団体の部出場等
- ・卓球部：東海卓球選手権大会 ジュニアシングルス・一般ダブルス出場等
- ・放送部：NHK杯全国高校放送コンテストラジオドキュメント部門・創作ラジオドラマ部門・テレビドキュメント部門出場 全国高等学校総合文化祭ビデオメッセージ部門出場
- ・情報技術部：全国高等学校総合文化祭産業（工業）部門 2018 信州総合文化マイコンカーラリー全国大会 Advanced Class 11 位 Basic Class 11 位等

定時制

・柔道部：全国高等学校定時制通信制総合体育大会第49回柔道大会団体女子優勝等

(6) 特色

大正13年に岐阜県第二工業学校として創立され、昭和23年に大垣市立工業学校と合併して校名を岐阜県立大垣工業高等学校に変更した。西濃地域唯一の工業高校である。全日制の設置学科は、機械科、電子機械科、電気科、建設工学科、科学技術科、電子科、情報技術科の7学科である。定時制の設置学科は、工業技術科である。同窓会を法人化した一般財団法人岐阜県立大垣工業高等学校同窓会が、購買部を運営している。

2 監査の重点及び監査手続

大垣工業高等学校は、工業高校であることから多数の物品が存在するため、物品の管理状況に着目して、監査を実施した。また、部活動や同窓会などの私費会計（団体徴収金）などについても、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月18日及び同年10月28日、大垣工業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や滞納授業料請求の記録等の提出資料の書類監査を行った。同年10月28日、関係人調査として、一般財団法人岐阜県立大垣工業高等学校同窓会の担当者から、資料を徴求し、ヒアリングを実施した。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 外部記録媒体の管理

【事実関係】

USBメモリの使用記録簿において、ほとんどの使用で「使用期間」欄に申請日の日付のみ記載されており、返却予定日の記載がなかった。しかも、申請日と解除日の間が1日以上あるもの（使用期間が2日間以上のもの）が多く、1か月以上あるものや平成31年4月から令和元年10月28日のヒアリング時まで返却が確認されていないものもあった。ヒアリング時の説明では、毎月所在確認はしているが、口頭で、使用者が持っているという報告を受けているだけとのことである。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）、「第2章（第4条、第5条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘 大垣工業高等学校】

外部記録媒体の使用を許可するにあたっては、使用期間の見込みを記載させた上、目的と見合った使用期間であるかどうかも確認すべきである。また、1か月以上も貸し出している上、所在を口頭で確認するだけでは、管理しているとはいえない。貸出期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

不審者対策として、令和元年10月に、女子トイレ前に防犯カメラを1台設置した。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見① 大垣工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【意見② 大垣工業高等学校】

防犯カメラの設置場所が、女子トイレの入り口を撮影する配置となっている。一般にトイレはプライバシー性の高い場所であるから、現在の防犯カメラの設置位置は女子生徒のプライバシーへの配慮が欠けている。また、不審者対策としては、付近の廊下や出入口を撮影することでその目的は達成できるから、場所を変更するのが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品管理

【事実関係】

令和元年7月18日の往査時、過酸化水素水等が保管された冷蔵庫（施錠できる薬品庫の外に設置されている。）は鍵がかからないものであり、劇物等の表示もなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。また、大垣工業高等学校の「医薬用害毒物劇物危害防止規程」第4条（2）【参考：保管庫の条件】として「施錠できるものであること」と記載している。

【指摘 大垣工業高等学校（改善報告）】

盗難や紛失防止のため、毒劇物を保管している冷蔵庫には、鍵をつけるべきである。

令和元年10月28日の往査時には、冷蔵庫に外付けで鍵を取り付けていたのので、改善報告とする。ただし、外付けの鍵である為、他の高等学校で設置されている鍵付き冷蔵庫に比べると、防犯上十分とはいえない。

（2）図書

【事実関係】

平成30年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、9万9945円分の支出がある。育友会の購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣工業高等学校】

育友会からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

（1）学校が借りている土地

【事実関係】

大垣市から土地を借りて、学校用地として使用している。使用貸借契約を締結しているが、契約書が確認できない。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、当該事項のうち契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

同規程第 5 条「本庁の課長又は現地機関等の長は、当該課又は現地機関等における文書の管理の状況を常時把握し、文書の紛失等の防止その他適正かつ能率的な文書の管理のために必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 大垣工業高等学校】

権利関係を明確にし、紛争を予防するため、契約書を作成すべきである。また、契約書は、学校においても写しなどで把握しておくか、最低限所在が分かるようにしておくべきである。

(2) 部活動の物置

【事実関係】

グラウンド上には陸上部が使用している物置が設置されている。また、校舎内（図書館下）に育友会所有のものと思われる物置も設置されている。往査時には所有者は不明との回答であった。いずれの物置についても、行政財産の目的外使用許可はとっていない。さらに、グラウンド近くの物置の一部は、大垣市から借入をしている土地にかかっているが、大垣市から転貸の承認は得ていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 大垣工業高等学校】

敷地内に設置されている物置について、所有者が誰であるかを確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

岐阜県公有財産規則第 27 条の 2「借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例による。」

民法第 594 条第 2 項「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。」

民法第 612 条第 1 項「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。」

【指摘② 大垣工業高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、県有地の部分については、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

また、上記物置が設置されている敷地について、大垣市から借入をしている土地の部分については、大垣市の承諾を得た上で、転貸をするかどうかの判断をすべきである。

(3) 部活動で使用するマイクロバス

【事実関係】

部活動で使用するバスとして、同窓会が所有するものが 1 台、父兄会が所有するものが 2 台、校内に駐車されている。ヒアリングによれば、同窓会のものは、先日、車検があったので、車検証と任意保険の保険証券を確認したが、父兄会の 2 台は確認していない。また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 大垣工業高等学校】

父兄会及び同窓会の保有するマイクロバスが駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4) 同窓会館（工友館）

【事実関係】

同窓会館として、豊栄館と工友館があり、実態としては、両館とも、同窓会ではなく、学校が管理している。しかし、工友館については、工友館使用規定があり、「一、この建物の岐阜県（大垣工業高校）に移管し、施設の維持管理を同窓会が代行するものとする。」「一、管理者（同窓会）は、この建物の維持管理遂行業務を太鼓部に委託し行うものとする。（太鼓部は、練習場はもとより館全体を常に整理整頓清掃に努め、建物の維持管理に貢献するように心がけるものとする。」と規定されている。工友館 2 階にある練習場は、太鼓部が使用しているものの、建物の管理は学校で行っているとのことであった。規定制定時の実情は

分からないが、現状の管理状況と規定は、合っていないとのことであった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 49 条「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。」

【指摘 大垣工業高等学校】

工友館使用規定が実情と合っていないということであれば、規定を改定すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は、平成 30 年 4 月 17 日と同年 10 月 10 日の 2 回開催されている。委員会の記録によれば、学年諸費、生徒会会計、生徒会特別会計、安全振興会会計、給食会計について説明がなされているが、予算(案)や決算(案)について承認された旨の記載はない。

【規範】

大垣工業高等学校の学校預り金事務取扱要領第 6 条によれば、校長は枚会計年度開始時に学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。また、同要領第 14 条によれば、校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 大垣工業高等学校】

学校預り金運営委員会において、学校預り金の会計種別ごとの事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)について承認を得た上、その事実を明確にするために議事録に記載すべきである。

7 債権・契約

(1) 滞納授業料等及び学校諸費の管理

【事実関係】

アンケートによれば、平成 29 年度以前に発生した授業料の未納額が、15 万 7953 円(16 件)となっている。学校では、未納の生徒及び保護者に対して、通知書の送付や電話により、支払を求めており、その経緯を記録している。ある滞納事案では、保護者に対し、週 1 回以上架電をしたり、支払いを求める文書を毎月送付したりする対応を 3 年以上継続している。

大垣工業高等学校の「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第 4 条(卒業した生徒の授業料滞納に対する本校独自の措置)は、「事務部長は、卒業等した生徒が

要綱第5に規定する再催告にもかかわらず授業料等を納入しない場合には、時効が完成するまで毎月継続して、普通郵便により再催告書を再交付するものとする。」と規定している。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第171条の5は、徴収の停止を規定する。

【指摘 大垣工業高等学校】

督促後1年以上を経過しても履行がされない授業料については、上記地方自治法施行令第171条の2又は第171条の5に基づいて、訴訟手続等の措置又は徴収停止をすべきである。

【意見 大垣工業高等学校】

時効が完成するまで毎月継続して普通郵便により再催告書を再交付することを義務付ける「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第4条の規定は、法的効力もなく、あまり有効とは思われないが、事務局の事務負担は重い。同要領は、改訂が望ましい。

8 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回職場巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 大垣工業高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

第 29 大垣桜高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県大垣市墨俣町上宿 465 番地 1

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	39	541	580	600

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	5	業務専門職	2	1
教頭	1	1	常勤実習助手	2	校医	5	
教諭等	40	38			非常勤講師	23	
養護教諭	1	1					
実習助手	3	1					
事務職員	4	4					
計	50	46	計	7	計	30	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	131	61	192
平成 30 年度	128	64	192

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・ソフトテニス部：県高校総体兼インターハイ地区予選団体ベスト 16
- ・バドミントン部：県高校新人大会西濃地区予選 3 位
- ・器楽部：全国高校ギター・マンドリン音楽コンクール努力賞
- ・合唱・吟詠剣仕舞部：合唱部門 全国大会銅賞、全国高等学校総合文化祭文化連盟賞 吟詠剣仕舞部門 全国高等学校総合文化祭文化連盟賞
- ・演劇部：岐阜県高等学校演劇大会奨励賞
- ・茶華道部：花の甲子園東海地区大会敢闘賞
- ・ファッションデザイン部：山田学園高校生とのジョイントファッションショー グランプリ賞、ゴールド賞、シルバー賞

(6) 特色

昭和 22 年に岐阜県稲葉南実業・実家女学校として創立され、平成 7 年に現在の校名に変更され男女共学となった。全日制で、服飾デザイン科、食物科、生活文化科、福祉科の 4 つの学科が設置されている。家庭と福祉の専門学科を設置していること、女子生徒が多いことが特色である。また、専門高校活性化に向けた総合戦略事業などの各種事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

大垣桜高等学校は、設置されている学科に関して、物品と施設に特色があるため、その管理状況に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 18 日及び同年 9 月 24 日、大垣桜高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校預り金運営委員会及び安全衛生委員会の議事録等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

平成 24 年 3 月に県費で 5 台、育友会費で 1 台、平成 25 年 3 月に学年会計で 2 台の防犯カメラを設置した。設置目的は、女子生徒が多いことから不審者対策などの防犯対策強化のためである。育友会と学年会計で設置されたものについてはいずれも寄附されている。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 大垣桜高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 遊休物品

【事実関係】

ミシン台3台が平成4年頃から使用されずに4階デザイン総合実習室に置かれている。平成30年に遊休物品に登録した。要望は出しているが、廃棄費用が出ないため、廃棄できないでいる。そのため、ほかの一般物品の廃棄物品と合わせて廃棄することを検討中である。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 大垣桜高等学校 学校支援課】

使用見込みがないのであれば、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

(2) 図書

【事実関係】

平成30年度育友会一般会計収支決算書によると、図書代として、60万0161円分の支出がある。育友会が購入した図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 大垣桜高等学校】

育友会からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 育友会所有の物置

【事実関係】

学校の敷地内に育友会所有の物置が設置されており、学校の授業で使用する手織機が保管されている。上記物置について、育友会との間で使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

不動産は、公有財産である（地方自治法第238条第1項）。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び

清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもつて当該財産を管理しなければならない（岐阜県公有財産規則第13条）、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている（同規則第27条の2）。

部局長は、その所管する公有財産について法第238の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない（同規則第26条第1項）、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない（同規則第26条の2第1項）。また、校長は学校の施設及び設備（備品を含む）の管理を統括するとされている（岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項）

【指摘 大垣桜高等学校】

上記物置は、土地に定着しており、不動産に該当する。そして、学校の授業で使用する物品を保管しているため、学校が育友会から借りて使用しているといえる。そのため、育友会との間で使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会が平成31年3月1日に開催されている。同委員会の議事録には、審議内容として預り金会計で購入等する項目等の説明がなされた旨が記載され、結果として原案のとおり全会一致で承認された旨の記載がある。

【規範】

「岐阜県立大垣桜高等学校学校預り金事務取扱要領」の第6条（予算及び会計年度）の第1項において、「校長は、毎会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

さらに、岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」すること、同条第5項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められており、同規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 大垣桜高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算（案）及び決算（案）について承認を得ているとのことである。しかし、議事録にも原案通り承認された旨の記載はあるものの、何についての承認なのかが判然としない。何についての承認を得たのかを、

議事録の記載から読み取れるように明確に記録すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

衛生管理者は、年 42 回、概ね週 1 回のペースで職場巡視を行っているが、巡視のない週もあった。

【規範①】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 大垣桜高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者の巡視に関する「職場巡視用チェックリスト」は、平成 30 年 2 月 15 日のみ作成されており、同日以外の巡視については、安全衛生委員会の議事録において「異常なし」とのみ記載されている。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらってください。」などと通知が出されている。

【指摘② 大垣桜高等学校】

議事録上の「異常なし」とのみの記載では、衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、安全衛生委員会出席時と検診のために来校した際に、校内巡視を行っているとのことである。

【規範①】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘① 大垣桜高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による校内巡視について、平成 30 年 2 月 15 日に作成された「職場巡視用チェックリスト」以外には巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 大垣桜高等学校】

記録がなければ産業医の学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、産業医の学校巡視の際には、その結果の記録化を求めるべきである。

第 30 不破高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県不破郡垂井町宮代 1919 の 1

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	男	女	合計	定員

全学年	181	154	335	360
-----	-----	-----	-----	-----

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	4	再任用P	2	
教頭	1	1	養護助教諭	1	非常勤講師	11	
教諭等	31	28			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			業務専門職	2	
実習助手	1	1			図書整理員	1	
事務職員	2	2			学校医	3	
					学校歯科医	2	
					学校薬剤師	1	
					産業医	1	
					キャリアプランナー	1	
					特別支援教育支援員	1	
計	37	34	計	5	計	26	0

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	47	42	89
平成30年度	41	47	88

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・剣道部(スポーツチャンバラ):第44回全日本選手権大会楯長剣3~4級の部準優勝、第43回世界選手権大会長剣フリー1・2級の部第3位
- ・バドミントン部:西濃地区総合体育大会バドミントン競技男子団体第3位等
- ・弓道部:岐阜県高等学校総合体育大会西濃地区予選男子団体第3位
- :美術部:平成30年度岐阜県高等学校総合文化祭美術・工芸展絵画の部入選
- ・吹奏楽部:第56回岐阜県吹奏楽コンクール西濃地区銅賞
- ・自然科学部:平成30年度日本動物学会中部支部大会優秀賞
- ・水球(個人):第73回国民体育大会第7位

(6) 特色

昭和25年に創立された全日制・普通科の高等学校である。平成17年度から単位制を導入した。単位制のメリットを最大限に活用するため、進路希望に応じた5つの類型のコースを編成し、少人数の授業を展開していることが特色である。また、キャリア教育アドバイザー配置事業、地域連携による活力ある高校づくり

くり推進事業及び高等学校における演劇等ワークショップなどの各種事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

不破高等学校は、借地が多いため、敷地の権利関係に着目した。また、県の各種事業など新たな取組みをしていることから、それらの事業の執行状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月3日、不破高等学校の管理職（校長、教頭、事務長ら）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、土地の賃貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラ3台が、PTA会費によって設置された。設置目的は、生徒の非行防止である。防犯カメラ及び取得情報の取扱いを定めた規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 不破高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラ3台が、PTA会費によって設置された。設置目的は、生徒の非行防止である。PTAとの間で使用貸借契約は締結されていない。また、備品登録されていない。

【規範】

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「PTA等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使

用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いします。」とある。

【指摘 不破高等学校】

防犯カメラについて、P T Aと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。なお、防犯カメラのデータの取扱いについても、管理主体や方法を明確にするなど、契約書に規定するのが望ましい。

(2) 薬品の使用簿

【事実関係】

薬品の使用簿を備えて薬品の使用状況を管理している。使用簿は、日付、薬品名、残量（容器含む）、使用料、使用目的、使用者を記載するものであるが、記入欄なども含めて全て大学ノートに鉛筆による手書きで記載されている。使用簿とは別に薬品管理台帳としてエクセル表で薬品名、毒物・劇物・危険物の分類、保管場所、取得日、日付、残量が記載されたものがある。

【意見 不破高等学校】

現在のノートへの記入は、その都度記入欄を作らなければならない、効率的ではないため、継続的に使用できる使用簿の書式を作成するのが望ましい。他校の例では薬品ごとに使用簿の書式を作成し、薬品ごとに使用頻度や残量が分かるようにしているものがある。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として、8 万 7132 円分の支出がある。P T A 会計から購入された図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 不破高等学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 借入をしている土地

【事実関係①】

学校用地として、以下通りの土地を借り入れている。

所在地（不破郡垂井町）	地目	賃料(年額)	使用目的	貸主	契約書の有無・契約日
宮代会下 1916 番 9、1916 番 10、1916 番 11、1919 番 4	宅地	無償	校舎敷地	垂井町	あり S50.4.11
宮代会下 1904 番、1905 番、1908 番 1-1、1908 番 1-2、1908 番 2-1、1908 番 2-2、1908 番 2-3	畑	177 万 2570 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 5、1906 番 1、1906 番 2	畑	50 万 3636 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 7	畑	32 万 4611 円	第二グラウンド	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1907 番	畑	58 万 4300 円	第二グラウンド	個人	あり。 H28.4.1
宮代牛ヶ島 80 番 1、81 番 1	畑	73 万 5324 円	テニスコート	個人	あり H28.4.1
宮代牛ヶ島 80 番 2、81 番 2	畑	7 万 9608 円	テニスコート	垂井町	あり H28.4.1
宮代会下 1917 番 4	山林	1 万 5735 円	器具庫裏の一部	個人	あり H28.4.1
宮代会下 1902 番 2	墓地	無償	自転車置き場 (第二グラウンド内)	個人	あり H8.12.2

いずれの賃貸借契約書も、契約期間を 1 年間の自動更新としているため、一方が更新をしない旨の意思表示をすることにより、1 年以内に契約は終了する。

【意見 不破高等学校 教育財務課】

自動更新制が採られているため、契約期間満了前の一方的な意思表示により、契約を終了させられ、その場合には、学校に明渡義務が生じる。現在も利用中の校舎敷地について、万一にもこのような事態が生じる場合には、生徒の処遇を含めて多大な影響を生じることとなる。契約内容が実態に即していないため、使用貸借の終了について、目的に従った使用収益が終了したときとする（民法第 591 条第 2 項）、更新拒絶の意思表示をすることができる期間を制限する等の内容に

変更するよう貸主との間で交渉するのが望ましい。

【事実関係②】

上記土地のうち個人から借り入れている土地については、毎年賃貸人によって確認をし、賃料の請求書を発行してもらっている。もともと、第二グラウンドの一部で地目が墓地となっている土地については、そのような確認は行っていない。また、同土地については、登記簿上の名義人と平成8年12月2日作成の賃貸借契約書上の貸主名が異なっており、所有者と貸主が同一人物であるか不明である（類似しているため同一人物の可能性はある。）。さらに、契約書作成時から20年以上が経過しているため、現在の所有者が誰かの確認もできていない。

【規範②】

岐阜県公有財産規則第26条第3項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」と規定し、第26条の2第2項により借受財産及び貸借財産台帳に準用されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定している。

【指摘② 不破高等学校 教育財務課】

土地の登記上の所有者と契約書の貸主が同一人物であるのか、また、相続等により所有者に変更がないかを確認すべきである。具体的には、貸主の現在の住所を調査した上、面談等により、現状を確認すべきである。

【事実関係③】

上記借入をしている土地のうち、第二グラウンドは、現在イベントがある時に駐車場として使用する以外はほとんど使用されていない。第二グラウンドのために借入をしている土地の賃料合計は年額318万5117円である。

【規範③】

地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

地方財政法第8条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」

【指摘③ 不破高等学校 教育財務課】

ほとんど使用していないグラウンドの賃料として、年間300万円以上の支出は高額である。また、貸主が個人であるため、貸主の高齢化や相続の発生に伴い、意思確認や契約の変更又は解除が困難になる可能性が高い。早期に契約の解除、明渡し及び原状回復について検討すべきである。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには野球部で使用している物置が設置されている。物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 不破高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 部屋の鍵

【事実関係】

校舎の各教室の鍵は、事務室及び職員室において管理しているが、職員が持ち出す際に記入する使用簿はない。職員室で管理している鍵については、授業をする者が授業前に持っていくという認識である。

【規範】

岐阜県立高等学校規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する」と規定し、同条 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない」と規定している。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 不破高等学校】

教室の鍵を誰が使用しているかわかるように使用簿を作成し、記載するようすべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は設置されているが、開催されていない。また、予算案と決算案については学校内の回議がなされているが、PTA 会長による決裁はない。

【規範】

「岐阜県立不破高等学校学校預り金事務取扱要領」の第5条第1項「校長は、学校預り金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする「学校預り金運営委員会」を置かなければならない。」

同第6条第1項「校長は、毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 不破高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)の承認を受けた上で、その旨を記載した議事録を作成すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、月1回、職場巡視を行っている。

【規範①】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 不破高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による職場巡視について、巡視の記録がない。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下

さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 不破高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

【指摘 不破高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

(3) 職員の兼職・兼業の承認

【事実関係】

職員には審判（サッカー、バスケット）の資格を持っている者がおり、休日に審判をして日当を受けとっている。しかし、兼職・兼業の承認は得ていない。また、学校が承認を得るように指導もしていない。

【規範】

教育公務員特例法第17条第1項「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障が無いと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。」

【指摘 不破高等学校】

当該職員は、法令に基づき兼業の承認を得るべきである。また、学校は、職員

に対し、兼職・兼業の承認を得るように指導すべきである。

8 学校内規

(1) 学校預り金事務取扱要領

【事実関係】

学校預り金事務取扱要領はあるが、「職員必携」に掲載されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第3章の3「私費（学校諸費）会計の管理運営」「(1) 適正な会計事務」において、「私費（学校諸費）の会計事務処理にあたっては、(略)「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA（育友会）会計事務取扱要領」のより厳格な運用を行う。」とされている。

【指摘 不破高等学校】

学校預り金の会計事務処理については、取扱要領に基づいた厳格な運用を行うことが求められているため、取扱要領の内容は、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「岐阜県立不破高等学校学校預り金事務取扱要領」を職員必携に掲載すべきである。

第31 海津明誠高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県海津市海津町高須町 11-1

(2) 生徒数（令和元年6月1日現在） (人)

学科	男	女	合計	定員
普通科	162	174	336	360
情報処理科	75	35	110	120
生活福祉科	10	92	102	120
合計	247	301	548	600

(3) 組織及び構成（令和元年6月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	1
教頭	2	2	実習助手	2	非常勤講師	8	
教諭	44	37			キャリアプランナー	1	
養護教諭	1	1			学校医等	5	
実習助手	3	1					

事務職員	3	3					
司書	1	1					
計	55	46	計	8	計	16	1

(4) 進路状況 (令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	121	57	178
平成30年度	102	74	176

(5) 部活動等の状況等 (主に平成30年度)

- ・ヨット部：東海高等学校総合体育大会 420級 全国大会出場
 全国高等学校総合体育大会 420級 出場
 第73回国民体育大会セーリング競技 少年男子 (レーザーラジアル級・420級) 出場

(6) 特色

令和2年に創立100周年を迎える。平成17年に岐阜県立海津高等学校と岐阜県立海津北高等学校が統合して、現在の校名に至る。地元から自転車通学する生徒が多い。

また、地域連携による活力ある高校づくり推進事業の指定を受けている。

2 監査の重点及び監査手続

学校舎では、海津市からの借地があり、また、ヨット部での活動に際した借地などがあることから、かかる点に特に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年10月21日、海津明誠高等学校の管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書の除籍に関する決裁書類などの提出資料についての書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 個人情報管理規定

【事実関係】

海津明誠高等学校では、個人情報管理規定が設けられているところ、平成19年11月21日の規定制定以来、改正がなされていない。

【意見 海津明誠高等学校】

個人情報管理規定が設けられていること自体は情報管理についてのあるべき

体制整備が行われていると考えられる一方で、個人情報保護法等が以後、改正となっていることから、同法改正に併せた規定改正も検討されるのが望ましい。

(2) 答案等持ち出し

【事実関係】

海津明誠高等学校では、常勤講師による答案の持帰りがなされ、その際に点数の操作がなされるという不正事案が平成30年度に発生し、県教育委員会では懲戒処分を行っている。なお、この事案においては、通常用いられている「答案等持ち出し申請・許可簿」への記録がなかった。

その後に行った学校の再発防止策としては、採点基準を適正にするとともに、答案等持ち出し申請・許可簿の管理を徹底するというものであった。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5 適正管理（条例第9条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【意見 海津明誠高等学校】

当該事案においては、「答案等持ち出し申請・許可簿」に記録されないままに持ち出されてしまった事案であり、管理職において気がつくことができない事案であった可能性もあるが、少なくとも、再発防止策として、日頃から、同記録簿の適正な運用管理を徹底することが重要と思われる。

また、併せて、再発防止策を具体的に行ったことを記録化しておくことが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

P T A会計から購入された図書について、その管理実態からして学校所有となっていると思われるところ、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、

④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 海津明誠高等学校】

P T A からの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(2) 貸出中のボート

【事実関係】

海津明誠高等学校では、愛知県ヨット連盟に対して、ボート 1 艇とボートトレーラーを無償にて貸し出している。

この貸し出しの経緯については、平成 24 年に行われたぎふ清流国体の際に、ヨット競技が岐阜県ではなく愛知県で行われたため、開催施設を借りる条件として、ボートなどを提供したというものである。

学校側が契約書類を管理していないものの、愛知県ヨット連盟から保管証明をもらっているだけの状況が続いている。

また、船舶検査証の更新手続については、岐阜県側の対応としては書類に印鑑を押すだけという状況となっている。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 海津明誠高等学校、教育財務課】

現状では、貸出を続ける理由が不明であり、岐阜県がただ所有者として名前に残っているという状況であり、万一ボートでの事故が発生した場合の所有者責任を問われうるという状況だけが残っていると評価せざるを得ない。

既に使用貸借の目的は終了していると思われることから、使用貸借契約の終了に基づく返還を受けるべきである。

また、学校において、今後の有効利用の可能性がないのであれば、譲渡も含め、処分を検討すべきである。

なお、教育財務課は、学校が適正な物品管理を行うよう指導すべきである。

5 施設

(1) 海津町江東にある艇庫

【事実関係】

海津市が所有する池を P T A が賃借（賃料年額 6 万 3724 円）している。その

P T Aの賃借地を更に無償にて学校が借りて、学校所有の建物（艇庫）が建てられている。

この結果、賃貸人海津市からの転貸承諾が取り付けられている。

【意見 海津明誠高等学校、教育財務課】

契約関係が複雑となっているため、端的に、学校（県）が、海津市との間で使用貸借契約を締結することが望ましい。

なお、P T Aが賃借していた理由としては、当初、ヨット部という特定の部活動での使用が念頭に置かれていたためであったかもしれないが、少なくとも、艇庫が県有のものとなっている現状においては、P T Aを介している合理的な理由はないと思われる。

（2）賃貸期間の内容

【事実関係】

海津市からの賃借地について、期間が1年であるものの、更新拒絶の意思表示なき限りの自動更新制がとられている。

しかしながら、更新拒絶の申し入れる期限の定めがない。

【意見 海津明誠高等学校、教育財務課】

契約書の内容からすれば、契約期間満了の1日前に更新拒絶の申入れをすれば、翌日には更新拒絶をすることが可能となる。

このような自体となれば、県（及びP T A）には即時の明渡義務が発生することになりかねない。かかるリスクが理屈上ありうることから、更新拒絶の申入期間を契約書の条項に設ける交渉をすることが望ましい。

（3）グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドには部活動で使用している物置が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 海津明誠高等学校】

上記物置が設置されている敷地について、所有者に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者（教頭）による学校巡視は週 1 回行われているとのことであるが、学校巡視が行われた際の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛形を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 海津明誠高等学校】

記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでないため、衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

産業医による校内巡視は、年 5 回行われている。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 海津明誠高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求

めるべきである。

7 いじめ対策

【参考報告 海津明誠高等学校】

海津明誠高等学校では、いじめの認知件数が、平成 30 年度は急増した。

「いじめの認知件数」が増加した理由は、決して、「いじめ」そのものが増加したというわけではなく、対象事象が、些細なことに思われても、あるいは、その原因が未だ不明確であっても、ひとまずは職員間にて情報共有をして、組織的な検討をしていくという、校長の方針によるものであった。

いじめそのものを防止し、また、重篤な事案に発展することを防止するという対策として、重要な姿勢と思われることから、参考報告とする。

第3章の3 美濃地区

第32 郡上北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

郡上市白鳥町為真 1265 番地 2

(2) 生徒数(令和元年8月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	153	119	272	360

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	養護講師		
教頭	1	1	実習助手		看護講師		
教諭等	28	24	栄養講師		業務専門職	2	
養護教諭	1	1	看護講師		介護専門職		
事務職員	3	3	非常勤講師	9	給食指導員		
実習教諭	1	1	特別支援教育 支援員	1	校医等	6	
栄養教諭			地域創生キャリ アプランナー	1	校務補助員		1
介護員			スクール カウンセラー	1	教員業務 アシスタント		1
計	35	31	計	17	計	8	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	55	44	99
平成30年度	49	44	93

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・射撃部：春季東海地区高等学校ライフル射撃競技大会 男子団体優勝等
- ・相撲部：第70回全国高等学校相撲新人選手権大会 中量級出場等
- ・吹奏楽部：中部日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞(5位)等
- ・創作芸術部：岐阜県高等学校総合文化祭(書道) 入選1名等
- ・演劇部：第66回岐阜県高等学校演劇大会岐阜県大会 奨励賞

(6) 特色

平成30年9月に、70周年を迎えた全日制・単位制高校である。普通科1科であるが、平成元年度入学生より、進学コース、観光・ビジネスコース、福祉・介護コース、地域産業コースと、4つのコースを設置している。また、KCDプロジェクト(郡上北高 地域とともに発展プロジェクト)により、地域中高連携や地域キャリア教育等を実施しており、地域との連携を強く意識した学校である。

2 監査の重点及び監査手続

郡上北高等学校は、KCDプロジェクト(郡上北高 地域とともに発展プロジェクト)に取り組み地域連携を意識した学校であることから、地域連携事業に着目して、監査を実施した。また、4つのコースがあることから、私費会計の処理についても、着目した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月4日の現地ヒアリングのほか、同年10月10日の往査において、管理職(校長、教頭、事務長等)のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、学校運営協議会などの議事録、私費会計の精算明細書等の提出資料について、書類監査を行った。

3 学校運営

(1) 学校運営協議会

【事実関係】

平成30年5月29日開催の第1回学校運営協議会の議事録については、同日時に開催された第1回郡上北高等学校活性化協議会の議事録と同一のためか、学校の運営に関する基本的な方針について承認を得られたことの記載がなかった。

【規範】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第4項「対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。」、同第5項「学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。」

【指摘 郡上北高等学校(改善報告)】

学校運営協議会の議事録に、学校の運営に関する基本的な方針(マニフェスト)について承認を得たことを記録し、ホームページに公開すべきである。

令和元年5月28日に開催された第1回学校運営協議会の議事録には、学校運営基本方針等について承認が得られた旨の記載がある。

4 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係】

USBメモリ使用記録簿を確認したところ、令和元年7月8日が使用期間であり、解除日と記載しながらも、申請日の記載がない申請があった。また、「入試業務」の目的で、使用期間を「平成30年4月1日～平成31年3月31日」として、1年間USBメモリを保管している事例もあった。

【規範①】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）、「第2章（第4条、第5条を除く）の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。」などと規定されている。

【指摘① 郡上北高等学校】

申請日の記載を徹底すべきである。

【規範②】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

【指摘② 郡上北高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も貸し出しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。貸出期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に合計4台（PTA3台，県費1台）設置されているが、防犯カメラの使用及び防犯カメラの保存データ等に関する規程がない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 郡上北高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）年間計画の策定及びルール策定

【事実関係】

教財第72号平成26年4月11日付「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づく学校のルールは定められていない。また、物品購入の年間計画は策定されていない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 郡上北高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（2）物品の管理

ア 物品のシール

【事実関係】

トレーニングルームに備え付けてあるコンビネーションマシンは、定期監査資料においては、学校の物品として登録されシール等で管理されているが、周囲に置かれているトレーニングベンチ2台について、備品シールが貼られていないため、学校の備品かどうかを確認できない状況があった。

【規範】

岐阜県会計規則第96条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じ

て備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」

岐阜県会計規則第 92 条の 3 「収支等命令者は、原則として毎年度 1 回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

消耗品以外の物品については、岐阜県の備品シールを貼り付けるべきである。

また、物品の照合の際に、物品一覧表に掲載されていない備品（備品シールがないもの）についても、学校の備品なのか確認すべきである。

イ 太鼓の貸出

【事実関係】

学校備品である太鼓（昭和 60 年代に活動していた太鼓部の備品）が白鳥郷土芸能伝承センター（白鳥町白鳥 783 番地 2）に保管されていた。現在、学校において、太鼓の使用はなく、同所に保管をお願いしており、地域の人が利用を申し出たときに使っているとのことである。太鼓を郡上市に貸していることになるが、使用貸借契約の内容（地域の人への貸出等）について定めた使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」

岐阜県会計規則第 98 条「収支等命令者は、第 1 項の規定により物品を貸し付けるときは、借受書を、前項の規定により物品を寄託するときは預り証を、それぞれ相手方から徴するとともに、物品登録内容変更書により当該貸付け又は寄託に係る事項を記録しなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

郡上市との間で、使用貸借契約を締結すべきである。また、郡上市から、借受書を徴すべきである。

ウ 遊休物品

【事実関係】

琴・七宝窯（焼き物の小さな窯）については、授業用に用意されたものであるが、長年使われていない。しかし、遊休物品台帳に登録されていないし、不用決定がされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができな

い物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 郡上北高等学校】

琴・七宝窯について、今後の使用について検討し、今後使用しないということであれば、管理換えによって有効な活用を図り、それができないものは、不用決定をすべきである。売り払うことができるかを確認し、売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

エ 寄附物品の受入れ

【事実関係】

平成 27 年度寄附物品（乾温計、粉塵計、風速計）の受入れについて、寄附申込書及び受領書は存在するが、寄附採納手続の決裁書が作成されていなかった。また、物品台帳への登録もされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条で、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、同規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

同規則第 87 条（出納通知）は、「収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、物品登録調書により、出納員に対し出納通知をしなければならない」旨を定める。

【指摘 郡上北高等学校（改善報告）】

岐阜県会計規則に定める寄附採納手続及び物品登録をすべきである。

なお、上記指摘を受け、令和元年 7 月 19 日に寄附採納手続を行い、同月 24 日に物品登録を完了している。

（5）図書

【事実関係①】

廃棄図書の予算費目の中に「寄贈」という記述があるものの、過去 5 年以内に寄附採納手続がなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）

も含まれている。

【指摘 郡上北高等学校】

P T Aなどからの図書は寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

【事実関係②】

図書の廃棄のため、社会福祉法人へ寄附（無償譲渡）している。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条 1 項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品(略)で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条 2 項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」とし、同条第 3 項は「岐阜県財産条例第 6 条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」としている。

岐阜県財産条例第 6 条（物品の無償譲渡又は減額譲渡）には「物品は、次の各号の 1 に該当するときは、無償又は時価より低い価額で譲渡することができる。1 公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。2 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

図書を売り払うことができるのであれば、岐阜県会計規則第 99 条 1 項に基づき売払いの手続を執るべきであるし、図書を売払うことができない場合には、岐阜県会計規則第 99 条 2 項に基づき廃棄すべきである。

図書を無償譲渡するためには、「公益上の必要に基づく」かどうか検討して、決裁文書に記録すべきである。

（6）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に合計 4 台（P T A 3 台，県費 1 台）設置されているが、学校と P T A との間に、防犯カメラに関する使用貸借契約等は取り交わされていないし、備品登録もなされていない。

【規範】

平成 28 年 6 月 1 日付教財第 374 号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「P T A 等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認

に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とPTA会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

防犯カメラについて、PTAと使用貸借契約を締結し、学校の備品台帳に登録すべきである。

なお、使用貸借契約において、防犯カメラ及び保存データの使用目的、管理方法等について規定することが望ましい。

6 施設

(1) マイクロバス

【事実関係】

野球部の後援会のマイクロバスが、学校用地内の駐車場に駐車されているが、目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上北高等学校】

野球部の後援会が保有するマイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) グラウンド整備用の自動車

【事実関係】

部活動保護者会の所有するグラウンド整地用の自動車が、学校のグラウンドに置いてある。グラウンドの整地のため、野球部が使っているとのことである。自動車の所有者は保護者会であり、学校としては車両の駐車を許可しているとの認識である。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上北高等学校】

学校がグラウンドに自動車を駐車することを許可しているのであれば、自動車の駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可の申請をさせるべきである。

(3) グラウンド内における倉庫等

【事実関係】

グラウンドには、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫（「平成 12 年度父母の会」と記載された倉庫を含む）が、複数設置されていた。これらの倉庫等について、所有関係は不明確であり、学校は所有者と使用貸借契約を交わしていないし、倉庫等の敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条には、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」との定めがあり、適切な管理が求められている。

【指摘① 郡上北高等学校】

倉庫等の所有者を確認すべきである。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 郡上北高等学校】

倉庫等の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。

(4) 部屋の鍵

【事実関係】

校舎の鍵について、使用簿や使用台帳が整備されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校規則第 30 条「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する。2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 郡上北高等学校】

鍵の使用簿や使用台帳を整備すべきである。

7 私費会計

(1) 私費会計の情報開示

【事実関係】

郡上北高等学校のホームページには、学校預り金、関係団体の決算書等が掲載されていない状況（閲覧できない状況）である。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第3章 ガイドライン運用のための取り組み」2「関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続の徹底～」(3)「積極的な情報開示等」には、「学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載（学校支援団体関係等）するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める」と記載されている。

【指摘 郡上北高等学校】

学校預り金及び団体徴収金の会計について、ホームページにおいて公開すべきである。

(2) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

ヒアリング等によると、学校預り金運営委員会は開催されていない。

【規範】

学校預り金事務取扱要領第6条第1項には、「校長は毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

学校預り金事務取扱要領第14条（決算報告）には、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 郡上北高等学校】

事業計画（案）、予算（案）を運営委員会に諮り、監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

(3) グラウンド土砂の購入費

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンド土砂については、県費で申請せずに、PTAが購入している。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。具体例と

して、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」とある。

【指摘 郡上北高等学校】

グラウンドの土砂購入費は、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」に該当することから、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。グラウンドの土砂購入費については、公費で負担することを検討すべきである。

8 債権・契約

(1) 緊急随意契約

【事実関係】

ブロック塀を撤去し、コンクリート塀を新設するため、正門塀修繕工事について、「緊急の必要」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）として、一者随意契約を締結している。随意契約理由書の記載では、「3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」の欄に「大阪北部地震により、コンクリート塀が崩壊して生徒が死亡する事故があった。そのため、同じような事故を未然に防ぐために調査したところ、本校でもそれに類似した施設が存在した。危険箇所を早期に解消するために、競争入札に付していたのでは、時期を失すおそれがあるため、緊急に工事を実施する必要がある。」との記載があった。

ヒアリングによれば、理由書記載の事情に加え、予算要求後の教育財務課とのやりとりで予算令達が7月5日(木)にあり、早期工事の必要から7月9日(月)までに一者随意契約により業者発注するよう指示があったとの説明があったが、このような時間的制約の記載は理由書には書かれていなかった。

【規範】

地方自治法施行令第167条の2（随意契約）では、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」「5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。

また、「随意契約事務処理要領」によれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随意契約を行う場合は、随意契約理由書内の「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明する」との記載がある。

【指摘 郡上北高等学校】

緊急性のため随意契約とする場合であれば（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）、理由書の記載を厳格に行い、「予算令達後数日以内に業者発注を行うべき必要がある」等の具体的な時間的制約を記載すべきである。

9 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 12 回開催されている。しかし、議事録は、平成 31 年 2 月 20 日分しかない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 郡上北高等学校】

安全衛生委員会について、毎回の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年に 35 回、巡視を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。

【規範①】

労働安全衛生規則 11 条には、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

【指摘① 郡上北高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視すべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 郡上北高等学校】

衛生管理者による巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

第 33 郡上高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

郡上市八幡町小野 970 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	174	171	345	360
総合学科	28	49	77	80
総合農業学科群	42	34	76	80
森林科学科	76	3	79	80
食品流通科	9	58	67	80

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	10	非常勤講師	7	
教頭	2	2			A L T	1	
教諭等	50	43			業務専門職	2	
初任者研修	1	1			学校医	2	
養護教諭	1	1			学校歯科医	2	
実習助手	7	6			学校薬剤師	1	
事務職一般	4	4			産業医	1	
事務職司書	1	1					3
計	67	59	計	10	計	16	3

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	191	22	213
平成 30 年度	209	26	235

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

14 の運動部が活動し、バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、柔道部、剣道部、陸上競技部、サッカー部、テニス部、野球部など活発に取り組んでいる。令和元年度は剣道部が全国総合体育大会に、陸上部が東海総合体育大会に出場している。

9 つの文化部が活動し、美術部、書道部は、岐阜県高等学校総合文化祭で優秀

な成績を収めるなど活躍している。また、JRC (Junior Red Cross) 部の保育施設・高齢者施設訪問や募金活動、茶華道部による授産施設との交流や茶会の実施等、地域とのつながりを大切にする活動を継続している。

(6) 特色

郡上高等学校は、平成30年10月に創立100周年を迎えた歴史のある学校である。全日制、単位制であるが、平成31年4月1日から、総合学科募集停止とし、単位制普通科、単位制総合農業学科群（園芸科学科、食品科学科、森林環境科学科）として、募集を開始している。教育委員会の指定事業として地域課題探究型学習推進事業推進事業、地域産業の担い手育成総合戦略事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

伝統ある高等学校であり、同窓会等があることや、各学科において預り金が発生していること、寄宿舎があることから、私費会計に着目して、監査を実施した。また演習林や農場などを保有していることから、現場の管理状況も確認をした。

具体的な監査手続としては、アンケートによる照会、提出資料の書類監査を行い、令和元年9月25日、郡上高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、教務主任）のヒアリングを行った。また、同年12月4日、演習林と農場の現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 年間計画の策定及びルールの策定

【事実関係】

ヒアリング及びアンケートから、学校において、物品の調達依頼について、締め切りの設定や年間計画表の作成などのルールが作成されていない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 郡上高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

薬品管理簿が作成されているが、台帳内には、購入年月日、使用年月日、使用者欄がない。

【規範】

学校が独自に定める「学校における毒物・劇物に関する管理について」5②には、「台帳には、薬品名、化学式、保管場所、薬品の法令区分、購入年月日、使用年月日、使用量、使用者、現有残量などを記載する。」と定めている。

【指摘 郡上高等学校】

規程に従って、購入年月日、使用年月日、使用者欄を記載した台帳を作成すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

「平成30年度 P T A一般会計決算報告」によると、「図書購入費 59万9754円」が、「生徒閲覧用図書」として支出されている。また、平成30年5月25日起案の「図書の除籍について」という書面では、合計235冊の廃棄を決裁しているが、廃棄文書の中には、P T Aが購入した図書、寄贈を受けた図書が多数含まれている。これらの図書については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれているとされている。

【指摘 郡上高等学校】

P T Aなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) P T A（行政財産の目的外使用許可の面積）

【事実関係】

P T Aについては、校長（名誉会長）、教頭2名（副会長）、事務部長（会計）、教諭等8名（書記6名、会計監査2名）の12名が、職務専念義務の免除を受けているが、目的外使用許可については、団体専任職員の机部分の5㎡である。

【規範】

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領「第2 許可に関する事務」
「1 申請の手続」イ 「数量」は、次の点に留意して記載すること、「② 各種団体等が事務室の一部を使用（供用）する場合で、使用部分を明確に区画することができない場合にあつては、許可希望数量を1人当たり5平方メートルとすること。県職員が職務専念義務免除により使用する場合も同様とする。」と定

める。

【指摘 郡上高等学校】

P T Aについては、職務専念義務免除を受けている職員が12名いるのであるから、面積については、60㎡として申請させるべきである。

(2) 硬式野球部用倉庫

【事実関係】

「郡上高等学校野球部協力会」に対して、グラウンド上に「硬式野球部用倉庫の設置」するため、目的外使用許可を与えている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【参考報告 郡上高等学校】

硬式野球部用倉庫は、郡上高等学校野球部協力会の所有であり、倉庫の設置はグラウンドの本来の使用目的外と整理して、行政財産の目的外使用許可を与えている。

部活動のための倉庫については、学校が使用しているのか、学校が郡上高等学校野球部協力会に置くことを認めているのか、考え方は分かれるかもしれない。

しかし、硬式野球部用倉庫についての所有者及び倉庫の設置についての権利関係を明確にしていることから、参考報告とする。

(3) 部活動用のマイクロバス及び普通乗用自動車

【事実関係】

野球部・サッカー部・バレー部・剣道部等が利用するマイクロバス4台や普通乗用車2台が、学校内の駐車場に置かれていた。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

なお、演習林や農場に生徒を連れて行く時は、学校は、マイクロバスを借りており、1回の使用につき、2000円を、マイクロバスを借りた部活動の保護者会に支払っている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 郡上高等学校】

各部活動の保護者会が保有するマイクロバスや普通乗用自動車の駐車場所に

ついて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4) 生徒等が作成・設置したログハウス

【事実関係①】

学校用地内において、生徒が作成したログハウスなど、生徒が作成した建物や部活動の保護者が設置した建物が存在していたが、それらの所有者は不明確である。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条には、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」との定めがあり、適切な管理が求められている。

【指摘 郡上高等学校】

ログハウスなどの所有者を確認すべきである。

【事実関係②】

ログハウスやコンテナは足場が固定されたものではなく、建築基準法上要求される手続がとられていない。

【規範】

建築基準法第 2 条 1 号において、建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」と定義されており、コンテナについても、建築物として取り扱われることが国土交通省の通達によっても示されている（国住指第 2174 号、平成 16 年 12 月 6 日）。

建築物は、安全な構造のものとして、法令の定める基準に適合するものでなければならない（同法 20 条）。

なお、土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないもとするとの通達もだされている（国住指第 4544 号、平成 27 年 2 月 27 日）。

【指摘 郡上高等学校】

学校内に設置されているログハウス、コンテナが建築基準法上の建築物にあたる場合は、速やかに建築基準法上要求される手続を行い、地面との緊結等を行うべきである。

なお、上記指摘を受け、ログハウスについては、令和 2 年 2 月 19 日に解体作業が完了している。

(5) 鍵の管理

【事実関係】

主要鍵預託管理簿には、鍵の預託と返却がなされた際に、預託者、返却者のサインは認められるが、預託確認欄は空白のままとなっている。

また、校舎等管理規定施行細則で定める、預託管理簿とは異なる書式が用いられている。

【規範】

校舎の主要鍵については、校舎等管理規程施行規則5に定める「鍵保管台帳(様式1)」「預託記録簿(様式2)」で管理すると定められ、預託記録簿においては、「預託・返却確認は、管理主任者が行う」との注意書きが書かれている。

【指摘 郡上高等学校】

校舎等管理規定施行細則に従った管理を行い、預託返却を確認した場合は、確認者のサインを行うなどし、確認を徹底すべきである。

(6) 洗濯機

【事実関係】

学校には、洗濯機が5台あるが、その内2台については、県費以外で購入した洗濯機であり、サッカー部と陸上部が使用している。行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 郡上高等学校】

洗濯機の設置場所について、その用途を確認し、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(7) 演習林の管理

【事実関係】

演習林については、毎年10回程度、授業などで利用している。

演習林の管理や利用について、学校として、ルールを定めていない、また、演習林を利用する際の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見 郡上高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。

また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

(8) 農場（梅畑）の管理

【事実関係】

農場（梅畑）については、念に数回、授業に利用するとのことである。現場では、10年以上前に倒れたままの物置が置いてあり、物置の一部と思われる鉄材が、道を挟んだ他人の私有地に置いてあった。

【規範】

岐阜県会計規則第99条「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 郡上高等学校】

物置の残骸については、鉄くずで売れる可能性もあるため、不用決定をして、売払いの決定をすべきである。

5 私費会計

(1) 部活動後援会・同窓会会計の掲載

【事実関係】

部活動後援会・同窓会会計についてホームページ上に情報が掲載されていなかった（令和元年8月13日）。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドライン「第3章 ガイドライン運用のための取り組み「2 関係団体会計の透明性の確保 ～関係団体からの支援の手続きの徹底～」(3) 積極的な情報開示等」には、「学校は、関係団体からの支援内容について、予算や決算の状況も含めて、学校のホームページに掲載（学校支援団体関係等）するなど、会計の状況等について広く公開するよう透明性確保のための対応を積極的に進める」と記載されている。

【指摘 郡上高等学校】

団体徴収金の会計について、ホームページにおいて公開すべきである。

(2) 学校徴収金運営委員会

【事実関係】

学校預り金の決算については、会計監査は行われているが、その後に運営委員会が開かれておらず、決算の内容を同委員会に諮っていない。

【規範】

岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領第 14 条には、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 郡上高等学校】

監事監査を行った後に、決算（案）を運営委員会に諮るべきである。

（3）学校徴収金契約審査会

【事実関係】

平成 30 年 12 月 5 日、学校徴収金契約審査会が開催され、卒業アルバムについて、どの業者を選定するか議決された。しかし、修学旅行については、議決されていない。

また、学校徴収金契約審査会の委員として、生徒（生徒会長）は、学校徴収金契約審査会に参加していない。ヒアリングによると、生徒会長が出席しないことについての承諾を得たとのことである。

【規範】

岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領第 7 条「校長は、学校徴収金に関する契約事務の適正を期すため、公費の取扱いに準じ、教職員及び保護者を構成員とする「学校徴収金契約審査会」を置き、契約事務を審査しなければならない。審査会の委員は教職員（校長・教頭・事務長・教務部長・学年主任）保護者（PTA 会計 3 名）及び生徒（生徒会長）とする。」

【指摘① 郡上高等学校】

修学旅行を委託する業者の選定について、学校徴収金契約審査会を開催し議決すべきである。

【指摘② 郡上高等学校】

学校徴収金契約審査会に生徒会長を出席させるべきである。

生徒会長の出席が、実態に合わないのであれば、岐阜県立郡上高等学校学校徴収金運営委員会事務取扱要領を改定すべきである。

（4）PTA 総会の未開催

【事実関係】

数年間、PTA 総会は開かれていないが、PTA 常任委員会と PTA 実行委員会を開催している。保護者等への報告については、PTA 各支部集会への報告で代替している。なお、平成 30 年度について、報告等の記録文書は残っていない。

【規範】

郡上高等学校 PTA 規約第 16 条「名誉会長は、会長の求めに応じて会務に対する意見を述べる。」、同第 20 条「会計は次の職務を行う。（1）総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。（2）本会の財産を管理する。（3）年度予算及び補正予算を立案し、総会に提出の手続きをとる。（4）会計監査委

員の監査を経て決算報告を、翌年度総会において行う。」、同第 21 条（総会）「総会は、正会員をもって構成される本会の最高議決機関である。但し、事情に応じて、常任委員会に付託することができる。常任委員会で議決された事柄については、総会に報告しなければならない。但し、文書をもって全会員に報告してもよい。」

同規約第 29 条（常任委員会）「常任委員会は、各支部より選出された委員で構成される。そのうち 1 名は母親委員とする。」同規約第 34 条「常任委員会の任務は下記のとおりとする。（2）総会の代わりに役員の選任を行う。（3）総会によって付託された事項に関して議決する。」

同規約第 38 条（支部）「本会には次の 12 支部を置き、各支部には、若干名の支部員をおく。高須、白鳥、大和、八幡、川合、小野、口明方、西和良、相生、和良、美並」 同規約第 39 条「支部は当該支部の常任委員の中から支部長、副支部長各 1 名を選任する。」同規約第 40 条「支部長、副支部長は、支部の業務を統括し、支部委員とともに本会目的達成のための業務を行う。」

郡上高等学校 P T A 細則第 15 条「常任委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。」

郡上高等学校 P T A 会計事務取扱要領第 2 条（取扱原則）「本会の会計事務は、P T A 会長が校長に負託するものとする。」、同第 3 条（透明性の確保）「校長は、負託された会計事務については、常に経理内容の透明性を確保し、誠実かつ適正に処理しなければならない。」、同第 4 条（校長の責務）「校長は、会計事務の全般について、責任を負う。」「2 事務長及び教頭は、会計事務の適正かつ適切な処理について、校長を補佐するものとする。」、第 9 条（会計書類等）「収入・支出に係る業務は文書により起案し、事案ごとに適切な者による決裁を受けることを原則とする。」「2 文書の保存期間は、原則 5 年間とする。」

【指摘 郡上高等学校】

P T A 規約第 21 条により、P T A 総会は、常任委員会に付託することができる。しかし、常任委員の任期は 1 年であるから、毎年、P T A 総会による付託の決議が必要である。したがって、総会による付託の決議がない以上、常任委員会の決議も無効であり、常任委員会が議決した予算に基づく会計事務処理も無効となる。また、P T A 総会が開催されておらず、常任委員会の P T A 総会への報告がないことから、決算も無効となり、結果、一部の役員のみで P T A の予算及び決算が決定していると思われる状況である。

無効な会計事務処理は、P T A 会長が、校長に付託した会計事務における経理内容の透明性確保のほか、誠実かつ適正に処理する原則にも反する。

校長は、職務専念義務免除により、P T A の名誉会長も兼ねているのであるから、毎年、P T A 総会を開催して、常任委員会への付託について決議し、各支部において、常任委員会での議決事項を報告するよう、意見を述べるべきである。

また、議決及び報告について、総会、常任委員会、支部会において、記録を保

存するよう意見を述べるべきである。

(5) 外部模試に関する経費等

【事実関係①】

岐阜県立郡上高等学校規程集において、以下の規程が定められている。

郡上高等学校PTA進路指導特別委員会会則第5条「2 次の各項について、本会が学校へ依頼する。(1) 補習、教科学習、学習合宿、(2) 外部模試、(3) 土曜学校開放、(4) サテライト講座、(5) スタディサポート事後由、(6) その他、生徒の進路に係る学力研修」

「3 次の各項について、本会が援助を行う。(1) 進学講話・上級学校説明会、(2) 就職講話、(3) 進路内定者教養講座、(4) その他、生徒の進路に係る教養研修」

郡上高等学校「外部模試」に関する事務処理規程第3条「PTA進路指導特別委員会は外部模試の企画立案を行い、運営を郡上高等学校進路指導部及び各学年に負託する。2 校外模試の実施については原則、土曜日、日曜日、休日に郡上高等学校の校舎内で行う。3 外部模試の監督及び準備業務等はPTA進路指導特別委員会から負託を受けた教職員等が行う。」、第4条「模試に係わる費用は次のように処理する。(1) 1, 2年生は学年諸費として授業料等と同時に徴収し、欠席者には後日返金する。3年生は希望者受験のため、PTA進路指導特別委員会が別途徴収する。(2) 模試代金は受験料定額を徴収し、監督料を除いて業者に支払う。(3) 外部模試の監督業務に従事した監督者に対して、監督業務1時間あたり1,100円の監督料を支払う。(4) 監督料の余剰金が生じた場合は、1, 2年生については各学年の学年諸費会計へ、3年生についてはPTA進路指導会計へ繰入れる。(5) 模試の監督料に不足を生じた場合は、PTA進路指導会計から支出する。」

【規範】

最低賃金法第4条「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

【参考報告 郡上高等学校】

外部模試等における手当の額は学校ごとに異なるが、進路指導費についてのルールが明確に定められており、最低賃金を踏まえた算定がなされており他の学校の参考となる。

【事実関係②】

外部模試の実施にあたり、外部模試の監督業務については、PTAと協議し、1時間あたり1,000円を払うことを確認し、監督料の支払いを行っている。

【規範】

郡上高等学校「外部模試」に関する事務処理規程第4条「模試に係わる費用は次のように処理する。(1) 1, 2年生は学年諸費として授業料等と同時に徴収

し、欠席者には後日返金する。3年生は希望者受験のため、PTA進路指導特別委員会が別途徴収する。(2) 模試代金は受験料定額を徴収し、監督料を除いて業者に支払う。(3) 外部模試の監督業務に従事した監督者に対して、監督業務1時間あたり1,100円の監督料を支払う。(4) 監督料の余剰金が生じた場合は、1、2年生については各学年の学年諸費会計へ、3年生についてはPTA進路指導会計へ繰入れる。(5) 模試の監督料に不足を生じた場合は、PTA進路指導会計から支出する。」

【指摘 郡上高等学校】

監督料については、PTAが定めた事務処理規程に従って支払を行うか、事務処理規程を変更して金額を定めるべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 郡上高等学校】

安全衛生委員会を開催した際に、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

平成30年度の衛生管理者の学校巡視は週1回行われているが、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 郡上高等学校】

衛生管理者は、毎週1回の学校巡視について、記録すべきである。

第34 武義高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

美濃市泉町2番地3

(2) 生徒数（令和元年7月1日現在） (人)

	男	女	合計
普通科	153	204	357
商業科（商業科）	21	94	115
商業科（情報処理科）	65	47	112
合計	239	345	584

(3) 組織及び構成（令和元年7月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	4	業務専門職	1	
教頭	1	1	実習助手	1	非常勤講師	17	
教諭等	37	35			学校医	5	
養護教諭	1	1			障がい者雇用		1
実習助手	2	1			教員アシスタント		1
事務職員	4	5					
計	46	44	計	5	計	23	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	160	30	190
平成30年度	163	28	191

(5) 部活動等の状況等（平成30年度全国大会等）

- ・陸上部：県高校新人陸上競技選手権 男子やりなげ第4位
- ・男子テニス部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子シングルス優勝等
- ・女子テニス部：全日本ジュニア選手権県予選 女子ダブルス第2位
- ・水泳部：中濃地区高等学校総合体育大会 女子100m自由形 優勝
- ・弓道部：中濃地区高等学校総合体育大会 男子個人 優勝

- ・書道部：岐阜県高等学校総合文化祭 書道展 奨励賞
- ・写真部：岐阜県高等学校総合文化祭 写真展 奨励賞
- ・商業部：岐阜県高等学校商業実務協議会 正確賞

(6) 特色

大正9年に岐阜県立武義中学として開校され、令和2年2月に、100周年を迎える県下で5番目に歴史のある学校である。武道館が60周年、商業棟・梅華塾（研修会館）が70周年、体育館が80周年、校舎が90周年に竣工された。教員の年齢層について20代及び50代の割合が多い点に特色がある。

2 監査の重点及び監査手続

武義高校は、歴史が古い学校であり、施設や物品の管理、また情報管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月30日、武義高校の管理職（校長、教頭、事務長など）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、PTA物品等使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) その他外部記録媒体管理台帳

【事実関係】

その他外部記録媒体管理台帳が整備されているが、当該台帳にはSDカード、外付けHDD、デジタルビデオカメラ、ボイスレコーダーが混在して登録されており、各外部記録媒体の個数や管理状況について一覧性がない。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条において、「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」とされている。また、同第11条において、「第2章の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。この場合において、同章中「USBメモリ」とあるのは「その他の外部記録媒体」と読み替えるものとする。」とされている。

【意見 武義高校学校】

各外部記録媒体の個数や管理状況が正確に把握できるように、各外部記録媒体に応じてその他外部記録媒体管理台帳の頁を分けるなどして、登録するのが望ましい。

(2) パソコンの持ち出し簿

【事実関係】

パソコンの持ち出し簿は管理されているが、平成28年度及び平成29年度に解

除日の記載のない欄がある。なお、平成30年度については、持ち出しの実績がなかったとの回答であった。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 武義高等学校】

パソコンの所在及び紛失の有無を正確に把握するため、管理職において、解除日の記載を徹底すべきである。

(3) 防犯カメラ

ア 規程

【事実関係①】

校内に防犯カメラ（PTA・県費）が複数台設置されているが、防犯カメラの使用及び防犯カメラの保存データ等に関する規程がない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 武義高等学校】

県費で設置した防犯カメラについて、個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

【事実関係②】

令和元年9月30日のヒアリングの後、防犯カメラの規程を作成したが、適用日付が、「令和元年4月1日」付けとなっていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められており、同規程第3条の4は、「職員は、文書を偽造し、変造し、若しく

は改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。」と定めている。

【指摘 武義高等学校】

制定日の記載は、制定した日にちを正確に記載すべきである。

イ 設置場所

【事実関係】

防犯カメラが職員室内に2台及び生徒指導室（校務が同一の職員が常駐している）の室内に1台設置されている。以前、学校内で答案が紛失する事案や教員手帳がなくなるという事案があったため、学校内での犯罪防止のために防犯カメラを設置したとの説明であった。令和元年4月1日制定と記載した防犯カメラ設置及び運用規程においては、「校内での犯罪を予防（副次的な予防を含む。）」が設置目的の一つとなっている。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例6条1項において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」とされている。さらに、同条例9条2項において、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【指摘 武義高等学校】

職員室内及び生徒指導室内を常時防犯カメラで撮影することは、当該場所で勤務する職員及び出入りする生徒についての個人情報を必要以上に取得することになりかねない。職員室内及び生徒指導室内を撮影する防犯カメラの設置状況は、防犯というよりは監視カメラとしての性質が強い。防犯カメラの設置場所の変更を検討すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の購入計画

【事実関係】 令和元年9月30日のヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「県費での購入手順」という書面はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 武義高等学校】

学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成し、年間計画表などを用いて、年間購入計画を定めるべきである。

(2) 小物入れロッカー

【事実関係】

「P T A物品等使用貸借契約書」によると、平成 28 年 8 月 10 日に小物入れロッカー 2 台及び平成 31 年 2 月 26 日に小物入れロッカー 3 台分 (150 人分) について、学校と P T A との間で使貸借契約を締結している。しかし、平成 25 年度に P T A が購入した小物入れロッカーについては、使用貸借契約がない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 武義高等学校】

平成 25 年度に P T A が購入した小物入れロッカーについて、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(3) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの中には、P T A が購入したものがある。平成 28 年度に P T A で購入した 2 台の防犯カメラについては、使用貸借契約を締結し、物品登録もされているが、平成 27 年度に P T A で購入した防犯カメラ 2 台については、寄附手続も、使用貸借契約書の作成もされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている (同要領第 6)。

【指摘 武義高等学校】

防犯カメラについて、P T A と使用貸借契約を締結したうえで、物品一覧表及

び物品出納一覧表に記載すべきである。

(4) 図書

【事実関係】

「平成 30 年度 武義高等学校 P T A 一般会計決算書」によると、図書費の費目において、「図書館用図書、刊行物代」として、69 万 1658 円の支出がある。しかし、P T A からの図書購入について、寄附採納手続を行っていない。また、平成 31 年 3 月 15 日付「武義高校図書館の図書の除籍について」を確認したところ、除籍、廃棄する図書 526 冊中 509 冊は、P T A が購入した書籍である。決裁欄には、主査、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 武義高等学校】

P T A からの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(5) ハサミや包丁等の刃物

【事実関係】

刃物等使用管理簿は備え付けられているが、平成 30 年度 4 月ないし 7 月分については、全ての使用日について「施錠等確認欄」にチェックがされていない。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）により、「3 刃物の管理」に、「(1) 被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」、「(3) 別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること」、「(4) 実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること」、「(5) 「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」との通知がある。

【指摘 武義高等学校】

使用管理簿の施錠等確認欄について刃物等を使用毎に記載すべきである。また、定期的に管理職が確認すべきである

5 施設

(1) グラウンド上の倉庫

【事実関係】

グラウンド上には、倉庫が何台か設置されていた。ヒアリングによれば1つはテニス部が所有するものであるが、その他については所有者不明とのことであった。また、テニス部が所有するとされる倉庫について、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 武義高等学校】

物置の所有者を確認した上で、物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) マイクロバス

【事実関係】

「岐阜県立武義高等学校野球部」と車体に明記されたマイクロバスが、運動場に駐車されている。ヒアリングによれば、野球部保護者会の所有であるとのことである。マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、学校用地について目的外使用許可の手続はとられていない。なお、車検証と自賠責保険証を確認したところ、自動車販売店の名義となっており、野球部保護者会との関係性が分からなかった。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 武義高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 近隣公園への駐車

【事実関係】

体育祭や文化祭などのイベントの際には、教職員は、近隣の小倉公園（岐阜県美濃市1571-3所在）の了解を取ることなく、小倉公園に駐車している。

【意見 武義高等学校】

美濃市に対し、小倉公園の駐車場を使用することについて承諾をとることが望ましい。

6 私費会計

(1) 預り金運営委員会

【事実関係】

平成30年3月6日に決算見込み報告書を運営委員会のメンバーに送付しているが、その際、3月18日までに書面で回答するように求め、同日までに回答がなければ承認とみなす旨の記載があった。もっとも、決算についての回答欄はなかった。その後、教職員からは回答があったが、PTA会計学年代表からの回答はなかった。

その後、3月18日に監事監査の署名がなされている。

【規範】

岐阜県立武義高等学校預り金事務取扱要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘① 武義高等学校】

決算は、監事監査を行った後、運営委員会に諮るべきである。

【指摘② 武義高等学校】

決算を議題として、学校徴収金運営委員会の承認を得る手続きをとり、議事録を作成すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係①】

平成30年度の衛生管理者の学校巡視は年40回であった。

【規範】

労働安全衛生法規則第11条第1項「衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 武義高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週1回の学校巡視をすべきである

【事実関係②】

巡視の記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意

思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 武義高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

第 35 関有知高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

関市下有知字松ヶ洞 6191 番 3

(2) 生徒数 (令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計
普通科	186	154	340
生活福祉科	21	77	98
全学年	207	231	438

(3) 組織及び構成 (令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	8	非常勤講師	9	
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	1	
教諭等	35	31			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	4	
実習助手	2	1			学校医	1	
事務職員	2	2			その他	1	
司書	1	1					
学校用務員	1	1					
計	44	39	計	9	計	17	1

- ・その他：地域創生キャリアプランナー
- ・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	未定	合計
平成 29 年度	68	81	5	154
平成 30 年度	55	82	3	140

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・ライフル射撃部：第 38 回全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会 個人優勝等
- ・男子硬式テニス部：岐阜県高校総体 ベスト 16 等
- ・女子硬式テニス部：東海毎日ジュニアテニス選手権大会東海大会 個人シングルス出場等
- ・野球部：平成 28 年度全国高等学校野球選手権 岐阜県大会 ベスト 16
- ・書道部：第 30 回岐阜県青少年美術展青年部 書道部門 入賞等
- ・美術部：岐阜県高等学校総合文化祭・工芸展 絵画部門 優秀等

(6) 特色

平成 16 年 4 月 1 日、中濃高等学校と中濃西高等学校が統合され、関有知高等学校となった。全日制であり、普通科 360 人、生活福祉科 120 人、合計 480 人の入学定員である。生活福祉科は、2 年生で、食物コースと福祉コースに分かれる。部活動は、ライフル射撃部が全国的にも有名な強豪校である。中濃校舎の道向かいにあるエアライフル射撃場等を管理している。

また、地域連携による活力ある高校づくり推進事業を行っている。

2 監査の重点及び監査手続

施設の利用状況や私費会計など高等学校において論点となり得る課題のほか、廃校舎の管理状況も含めて、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 11 日、関有知高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納決裁書類や使用貸借契約書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室やグラウンド、事務室などの現場確認を行った。令和元年 11 月 8 日、中濃高等学校の廃校舎及びエアライフル射撃場についても、現場確認を行った。さらに、令和 2 年 1 月 7 日、事務長を中心に追加ヒアリングを行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年9月11日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入について年間計画を定めていない。都度必要なものもあるため、定めていない。また、「物品購入・経費支出伺書」という書式はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 関有知高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、PTAが購入した小物入れロッカー（貴重品やスマートフォンを保管する。）の周辺などに11台、設置されている。防犯カメラについて、寄附採納手続はとられていない。過去に、PTAが購入した防犯カメラについて、PTAの承諾を得ることなく、廃棄処分をした。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 関有知高等学校】

PTAが購入した防犯カメラについて、PTAの承諾がないまま破棄していることから、当事者の合理的意思からは、寄付申込みを受けたものといえる。岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

（3）小物入れロッカー

【事実関係】

「P T A 備品台帳」によると、平成 27 年 4 月 6 日、「小物入れロッカー」480 人分を購入している。学校と P T A との間では、「小物入れロッカー」について、寄附採納手続や使用貸借契約は締結されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 関有知高等学校】

「小物ロッカー入れ」について、寄附申込みがないのであれば、P T A と学校との間で使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(4) 図書

【事実関係①】

「平成 30 年度 P T A 一般会計決算書」によると、「教育振興需用費 184 万 1632 円」が、「教育用雑誌、教室空調光熱水費、部活動消耗品等」として、支出されている。寄贈の図書についても、寄附採納手続が行われていない。また、「図書の除籍について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 関有知高等学校】

P T A で購入した図書や寄贈を受けた図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

4 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上には、野球部が使用している物置が設置されていた。ヒアリング及び「PTA備品台帳」によると、物置は、PTAが設置したとのことである。行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

PTAの保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 防球ネット

【事実関係】

グラウンド上には、野球部が使用している防球ネットが設置されていた。行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など防球ネットに関する手続はとられていない。グラウンド東側及び南敷地境界の防球ネットについては、PTAが支出したと思われるが、明確に分かる資料はないとのことであった。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

防球ネットがPTAの設置したものであるならば、防球ネットの設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

【意見 関有知高等学校】

可能な限り、防球ネットの所有者を特定すべきであるが、仮に、所有者が不明の場合、無主物先占（民放239条1項）により、県の所有物として管理することも検討することが望ましい。

(3) グラウンド夜間照明

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンドの夜間照明を設置したのは、PTAとのことである。また、夜間照明の設置について許可したものの、寄附採納手続もとって

いないし、行政財産の目的外使用許可をとっていないとのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

夜間照明の設置場所について、PTAに行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(4) マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立関有知高等学校野球部」と車体に明記された野球部育成会のマイクロバスが、平成 30 年度までは、関有知高等学校の駐車場に駐車されていた（令和元年度に限り、校舎改修工事のため、近隣にある工場の承諾を得て、校舎に隣接する当該会社の駐車場に駐車している。）。平成 30 年度まで、マイクロバスについて、学校と野球部育成会との間において使用貸借などの取決めはなく、また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関有知高等学校】

野球部育成会の保有するマイクロバスなどを駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(5) 部屋の鍵貸出簿

【事実関係】

鍵貸出簿に、平成 30 年 10 月 1 日、同月 8 日など返却日時の記事がないものが散見された。なお、鍵貸出簿についてのルールはない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

鍵貸出簿に、返却日時が明記されているか、教職員のみならず、事務局においても、確認すべきである。

(6) 遊休資産

【事実関係】

平成16年度以降、プールは使われていないため、遊休資産となっている。

関有知高等学校において、ビームライフル射撃の練習は、理数科が廃止されたことから使用されていない地学室を利用して行われている。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 教育財務課】

使われていないプールを取り壊した上で、学校が希望しているライフル射撃場の設置場所を確保することが望ましい。ただし、取り壊した後のライフル射撃場の設置費用については、部活動に関する費用であることから、公費・私費のどちらで負担するかについて、慎重に検討する必要がある。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されているとのことであるが、「補助教材等選定審査会議事録」以外には、学校預り金に関する議事録は作成されていない。

また、平成31年3月1日に作成された「学校預り金会計」状況報告書（基本事項）によると、「学校預り金運営委員会の開催状況」として、「平成30年1月19日 補助教材選定、学年別諸費徴収額諮問」と記載されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

学校預り金運営委員会を開催しているならば、議事録を作成すべきである。

(3) グラウンド不用土撤去費用

【事実関係】

「平成30年度 PTA一般会計決算書」によると、「施設整備充実費 21万6908円」として、「グラウンド不用土撤去」が、「式典用パネル製作」とともに、

計上されている。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校施設の建設や、維持修繕、保守管理に必要な経費」である「校舎や体育館、グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費」は、「公費負担を原則とする経費」とする。

【指摘 関有知高等学校】

グラウンド不用土撤去費用は、「グラウンド等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費」に該当するため、公費で負担することを検討すべきである。

6 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿（令和元年前期分）」には、「4月11日（木）③第6回PTA役員会議 16:55～19:55」、「4月25日（木）③PTA総会 16:55～20:55」、「5月17日（金）③第2回PTA役員会議 16:55～19:55」と記載している。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項では、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」とされている。

【指摘 関有知高等学校】

PTA役員会議及びPTA総会については、「③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」など超勤4項目に該当しないため、時間外勤務命令簿に記載すべきではない。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成30年2月20日分しかなく、「第2回学校保健安全委員会」と記載されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なもの

に係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 関有知高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年24回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 関有知高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【事実関係②】

衛生管理者による巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 関有知高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(4) 産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医の学校訪問は、平成30年5月2日、7月18日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、平成31年1月29日（学校安全衛生委員会への出席）の計7回である。また、平成31年2月26日、

同年3月20日と、2月連続して、「電話相談」となり、学校訪問がなされていない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 関有知高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による学校巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 関有知高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 学校内規

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

令和元年9月11日のヒアリングにおいては、防犯カメラの運用規程はないという説明であった。しかし、令和2年2月27日に、平成27年4月1日付「岐阜県立関有知高等学校 防犯カメラ設置及び運用規程」が提出された。「防犯カメラ設置及び運用規程」は、「勤務のしおり」に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定め

る」と規定している。

【指摘 関有知高等学校】

「防犯カメラ設置及び運用規程」について認識できていなかった。内規集である「勤務のしおり」に掲載すべきである。

8 中濃校舎（廃校舎）

（1）グラウンド上の物置

【事実関係】

中濃校舎のグラウンド端（階段付近）に、所有者不明の物置が置いてあった。物置には、ラインカーなどが入っていた。後日、確認したところ、フットサルクラブの倉庫であった。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と関市における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第6条「乙（関市）は、甲（岐阜県）の承諾を得ないで、貸付物件を第3条に規定する目的以外の用途に供し、又は第三者に転貸若しくはその権利を譲渡し、担保等に供してはならない。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、転貸の有無など使用状況について確認すべきである。

（2）校舎内の電話機、避難用階段

【事実関係】

ヒアリング及び定期監査資料によると、廃校舎となった中濃校舎の2階以上の階において、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」（1階）と避難用階段（4階）が置いてあるとのことである。なお、1階は、関市が資料の物置として使用しているため、消防法32条適用のため、2階以上に行くことができないように、階段を閉鎖しているとのことである。

また、現場を確認したところ、1階の事務室に、金庫が置いてあった。学校設立時に設置された金庫であることから、校舎の一部と整理されたためか、備品登録されなかったとのことであるが、実質は、遊休物品である。

避難用階段、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」や金庫については、売却は困難とのことである。

現場視察や教育財務課に対するヒアリングなどからも、階段を閉鎖していることから、避難用階段については、廃棄処分等することは困難とのことである。「沖電気 電話交換機設備 電話主装置SR-L電話機 25台」や金庫について

も、早急に廃棄処分する必要性まではないとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条（不用の決定等）の第 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 関有知高等学校】

避難用階段、「沖電気 電話交換機設備 電話主装置 S R - L 電話機 25 台」や金庫について、校舎を取り壊す時に廃棄処分を検討すると思われるが、まずは、不用決定をすべきである。

（3）使用状況等の確認

【事実関係】

中濃高校（廃校舎）の体育館にある下駄箱に、小動物の骨が置かれていた。また、武道館では、窓ガラスが空いたままになっていた。

なお、岐阜県と関市において、県有財産（土地・建物）使用貸借契約書を締結し、廃校である中濃校舎を使用貸借している。使用貸借契約書には、借り主である関市が、貸し主である岐阜県に、使用状況等を報告する規定はない。

【規範】

公有財産管理規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

また、岐阜県と関市における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第 9 条第 1 項では、「甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合及び貸付物件の管理が良好でないと認める場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。」と定める。

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、1 年に 1 回以上は、中濃校舎を訪問し、使用状況及び管理状況について、確認すべきである。

【意見 教育財務課】

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第 6 条では、「乙は、貸付物件の使用状況を別紙様式にて四半期に一度その期間の終了後 30 日以内に、甲に報告するものとする。」と、報告義務を定めている。白川町との使用貸借契約を参考に、使用貸借契約を改定することが望ましい。

（4）物置の登録

【事実関係】

教育財務課の定期監査資料によると、中濃校舎（廃校舎）の敷地内には、登記されていない物置（5.70 m²）が普通財産として登録されている。しかし、現場には、当該物置は、存在しない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第26条（財産台帳）第3項「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

存在しない物置については、財産台帳から、抹消すべきである。

（5）倉庫の登記・登録

【事実関係】

関有知高等学校の定期監査資料によると、中濃高校（廃校舎）の自転車置場付近には、物置（40.50 m²）のほか、倉庫（5.67 m²）が、登記され、行政財産として登録されている。しかし、現場には、倉庫（5.67 m²）は、存在しない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第26条（財産台帳）第3項は、「部局長は、その所管する公有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由により変動があつたときは、直ちに、財産台帳及び付属図面を整理しなければならない。」と規定する。

不動産登記法第57条（建物の滅失の登記の申請）の第1項では、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と定める。

【指摘 関有知高等学校】

存在しない倉庫について、滅失登記を行い、財産台帳から抹消すべきである。

9 エアライフル射撃場

【事実関係】

関有知高等学校の管理する行政財産として、エアライフル射撃場があるものの、関有知高等学校の生徒は、数年、使用していない。しかし、関有知高等学校が管理しているため、学校用務員等が、関有知高等学校から1時間以上かけて、エアライフル射撃場を年に、数回、管理に訪れている。

他方、岐阜県ライフル射撃協会が行政財産の目的外使用許可を申請し、エアライフル射撃場を使用しているとのことである。

【規範】

地方自治法第2条第14項では、最少の経費で最大の効果を挙げることを規定し、同条第15項では、組織及び運営の合理化に努めることを規定する。

【意見 関有知高等学校、教育財務課】

行政財産の目的外使用許可の申請手続や管理の事務負担のほか、使用状況を考慮すると、エアライフル射撃場について、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として、売払等を検討することが望ましい。

第 36 関高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

関市桜ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号

(2) 生徒数(令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	450	384	834	840

(3) 組織及び構成(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	講師	8	
教頭	1	1			A L T	1	
教諭	47	41			学校医	3	
養護教諭	2	2			学校歯科医	1	
実習助手	1	1			学校薬剤師	1	
事務職員	4	4			業務専門職	2	
計	56	50	計	9	計	16	2

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	264	0	264
平成 30 年度	274	3	277

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・陸上競技部：東海大会出場
- ・女子テニス部：東海大会出場
- ・放送部：NHK 全国大会出場、令和元年度全国総文祭出場
- ・地域研究部：全国高校生歴史フォーラム優秀賞・学長賞、令和元年度全国総文祭出場
- ・吹奏楽部：中部日本個人・重奏コンテスト本大会出場

(6) 特色

始まりは、大正 10 年に設置された関町立実科高等女学校である。大正 11 年に岐阜県武儀高等女学校に改称され、昭和 23 年に岐阜県関高等学校と改称され、普通科が設置された。昭和 24 年 4 月から男女共学制が実施された。平成 26 年度からスーパーグローバルハイスクールに指定されるなど、県下有数の進学校である。

2 監査の重点及び監査手続

歴史の古い学校であることから、物品管理、P T A・部活動後援会・保護者会等が購入した備品や工作物に係る契約関係及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 6 月 26 日及び同年 10 月 29 日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

図書室には、P T A が購入した図書がある。学校は、寄附されたという認識とのものであるが、寄附採納手続はとられていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 関高等学校】

P T A が購入した図書を受け入れる際には、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(2) 遊休物品

【事実関係】

平成 6 年 8 月 11 日に取得したデジタイマー（耐用年数 5 年）及び平成 8 年 6 月 13 日に取得した手動式浮上型プール掃除機（耐用年数 6 年）について、平成 30 年度に、使用不能、経年劣化が著しく修理不能とのことで、不用決定をするのと同時に、廃棄処分をした。

ヒアリングによれば、新規購入等と同時に処分するなど廃棄方法の見通しが立った物品について、不用決定をして廃棄しているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手續を執らなければならない。」

【指摘 関高等学校】

使用できない物品、使用の必要がなく管理換えによって有効な活用を図ることのできない物品は、不用決定をすべきである。

(3) 薬品の管理

【事実関係】

毒劇物を使用する際、使用前の数量を計っていない。薬品管理簿には、使用前の残量を記載する欄がない。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

これを受けて、学校は、毒物及び劇物の取扱規定を設けている。同規定では、毒物・劇物使用簿には、「数量」、「使用量」、「残量」を適切に記入することとしている。

【意見 関高等学校（改善報告）】

使用前の残量を計らないと、前回の使用後と今回の使用の間に盗難（無断使用）があったかどうかの確認ができない。

使用前の数量を計り、それが記入できるような薬品管理簿にすることが望ましい。

令和 2 年 1 月から、使用前の数量を計り、記載するようになっている。

4 施設

(1) 部活動後援会の事務所

【事実関係】

部活動後援会の事務に携わる教職員に対して、職務専念義務の免除がなされ、それらの教職員が、校内の一部において部活動後援会の事務を行っている。しかし、部活動後援会に対し、行政財産の目的外使用許可はなされていない。学校は、部活動後援会と P T A が同じ団体であり、P T A に対して行政財産の目的外使用許可をしているから必要ないという認識であった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手續」

により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

P T Aと部活動後援会は、構成員は同じであるものの、会計は別であり、規則（規約）も別に存在するのであるから、別々の団体である。

校舎内における部活動後援会の事務スペースについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 消防署へのプールの貸出し

【事実関係】

プールを消防署の練習のために年1度（2日程度）貸すことがある。これについて、消防署からの依頼文書は受けとっているが、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

校長は、消防署に、プールについて、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に野球部が使用する物置が設置されている。この物置について、寄附手続はなされておらず、所有者（野球部保護者会と思われる）と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 関高等学校】

校長は、物置の所有者又は使用者に、グラウンド上の物置設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を、翌年度の5月10日に開催し、前年度の決算承認をしているが、保護者への報告は、これより前になされている。

【規範】

学校預り金事務取扱要領において、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならないとされている(第14条)。

【指摘 関高等学校】

学校預り金運営委員会による決算承認手続は、保護者への報告の前にすべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートの回答によれば、衛生管理者(教頭)による学校巡視の頻度は「年12回(校内巡視はほぼ毎日実施)」とのことである。その後の説明によれば、実態としては、週1回以上は行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 関高等学校】

記録がなければ、ほぼ毎日実施したのか、週一回以上実施したのか、分からない。

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年4回とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 関高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第3章の4 可茂地区

第37 加茂高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

美濃加茂市本郷町 2-6-78

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全日制(普通科)	331	379	710	720
全日制(理数科)	55	33	88	120
全日制(小計)	386	412	798	840
定時制(普通科)	74	53	127	160

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在)

全日制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	非常勤講師	12	
教頭	2	2			部活指導員	2	
教諭	48	46			業務専門職	2	
養護教諭	2	2			校医	4	
実習助手	3	2			歯科医	2	
事務職員	4	4			薬剤師	1	
計	60	57	計	9	計	23	1

定時制

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
副校長	1	1	講師	2	非常勤講師	3	
教諭	10	8			外国人児童生徒適 応指導員	3	
養護教諭	1	1			地域創生キャリア プランナー	1	
事務職員	1	1					
計	13	11	計	2	計	7	1

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度（全日制）	309	5	314
平成 29 年度（定時制）	3	22	25
平成 30 年度（全日制）	298	1	299
平成 30 年度（定時制）	11	18	29

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

全日制課程

- ・ボート部：全国高校選抜大会 男子クォドルプル優勝等
- ・ソフトボール部：岐阜県高校ソフトボール選手権大会（羽島市） 優勝
- ・卓球部：東海卓球選手権大会 女子シングルス出場
- ・陸上競技部：東海高校新人陸上競技大会 女子三段跳出場
- ・自然科学部：サイエンスキャッスル関西大会（大阪府） 優秀賞 全国高校総文祭 自然科学・生物部門 文化連盟賞

定時制課程

- ・バドミントン部：岐阜県高等学校定時制通信制総合体育大会女子シングルスベスト 8
- ・サッカー部：岐阜県高等学校定時制通信制総合体育大会 3 位、平成 30 年度岐阜県高等学校定時制通信制秋季体育大会 3 位
- ・バスケットボール部：平成 30 年度岐阜県高等学校定時制通信制秋季体育大会 優勝
- ・アクティブラーニング部：岐阜県高校生英語プレゼンテーション大会ベストプレゼンター賞

（６）特色

平成 30 年 10 月に創立 70 周年を迎えた高等学校であり、全日制と定時制があり、入学定員は、全日制の普通科が 240 名、理数科が 40 名、定時制の普通科が 40 名である。平成 19 年 4 月 1 日、白川高等学校と統合し、白川高等学校は、白川校舎と名称変更した。平成 21 年 3 月、白川校舎は、閉校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

加茂高等学校は、中濃地区における進学校の一つであり、70 年の歴史を持つ学校である。私費会計と、廃校舎となった白川校舎の管理状況にも、着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日及び令和 2 年 1 月 31 日、加茂高等学校の管理職等（校長、副校長、教頭 2 名、事務部長など）から、ヒアリ

ングを行い、アンケートによる照会のほか、白川校舎の使用貸借契約書等の提出資料の書類監査を行った。また、令和元年11月12日に、廃校舎である白川校舎を訪れ、使用貸借契約の相手方である白川町の職員、白川町から指定管理を受けている一般社団法人スポーツリンク白川の職員からも、説明を受けた。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係①】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」を確認したところ、使用目的が「物品管理後用務のため」とあり、使用期間が「H30.4.1～H30.10.31」と半年を超える期間となっているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票において、外部記録媒体に関する「適切な使用期間の設定」との監査項目として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」とされている。

【指摘 加茂高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も使用しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。使用期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

【事実関係②】

保管している外部記録媒体としてUSB15本、SDカード18本あるが、その中には、使用されていないものがある。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準2（2）⑧ア「重要性分類Ⅲ以上の情報資産を管理する者は、情報を記録している電磁的記録媒体が不要になった場合、電磁的記録媒体の初期化等、情報を復元できないように処置した上で廃棄しなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

必要のない外部記録媒体は、速やかに廃棄すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年10月8日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「物品購入・経費支出伺書」という書式はあるものの、

平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成 25 年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要である旨が、教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成 26 年 4 月 11 日付け教財第 72 号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 加茂高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

(2) 図書

【事実関係】

平成 30 年度加茂高等学校 P T A 会計決算書の「教育振興事業」の欄に、図書館図書・雑誌購入として、「図書館事業 39 万 9150 円」の支出があるが、P T A 購入の図書について寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 加茂高等学校】

P T A で購入した図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) 遊休物品

【事実関係】

使用されていないコピー機が 2 台、資料室に置かれていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

使用できない物品、使用の必要がなく管理換えによって有効な活用を図ることのできない物品は、不用決定をすべきである。その上で、売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

5 施設

(1) 運動場の雨天練習場やコンテナ

【事実関係】

運動場には、野球部やボート部が使用している雨天練習場や野球部のコンテナが設置されている。雨天練習場は加茂高校後援会が設置したものであり、コンテナはPTAが設置したものである。

学校との間で雨天練習場等の使用貸借契約書は作成されていない。運動場に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂高等学校】

校長は、加茂高校後援会等に、運動場の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

岐阜県立加茂高等学校学校預り金事務取扱要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成31年1月分以降の授業料について、督促状を発付した後、面接指導、家庭訪問による納入指導をしておらず、納入計画書も徴求していない。また、平成

30 年度において、授業料等未納対策検討委員会が設置されていない。令和元年 10 月 8 日の時点では、督促状発付後 1 年を経過した未収金もあった。

【規範】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第 3～第 6「校長は、第 2 に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10 日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第 3 に規定する催告書を再度交付するものとする」「校長は、第 4 に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」「校長は、第 2 から第 5 までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」第 1 ④「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第 2 以下の手続を行うとともに、校内に別表 1 に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならない。」

【指摘 加茂高等学校（改善報告）】

家庭訪問して面談したり、納付誓約書を徴求したりするとともに、必要があれば、授業料等未納対策検討委員会を設置すべきである。

令和元年 7 月及び 12 月の保護者懇談終了後、保護者に対して、面談指導を行っている。また、12 月には納入計画書を提出させている。休学者については、家庭訪問による納入指導を行っている。令和元年度より、授業料等未納対策検討委員会を設置し、毎月開催しているので、改善報告とする。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 では、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定する。また、地方自治法施行令第 171 条の 5 では、徴収の停止を規定する。

【指摘 加茂高等学校】

上記対応によっても、なお支払がないのであれば、相当期間（1 年間）を目処に、訴訟提起等の法的手続を取るか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

（1）衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）による学校巡視の頻度は、年 50 回とのことである。しかし、その結果を記載した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加茂高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(2) 産業医

【事実関係①】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年5回とのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 加茂高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

産業医による学校巡視の結果を記録した書面が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 加茂高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。産業医による学校巡視の

結果を記録した書面を作成すべきである。

9 白川校舎（廃校舎）

（1）自動販売機

【事実関係】

白川校舎の運動場に自動販売機が設置されていたが、白川町から、岐阜県に対して、届出がなされていなかった。令和元年11月12日に、監査人らと同行したことにより、教育財務課は、自動販売機が設置されていたことを初めて認識した。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第7条「乙（白川町）は、甲（岐阜県）の承諾を得ないで、貸付物件を第3条に規定する目的以外の用とに供し、又は第三者に転貸し若しくはその権利を譲渡し、担保等に供してはならない。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課施設係等は、転貸の有無など使用状況について確認すべきである。

（2）ボルダリング会場

【事実関係】

白川校舎の武道館にボルダリング会場が設けられていたが、白川町から、岐阜県に対して、報告がなされていなかった。令和元年11月12日に、監査人らと同行したことにより、教育財務課は、武道館が使用されていることを初めて認識した。

【規範】

公有財産管理規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

岐阜県と白川町における県有財産（土地・建物）使用貸借契約書の第6条「乙（白川町）は、貸付物件の使用状況を別紙様式にて四半期に一度その期間の終了後30日以内に、甲（岐阜県）に報告するものとする。」

【指摘 教育財務課】

教育財務課の施設係等は、1年に1回以上は、白川校舎を訪問し、使用状況及び使用範囲の変化の有無を確認すべきである。

（3）物置

【事実関係】

白川校舎の敷地内に所有者不明の物置が置いてあった。物置は、使われていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 教育財務課】

物置の所有者を調査して、敷地から撤去させるべきである。

調査の結果、所有者が確認できないときは、所有者が不明であることの記録を取り、無主物先占（民法第 239 条第 1 項）に基づき岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。

第 38 加茂農林高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県美濃加茂市本郷町 3 丁目 3 番 13 号

(2) 生徒数(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
生産科学科	38	81	119	120
食品科学科	22	98	120	120
森林科学科	90	28	118	120
環境デザイン科	60	59	119	120
園芸流通科	10	107	117	120
合計	220	373	593	600

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定員	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職		雇員
校長	1	1	講師	1	業務専門職	2	
教頭	1	1			実習補助専門職	1	
教諭	45	43			非常勤講師	10	
養護教諭	1	1			教員業務アシスタント	0	1
実習助手	11	11			強化運動部指導者	1	
事務職員(一般)	4	4			農場管理支援員		
事務職員(司書)	1	1			炊事員	0	2
実習補助員	1	1			校医等	6	

計	65	63	計	1	計	28	3
---	----	----	---	---	---	----	---

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	94	103	197
平成 30 年度	97	94	191

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

- ・レスリング部：平成 30 年度東海高校総合体育大会 個人 (男子グレコ) 出場
- ・バドミントン部：平成 30 年度中濃地区高等総合体育大会個人女子 優勝
- ・吹奏楽部：平成 30 年度第 61 回中部日本吹奏楽コンクール県予選 金賞
- ・フラワーアレンジメント部：平成 30 年度第 69 回農業クラブ連盟県大会
フラワーアレンジメント競技会 優秀賞
- ・畜産調教部：第 2 回全国農業高等学校和牛枝肉共励会取組評価部門優良賞

(6) 特色

明治 45 年に設立され、現在 108 年目を迎える農林高校である。緑豊かな広大なキャンパスを持つ。学科は、生産科学科、食品科学科、森林科学科、環境デザイン科、園芸流通科がある。遠隔地生徒のために明誠寮を備えている。地域産業担い手育成総合戦略事業 (県教委)、県農業高校生海外実習派遣事業 (県教委)、姉妹都市豪州ダボ市との国際交流、宮内庁御養蚕所奉仕等グローバル人材の育成と特別活動にも積極的に取り組んでいる。

2 監査の重点及び監査手続

加茂農林高等学校は、農林高校としての古い歴史と農作物の生産やダマワラビー等の飼育等、多彩な活動に着目して監査を実施した。具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日、加茂農林高等学校の管理職等 (校長、教頭 1 名、事務部長等) のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、契約書等の書類監査を行った。令和元年 11 月 12 日川合農場について現場視察し、同月 27 日、川辺町の演習林の現況確認に、同行した。

3 情報管理 (セキュリティ)

(1) 個人情報持ち出し簿

【事実関係】

個人情報持ち出し簿が備え付けてあるところ、平成 29 年度及び平成 30 年度については持ち出しの記載がなく、令和元年 9 月からの記載が確認された。また、教職員が舎監を行う際に答案を持ち出し、採点をすることがあるとの説明があ

った。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」 2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 加茂農林高等学校】

教職員の答案の持ち出しが平成 29 年度及び平成 30 年度に一切なかったか否かは明らかではないが、情報資産の管理を徹底するために、答案の持ち出し等個人情報を持ち出す際には、必ず個人情報持ち出し簿に記載するよう周知徹底すべきである。

(2) SDカード使用記録簿

【事実関係】

SDカードの使用記録簿について、平成 30 年度の 1 年の間、特定の職員が特定の SDカードを継続して使用している。月初めに記録簿の記載があるものの、毎月同一の内容を繰り返して記載しており、当該 SDカードの利用状況が不明である。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第 6 条において、「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」とされている。また、同第 11 条において、「第 2 章の規定は、その他の外部記録媒体の管理について準用する。この場合において、同章中「USBメモリ」とあるのは「その他の外部記録媒体」と読み替えるものとする。」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

SDカードの利用状況を適切に管理するために、SDカードの貸与期間を短期間に設定するなどし、利用の必要性の確認をすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の購入計画

【事実関係】

令和元年10月8日のヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入計画を定めていない。また、「事務用消耗品の調達について」という書面はあるものの、平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」に基づき作成した学校のルールはない。

【規範】

平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」では、「学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であること」「年間計画表を作成し事前に配布することも有効」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

物品の調達にかかる年間の調達ルールを作成し、年間購入計画を定めるべきである。

(2) ダマワラビー

【事実関係】

ヒアリングの結果によると、平成12年、学校が所在する美濃加茂市の姉妹都市であるオーストラリアのダボ市から、日本庭園造成時に造園科が設計を担当した謝礼としてワラビーを譲渡するという話があったものの、飼育実績がないという理由で実現しなかった。しかし、平成15年、ダボ市との友好関係の象徴としてPTAがワラビー2頭を購入し、授業の一環として生徒が有袋類の生活観察を行っていた。生活科学科の学習教材という位置付けであったため、平成30年3月1日、PTAの了解を得て、県への寄附手続を行った。

ところが、ワラビー舎の建て替えが必要となったため、平成31年4月1日、学校が飼育していたワラビー2匹の飼育管理を年間委託料4万7850円で豊田市へ委託した。そして、令和元年12月26日、ワラビー舎の新築工事について、代金597万1900円で請負契約を締結した。

この点、平成30年3月に寄附手続を行った際、ワラビー舎の立替え工事に関して必要となる手続や立替えにあたって確認すべきことについては検討していたものの、工事にかかる具体的な建設費用の検討はしていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

PTAから寄附の申し込みがあった際は、工事にかかる具体的な建設費用を含め、維持費について慎重に検討すべきである。

(3) PTA物品

【事実関係】

P T Aで、応接セット（事務室・用務員室）、跳び箱（体育館更衣室）2台、シュレッダー（職員室）、耐火金庫（校長室）、デスクトップP C（職員室・生物準備室・森林科学科準備室）等を購入している。P T Aで購入した物品については、P T A備品台帳及びシールにより管理されているが、学校が無償使用することに関する書面の作成がなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 加茂農林高等学校】

学校が使用している P T A物品について、寄附申込みがないのであれば、P T Aと学校との間で使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（4）ハサミや包丁等刃物

【事実関係】

刃物使用管理簿は備え付けてあるものの、被服室に備え付けてある刃物使用管理簿については、記載例に従い、「使用月日」、「クラス」、「授業」あるいは「部活」か、「道具」、「使用本数」、「本数・施錠」について記載すべきであるにもかかわらず、平成 30 年度は 5 月 11 日から 7 月 20 日までまとめたの記載となっており、使用毎の使用状況及び管理状況が把握できない記載となっている。

【規範】

平成 28 年 12 月 12 日付け学支第 1428 号の「調理実習室等の安全・衛生管理の徹底について」（通知）には、「3 刃物の管理」に、「（1）被服・調理実習等の家庭科において使用するハサミや包丁等の刃物には全て番号を記入し、鍵のかかる場所で保管するとともに、当該鍵は教職員が厳重に管理すること。」「（3）別紙 3 を参考にして、各学校で「刃物の使用管理簿」を作成すること。」「（4）実習の前後には刃物等の本数や番号等を確認して「刃物の使用管理簿」に記入すること。」「（5）「刃物の使用管理簿」は、実習室の管理者が 1 年間保管するとともに、定期的に管理職が確認する事」とある。

【指摘 加茂農林高等学校】

刃物使用管理簿の記載例に従い使用した毎に正確に記載すべきである。

(5) 薬品

【事実関係】

薬品使用簿について、使用簿の記載としては、使用後の残量のみが記載されており、実際の使用量を確認することができない。

【規範】

毒物及び劇物取扱規程第10条第1項「保管責任者は、毒物及び劇物の受払いに当たっては、その都度別記様式の受払簿に受払いの内容(毒物等の品名、数量、取得年月日、使用年月日、使用目的、使用者及び残量)を記載し、保管及び使用状況を明らかにするものとする。」

【意見 加茂農林高等学校】

使用後の残量のみでの記載では実際の使用量を適切に把握することができない。使用量も計量し記録するのが望ましい。

(6) 図書

【事実関係①】

「平成30年度岐阜県立加茂農林高等学校 P T A会計歳入・歳出決算書」の「図書費」では、「雑誌、月刊誌等 53万1345円」の支出があるものの、寄附採納手続は執られていない。また、「図書及び資料の廃棄について」(平成30年5月22日付)では408冊の廃棄、同決裁文書(同年7月5日付)では514冊の廃棄、同決裁文書(同年8月31日付)では688冊の廃棄、同決裁文書(同年12月25日付)では579冊の廃棄、同決裁文書(平成31年1月8日付)では30冊の廃棄が決裁されている。当該決裁文書において、P T A会長の承諾印がある。

【規範】

P T A会計取扱要領第4条第2項「校長は、会計事務処理の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。」とされている。

【参考報告 加茂農林高等学校】

P T A購入の書籍が、P T Aの所有物であると整理した上で、廃棄の時に、P T A会長の承諾印を取るようしており、参考となる。

【事実関係②】

「図書及び資料の廃棄について」により廃棄される図書のうち、「寄贈」のものがあるが、寄附採納手続が行われていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 加茂農林高等学校（改善報告）】

寄贈された図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和元年度から寄贈された図書について寄附採納手続がとられたので、改善報告とする。

（7）盗難対策

【事実関係】

平成 26 年に、学校用地内のぶどう園で、ぶどうが窃取される事件があった。しかし、その後十分な防犯対策がとられていない。また、ビニールハウスなどに、生産物や什器備品が多数保管されているが、十分な防犯対策がとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長はその所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整備及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

高価な什器備品については、施錠のできる施設に保管すべきである。

5 施設

（1）物置

【事実関係】

グラウンドにある野球バックネット裏に P T A が購入した物置が設置してある。野球部が部活で使用する道具の保管場所として使用しているが、当該物置について目的外使用許可は行われていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂農林高等学校】

P T A の保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（2）グラウンドの夜間照明

【事実関係】

P T A が設置したグラウンドの夜間照明について、野球部が利用しているが、

目的外使用許可は執られていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加茂農林高等学校】

P T A が所有する夜間照明の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 部屋の鍵の貸し出し簿

【事実関係】

事務室に部屋の鍵の貸し出し簿が備え付けられているものの、返却欄に日付のない記載が散見された。

【規範】

岐阜県立加茂農林高等学校校舎等管理規程第 4 条 1 項「管理主任は、この規程に定めるもののほか、校長の命を受けて校舎等の管理に関する事務を推進し、職員の間担する業務について必要な調整を行う。また、配電設備の安全管理、管理当番日誌及び鍵保管記録簿の管理と処理を司る。」

【指摘 加茂農林高等学校】

鍵の管理を徹底するために、鍵の使用状況と鍵の貸し出し簿の記載が一致しているか確認すべきである。

(4) 農場（川合）

【事実関係】

令和元年 11 月 12 日正午に、川合農場にある 2 階建て施設について、1 階の窓ガラスの鍵がかかっておらず、窓が少し空いている状態であった。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘 加茂農林高等学校】

盗難防止のため、建物の施錠について、複数名で、確認すべきである。

(5) 演習林（川辺町）

【事実関係】

演習林に、教職員が入林するのは、2 年ぶりである。演習林について授業で使われない状況が数年続いている。また、演習林の管理に関するルールの定めはな

く、演習林の管理についての記録もない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条において「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見① 加茂農林高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

【意見② 加茂農林高等学校】

演習林について授業に利用していないのであれば、可茂農林事務所と協議して、演習林を可茂農林事務所へ所管換えすることを検討することが望ましい。

(6) 蘭栽培の農場（中津川市）

【事実関係】

学校の使用する蘭栽培の農場において、令和元年11月29日時点において、機械（電気柵）が1台、現場に置いてあった。

【規範】

地方自治法第243条の2「会計管理者若しくは…物品を使用している職員が故意又は重大な過失により、その保管に係る…物品又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」

逐条地方自治法（松本英昭著）の地方自治法第239条の【運用】について、「二物品の管理に関する事務に従事する職員は、その事務を処理するに当たり、法令の規定に従い、かつ、善良な管理者の注意義務を負わなければならない。」「四物品の保管に当たっては、良好な状態で常に使用又は処分をすることができるように保管し、原則として普通地方公共団体の施設に格納して保管すべきである。」と記載されている。

【指摘 加茂農林高等学校（改善報告）】

蘭栽培の農場にある機械（電気柵）について、倉庫等に収納すべきである。令和元年11月29日午後に学校の倉庫内に収納したので、改善報告とする。

6 私費会計

(1) 預り金運営委員会

【事実関係】

預り金運営委員会は、平成31年2月4日に開催されているが、議題は、平成30年度の状況及び平成31年度の計画のみであった。

【規範】

学校預り金運営委員会規程第4条において、「会長は、毎年度、次に掲げる事項について定期的に、また、緊急かつ重要な事項については臨時に、会議を招集し、審議させる。二 当該年度の上半期分の執行状況等について 三 当該年度の精算等について」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

上半期分の執行状況や預り金の精算（端数の生徒会費組入）について審議事項とすべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は3回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにならなければならない。」とし、同第4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 加茂農林高等学校】

安全衛生委員会を月1回以上開催すべきである。また、安全衛生委員会を職員会議の中で開催するような場合でも、開催実績を明らかにするために、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加茂農林高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に3回、校内巡視を行っている。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 加茂農林高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第39 八百津高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

加茂郡八百津町伊岐津志 2803-6

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	190	165	355	360

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員

校長	1	1	講師	4	講師	11	
教頭	1	1			学校医等	5	
教諭	24	22			業務専門職	2	
養護教諭	1	1					
実習教諭	1	1					
事務職員	3	3					
計	31	29	計	4	計	18	0

(4) 進路状況(令和元年5月1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	45	68	113
平成30年度	56	58	114

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・ボート部(国民体育大会 男子クォドプル岐阜県選抜5位・女子ダブルスカル岐阜県選抜6位、全国高校総体 男子クォドプル・男子シングルスカル 準々決勝敗退、女子ダブルスカル 準決勝敗退)
- ・カヌー部(全国高校総体 200M男子カナディアン4・2・1、男子カヤック4・2 準決勝敗退等)
- ・硬式野球部(秋季中濃・飛騨地区大会3位(県大会出場)、春季中濃・飛騨地区大会3位(県大会出場))
- ・自然科学部(全国高等学校総合文化祭口頭発表部門 文化連盟賞、サイエンスキャッスル2018関西大会 優秀賞)

(6) 特色

平成25年11月に創立70周年を迎えた高等学校であり、入学定員は、全日制普通科120名である。

平成28年4月より開始したデュアルシステム「企業実習」により、年間を通じ生徒が社会で実習を積むことができ、「地域社会人」として活躍できる人材の育成に寄与している。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備、ボート部の使用する八百津町蘇水公園に係る契約関係及び関連書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、令和元年9月27日、八百津高等学校の管理職等(校長、教頭、事務長等)から、ヒアリングを行い、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査、八百津町蘇水公園の現場確

認を行った。さらに、令和2年1月23日に、追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の管理

【事実関係】

P T Aが設置した防犯カメラにはP T Aで購入したS Dカードが挿入されている。S Dカードには映像として個人情報記録されることになる。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準2（2）③「情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、重要性分類Ⅱ以上の情報を記録した外部記録媒体を保管する場合、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。」「情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、個人情報を含む重要性分類Ⅰ以上の情報を保管する場合は、「重要情報資産台帳」に記録するとともに、当該ファイルを暗号化又はパスワードの設定をしなければならない。ただし、システムのファイルサーバ等の高度なセキュリティ対策が講じられている場合は、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者が認める場合に限り、当該ファイルの暗号化又はパスワードの設定を不要とすることができる。」

【指摘 八百津高等学校】

防犯カメラに挿入されているS Dカードも、重要情報資産台帳に記録し、ファイルの暗号化又はパスワード設定をすべきである。

【意見 八百津高等学校】

施錠可能な場所に保管することが困難なS Dカード式の防犯カメラについては、盗難防止の観点からその使用を控えることが望ましい。

（2）パソコン等持ち出し記録

【事実関係】

パソコン等の持ち出し及び持ち込みについての記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（1）職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 八百津高等学校】

パソコンの持ち出し及び持ち込みについての記録を作成、保管することは、セキュリティ対策のための遵守事項である。例え持ち出し及び持ち込みがなかつ

たとしても、なかった記録を作成、保管すべきである。

(3) 防犯カメラ

【事実関係】

P T Aが設置した防犯カメラには、P T Aが購入したSDカードが挿入されているところ、防犯カメラによって収集されるデータに関して、その取扱いを定めた規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【意見 八百津高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラはP T Aが購入し、設置したものであるが、P T Aと使用貸借契約書は作成されていない。防犯カメラは、備品台帳に登録されていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

平成28年6月1日付教財第374号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「P T A等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、学校長とP T A会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願い

しております。」とある。

【指摘 八百津高等学校】

防犯カメラについて、P T Aと使用貸借契約を締結したうえで、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載（備品台帳に登録）すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

毒劇物校内管理規定には、一般薬品等の管理方法が規定されていないため、一般薬品等の管理簿は作成していない。

【規範】

岐阜県会計規則第 91 条では、「前条の規定により払出しを受けた消耗品のうち、特定消耗品の払出しを受けた職員は、消耗品供用整理簿を備え、当該消耗品の供用等の状況を明らかにしなければならない。」とされている。

【指摘 八百津高等学校】

危険な薬品は、毒物及び劇物取締法に規定されているものだけではない。薬品の使用状況等を明らかにするためにも、一般薬品等の管理簿を作成すべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度八百津高等学校 P T A 会計決算書の決算額の欄に、図書費として図書室用図書購入費の歳出が 11 万 9964 円あるが、P T A 購入の図書については寄付採納の決裁をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

P T A 購入の図書を受け入れる際には、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 敷地内のマイクロバス

【事実関係】

野球部父母の会（同窓会、部活動後援会一部負担）が購入した車両（バス）が敷地内に駐車されていた。所有者及び運転者は野球部の顧問である。このバスは、野球部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されて

いない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、野球部父母の会又はバスの所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(2) グラウンドの夜間照明

【事実関係】

グラウンドの夜間照明は、部活動後援会が設置したものである。これは、夜間にグラウンドを使用する部活動のために使用されているものである。

部活動後援会と学校との間で夜間照明の使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、部活動後援会に、グラウンドの夜間照明設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(3) グラウンドの倉庫

【事実関係】

グラウンドの倉庫は、野球部父母の会が設置したものである。これは、野球部のために使用されているものである。

野球部父母の会と学校との間で倉庫の使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政

財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

校長は、野球部父母の会に、グラウンドの倉庫設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(4) 八百津町蘇水公園の使用

【事実関係①】

八百津町の所有する蘇水公園内に、カヌー部が使用するカヌー等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建 58.80 m²)、ボート部が使用するボート等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建 97.92 m²)、カヌー部が使用する更衣室(鉄骨枠組箱型収納庫)3基、ボート部が使用するモーターボート(栈橋に停留)1台が存在する。

【事実関係②】

カヌー艇庫は、PTAが費用を支出して建てたものであり、PTAと学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。

その敷地は、校長が八百津町から平成元年12月27日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。

ボート艇庫は、部活動後援会が費用を支出して建てたものであり、部活動後援会と学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。

その敷地は、校長が八百津町から平成6年12月1日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。

【規範】

不動産は、公有財産である(地方自治法第238条第1項)。公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない(岐阜県公有財産規則第13条)、借受財産の取扱いについては、公有財産の取扱いの例によるとされている(同規則第27条の2)。

部局長は、その所管する公有財産について法第238条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第26条第1項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第26条の2第1項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項)

【指摘 八百津高等学校】

ボート艇庫及びカヌー艇庫について、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係②－１】

更衣室２基は、カヌー部保護者が費用を支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されておらず、財産台帳に記載されていない。

その設置場所は、校長が八百津町に対して平成 19 年 9 月 4 日付けで行政財産使用許可申請をし、許可を得ている。

(平成 19 年設置の更衣室 2 基)



【規範】

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条第 1 項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条の 2 第 1 項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項)

【指摘 八百津高等学校】

更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成 19 年設置の更衣室 2 基についても、学校が借り受けているものといえる。

更衣室 2 基について、使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係②－ 2】

八百津町から受け取った使用許可書が一連の書類の中に綴じられていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 5 条「本庁の課長又は現地機関の長は、当該課又は現地機関等における文書の管理の状況を常時把握し、文書の紛失等の防止その他適正かつ能率的な文書の管理のために必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

八百津町から受け取った許可書は、更衣室を設置することを適法とする根拠となる公文書である。

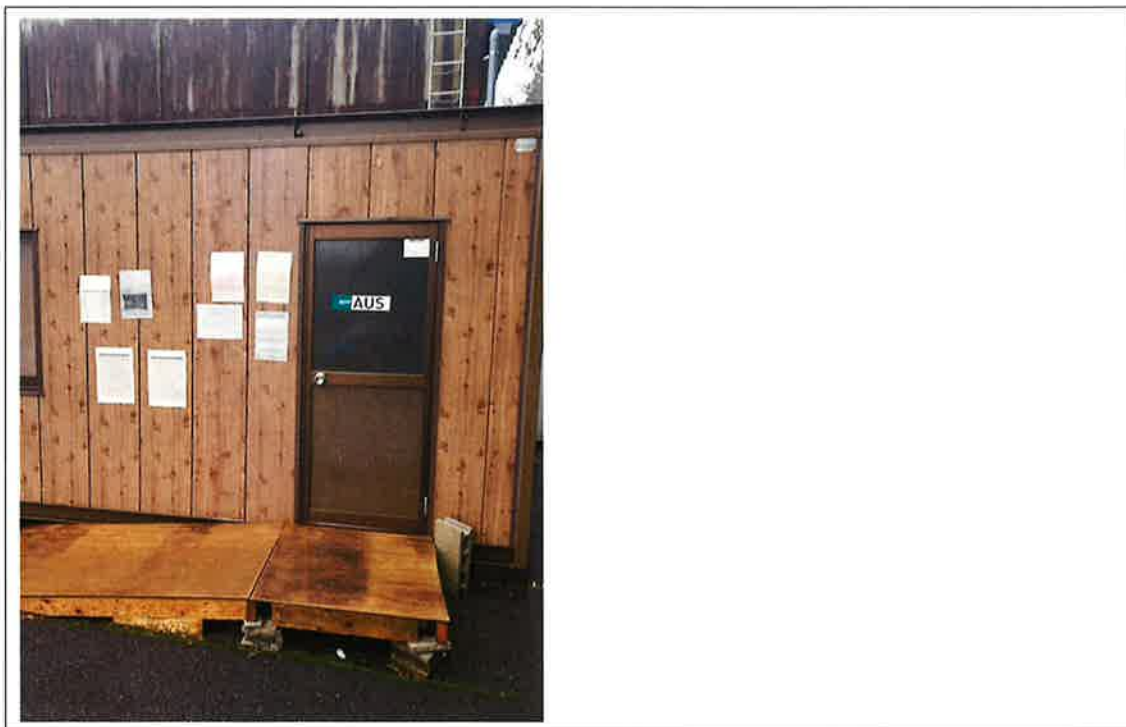
公文書を紛失することのないよう管理すべきである。

【事実関係③】

更衣室 1 基は、平成 30 年にカヌー部の部費から支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されておらず、財産台帳に記載されていない。

その設置場所は、校長が八百津町から平成 30 年 12 月 1 日付けで行政財産使用許可を受けている。

(平成 30 年設置の更衣室 1 基)



【規範】

部局長は、その所管する公有財産について法第 238 条の規定による公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条第 1 項)、その所管する公有財産の貸付けの状況又は借受財産の管理の状況について、貸借財産台帳を備えなければならない(同規則第 26 条の 2 第 1 項)。また、校長は学校の施設及び設備(備品を含む)の管理を統括するとされている(岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項)

【指摘 八百津高等学校】

更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー一部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成 30 年設置の更衣室 1 基についても、学校が借り受けているものといえる。

更衣室 1 基について、使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。

【事実関係④】

モーターボートは、P T A が費用を支出して購入したものであり、P T A から寄附を受けている。また、物品一覧表に記載されている。燃料代等は、部活動後援会が支払っている。

棧橋の使用については、八百津町との間で何の手續もとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手續」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 八百津高等学校】

学校が所有するモーターボートの停留場所として棧橋を使用しているのだから、八百津町に行政財産使用許可の申請をすべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

岐阜県立八百津高等学校学校預り金事務取扱要領第 14 条「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 八百津高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

7 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

平成 30 年度及び令和元年度において、時間外勤務命令簿の記載が全くない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第 6 条第 2 項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」

【指摘 八百津高等学校】

「修学旅行その他学校の行事に関する業務」、「生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」が全くないということは考えにくい。

学校の実情どおりに、時間外勤務命令簿を記載すべきである。

第 40 東濃高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児郡御嵩町御嵩 2854 番地 1

(2) 生徒数（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
普通科	172	149	321	360

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	業務専門職	2	
教頭	2	2			非常勤講師	8	
教諭等	30	23			学校医	3	
養護教諭	1	1			学校歯科医	1	

実習助手	1	1			学校薬剤師	1	
事務職員	3	3			産業医	1	
学校用務員					特別非常勤講師	1	0
					図書整理員	1	
					教諭（兼務）	5	
					外国人児童生徒適 応指導員	4	
					地域創生キャリア プランナー	1	
計	38	31	計	9	計	28	0

（４）進路状況

（人）

	進学	就職	合計
平成 29 年度	35	47	82
平成 30 年度	35	41	76

（５）部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・ウエイトリフティング部：全国高校総体 スナッチ 5 位 総合 9 位
国民体育大会（福井しあわせ元気国体 2018）
スナッチ優勝 総合 3 位
- ・ロボコン部：中部大学学長杯争奪 LEGO ロボットコンテスト 2018 優勝
WRO（ワールドロボットコンテスト）JAPAN2018 全国大会 3 位
（WRO タイ国際大会出場）

（６）特色

明治 29 年 4 月岐阜県尋常中学校東濃分校と称し設立し、昭和 23 年 4 月岐阜県東濃高等学校と改称し、岐阜県可児農業高等学校と統合される。創立 123 年の歴史ある学校である。平成 23 年に外国人クラスを設置し、外国籍の生徒の積極的な受け入れを開始する。平成 24 年 4 月に単位制普通科定員 120 名（3 学級）となる。また、高等学校として通級指導もおこなっている（県内に 3 校あるうちの 1 校）。平成 28 年から地域連携についても積極的に行っている。

2 監査の重点及び監査手続

東濃高等学校は、歴史の古い学校であるため、施設・物品の管理に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日及び令和 2 年 1 月 10 日、東濃高等学校の管理職等（校長、教頭 2 名、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表等の提出資料の書類監査を行

った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品（備品及び動物）の亡失

【事実関係】

平成30年6月11日から8月27日までの間に、学校内において、①英語教材録画テープ1式、②英会話教材録音テープ2式、③背面ロッカー1台、④積重型カード容器1台、⑤パソコンソフト2式、⑥古典文学録画テープ1式の亡失が発覚した。原因としては、老朽化等により長年使用していなかったものを廃棄の手続を行わずに処分した可能性があるとのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第99条第1項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

同条第2項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」

【指摘 東濃高等学校】

物品を廃棄する際には、不用決定など岐阜県会計規則に定める手続を踏むよう徹底すべきである

（2）薬品

【事実関係】

「理科薬品の保管管理規程」第4条第3項に、「薬品を使用した場合は、「薬品使用等記入表」に必要事項を記入する。」とされており、薬品使用等記入表が備え付けられているが、使用後の全重量の記載欄しかないため、実際の使用量が確認できない。また、全ての薬品について同一の薬品使用等記入表を使用しており、薬品毎の使用量の経緯について一覧性がないため、薬品が盗難にあい又は紛失したか否かの確認がしにくい状態となっている。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

【意見① 東濃高等学校】

薬品を適切に管理するため、薬品使用等記入表に使用前量及び使用量を記載する欄を設けるのが、望ましい。

【意見② 東濃高等学校】

薬品使用等記入表は、薬品毎に備え付けるのが望ましい。

(3) 図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計歳入歳出決算書によると、図書整備費（図書室図書購入）として、29万0169円分の支出がある。しかしながら、PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条「物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定しなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

PTAからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

(4) 軽トラック

【事実関係】

ヒアリングによれば、学校施設内で使用されている軽トラックは、PTA会計で購入されたものであるとことであつた。車検証と自賠責保険証を確認したところ、県立学校業務専門職の個人名義となっており、PTAとの関係性が分からなかった。学校とPTAとの間で、軽トラックについて、寄附採納手続や使用貸借契約は締結されていない。当該軽トラックは、野球部のグラウンド整備に使用されることがあるものの、主に業務専門職が校内の環境整備として落葉や剪定枝の運搬に使用しているとのことであつた。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

PTAと学校との間で、軽トラックについて使用貸借契約があるのであれば、使用貸借契約を締結し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

4 施設

(1) 鍵の使用簿

【事実関係】

校舎の各教室の鍵は、事務室において管理している。職員が持ち出す際に、自分の名札を持ち出す鍵の代わりに置くようになっている。使用簿への記入はしていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 東濃高等学校】

教室の鍵を現在誰が使用しているかがすぐにわかるという点では参考になる。しかし、過去誰が使用したかという検証ができないため、使用簿を作成すべきである。

(2) シャッター式物置

【事実関係】

P T A所有のシャッター式物置がグラウンドに設置されており、主に部活動で使用されている。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1) 軽トラックの費用

【事実関係】

軽トラックのガソリン代、修理代、任意保険料がP T A会計から支出されている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 東濃高等学校】

軽トラックは、「学校の設備や備品」に該当することから、その整備、修繕費

用は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。
軽トラックの整備、修繕費用等は、公費で負担することを検討すべきである。

6 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事実関係】

平成 30 年度は修学旅行の出発時間は朝 5 時 30 分であり、その際保護者の誘導等行う職員は時間外勤務を行ったものの、時間外勤務命令簿に記載していない。

また、挨拶運動当番（平成 30 年度は月 1 回当番が回ってきていた）や管理当番のため時間外勤務をおこなったものについても時間外勤務命令簿に記載していない。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第 6 条第 2 項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務」、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」

【指摘 東濃高等学校】

修学旅行その他学校行事で時間外勤務をしているのであれば、時間外勤務命令簿に記載すべきである。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートやヒアリングによると、安全衛生委員会は年 12 回開催されているとのことである。しかし、議事録については、平成 31 年 3 月 4 日開催分のものしかない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 東濃高等学校】

安全衛生委員会を開催した毎に議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条第 1 項「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 東濃高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回の学校巡視をすべきである。

（4）産業医

【事実関係①】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 1 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 東濃高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【事実関係②】

巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 東濃高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第 41 東濃実業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児郡御嵩町伏見 891

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
全学年	235	477	712	720

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	9	講師	13	
教頭	2	2			学校医	4	
教諭	47	40			学校歯科医	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	4	2			業務専門職	2	
事務職員	4	4					
計	59	50	計	9	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	161	72	233
平成 30 年度	138	90	228

(5) 部活動の状況(主に平成30年度)

- ・ ホッケー部 全国高等学校選抜ホッケー大会 出場
- ・ ボート部 全国高等学校選抜競漕大会 出場
- ・ 箏曲部 全国高等学校総合文化祭日本音楽部門 優良賞(全国ベスト8)

(6) 特色

始まりは、農業の後継者の育成を目的として大正10年4月に設立された可児郡立実業学校である。その後、昭和21年4月、岐阜県可児農業学校となり、東濃高等学校との統合を経て、昭和35年4月、東濃実業高等学校として独立した。

昭和 40 年に農業科廃止、昭和 54 年に園芸科廃止（川合農場移管）となり、可茂・中濃地域の農業学科系は加茂農林高等学校のみとなった。現在は、全日制の商業科（ビジネス管理科・ビジネス情報科）と生活産業科（生活文化科）からなる。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備に係る契約関係及び関連書類の確認、P T A・同窓会・保護者会による部活動関連の支出に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 9 月 10 日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。また、令和元年 11 月 12 日に、川合グラウンドを現場で確認した。さらに、令和 2 年 1 月 10 日、追加ヒアリングを行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査の方法

【事実関係】

平成 30 年度に学校が行った現物実査の際、何年も前に取得したピアノ 2 台が物品一覧表に記載されていないことが判明した。これは、平成 30 年度は総点検ということで慎重に確認していたところ、たまたま判明したものであり、それ以前は、現実にある物品からの確認をしていなかったもので、気づくことがなかったとのことである。

【規範】

現物実査では、物品帳簿に記載されている物品の存在、利用状況を調査確認するとともに、存在する物品が全て物品一覧表に記載されていることを確認し、それにより物品帳簿の訂正が必要となった場合は、速やかに当該年度内に所要の手続きを行うこととされている（物品の現物実査実施要領）。

【指摘 東濃実業高等学校】

現物実査において、現実に存在する物品が全て物品一覧表に記載されているかどうかの確認を行うべきである。

（2）P T A購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、P T Aが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、使用貸借契約書の作成も、寄附手続きもしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず（P T Aが年度ごとに購入した物品を記載した一覧表があるのみ）、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 東濃実業高等学校】

P T A が購入した備品について寄附手続きをとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

毒劇物を含む薬品は、薬品庫の中に置かれた棚や冷蔵庫の中で保管されていた。薬品庫の出入口ドアには、鍵がついており、その鍵は薬品庫を出たところにある準備室に置かれたキャビネットの中に保管されていた。しかし、そのキャビネットの鍵は、壁にかけてあり、棚の引出や冷蔵庫には鍵がついていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。

これを受けて、学校は、理科薬品の保管管理規定を定めている。同規定では、薬品の盗難防止のため必ず薬品庫を施錠し、施錠に関する確認や点検、鍵の保管を厳重に行うこととしている。

【指摘 東濃実業高等学校】

鍵の保管を厳重に行うべく、キャビネットの鍵は、管理者以外の者が容易に入手できないような方法で保管すべきである。

【意見 東濃実業高等学校】

薬品庫の出入口のドアに鍵がついているとはいえ、盗難や紛失防止の効果を高めるため、少なくとも毒劇物を保管している棚の引出しや冷蔵庫には、鍵をつけることが望ましい。

4 施設

(1) 個人所有バスの駐車

【事実関係】

敷地内に「可児ホッケークラブ」と書かれたバスが駐車されている。このバスは、ホッケー部の練習で人口芝のある敷地外の場所へ移動する際、1 週間に 1 回

の頻度で使用されているものであり、クラブの人とホッケー部の顧問が懇意であるため、無償で使わせてもらっているとのことである。

バスの所有者又は使用者と学校と間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。バスを敷地に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 東濃実業高等学校】

校長は、バスの所有者又は使用者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

(2) 保護者関係者所有のバスの駐車

【事実関係】

行政財産である川合グラウンドに保護者の関係会社が所有するバスと乗用車が駐車されている。このバス等は、野球部の移動のために月に 4 回の頻度で使用されているものであり、維持費は野球部の保護者会が負担している。

バス等の所有者又は使用者と学校との間でバス等の使用貸借契約書は作成されていない。川合グラウンドに駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃実業高等学校】

校長は、バス等の所有者又は使用者に、川合グラウンド上のバス等駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

5 私費会計

(1) 著作権侵害問題の対応

【事実関係】

箏曲部が楽譜をコピーして使用していたことについて、著作権侵害であるとして、著作権管理団体等から楽譜購入代金、編曲許諾料、商標権使用料等を請求

された。これに対し、学校は、箏曲部会計とPTA会計から合計35万9640円、同窓会会計から52万3858円、合計88万3498円を著作権管理団体等6社に支払った。PTA、同窓会には、口頭で了解を得たのみであった。

支払うにあたって、請求書を受領し、経費支出・物品購入伺書を起案しただけであり、弁護士や弁理士などの専門家には相談していなかった。支払先との間で和解書などの書面は作成していなかった。

【規範】

団体徴収金の会計事務は、公費と同様、適正かつ正確に行わなければならない（県立学校の運営にかかる経費の適正執行と用途区分）、公費における会計上の原則である、事前承認の原則（地方自治法第211条）、総計予算主義（地方自治法第210条）、限定性の原則（地方自治法第220条第2項）に準じなければならない。

団体徴収金の執行権限は当該団体にある。予算は総会で承認されなければならない（PTA規約第14条、同窓会規約第23条）。

【指摘 東濃実業高等学校】

PTA会計、同窓会会計から支出するのであれば、それぞれの団体において、補正予算を作成し、総会で承認を受けるという手続をすべきであった。

【意見 東濃実業高等学校】

本件のような法的紛争において、支払義務の有無の判断、妥当な支払額の判断、支払う際の先方との合意方法などについて、専門家に相談することが望ましい。

6 職員の管理

（1）勤務時間外の職員会議

【事実関係】

職員会議のために時間外勤務をしていることはあるが、その都度、本人の同意を得て、時間外勤務と取り扱っていなかった。

【規範】

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」

【指摘 東濃実業高等学校】

当該職員会議が超勤4項目に該当することを確認の上、時間外勤務命令を出し、時間外勤務命令簿を作成すべきである。

(2) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を開催したのは年に1回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとしており、同23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 東濃実業高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(3) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は年50回とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 東濃実業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(4) 産業医

【事実関係】

産業医が学校巡視したのは年に1回であった。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を

防止するため必要な措置を講じなければならない。1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 東濃実業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第42 可児高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児市坂戸 987-2

(2) 生徒数（令和元年7月1日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	432	359	791	840

(3) 組織及び構成（令和元年8月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	3	講師	11	
教頭	1	1	養護助教諭	1	業務専門職	2	
教諭	45	43			校医等	8	
養護教諭	2	2					
実習助手	1	1					
事務職員	4	4					
計	54	52	計	4	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	271	0	271
平成30年度	271	1	272

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・女子テニス部 新人戦県大会団体3位
- ・ウェイトリフティング部 東海高校総体出場
- ・書道部 全日本高等学校書道コンクール出場

(6) 特色

昭和55年4月からの比較的新しい学校である。平成25年度から地域課題解決型キャリア教育「エンリッチプロジェクト」を行っており、市役所や市議会との地域課題懇談会、高校生議会、模擬選挙などを実施している。平成29年度から「進学指導重点指定校」、令和元年度から「地域共創フラッグシップハイスクール指定校」となっている。

2 監査の重点及び監査手続

進学指導重点指定校としてPTAと共に積極的な活動を行っていることもあり、PTA購入備品等に係る契約関係及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年6月11日及び同年10月4日、管理職等のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) パソコン・記録媒体の校外持出し

【事実関係】

パソコン・記録媒体の校外持ち出し時には、「パソコン・記録媒体等持ち出し承認申請書」を使用して、持ち出し機器、機器内部の重要情報、持ち出す理由・場所、持ち出し期間などを記載し、校長等が承認をしている。しかし、持ち出し後、校内に戻された時の確認がなされていない。

【規範】

情報資産については、無断持出し、漏えい・破壊・消去等の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施することとされており（岐阜県情報セキュリティ基本方針）、これを受けて、情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン、電磁的記録媒体の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならないとされている（岐阜県情報セキュリティ対策基準）。この記録には、情報の無断持出しを防ぐ目的もあるが、持ち出している間の情報の漏えい、紛失を防ぐ目的もある。

【指摘 可児高等学校】

持ち出したパソコン・記憶媒体が、申請した期間内に、問題なく戻されたことを確認し、記録しておくべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの管理運用に関する規程が作成されていない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

同第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 可児高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査の方法

【事実関係】

平成30年度の現物実査の際、物品一覧表の記録内容の修正漏れが47件あった。これは、保管場所が変更されていたにもかかわらず、変更が登録されていなかったもの、ストーブ30台の保管場所を登録していなかったものであった。また、亡失しており時期・理由が不明なものが5件あった。

【規範】

現物実査では、物品帳簿に記録されている物品の存在、利用状況を調査確認するとともに、存在する物品が全て物品一覧表に記録されていることを確認し、それにより物品帳簿の訂正が必要となった場合は、速やかに当該年度内に所要の手続きを行うこととされている（物品の現物実査実施要領）。

【指摘 可児高等学校】

現物実査においては、物品の有無及び保管場所の確認を確実にを行うとともに、その結果を遺漏なく物品帳簿に反映させるべきである。

（2）PTA購入備品

【事実関係】

保健室など学校が保管使用している物品の中には、PTAが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、使用貸借契約書の作成も、寄附採納手続もしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず（PTAが作成する備品台帳があるのみ）、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項、第 109 条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘 可児高等学校】

P T A が購入した備品について寄附手続をとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

5 施設

(1) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に部活動が使用する物置が設置されている。この物置は、部活動後援会会計で購入されたものであり、同会計の廃止後は P T A の備品となっている。

所有者（設置当初は部活動後援会、現在は P T A）と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 可児高等学校】

校長は、P T A に、グラウンド上の物置の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会を単独で開催したのは年に 1 回であり、それ以外は、職員会議と兼ねており、議事録は作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとしており、同 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要

なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定している。

【指摘 可児高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は年約100回とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 可児高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医による学校巡視の頻度は年12回とのことであるが、その結果を記録した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 可児高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 交通安全

(1) 交通安全教育

【規範】

学校保健安全法第 27 条「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

【参考報告 可児高等学校】

学校周辺の交通事情が悪いことから、交通安全教育に重点を置いている。そのため、可児自動車学校において、交通安全教室を実施している。学校が自動車学校と協働して交通安全教室を実施している例として、組織運営の合理化に資するため、参考報告とする。

第 43 可児工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

可児市中恵土 2358 番地の 1

(2) 生徒数（令和元年 9 月 1 日現在） (人)

	男	女	合計	定員
全学年	542	35	577	600

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	4	事務専門職		0
教頭	1	1	学校司書	1	業務専門職		2
教諭等	47	43			非常勤講師		8
養護教諭	1	1			学校医		4
実習助手	10	9			学校歯科医		1
事務職員	4	3			学校薬剤師		1
実習補助員	1	1					0
計	65	59	計	5	計		16

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	46	145	191
平成 30 年度	49	144	193

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・ホッケー部（東海高等学校ホッケー選手権大会優勝）
- ・ハンドボール部（中濃地区高校総体優勝）
- ・美術部（第36回中濃地区高校美術展優秀賞・奨励賞）
- ・建設部（住まいリフォーム・デザイン案コンテスト建築士会賞（1位）・優秀賞・学校賞（団体））
- ・電気システム部（2018全国高等学校総合文化祭マイコンカーラリー大会優勝・ジャパンマイコンカーラリー2018全国大会優勝（2年連続）・3位、缶セット甲子園2017全国大会（技術賞））平成29年度学力向上推進事業第17回高校生ものづくりコンテスト岐阜県大会（機械科（錠盤作業部門最優秀賞）、電気システム科（電気工事部門敢闘賞・たくみアカデミー校長賞）、化学技術科（化学分析部門最優秀賞・奨励賞）、建設工学科（木材加工部門最優秀賞、優秀賞・測量部門（団体）優秀賞）、高校生ものづくりコンテスト（錠盤作業部門優勝・化学分析部門、木材加工部門第3位・測量部門（団体）出場）

(6) 特色

昭和38年、漫画「鉄腕アトム」や「鉄人28号」が放映され、日本がロボットの活躍する未来社会の姿を模索し始めたころ、地域の強い要請により、可茂地区に、未来を見据えた工業高校として開校。本年度で創立57年目を迎え、これまで1万1124人の卒業生を輩出している。

学科は、機械科、電気システム科、化学技術科、建設工学科がある。

2 監査の重点及び監査手続

可児工業高等学校は、可茂地区唯一の工業高校であり情報管理や施設、物品管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年5月22日及び同年10月30日、可児工業高等学校の管理職等（校長、教頭1名、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表等の提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 写真データの管理

【事実関係】

学校で保管管理しているデジタルカメラ及びビデオカメラを各1台整備しているが、平成30年度における使用実績がない。一方、ホームページ等の写真データの収集については、教員が、学校行事や部活動の活動風景を、教員個人のスマートフォンで写真撮影を行い、当該スマートフォンから写真データを貼付し

たメールを学校へ送信する方法で行っている。

【規範】

写真は、個人情報（岐阜県個人情報保護条例第2条第1項1号個人情報 個人に関する情報であって次のいずれかに該当するもの イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。）であり、同条例第9条2項（適正管理）において、「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

【指摘 可児工業高等学校】

職員個人のスマートフォンによる写真撮影は、個人情報の漏えいにあたり得るので、学校において保管・管理するデジタルカメラ等で撮影すべきである。

(2) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラの管理運用に関する規程が作成されていない。校内に防犯カメラが設置されているところ、校内で自転車の盗難事件が発生したため、警察に画像を閲覧させたことがあった。警察に画像を閲覧させた際にPTAの同意等は得ておらず、警察にデータを閲覧させたことに関する記録もない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

同第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 可児工業高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) PTA物品

学校が無償使用することに関する書面の作成、あるいは寄附手続がなされていない。

廃棄された備品が2つ（いずれもプリンター）があるものの、廃棄する際にPTAの承認をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条

第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

【指摘① 可児工業高等学校】

P T Aが購入した備品について寄附手続をとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

【指摘② 可児工業高等学校】

廃棄する際にはP T Aの承認をとるべきである。

(2) モルタルフロー試験機の破損事故

【事実関係】

休み時間に生徒がモルタルフロー試験機(12万3120円)を触っていて破損したところ、修理が不可能であったことから、生徒が全国高等学校P T A連合会を通じて加入している賠償責任保険を使用し、新しいモルタルフロー試験機を購入後、当該生徒の保護者から学校へ寄附する手続がとられた。なお、生徒保護者の負担額は、保険免責額5000円のみであった。

【規範】

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、同法第417条は、「損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。」と規定している。なお、当該規定は、同法第722条1項により、不法行為に基づく損害賠償に準用されている。

【指摘 可児工業高等学校】

生徒保護者は、損害に対する代物弁済として学校に対しモルタルフロー試験機を引き渡しているため、寄附採納の手続ではない。

当該事故に関する合意書を作成するなどし、学校と生徒との法的関係を明らかにしておくべきである。

(3) 薬品

【事実関係①】

平成30年度薬品使用簿を確認したところ、使用後の残量の記載のみであり、実際の使用量を把握することができなかった。

【規範】

「薬品保管管理規程」の第6条の第1項「管理簿に品名ごとに数量・取得年月・使用日・使用量・使用目的・使用者及び残量を適切に記入する」

岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定10条「担当者は毎回の毒物

劇物の使用量を把握し、毎年定期的に在庫量の確認を行う。」

【意見 可児工業高等学校】

実際の使用量を把握するため、使用前に改めて残量を計量し、記録することが望ましい。

【事実関係②】

薬品をまとめて保管・管理する薬品室がなく、準備室に薬品が保管された保管庫が複数設置されている。

【規範】

岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定 11 条「盗難・紛失を防止するため保管庫には施錠を行う。」とされ、同 12 条に「管理責任者は保管庫の鍵の管理を行うとともに、毎日、始業前及び終業後に施錠の確認を行う。」

毒物劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（薬生薬審初 0724 第 1 号・平成 30 年 7 月 24 日）の第 1 条保管場所における盗難紛失防止 1 保管場所の管理について「(2) 鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管すること」

【意見 可児工業高等学校】

準備室の中に薬品室が設置されている構造と比較すると、準備室の中に保管庫が複数設置されている状態は、盗難等のリスクが高くなるため、薬品をまとめて保管可能な薬品室を設置することが望ましい。

(5) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書館用図書購入として 75 万 8105 円の支出がある。しかし、P T A 会計で購入した図書について、寄附手続きをとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれているとされている。

【指摘 可児工業高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続きをとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドに部活動後援会所有の物置が設置してある。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 可児工業高等学校】

部活動後援会が所有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) テニスコートの照明

【事実関係】

ヒアリングによると、テニスコートの夜間照明を設置したのは、PTAであるとの説明であったが、寄附採納手続あるいは行政財産の目的外使用許可をとっていないとのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 可児工業高等学校（改善報告）】

PTAに行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

平成 31 年 4 月 1 日付で、テニスコートの夜間照明設置場所について行政財産の目的外使用許可の手続をしたので、改善報告とする。

(3) 校舎内のトイレ

【事実関係】

実習棟に設置されているトイレの中が廊下から丸見えの構造となっており、現在は暖簾をつけている。また、洋式トイレが設置している箇所が 1 カ所しかない。

【意見 可児工業高等学校】

プライバシー保護の観点から、トイレを使用している者の姿が外部から直接見えない位置にトイレの出入り口を設置するのが望ましい。また、各トイレに洋式トイレを設置するのが望ましい。

6 私費会計

(1) P T A 物品

【事実関係】

P T A 物品の数が非常に多い。P T A 物品台帳に記載のある平成 17 年から現在までのもので 238 個にのぼる。部活動に供されているものもあるが、平成 30 年度に P T A 会計で購入した備品（プロジェクター・レーザー加工機）は、授業で使用されているところ、県費での購入か P T A 予算での購入かについての振り分けの明確な基準もない。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第 2 章「公費と私費」の 1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘① 可児工業高等学校】

「プロジェクター・レーザー加工機」は、「学校の設備や備品」に該当することから、「プロジェクター・レーザー加工機」の設置や整備、修繕費用は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。

「プロジェクター・レーザー加工機」についての整備、修繕費用等は、公費で負担することを検討すべきである。

【規範】

公費私費負担ガイドラインによれば、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体の総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て諾否の判断を行うものとする、申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない、とされている。

【指摘② 可児工業高等学校】

P T A から寄附の申し出があった場合には、これが公費により実施すべきものか否かについて十分精査すべきである。

(2) 学校徴収金に関する監査

【事実関係】

平成 30 年度学校徴収金運営委員会は 2 月に開催されているが、監事監査の記録がない。

【規範】

学校徴収金事務取扱要領第 13 条第 1 項「校長は、学校徴収金に関する監査のため、会計ごとに監事を複数人置かなければならない。」

同第 14 条、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 可児工業高等学校】

監事を置き、学校徴収金に関する監査を行い、その記録を作成すべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

授業料未納者に対し督促をしているものの、平成 27 年以降学校から文書を送付しても「宛所ありません」として返送されてくる等所在も分からず連絡が取れない者について徴収停止をしていない。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第 171 条の 5 は、徴収の停止を規定する。

【指摘 可児工業高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから 1 年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令 171 条の 2 に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は 2 月の 1 回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 可児工業高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週 1 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する

ことができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 可児工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医の校内巡視は年2回である。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 可児工業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

(4) 兼職・兼業の承認

【事実関係】

サッカー部、ホッケー部、陸上部、剣道部、ラグビーフットボール部、ハンドボール部の審判資格を有している職員の有無、手当の支給等について把握をしていない。

【規範】

教育公務員特例法第17条第1項は、教育公務員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には教育委員会（学校長）の承認が必要であることを定めている。

【指摘 可児工業高等学校】

手当が支給されている部活動顧問がいるかどうかを把握して、兼職・兼業の承認を取得することを徹底すべきである。

第3章の5 多治見地区

第44 多治見高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市坂上町9丁目141番地

(2) 生徒数（令和元年5月1日現在） (人)

	男	女	合計
全学年	307	313	620

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員		
校長	1	1	講師	8	養護講師		
教頭	1	1	実習助手		看護講師		
教諭等	41	36	栄養講師		業務専門職	1	1
養護教諭	1	1	看護講師		介護専門職		
実習教諭	1	1			給食指導員		
事務職員(一般)	3	3			校医等	6	
事務職員(司書)	1	1			校務補助員		
学校用務員	1	1					
計	50	45	計	8	計	7	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	220	2	222
平成30年度	223	1	224

(5) 部活動等の状況（主に平成30年度）

- ・ 陸上競技部：男子砲丸投げ 東海高等学校総合体育大会出場
 男子800m 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
 男子1500m 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
 女子棒高跳び 東海高等学校新人陸上競技選手権大会出場
- ・ 弓道部：東海高等学校総合体育大会 第4位入賞
 東海高等学校弓道選抜大会出場 女子団体ベスト8
- ・ 水泳部：男子400m自由形 東海高等学校総合体育大会出場
- ・ 科学部：岐阜県高等学校文化連盟 自然科学系部活動研究発表交流会

奨励賞

- ・演劇部： 岐阜県高等学校演劇大会 奨励賞

(6) 特色

昭和 23 年に設立され、令和 4 年に創立 100 周年を迎える全日制普通科高等学校であり、平成 30 年 4 月 1 日からは学年制から単位制へ移行している。一人一人の文武両立を目指し、知・徳・体の調和のとれた生徒を育成している。

県の指定事業である「アクティブ・ラーニング」について研究を進め、平成 31 年度には、「アクティブ・ラーニング」の実践・研究の成果と課題を踏まえ、生徒一人一人の主体的・対話的で深い学びの実現を迫り、それらの実現を目指した教育課程づくりのためにカリキュラム・マネジメントを推進している。平成 31 年度には、教育委員会が推進するふるさと教育推進事業の一環として指定された地域課題探求型学習の推進に取り組んでいる。なお、岐阜県内の高等学校では最大規模の蔵書数を誇る図書館がある。

2 監査の重点及び監査手続

多治見高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な学校であることから、高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、歴史ある学校であり、県内最大規模の蔵書数を誇る図書館があるため、同窓会との関係や図書管理に着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 3 日、多治見高等学校の管理職等のヒアリングを、また、令和 2 年 1 月 7 日、事務長の追加ヒアリングを行った。加えて、アンケートによる照会のほか、寄附採納に関する決裁文書等提出資料について書類監査を行った。また、グラウンドや図書室、事務室などの現場確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の管理

【事実関係】

平成 30 年度に実施した現物実査において、亡失により、現物と物品一覧表との突合ができない事例が 2 件あった。具体的には、放送室の「デジタルカメラ」と視聴覚室の「ビデオテープレコーダー」の亡失であり、いずれも、当該物品が購入から年数が経ち、故障もしていたため、誤って廃棄されたと考えられるとのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条 1 項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理替えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、

不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 多治見高等学校】

物品を廃棄する際には、不用決定すべきである。

(2) 寄附手続

【事実関係】

平成 25 年度から平成 30 年度にかけて行われた寄附採納事例を確認したところ、平成 30 年度に「デジタルカメラ等」の寄附採納事例が存在したため、決裁文書を確認したところ、評価額の記載はされていたが、評価額を裏付ける資料の添付はなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見高等学校】

寄附申込があったときは、物品の評価額を明らかにした書類により諾否を決定しなければならないところ、評価額を裏付け資料が添付されていないと、何を根拠に評価額を算定したのか明らかではない。

寄附採納の決裁には、評価額を裏付ける資料を添付すべきである。

(3) 図書

【事実関係①】

育友会会計で購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。また、寄贈された図書があるが、当該図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(4) 防犯カメラ

【事実関係】

学校は、平成 30 年度に育友会が設置した防犯カメラについて育友会との間で、使用貸借契約を締結したが、借入物品として登録をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借り入れの手続をしなければならない。」

同規則第 88 条の 2 「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表（第二十九号様式の八）及び物品出納一覧表（第二十九号様式の九）を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿（第二十九号様式の十）をそれぞれ備え、物品の出納を行つたときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘 多治見高等学校】

防犯カメラについて、物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

4 施設

（1）大型シェード

【事実関係】

テニスコート横に、テニスコート利用者が雨をしのぐための大型シェード（工作物）が設置されており、所有者を尋ねたが、不明であると回答された。なお、大型シェードは、授業やテニス部の部活動で利用されている。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

工作物は、ここでいう公有財産に含まれるところ、岐阜県公有財産事務処理規程第 5 条において、寄附の受納により公有財産を取得しようとするときの手続が規定されている。

【指摘① 多治見高等学校】

公有財産を適切に管理するため、大型シェードの所有者を確認すべきである。

【指摘② 多治見高等学校】

大型シェードの所有者が県でない場合には、岐阜県公有財産事務処理規程第 5 条の無償譲渡の手続をすべきである。

（2）育友会が設置する複写機

【事実関係】

進路指導室に、育友会が業者とリース契約を締結している複写機が設置されており、平成 30 年度の育友会の決算資料及びヒアリングによると、雑入として

「進路室コピー代」が4335円計上されており、当該歳入は生徒が複写機を利用して複写した際に支払をしたものである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 多治見高等学校】

育友会がリース契約を締結している複写機であるため、育友会から学校へ寄附することはできず、リース会社との契約において転貸は禁止されており、また、複写の費用が育友会の歳入とされていること等から、複写機は育友会が利用しているものと認められる。複写機を設置している育友会に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(3) 洗濯機

【事実関係】

ヒアリングによると、敷地内に、部活動で使うユニフォームやゼッケンなどを洗濯する目的で、運動部が協力して設置した洗濯機が置かれているが、学校に寄附はされておらず、洗濯機の設置場所について、目的外使用許可の申請もされていないとのことである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見高等学校】

洗濯機の寄附がされておらず、専ら部活動で利用されているといった利用実態に照らすと、学校が、洗濯機の所有者に対して、洗濯機の設置場所を使用させていると言える。洗濯機の設置場所について、所有者に対して行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

5 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

預り金運営委員会が設置され、平成30年3月5日に開催されているが、議事録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に

至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 多治見高等学校】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 同窓会による樹木の剪定

【事実関係】

例年、同窓会の支出により庭木樹木の剪定を行っており、平成30年度には、28万7064円の支出が認められる。公費と私費の区分について、安全面や採光などで支障となる樹木の剪定については県費対応、景観を保つための剪定については同窓会費対応としているとのことである。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等において、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

そして、「公費・私費負担区分等ガイドライン」において、樹木剪定費用は、施設設備管理費として、公費負担とするものとされている。

【指摘 多治見高等学校】

樹木剪定費用は公費負担とされているのであるから、県費で対応することを検討すべきである。また、同窓会からの総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(3) 土曜補習等

【事実関係】

進路指導部が企画し、育友会が費用負担して、カリキュラムには組み込まれていないが、「サタスタ」と称して土曜日に補習やセンター試験対応等が学校教室で行われており、職員が育友会から監督手当を受給し、兼職・兼業の承認をとり対応をしている。手当の額は、最低賃金を踏まえて算定されている。なお、源泉徴収は育友会がしている。

【規範】

最低賃金法第4条「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その

最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

【参考報告 多治見高等学校】

土曜補習等における手当の額は学校ごとに異なるが、最低賃金を踏まえた算定がなされており他の学校の参考となる。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリング及び提出資料によると、平成30年度、安全衛生委員会を12回開催し、その都度議事録を作成している。しかし、そのうち2回については産業医のクリニックにて開催され（1回は校長、衛生管理者及び産業医が出席、1回は衛生管理者及び産業医が出席）、5回については書面開催となっている。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

これを受けて、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、第12条において委員会の所掌事務が、また、第13条において所属委員会の構成についてそれぞれ規定されている。

【指摘 多治見高等学校】

学校から医師への状況報告等をもって委員会の開催とし、また、衛生管理者と産業医だけの出席をもって委員会と扱っている。しかし、委員会は、安全衛生に関する一定事項の調査審議を行う会議体であり、岐阜県教育委員会安全衛生管理規程が定める委員会組織の構成を満たしていない。

法の趣旨を踏まえて、月に1回以上、安全衛生委員会を開催すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者は、年12回、職場巡視を行っているが、職場巡視の結果について記録は作成されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、

労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 多治見高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 多治見高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、産業医は、年5回学校を訪問し、それ以外には、産業医のクリニックで2回、書面で5回、意見交換を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 多治見高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行

う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第 45 多治見北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市上山町 2 丁目 49 番地

(2) 生徒数(令和元年 7 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	435	284	719	720
全学年	435	284	719	720

(3) 組織及び構成(令和元年 8 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	11	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭等	40	42			事務専門職		
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	1	1			学校医	5	
事務職員	3	3			その他	1	
司書	1	1					
計	48	50	計	5	計	20	1

- ・その他：ALT 1
- ・雇員：教員業務アシスタント

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	237	0	237
平成 30 年度	235	0	235

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

- ・陸上競技部
 - 福井国民体育大会 1 名出場(女子少年 100m、女子共通リレー)
 - 岐阜県高等学校総合体育大会 女子 100m 2 位・女子 200m 3 位 東海大会

出場

岐阜県新人陸上競技対校選手権大会 女子 100m 4位・女子 200m 2位 東海新人大会出場, 女子 400m 4位 東海新人大会出場, 男子走高跳 3位 東海新人大会出場

・男子ソフトテニス部

岐阜県高等学校総合体育大会 男子個人(ダブルス) 5位 東海大会・全国大会出場

・ボクシング部

全日本女子ボクシング選手権大会(ジュニアの部) 出場

・放送部

岐阜県高等学校放送コンテスト新人大会 アナウンス部門 1位, 朗読部門 2位・3位 全国高等学校総合文化祭出場

NHK杯岐阜県高等学校放送コンテスト アナウンス部門 1位, 朗読部門 3位 NHK杯全国大会出場

・自然科学部

岐阜県高等学校総合文化祭地学部門優秀賞 全国総合文化祭出場

・囲碁

全国高校囲碁選手権大会岐阜大会個人男子 2位 全国総合文化祭参加

・吹奏楽

中部日本管楽器個人・重奏コンテスト岐阜県大会 アルトサクソフーン金賞、トロンボーン金賞 中部日本管楽器個人・重奏コンテスト出場

(6) 特色

昭和33年に開校し、今年で創立61周年を迎える。全日制の普通科を有し、2年次より文系と理系に分かれる教育課程を採用している進学校である。昭和45年より65分授業を実施している点に特色がある。特色ある教育活動として、県指定スーパーグローバルハイスクール(SGH)事業(2017年度～)、2018年度の主な事業内容として外国人留学生(大学生)との英語ディスカッション、ディベート等を3日間行う「エンパワーメント・プログラム」(疑似留学体験)を実施している。

2 監査の重点及び監査手続

多治見北高等学校においては、進学校独自の土曜開校事業の活動状況や、学校敷地の借地契約内容に着目したほか、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月3日、令和2年1月7日に管理職等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、土曜開校に関する内規、土地借上料調査票など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）USBメモリ、SDカード、デジタルカメラの管理

【事実関係】

USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿によると、使用期間平成30年9月4日～9月6日の庁内使用について、解除日が平成31年1月13日、解除日の取扱管理者確認欄が空白となっていた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

返却時の押印について、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づく取扱いを徹底すべきである。また、4か月にわたり返却がされていない状態は、既に取扱管理者による管理を離れていると評価せざるを得ない。外部記録媒体利用後は、直ちに返却させるべきである。

（2）防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

平成17年度からPTAの所有する防犯カメラ5台を借り入れ、「防犯カメラの設置と利用に関する規定」により運用している。同規定第4条第1項は、画像を利用する場合には学校長の許可を得なければならないとし、第2項は、画像の第三者提供について、(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に定めがある場合、(3)職員や生徒等の生命や身体等に対する危険を避けるため、また緊急かつやむを得ない状況と認められた場合は、画像から識別される特定の個人（生徒である場合はその保護者）に通知した上で提供すると規定している。

平成30年度に屋外自動販売機の火災があり、自販機荒らしの可能性があったため、警察にカメラ映像を提供している。その際、画像から識別される特定の個人には規定第4条に基づく通知はしなかった。

【規範】

刑事訴訟法第 197 条第 2 項は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定し、同条第 5 項は、「第 2 項又は第 3 項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる」としている。

【意見 多治見北高等学校】

防犯カメラの映像について、刑訴法 197 条第 2 項に基づく照会とともに、同条 5 項による秘密保持要請を受ける可能性があり、この場合、「防犯カメラの設置と利用に関する規定」第 4 条の規定と正面から対立することになる。本規定第 4 条の外部提供の要件について見直すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）P T Aからの使用貸借物品

P T A備品台帳によると、印刷室所在のP T A所有のリソグラフ 1 台について、学校用務のために使用貸借している。しかし、学校とP T Aとの使用貸借関係に関する書類は存在しない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 は、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

借入備品について借入手続の書類を作成すべきである。また、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（2）図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として 119 万 8960 円分の支出がある。P T A から図書を借り入れているのであれば、P T A への返却が予定され、少なくとも廃棄時には P T A の同意が必要となるところ、これが行われていない学校の運用、その前提としての当事者の合理的解釈からすると、同図書は P T A から寄贈されているものと考えられる。しかし、P T A からの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾

否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見北高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 私費会計

(1) スクールカウンセラーの報償費等

【事実関係】

平成 30 年度に県費としてスクールカウンセラー設置費が支出されており、月 1 回程度来校してもらい対応していた。しかし、月 1 回では対応しきれないことから、同一の臨床心理士に更に月 1 回程度来てもらうため、PTA 会費から教育相談アドバイザー報償費・旅費として同額程度が支給されていた。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第 5 条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成 25 年 3 月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。

【指摘 多治見北高等学校（改善報告）】

スクールカウンセラーの報償費等は、学校運営にかかる経費として県費で対応すべきである。なお、平成 31 年度からは、全額県費で対応されている。

(2) PTA によるリソグラフ購入

【事実関係】

PTA により平成 28 年に購入されたリソグラフ 1 台は、県費購入したリソグラフ 1 台では大量の印刷時に不足することがあるため、購入されたものである。

【規範】

平成 25 年 3 月「公費私費ガイドライン」第 2 章、1（1）公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対応するものとする」とされている。また、同章、2（2）①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手続に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 多治見北高等学校】

本件備品について、まずは公費で対応することを検討すべきである。

また、県が定める水準以上の備品であり、PTAからの総意のもと主体性をもって行われる支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されているとのことである。しかし、議事録は平成31年2月7日の第11回のものしか存在しない。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条第4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 多治見北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年12回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 多治見北高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果

についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 多治見北高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成30年度に2回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 多治見北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 多治見北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

7 学校内規

【事実関係①】

多治見北高等学校の校務の手引きには、「岐阜県立多治見北高等学校空調基金会則」が編綴されている。しかし、手引きの同会則第8条に規定する負担金額は、現状の負担金額と一致しておらず、手引きの修正が行われていない。なお、PT

Aの庶務・会計・顧問には、学校職員が含まれている。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 多治見北高等学校】

同会則が校務の手引きに編綴されているのは、PTAの庶務・会計に学校職員が含まれており、校務の一覧性を確保するためであると考えられる。学校長は、校務の手引きが現状と一致するようにすべきである。

【事実関係②】

多治見北高等学校の校務の手引きには、「旧制多治見中学校同窓会会則」が編綴されている。同会則によると、同窓会の事務局は多治見北高等学校内に置くとしており（2条）、名誉顧問は多治見北高等学校長が含まれているが（6条）、近年の同窓会活動の有無については確認できなかった。

【規範】

職務に専念する義務の特例に関する条例及び同規則を受けて、「職務に専念する義務の免除の取扱について」（昭和 51 年 4 月 1 日教総第 809 号）は、職員が職務に関連して、別記団体（各県立学校同窓会も含まれている。）の役員その他の地位を兼ねその事務を行う場合には、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により、職務に専念する義務の免除があったものとみなして取り扱うこと、この場合には、職務専念義務の免除に関する台帳を作成して整理することとされている。

【指摘 多治見北高等学校】

同窓会が存続しているのか確認すべきである。存続しているのであれば、校長について職務専念義務免除に関する台帳を作成して整理し、存続していないのであれば、校務の手引きから削除すべきである。

第 46 多治見工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

多治見市陶元町 207 番地

(2) 生徒数（令和元年 6 月 1 日現在）

全日制

(人)

	男	女	合計	定員
セラミック	103	12	115	120

デザイン	16	86	102	120
電子機械	120	0	120	120
電気システム	115	2	117	120
専攻科				(人)
	男	女	合計	定員
陶磁科学芸術科	12	5	17	60

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	業務専門職	2	
教頭	1	1	実習助手	2	実習補助専門職	1	
教諭等	43	41			非常勤講師	12	
養護教諭	1	1			産業医	1	
実習助手	10	8			学校医	2	
事務職員	4	4			学校歯科医	2	
					学校薬剤師	1	
計	60	56	計	7	計	21	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	52	99	151
平成30年度	34	123	157

(5) 部活動等の状況(主に平成30年度)

- ・ボクシング部：ライト級 全国東海高校総体県予選(準優勝)
ライトウェルター級 全国東海高校総体県予選(準優勝)
ウェルター級 全国東海高校総体県予選(優勝)
全国東海高校総体東海予選(準優勝)
全国高校総体(出場)
- ・バレーボール部： 全国東海高校総体県予選(ベスト8)
- ・造形部： 岐阜県青少年美術展青年部(入選)
全国高校総合文化祭 美術工芸部門(県代表, 優秀賞, 奨励賞, 入賞)
- ・陶芸部 全国高校総合文化祭 美術・工芸部門(県代表)
岐阜県青少年美術展 青年部立体造形部門(優秀賞)

- 岐阜県高等学校総合文化祭美術工芸部門（最優秀賞）
- ・写真部 岐阜県青少年美術展青年部（入選）
岐阜県高等学校写真コンテスト（奨励賞）
岐阜県高等学校総合文化祭写真展（奨励賞）

（6）特色

多治見の地場産業である陶器業界を支える人材の育成を目的として、明治 31 年に岐阜県陶磁器講習所が開設され、昭和 23 年に岐阜県立多治見工業高等学校と改称され、平成 29 年には創立 120 周年を迎えた高校である。「正しく、強く、明るく」を校訓として、現在、全日制課程についてはセラミック科（40 名）、デザイン科（40 名）、電子機械科（40 名）、電気システム科（40 名）、専攻科については陶磁科学芸術科（30 名）の募集を行っている。陶芸の分野で、人間国宝や文化功労者など著名な芸術家を多く輩出している。

2 監査の重点及び監査手続

多治見工業高等学校は、工業高校であり、管理する物品数が多いことも踏まえ、高等学校において論点となりうる課題について幅広く監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日、多治見工業高等学校の管理職等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料について書類監査を行った。また、事務室、図書室などの現場確認を行った。

3 学校運営

【事実関係】

学校往査の時点において、平成 30 年度の第 2 回学校評議員会の議事録の閲覧ができない状況であった。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、とされている（学校教育法第 62 条，第 42 条，同施行規則第 104 条第 1 項，第 66 条）。

【指摘 多治見工業高等学校】

学校評議員会の議事録を公表すべきである。

4 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の貸与

【事実関係】

USBメモリなどの外部記録媒体の使用について「USBメモリ及びその他の外部記録媒使用記録簿」に基づき管理を行っている。外部記録媒体の使用者は、

使用の都度、当該記録簿の「使用者名」「使用期間」「使用場所」「目的」「申請日」などを記載して取扱管理者の確認を受けて、確認をした取扱管理者が、「取扱管理者許可欄」に押印をすることとなっている。また、使用が終了した場合には、使用者が「解除日」を記載し取扱管理者が「取扱管理者確認欄」に押印することになっている。

外部記録媒体の管理について確認するため、当該使用簿を確認したところ、申請がなされた事例の中に「使用期間」欄の始期の記載として申請日の記載はあるものの終期の記載がないものが複数存在し、2カ月弱返却をしていない事例や返却が翌年度であった事例が認められた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領において「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）、「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者から許可を受けなければならない。」（第7条）とされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

使用の際に、「利用期間」の終期が記載されていない場合には、取扱管理者は利用目的に照らして、適切な終期を記載させるべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄附採納

【事実関係】

平成25年度から平成30年度にかけて行われた寄附採納事例を確認したところ、平成30年度に「防球ネット一式」の寄附採納事例が存在したため、決裁文書を確認したところ、維持費の見込額に関する記載がなされていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。

また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見工業高等学校】

寄附申込があったときは、維持費の見込額を明らかにした上で寄附採納の決裁を行うべきである。

(2) 防球ネット一式

【事実関係】

平成30年6月11日付「寄附物品の受納について」と題する決裁により、多治見工業高等学校部活動後援会及び多治見工業高等学校同窓会から「防球ネット一式」の寄附採納を受けている。

【規範】

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理しなければならず（地方財政法第8条）、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）。工作物は、ここでいう公有財産に含まれるところ、岐阜県公有財産事務処理規程第5条において、寄附の受納により公有財産を取得しようとする時の手続が規定されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

防球ネット一式について、「寄附物品の受納」と題する決裁により、物品の寄附採納として手続を行っているが、防球ネット一式は、動産ではなく物品ではない。防球ネット一式について、工作物として、岐阜県公有財産事務処理規程第5条の無償譲渡の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

育友会会計で購入した図書について、寄附採納手続を行っている旨回答がなされたことから、平成30年度の寄附採納の決裁文書を確認したところ、平成30年12月26日付の決裁文書には「別紙リストの育友会費購入図書119冊を多治見工業高等学校図書館蔵書として、生徒の利用に供してよろしいか。」と記載があり、また、平成31年3月8日付の決裁文書には「別紙リストの育友会費購入図書53冊を多治見工業高等学校図書館蔵書として、生徒の利用に供してよろしいか。」と記載がなされていた。

また、寄贈された図書があるが、当該図書については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 多治見工業高等学校】

上記各決裁により、育友会会計で購入した図書について寄附採納をしたというのであれば、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。具体的には、評価額や維持費の見込額を明らかにした書類により諾否を決定すべきである。寄贈された図書についても、寄附採納手続をすべきである。

(4) 防犯カメラやシュレッダーなど育友会の物品

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、育友会が所有する防犯カメラ等について、育友会との間で使用貸借契約を締結しているとのことである。具体的には、平成 2 年 4 月 1 日、多治見工業高等学校育友会との間で「育友会備品出納簿に記載する物品」について使用貸借契約を締結し、契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書による通知をもって、当該契約の締結に際して作成された契約書による契約とみなすものとし（第 7 条）、防犯カメラについては平成 22 年度に、シュレッダーについては平成 21 年度に育友会の備品として台帳に記載しているが、物品異動通知書はない。

なお、借入物品としての登録はされていない。

【規範①】

使用貸借契約において、契約締結後における物品の貸渡又は返還については、別に定める物品異動通知書による通知をもって、当該契約の締結に際して作成された契約書による契約とみなすものとされている（第 7 条）。

【指摘① 多治見工業高等学校】

防犯カメラやシュレッダー等について、契約に基づき物品異動通知書による通知をすべきである。

【規範②】

岐阜県会計規則第 88 条の 2 「収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を、出納員は、消耗品について消耗品出納簿をそれぞれ備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならない。」

【指摘② 多治見工業高等学校】

防犯カメラやシュレッダー育友会からの借入物品について、物品一覧表に借入物品として登録すべきである。

6 施設

(1) 倉庫

【事実関係】

グラウンドに硬式野球部の後援会が所有する倉庫があり、硬式野球部が部活動で使用しているが、行政財産の目的外使用許可申請はされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見工業高等学校】

倉庫が、寄附採納を受けることなく、硬式野球部という特定の部活動のために使用されていることから、本来想定されているグラウンドの使用目的とは断言しにくい。本来の教育目的以外の目的で使用する場であるから、所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(2) マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、野球部が管理し部活動で使用しているマイクロバスが敷地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可申請は行われておらず、また、学校と野球部父母会等との間でマイクロバスの使用貸借契約の締結もされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 多治見工業高等学校】

部活動の遠征での利用などマイクロバスの利用実態に照らすと、学校が学校教育活動のためにバスを使用しているとは言い難く、学校が、マイクロバスの駐車場所として敷地を使用させていると言える。マイクロバスの所有者に対して行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 育友会のリース車両（軽トラック）

【事実関係】

昭和 63 年 11 月から、育友会が軽トラックについてのリース契約を締結して、学校に使用（転貸）させている。平成 28 年 10 月 11 日に締結した現契約のリース期間は平成 28 年 11 月から平成 34 年 11 月の 72 か月)について、実習機材等の運搬、廃棄物の搬出、校内の美化清掃、学校諸費等の銀行用務などに使用している。当該車両は、学校用地に駐車してあるが、学校と育友会との間の利用関係に関する書類は作成されておらず、学校と育友会との法律関係は必ずしも明らかではない。

【規範】

リース契約の約款における禁止事項として「甲（岐阜県立多治見工業高等学校育友会）はこの契約による権利を他人に譲渡したり、車を転貸したり、又は担保に入れたりして車に対する乙の完全な所有権を害さないものとする。」とされている。

また、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場
合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

さらに、学校運営にかかる経費は、学校教育法第 5 条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成 25 年 3 月「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であつて、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。そして、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

リース会社との契約において車の転貸は禁止されているため、リース会社の同意が必要となる。育友会にリース車両（軽トラック）の駐車場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可をすべきかどうか判断すべきである。

また、そもそも、利用実態が学校教育目的内の利用であり、育友会の利用ではないのであれば、公費負担とすべきであり、リース期間中は、リース会社の同意を得て、借り受けるべきである。

7 私費会計

(1) ホームページでの公表

【事実関係】

学校往査の時点において、育友会会計の予算案や決算書、部活動後援会会計の予算案や決算書がホームページにて公表されておらず、預り金に関する資料も公表されていなかった。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第 1 章 総則」「2 私費（学校諸費）を經理する学校の責務」「(3) 説明責任と情報開示」に、「学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算

書、方針等決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」と記載されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

インターネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。公費・私費負担区分等ガイドラインにおいても情報開示義務について言及されているところであるから、適切に情報開示をすべきである。

(2) 契約手続

【事実関係】

平成 30 年 6 月 11 日付「寄附物品の受納について」と題する決裁により、平成 30 年度に多治見工業高等学校部活動後援会及び多治見工業高等学校同窓会から「防球ネット一式」の寄附採納を受けている。当該寄附は、「ネット及びワイヤー工」については、多治見工業高等学校部活動後援会が業者に発注し、また、「コンクリート柱 4 本（運搬・埋設一式）」は多治見工業高等学校同窓会が業者に発注し、これらが完成した段階で、多治見工業高等学校に寄附するというものであった。

そのため、本来は、「ネット及びワイヤー工」については、「多治見工業高等学校部活動後援会」宛ての見積書が提出され、「コンクリート柱 4 本（運搬・埋設一式）」については、「多治見工業高等学校同窓会」宛ての見積書が提出されるはずであるが、「ネット及びワイヤー工」については、「多治見工業高等学校長」宛ての見積書が、また、「コンクリート柱 4 本（運搬・埋設一式）」については、「多治見工業高校硬式野球部」宛ての見積書が提出されている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条 2 項により、文書は「正確に処理」すること、同条第 5 項により、「平易かつ明確に表現する」ことが求められている。

【指摘 多治見工業高等学校】

契約の当事者は、「ネット及びワイヤー工」については後援会であり、「コンクリート柱 4 本（運搬・埋設一式）」については同窓会であり、学校ではないから、業者に対して請求の名宛人を正しい名宛人にさせるべきである。

(3) 私費負担

【事実関係】

平成 29 年度育友会会計決算書によると、環境支援費として「体育館ステージ幕修繕」の費目で支出がある。なお、体育館ステージ幕のモーターは県費で修繕している。

【規範】

私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等において、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

体育館ステージ幕の「モーター」について県費で修繕をしており、私費・公費負担区分等ガイドラインに沿った取扱いと考えられるところ、体育館ステージ「幕」と「モーター」が両者相まってその機能を果たすにもかかわらず、両者を区別して「幕」の修繕について私費負担とする合理的理由が見出しがたい。県費負担とすべきである。また、総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、安全衛生委員会を12回開催した旨回答がなされたため、議事録の提出を求めたところ、11回については、学校から医師への状況報告等であり議事録は作成されていないと回答がなされた。

【規範】

事業者は、安全衛生に関する一定事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるために、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全委員会・衛生委員会又は安全衛生委員会を設置することが義務付けられている。

また、労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

これを受けて、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が規定されており、第12条において委員会の所掌事務について、また、第13条において所属委員会の構成について規定している。

【指摘 多治見工業高等学校】

学校から医師への状況報告等をもって委員会の開催と扱っているが、委員会は、安全衛生に関する一定事項の調査審議を行う会議体であるから、学校から医師への状況報告等をもって委員会と判断することはできない。

法の趣旨を踏まえて、年に1回以上、委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

衛生管理者は、週1回、職場巡視を行っているが、職場巡視の結果について記録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、平成30年度、産業医が校内巡視をしたのは平成31年2月20日の1回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 多治見工業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

9 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「内規集」（平成 26 年 10 月）は必要に応じて改定されているが、提出された内規の目次と内規の中身に齟齬がある。

【規範】

多治見工業高等学校において策定されている「服務規定」において、校務分掌の規定が設けられており、「職員は校長が定めた分掌により公務を分担し、授業時間外、放課後などに分掌校務を計画的に処理しなければならない」（第 4 条）とされ、内規については企画委員会が担当することとされている。

【指摘 多治見工業高等学校】

いわゆる「内規集」は、全職員が分担された職務を遂行するために把握しておくべき事項であり、「内規集」の把握、改定、改定後の周知を適切な形で行う必要がある。「内規集」への掲載漏れや改訂漏れが生じないよう「内規集」の掲載等に関する手続を明確にすべきである。

第 47 瑞浪高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

瑞浪市土岐町 7942 番地

(2) 生徒数 (令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	89	137	226	230
生活福祉科	37	180	217	230
全学年	126	317	443	460

(3) 組織及び構成 (令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	2	非常勤講師	8	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭等	34	33			事務専門職	1	
養護教諭	1	1			学校薬剤師	1	
実習助手	2	2			学校医	3	
事務職員	2	2			その他	2	
司書	1	1					
学校用務員							
初任者研修定数	2	2					
計	44	43	計	2	計	17	1

- ・その他：産業医兼学校医 1、地域創生キャリアプランナー1
- ・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	81	63	144
平成 30 年度	71	48	119

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

(運動系) 陸上競技、硬式野球、テニス (男子・女子)、バレーボール (女子)、バスケットボール (男子・女子)、バドミントン (女子)、柔道部

・弓道 男子東海高等学校総体出場 (個人 1 名)

・水泳 女子東海高等学校総体 (200m 背泳ぎ)

(文化系) 文芸、音楽、美術、書道、茶華道、吹奏楽

・生活福祉科の活動実績

2 年生「新高校生クッキングコンテスト」料理部門入賞、スイーツ部門入賞

3 年生「鶏卵・鶏肉料理コンクール」グランプリ優良賞、「きのこ料理コンテスト」奨励賞、「オレンジページジュニア料理選手権」特別賞、「新高校生クッキングコンテスト」料理部門入賞 2 名、スイーツ部門入賞 2 名、「トライデンティンテリアデザインコンテスト」入選

(6) 特色

大正 12 年に設立された土岐郡実業学校から、本年度で創立 96 年目になる。普通科と生活福祉科を有し、生活福祉科では、2 年次より福祉、ファッションテクニカル、ライフインテリア、調理の 4 つのコースに分かれ、校外での体験学習や外部講師による授業により実践力を身につけ、地域産業に貢献できるスペシ

ャリスト育成を目指している。平成 29 年度から「地域連携による活力ある高校づくり推進事業」指定校となっており、瑞浪市や関係機関と連携した情報発信や教育環境・進路指導体制整備の強化を図っている。

2 監査の重点及び監査手続

瑞浪高等学校においては、「地域連携による活力ある高校づくりを推進事業」指定校として市役所等関係機関と連携していることから、同事業の実施・連携状況に着目したほか、生活福祉科の弁当販売など特色ある活動を行っているため、その活動状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 25 日に管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、食品販売規程や会計報告など提出された資料の書類監査を行った。

5 施設

(1) 野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリングによると、野球部保護者会所有のバス 1 台が校内に常時駐車されている。しかし、同車両について、駐車場に関する目的外使用許可の手続は行われていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 瑞浪高等学校】

保護者会の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 洗濯機

【事実関係】

ヒアリング及び現地調査の結果、校内に存在する洗濯機 1 台について、管理職が知らないうちに設置してあるとのことであり、所有者が誰であり、どのような権利関係に基づき設置されているかについての詳細は不明であった。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 瑞浪高等学校】

公有財産を適切に管理するため、洗濯機の所有者を確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 瑞浪高等学校】

専ら部活動で使用されているものであれば、設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 目的外使用許可（岐阜県高等学校野球連盟東濃支部）

【事実関係】

定期監査資料によれば、岐阜県高等学校野球連盟東濃支部の団体所在地は瑞浪高等学校とされており、支部会長（校長）、支部長（教諭）の職務専念義務免除許可がとられている。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 瑞浪高等学校】

教諭に職務専念義務免除許可がとられており、事務局が学校であれば、学校内で事務を行うことが想定されていると考えられる。行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) USBメモリの管理

【事実関係】

「USBメモリその他の外部記録媒体使用記録簿」によると、使用期間（予定）平成 30 年 5 月 30 日～5 月 31 日の自宅使用の USBメモリについて、同年 8 月 24 日まで返却されていないものが存在した。ヒアリングによると、教員の体調不良により長期間の庁外持ち出しとなったとの説明であったが、USBメモリを早期に返却させるため具体的措置は講じられていない。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事

項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無い（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目で記載している。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件USBメモリについては、使用予定期間を約3か月間を超える庁外持出となっている。教員の体調不良という事情があったとしても、情報セキュリティ管理者において早期返却のための措置を講じるべきである。

（2）インフォメーションディスプレイ

【事実関係】

学校の情報や魅力発信のため、市役所ロビーにインフォメーションディスプレイを設置し、学校の情報データを提供している。これに当たり、重要性分類Ⅰの存在するUSBメモリについて、平成30年6月29日から平成31年1月6日までの間、庁外持出されている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2．以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件USBメモリは、長期間の庁外持出しが想定されているうえ、設置場所も不特定多数の往来がある場所であるため盗難被害も想定される。USBメモリ及びインフォメーションディスプレイ自体の物理的盗難防止措置及び定期点検を実施すべきである。

(3) 防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

瑞浪高等学校では、育友会の防犯カメラ2台を借り入れて設置しており、同カメラ映像が保存されているが、防犯カメラに関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 瑞浪高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 育友会からの使用貸借

【事実関係】

「瑞浪高等学校育友会備品台帳」には、防犯カメラのほか、所在が教室であり、供用主任者が育友会ではなく教諭とされている多数の教育目的の備品が存在している。しかし、学校と育友会との貸借関係に関する書類は確認できなかった。なお、防犯カメラについては、異動通知書と受領書が確認された。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 瑞浪高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(2) 薬品

【事実関係】

ヒアリングの結果、化学準備室に保管されている毒物・劇物には、過酸化水素水が存在している。しかし、平成30年度までは施錠可能な専用保管庫に保管されていなかった。

【規範】

「岐阜県立瑞浪高等学校毒物劇物危害防止規定」（平成19年11月20日制定）第8条は、毒物及び劇物は、施錠可能な薬品専用の部屋内の施錠可能な金属製の専用保管庫に保管しなければならないと規定されている。

【指摘 瑞浪高等学校（改善報告）】

過酸化水素水は施錠可能な専用保管庫に保管すべきである。なお、令和元年9月19日に、施錠可能な冷蔵庫を購入したため、改善されている。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計収支決算書によると、図書充実費として28万6428円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的意思解釈からして、同図書は育友会から寄贈されているものと考えられる。育友会からの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 瑞浪高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

6 私費会計

（1）育友会から使用貸借している備品

【事実関係】

「公費・私費負担区分等ガイドライン」が出された平成25年3月以降に、学校が育友会から使用貸借している備品を見ると、平成25年5月購入されたインテリア室所在の被服台2台、平成31年3月に購入された生物準備室所在の冷蔵庫が存在している。

【規範】

平成25年3月「公費私費ガイドライン」第2章、1（1）公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対

応するものとする」とされている。また、同章、2(2)①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 瑞浪高等学校】

本件備品について、まずは公費で対応することを検討すべきである。

また、県が定める水準以上の備品であり、育友会からの総意のもと主体性をもって行われる支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(2) 食品販売

【事実関係】

生活福祉科では、平成26年より「食品販売規程」を設けて、調理コースの学習成果の一環として、食品の校内販売を実施している。同会計は、販売売上から同等額の材料費等を支出しており、平成30年度は10万9511円が次年度に繰り越されている。平成26年度当初、材料費等のための収入についてどのように調達されたのかなどの詳細については、資料が残っていないため不明とのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 瑞浪高等学校】

食品販売事業について、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、資料を整備し、保存すべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は、12回開催されているとのことであったが、議事録は、平成31年2月のものしか確認できなかった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なもの

に係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 瑞浪高等学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年15回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 瑞浪高等学校】

衛生管理者は、毎週1回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 瑞浪高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成30年度に3回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。また、80時間を超えた教諭の産業医面談について、多忙を理由に拒否されたことがあったようである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつ

て、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回) 作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 瑞浪高等学校】

少なくとも毎月一回(産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 瑞浪高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第 48 土岐紅陵高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市下石町 1795 番地の 12

(2) 生徒数(令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
総合学科	159	170	329	345
全学年	159	170	329	345

(3) 組織及び構成(令和元年 5 月 1 日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	15	
教頭	1	1	実習助手	1	業務専門職	2	
教諭等	33	30			学校薬剤師	1	
養護教諭	1	1			学校医	4	

実習助手	2	1			その他	3	
事務職員	3	3					
計	41	37	計	6	計	25	2

- ・その他：キャリアプランナー1、特別支援教育支援員 2
- ・雇員：校務補助員 1、教員業務アシスタント 1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	49	67	116
平成 30 年度	53	53	106

(5) 部活動等の状況等 (主に平成 30 年度)

運動系では、テニス、卓球、バスケットボール、バレーボール(女子)、弓道、硬式野球、ウェイトリフティング、サッカー部があり、文化系では、茶道、吹奏楽、美術、新聞、科学、漫画研究、演劇部がある。

・ウェイトリフティング部：

岐阜県高等学校総合体育大会 69 kg級 2 位 全国大会出場

岐阜県高等学校総合体育大会 53 kg級 4 位 東海大会出場

東海高等学校WL 競技選抜大会 89 kg級 3 位、102 kg級 3 位

(6) 特色

昭和 37 年に全日制課程・定時制課程併設の土岐市立土岐高等学校として創立した。昭和 45 年に県立移管し、昭和 54 年に定時制を廃止し、平成 9 年に土岐紅陵高等学校として総合学科へ移行した。現在は、総合学科として単位制・系列選択という大学受講形態のような授業方式を採用しており、文理進学系列、食と福祉系列、情報・ビジネス系列、美術・工芸系列を有している。平成 28 年度から 30 年度にかけて魅力ある高校づくり推進事業指定校となり、平成 30 年度からはコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)指定校である。

2 監査の重点及び監査手続

土岐紅陵高等学校は、卒業生である著名な陶芸家からの寄贈品も多いことから、当該寄贈品の取扱状況等に着目したほか、高等学校において広く論点となりうる課題について広く着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 27 日に管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、物品一覧表など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラデータの取扱い

【事実関係】

平成17年に12月20日にPTAから防犯カメラ等の貸与を受けており、平成28年4月1日付けで「PTA防犯カメラ等貸与覚書」が締結されているところ、防犯カメラの映像の取扱いに関する規程は存在しない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【意見 土岐紅陵高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）PTAからの使用貸借物品

【事実関係①】

PTAから使用貸借している防犯カメラ、扇風機について、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載はされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

PTAから使用貸借している備品について、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

【事実関係②】

PTAの備品台帳には、平成7年に購入された事務室金庫室所在のキーボックス、玄関所在の学校施設案内板が存在している。これらの備品は、PTAに返

還することが予定されておらず、修繕も学校が負担すべきものと考えられる。当該備品の性質や当事者の合理的な意思解釈からすれば、これらの備品は、学校に寄附されているものと考えられる。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

(2) 陶磁器類

【事実関係】

土岐紅陵高校には、卒業生や陶磁器フェスティバル実行委員会より、価値を有すると思料される陶磁器類等の寄贈がある。しかし、評価や取扱いについて検討したことはなく、寄附採納の手続は行われていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

岐阜県会計規則取扱要領第 83 条関係は、第 3 項において「資料として価値が高いもの」には、例えば、美術品、骨とう品、図書館に収蔵する図書等がある。なお、著名な作者による作品を寄贈等により取得する場合において、当該作品の評価額を把握する必要があると認めるときには、鑑定を行うこと、とされている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

著名な作者による陶磁器類の寄贈を受ける場合には、申込みの段階で評価額を把握したうえ、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書費として 48 万 9225 円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的な意思解釈からして、同図書は P T A から寄贈されているものと考えられる。しかし、土岐紅陵高等学校では寄附採納手続を行っていない。なお、図書の廃棄に当たっては、学校長までの決裁をとってお

り、PTA会長には口頭で報告しているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

5 施設

(1) 野球部保護者が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリングによると、野球部保護者が保有するマイクロバス1台が常時駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

保護者の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) PTAがリース契約を締結しているコピー機

【事実関係】

ヒアリング及び現地調査の結果、進路指導室にPTAがリース契約を締結しているコピー機が設置されているが、行政財産の目的外使用許可はとられていないし、使用貸借契約も締結されていない。コピー機の使用目的は、主として、生徒が求人等の資料をコピーするためとのことである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

PTAがリース契約を締結しているコピー機であるため、PTAから学校へ

の転貸は、契約上禁止されていると考えられる。学校が、コピー機を借りているのではなく、P T Aにコピー機を置かせているという認識であるならば、コピー機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンド上の物置

【事実関係】

現地調査によると、グラウンド上に貨物入れ様の物置が設置されている。ヒアリング後の調査によると、当該物置は、保護者会の所有物であり、野球部が使用しているとのことであったが、行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会は開催されているとのことであるが、学校預り金の予算や決算承認がされたことの議事録等の記録がない。

【規範】

土岐紅陵高等学校預り金事務取扱要領第6条2項において、「校長は、会計年度前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画案及び予算案を調整し、運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定し、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算案を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

学校預り金運営委員会において、予算及び決算について承認を得るべきである。また、承認をされている場合、議事録を作成し、承認された旨を明確に記録

すべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、平成 30 年度の安全衛生委員会は、12 回開催されているとのことであったが、産業医が出席したのは年 3 回のみであり、それ以外の回については、議事録が作成されていない。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

安全衛生委員会の議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

衛生管理者は、毎週 1 回以上、巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医は、平成 30 年度に 3 回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものと規定する。

【指摘 土岐紅陵高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 いじめ対策

(1) いじめ防止対策推進委員会

【事実関係】

平成 30 年度は 2 回いじめ防止対策推進委員会が開催されている。しかし、第 1 回委員会の議事録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐紅陵高等学校】

いじめ防止対策推進委員会について議事録を作成すべきである。

第 49 土岐商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市土岐津町土岐口 1259 番地の 1

(2) 生徒数(令和元年 5 月 1 日日現在) (人)

	男	女	合計	定員
ビジネス科	194	259	453	460
ビジネス情報科	66	47	113	115
全学年	260	306	566	575

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	講師	5	非常勤講師	9	
教頭	2	2			業務専門職	2	
教諭等	37	34			学校薬剤師	1	
養護教諭	1	1			学校医	4	
実習助手	4	3					
事務職員	3	4					
司書	1	1					
計	49	46	計	5	計	16	2

・雇員：校務補助員 1、教員業務アシスタント 1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	109	78	187
平成 30 年度	115	81	196

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

・陸上：東海高等学校駅伝競走大会 男子 19 位，東海高等学校総合体育大会 1

- 名出場，東海新人大会 1 名出場
- ・弓道：東海高等学校総合体育大会 女子団体出場，第 37 回全国高等学校弓道選抜大会県予選 男子個人第 3 位，東海高等学校弓道選抜大会 男子 1 名出場
 - ・ウエイトリフティング：岐阜県高等学校総合体育大会 学校対抗の部 優勝，全国高等学校総合体育大会 個人（男子）3 名出場，国民体育大会 個人（男子）種目別 5 位入賞，全国高等学校選抜大会 個人（女子）5 位入賞
 - ・ワープロ：第 40 回東海地区高等学校商業実務総合競技大会 出場
 - ・写真：第 4 回東海地区高校生フォトコンテスト 入選
 - ・吹奏楽：第 56 回日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 高校 A 編成の部 銀賞等
 - ・簿記：第 38 回全国高等学校 I T ・簿記選手権大会 日商 1 級部門 団体 6 位
 - ・珠算：第 65 回全国高等学校珠算・電卓競技大会 珠算個人総合・電卓読上算佳各 1 名，岐阜県高等学校商業実務競技大会 珠算団体優勝・個人総合優勝，電卓団体優勝，岐阜県高等学校新人珠算・電卓競技大会 珠算団体優勝，個人総合 2 年生優勝，電卓団体優勝、個人総合優勝
 - ・書道：第 24 回全日本高等学校書道コンクール 書道教育研究会賞 1 名

（6）特色

昭和 24 年に設立された土岐郡中央高等学校（定時制課程）を前身とし、昭和 28 年に産業教育振興という目的と地元の要望が相まって設立された商業高等学校である。部活動の分野では、運動系では、ウエイトリフティング部、陸上競技部、弓道部が全国大会で活躍をしており、硬式野球部も全国大会に出場した実績がある。文化系では、簿記部、珠算部、書道部、情報処理研究部が全国大会に出場しており、吹奏楽部も実績を有している。

2 監査の重点及び監査手続

土岐商業高校は、商業教育に欠かすことのできない電子計算機の設置状況に着目したほか、部活動後援会や育友会からの支援も多いことから、その支援状況に着目して監査を実施した。また、「土岐商ショップ」や「地域情報提供サイトの運営」など特色ある活動の運営状況にも着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 7 月 16 日に管理職等の予備ヒアリングと現地調査、同年 11 月 20 日にも管理職のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、育友会備品台帳、土岐商ショップ会計決算報告書など提出された資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）SDカードの管理

【事実関係】

SDカード入りデジタルカメラに関する使用記録簿によると、①使用期間令和元年5月29日～5月30日の庁内使用、②令和元年10月16日～10月16日の庁内使用について、申請に対する取扱管理者許可欄、解除日、解除日の取扱管理者確認欄が空白となっていた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2、以下「使用記録簿」という。）により、USBメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 土岐商業高等学校】

申請時・終了後に取扱管理者が押印し、適切に管理すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）育友会から使用貸借している備品

【事実関係】

学校は7台の防犯カメラを育友会から使用貸借している。また、育友会の備品台帳上は、学校が使用貸借していると考えられる備品が複数存在するところ、育友会と学校の利用関係に関する契約書や書類は確認できなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐商業高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

（2）校長室の事務机等

【事実関係】

育友会備品台帳には、昭和 56 年購入の校長室所在の事務用両袖机、平成 20 年購入の被服準備室所在の沐浴人形（家庭科で使用）などの明らかな教育用備品が存在している。当事者の合理的意思表示からして、当該備品は、実質的には学校に寄贈されているものと考えられる。しかし、寄附採納手続はされていない。なお、学校と育友会との使用貸借関係書類も確認できなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 土岐商業高等学校】

本件備品について、寄附採納の手続をすべきである。

(3) 図書

【事実関係】

平成 30 年度育友会会計収支決算書によると、図書費として 69 万 3930 円分の支出がある。学校の運用及び当事者の合理的意思表示からして、同図書は育友会から寄贈されているものと考えられる。しかし、育友会購入の図書については寄附採納の決裁手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 土岐商業高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

第一運動場北西部には、野球部、サッカー部が使用している複数の物置が設置されている。ヒアリングによると、保護者会が設置したものと思われるとのことであったが、行政財産の目的外使用許可はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐商業高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 野球部保護者会等が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、野球部、バレー部、陸上部保護者会の保有するマイクロバスが 3 台、保護者会のグラウンド整備用の軽トラック 1 台が常時駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2「許可に関する事務」の 1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 土岐商業高等学校】

保護者会の保有するマイクロバスが駐車する敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 預貯金通帳等の管理

【事実関係】

学校預り金等について、事務長が各口座通帳と届出印鑑を保管・管理している。

【規範】

学校預り金事務取扱要領第 11 条は、預貯金口座の届出印鑑は事務長が保管し、預貯金通帳は事務長以外の教職員が管理すると規定している。

【指摘 土岐商業高等学校】

要領に基づき、各口座通帳と届出印鑑の管理を分けるべきである。団体徴収金についても同様である。

(2) 情報実習装置

【事実関係】

平成 30 年度の育友会会計決算書には情報実習装置賃借料等 11 万 5884 円が計上されている。ヒアリング及び現地視察の結果、当該賃借料は、POS 実習室に設置されている授業用パソコン 40 台を、育友会が学校のためにリースしている

ものであった。学校の説明によれば、生徒の十分な実習時間の確保と実習室の利用に関し時間割を組むことが困難になることを解消するため、育友会の理解を得て、育友会がリースしたものを使用しているとのことである。なお、育友会と業者との「情報総合実習装置賃貸借契約書」によると、リース期間が平成24年度から平成28年度までとされており、同契約書第12条第1項に基づき毎年度賃貸借期間が延長されている。育友会と学校との本件情報実習装置の使用賃貸借に関する書類は確認できなかった。また、近年、当該費用について、県に予算要求や相談をしたことはないとのことであった。

【規範】

平成25年3月「公費私費ガイドライン」第2章、1(1)公費負担を原則とする経費は、「学校運営（施設の管理運営、教育活動）にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とし、これらは原則的に公費により対応するものとする」とされている。また、同章、2(2)①寄附や支援の申し出とその取扱いについては、「設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等について、関係団体からの総意のもと主体性をもって行われる寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄付の手續に従い、県教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものとする。申し出があった場合には、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならない」とされている。

【指摘 土岐商業高等学校】

学校の説明を前提とすれば、本件情報実習装置は、本来、公費として負担すべきものである。仮に、県が定める水準や年次計画を超える設備であって、育友会の総意のもと主体性をもって行われる支援であった場合にあって、少なくとも当初の賃貸借契約期間満了後の平成29年度からは、毎年度、教育委員会主務課の承認を受ける必要がある。しかし、学校は当該承認を受けていないようであるし、当初契約時において承認を受けた資料も確認できない。よって、今後も賃貸借契約を継続する場合には、公費により実施すべきか否か十分精査した上、現在の経費負担を維持する場合には教育委員会の承認を受けるべきである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手續を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）としている。

【指摘 土岐商業高等学校】

借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表

に記載すべきである。

7 契約

(1) 地域情報提供サイト (T I S)

【事実関係】

生徒の課題研究として市内企業を紹介する「地域情報提供サイト (T I S)」のWEBページを開設しており、賛同する企業情報を提供している。WEBページのサーバーは市内企業から無償貸与を受けているが、契約書は存在しない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

本件サーバーについて、借入手続の書類を作成し、保管すべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート及びヒアリング、平成 30 年度の安全衛生委員会は、12 回開催されているとのことであったが、議事録は、平成 31 年 1 月 31 日を第 1 回とするものしか確認できなかった。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条第 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 土岐商業高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者 (教頭) は、年 80 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されている

ところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 土岐商業高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 土岐商業高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

内規集には「部活動振興会会則」が存在するが、同会は平成 26、27 年頃に廃止されており、所要の改廃が行われていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。なお、土岐商業高等学校では、内規改正のために、企画委員会で改正案を作成し、校長による決裁の後、職員会議で同意を得て改正することとしている（学則関係は評議員会の承認を受けている。）。

【指摘 土岐商業高等学校】

内規集から、部活動振興会会則を削除すべきである。

10 土岐商ショップ

【事実関係】

生徒の課題研究として「土岐商ショップ」を運営しており、生徒及び教職員から 1000 円から 1 万円までの出資を募り、地元企業と共同開発した商品等を販売し、その利益から毎年 1 割程度を配当し、もって生徒に企業活動を実体験させるための取組みを実施している。ヒアリングの結果、発足時には規約があったと思われるが、現在では規約を見つけることはできないとのことであった。また、当該事業で生じた利益剰余金については、学校長名義の口座にて繰越処理されている。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則は、県立学校の管理運営に関することを定めるとともに、同規則第 49 条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 土岐商業高等学校】

土岐商ショップの組織・運営に関する規約を整備すべきである。

【規範】

土岐商ショップは、構成員が変更しても団体として存続することなどからすると、権利能力なき社団に該当するものと考えられる。法人税法では、「人格のない社団等（権利能力なき社団）」に該当する団体は法人とみなされ、収益事業を行う場合には法人税が課される。法第 2 条第 13 号（収益事業の意義）の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うものが含まれる。また、法第 2 条第 13 号（収益事業の意義）の「継続して…行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、通

常相当期間にわたって継続して行われるもの又は定期的に、若しくは不定期に反復して行われるものも含まれるとされている。

【指摘 土岐商業高等学校】

活動内容に照らし、申告義務の有無について確認すべきである。

第 50 東濃フロンティア高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

土岐市泉町河合 1127 番地の 8

(2) 生徒数(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	143	82	225	360

(3) 組織及び構成(令和元年 6 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	6	業務専門職	2	
副校長	1	1	非常勤講師	17	校務補助員		1
教頭	1	1					
教諭等	29	26					
養護教諭	2	1					
事務職員	3	3					
実習助手	1	1					
栄養教諭	1	0					
計	39	34	計	23	計	2	1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	23	44	67
平成 30 年度	25	35	60

(5) 部活動等の状況等(主に平成 30 年度)

・陸上競技

男子 走高跳 全国高等学校定通総合体育大会出場
 4×400m リレー 全国高等学校定通総合体育大会出場
 女子 200m 全国高等学校定通総合体育大会出場

- | | |
|------|------------------|
| 400m | 全国高等学校定通総合体育大会出場 |
| 800m | 全国高等学校定通総合体育大会出場 |
- ・ソフトテニス

男子団体	全国高等学校定通総合体育大会出場
男子個人	全国高等学校定通総合体育大会出場
女子団体	全国高等学校定通総合体育大会出場
 - ・剣道

男子団体（県選抜）	全国高等学校定通総合体育大会出場
男子個人	全国高等学校定通総合体育大会出場（2位）
 - ・写真 県高等学校写真コンテスト 奨励賞（2名）
 - ・美術 地区高等学校美術展 優秀賞（2名）
 - ・将棋 県高等学校総合文化祭 将棋部門 準優勝

（6）特色

昭和54年に開校した土岐北高等学校が平成16年3月に廃校となり、同年、岐阜県立東濃フロンティア高等学校として開校した。三部制の普通科定時制高等学校である。「一人一人の個性を大切にし、主体的に生きる人間の育成に努める。」を教育目標として教育が行われている。

2 監査の重点及び監査手続

東濃フロンティア高等学校は、定時制高等学校であり、高等学校において論点となりうる課題について広く着目するとともに、近くにある東濃特別支援学校との関係にも留意して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月16日及び同年12月3日、東濃フロンティア高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、現物実査の指示書や会計書類などの提出資料について書類監査を行った。また、理科準備室や図書館などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

育友会がリース契約を締結している防犯カメラについて、平成28年6月30日、「防犯カメラ設備の貸与についての覚書」を締結し、防犯カメラを設置しているが、防犯カメラの運用に関する規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有す

る個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 東濃フロンティア高校（改善報告）】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

なお、令和2年2月、「岐阜県立東濃フロンティア高等学校防犯カメラ設置・運用規定」が制定されている。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【事実関係】

現物実査のマニュアルは作成されておらず、平成30年度は、各部・教科担当者宛に事務長名で「県有物品（備品）の現物実査について」と題する指示書を発出しており、例年、当該書面と同様の書面を発出しているとのことである。平成30年度の現物実査に際しては、実施期限までにすべての担当者の「物品一覧表」（各部・教科担当者ごとに割り振りをした一覧表である。以下同様。）の提出はなされたが、当該書面には、「6実施期限までに物品一覧表の提出がない場合は、特に問題がなかったものと判断させていただきます。」と記載がある。

【規範】

地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理しなければならず（地方財政法第8条）、財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）。これを受けて、県は、「岐阜県会計規則」において、その管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない（同規則第92条の3）としている（これを現物実査という）。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

実施期限までに「物品一覧表」の提出がない場合には、実施期限までに現物実査が終了しておらず、そのため「物品一覧表」の作成がなされていないと考えるのが合理的である。「実施期限までに物品一覧表の提出がない場合は、特に問題がなかったものと判断」することは避けるべきである。

実施期限までに「物品一覧表」の提出をするよう指示をすべきである。

（2）薬品

【事実関係】

冷蔵庫に過酸化水素水を保管しているが、施錠はされておらず、劇物の表示もされていなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第 11 条第 1 項）としている。また、同法第 12 条第 3 項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【指摘① 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

過酸化水素水を保管している冷蔵庫については、「医薬用外劇物」の表示をすべきである。なお、往査後、冷蔵庫に「医薬用外劇物」の表示がなされた。

【指摘② 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

過酸化水素水を保管している冷蔵庫については、施錠する等盗難防止の措置を講ずるべきである。なお、往査後、冷蔵庫に鍵が取り付けられた。

(3) 図書

【事実関係】

育友会会計で購入した図書について寄附採納手続を行っていない。

また、寄贈された図書があるが、当該図書についても、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続を行うべきである。

5 施設

(1) 倉庫

【事実関係】

グラウンドに、野球部が使用している倉庫があるが、所有者を把握しておらず、行政財産の目的外使用許可申請はされていない。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第 13 条「公有財産を所管する部局長は、その所有する

公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 東濃フロンティア高等学校】

公有財産を適切に管理するため、倉庫の所有者を確認すべきである。

【規範②】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 東濃フロンティア高等学校】

野球部という特定の部活動のために使用されていることから、本来想定されているグラウンドの使用目的とは断言しにくい。本来の教育目的以外の目的で使用する場合であるから、所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可すべきかどうか判断すべきである。

(2) 育友会が設置する複写機

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、進路指導室に、育友会が業者とリース契約を締結している複写機が設置されており、求人票等のコピーが行われているが、行政財産の目的外使用許可申請はなされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

育友会がリース契約を締結しているコピー機であるため、PTAから学校への転貸は、契約上禁止されていると考えられる。学校が、コピー機を借りているのではなく、育友会にコピー機を置かせているという認識であるならば、コピー機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 弓道場

【事実関係】

敷地に育友会が所有し部活動で利用している弓道場があるが、老朽化し危険な状態である。

【規範】

国家賠償法第 2 条「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵が

あったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

国または公共団体が所有権を有していない他有公物であっても、それが公の用に供されていれば、「公の営造物」に含まれると解されている。

【意見 東濃フロンティア高等学校】

事故が発生した場合、学校に責任が発生する可能性が否定できないため、弓道場の取り壊しも含めて対応を検討することが望ましい。

(4) 土地の使用承認

【事実関係】

平成31年2月頃からテニスコートとして利用していた学校用地の一部を東濃特別支援学校の職員駐車場として利用させているが、その際、学校長の決裁手続を行っていない。

【規範】

岐阜県公有財産関係例規集(26～27頁)「第2款 一時的利用(使用承認)」
「1 公有財産の所管換等の場合に、他部局において短期間の使用をしたいというとき、所管換を行う時間的余裕もなく、また、所管換を行うことは、事務手続上においても複雑であり、簡素化に反するときがある。このようなときは、規則上の制度としては規定されていないが、部局長における管理権限の行使として、「使用承認」により利用を認めることができる。」

「2 使用承認によりことができる場合を例示すると、次のとおりである。

(1) 部局間等において、臨時的に利用するとき

(2) 臨時又は急施の必要があり、所管換、目的外使用許可等の手続をとる暇がないとき。

(3) 建築寄附を条件として敷地を利用させるとき。」

「3 使用承認の決裁手続 目的外使用許可の例に準じて行うこととなる。経営管理部長への合議についても、1か月を超える目的外使用許可(更新に係る許可を除く。)を合議の対象としていることとの均衡を比較考慮して、簡易なものを除き、行うべきものである。」

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

敷地の一部を東濃特別支援学校の職員駐車場として利用させており、使用承認をしているものと思われる。目的外使用許可の手続に準じて決裁手続を行うべきである。

また、そもそも使用承認が認められるのは、あくまでも臨時的な利用の場合である。東濃特別支援学校において、職員駐車場の確保について何ら検討がなされておらず、今後も東濃特別支援学校の職員駐車場としての恒常的な利用が想定されるのであれば、所管換も含めて検討すべきである。

6 私費会計

(1) 物品購入手続

【事実関係】

消耗品を学校長名義のカードを利用して近隣ショッピングセンターで購入することにより、現金払いではなく後日の支払としているが、育友会会計で購入する消耗品についても学校長名義のカードを利用することにより現金払いではなく後日の支払としている。その結果、近隣ショッピングセンターから学校に対して、育友会ではなく、学校長宛ての納品書及び請求書が送付されている。

【規範】

育友会会計事務取扱要領第2条第1項「本会の会計事務は、育友会会長が、校長に負託するものとする。」

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

学校長は、育友会から会計事務の負託を受けただけであり、契約の当事者は学校ではなく、育友会である。当該ショッピングセンターにおいて、掛け売りで購入する必要があるのであれば、育友会宛ての請求書を発行してもらうため、育友会のカードを作成すべきである。

(2) スクールカウンセラーの報償費等

【事実関係】

平成30年度、専門性を生かし生徒からの様々な相談ごとに対して的確に対応するべく、生徒の臨床心理に関して高度な知識と経験を有するスクールカウンセラーを設置し、県の予算から34万2160円支出がなされているが、県の予算では不十分であるとの理由から、別途、育友会が24万1055円支出をしている。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施すべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

【指摘 東濃フロンティア高等学校】

スクールカウンセラーの報償費等は、学校運営にかかる経費として、県費で対応すべきである。また、育友会の総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年 12 回、学校巡視を行っている。安全衛生委員会の議事録に「異常なし」と記載されているが、巡視の際、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行っておらず、何を確認したのかが明らかではない。

【規範①】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘① 東濃フロンティア高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録した書類を作成保存すべきである。

【規範②】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘② 東濃フロンティア高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

8 学校内規

【事実関係】

監査資料として提出された「職員必携」には薬品に関する規定などが掲載されていない。また、東濃フロンティア高等学校に対して、薬品管理規定の提出を依頼したところ、「岐阜県立東濃フロンティア高等学校における毒物及び劇物の管理に関する規定」が提出されたため理科薬品など一般薬品の管理規定の有無を尋ねたが、東濃フロンティア高等学校においては一般薬品に関する管理規定が整備されていないとの回答であった。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」

同条第2項「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」

同第49条「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」

【指摘 東濃フロンティア高等学校（改善報告）】

薬品に関する規定などは、一般薬品も含め、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。一般薬品に関する管理規定を整備し、毒物及び薬物の管理規程とともに、職員必携に掲載すべきである。なお、令和2年2月、「実験・実習等に使用する薬品の保管管理規程」が制定されている。